

平成 28 年度版

# 過疎対策の現況

平成 30 年 3 月

総 務 省

地域力創造グループ過疎対策室

# 目 次

第1章 過疎対策のあゆみ	1
第1節 これまでの過疎対策	1
1 過疎問題の発生	1
2 過疎地域対策緊急措置法	2
(1) 過疎地域対策緊急措置法の制定	2
(2) 過疎地域対策緊急措置法の概要	2
1) 法の目的	2
2) 過疎地域の要件	2
3) 過疎地域市町村数の動向	2
4) 事業の概要	3
5) 緊急措置法の10年間の成果	3
6) 法の失効	3
3 過疎地域振興特別措置法	4
(1) 過疎地域振興特別措置法の制定	4
(2) 過疎地域振興特別措置法の概要	4
1) 法の目的	4
2) 過疎地域の要件	4
3) 過疎地域市町村数の動向	5
4) 事業の概要	5
5) 振興法までの20年間の成果と法の失効	5
4 過疎地域活性化特別措置法	6
(1) 過疎地域活性化特別措置法の制定	6
(2) 過疎地域活性化特別措置法の概要	6
1) 法の目的	6
2) 過疎地域の要件	7
3) 過疎地域市町村数の動向	7
4) 事業の概要	7
5) 活性化法までの30年間の成果と法の失効	8
第2節 過疎地域自立促進特別措置法	11
1 過疎地域自立促進特別措置法の制定・改正	11
(1) 過疎地域自立促進特別措置法の制定	11
(2) 平成22年における過疎地域自立促進特別措置法の改正	11
(3) 平成24年における自立促進法の改正	12
(4) 平成26年における自立促進法の改正	12
(5) 平成29年における自立促進法の改正	13
2 過疎地域自立促進特別措置法の概要	14
(1) 法の目的	14
(2) 過疎地域の要件	14
1) 原則	14

2) 市町村の廃置分合等があった場合の特例	16
(3) 過疎地域市町村数の動向	17
(4) 過疎地域自立促進計画	17
(5) 過疎対策事業債	18
1) 対象の拡充	18
2) 過疎債ソフト分	18
第2章 過疎地域の現況	21
第1節 概況	21
1 過疎関係市町村数、人口、面積等	21
(1) 概要	21
(2) 市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移	23
(3) 都道府県別、ブロック別の特徴	24
2 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係	26
第2節 人口・世帯	27
1 過疎地域の人口動態	27
(1) 過疎地域の人口の推移	27
1) 過疎地域の人口の推移	27
2) 人口増減率の推移	29
3) ブロック別にみた過疎地域の人口動向	30
4) 過疎関係市町村の人口増減の動向	31
5) 近年の人口増加市町村の人口増加要因	33
(2) 社会増減と自然増減	34
1) 人口増減の要因：社会増減と自然増減	34
2) 社会増減：転入と転出	36
3) 自然増減：出生と死亡	37
2 過疎地域の人口構成	38
(1) 男女別人口	38
(2) 未婚者数	39
(3) 年齢階層別人口	40
1) 過疎地域と全国の比較	40
2) 年齢階層別人口の推移	41
3) コーホート人口の増減	43
4) 人口構造の変化	45
5) 高齢者比率・若年者比率の推移	46
6) 高齢者・若年者比率の段階別市町村数	47
3 過疎地域の世帯の動向	48
(1) 世帯数及び世帯人員数	48
(2) 高齢者世帯	49
1) 概況	49
2) ブロック別の状況	50
第3節 財政状況	51
1 決算の状況	51

(1) 概況	51
(2) 歳入	51
(3) 歳出	53
2 財政力指数等の状況	56
(1) 財政力指数	56
(2) 公債費負担比率等	57
第4節 産業・雇用	59
1 労働力人口及び雇用の状況	59
(1) 労働力人口の状況	59
1) 労働力人口割合	59
2) ブロック別労働力人口の年齢構成割合	60
3) 完全失業者割合	61
(2) 雇用の状況	62
1) 雇用機会	62
2) 賃金	64
3) 所得	64
(3) 産業別就業人口	65
1) 産業別就業人口の推移	65
2) 産業別就業人口割合	66
2 産業分野別の状況	70
(1) 第1次産業の状況	70
1) 農林漁家数の推移	70
2) 専兼業別農家数	71
3) 農業経営規模	72
(2) 第2次産業・第3次産業の状況	73
1) 製造業の状況	73
2) 商業の状況	74
(3) 観光・レクリエーション事業の状況	75
1) 入込観光客数	75
2) 観光・レクリエーション事業の開始件数	76
3 過疎地域における企業立地	77
1) 企業立地の状況	77
2) ブロック別工場立地動向	78
3) 業種別・規模別立地動向	79
第5節 交通・通信	82
1 交通	82
(1) 道路の整備状況	82
1) 国道・都道府県道の整備状況	82
2) 市町村道の整備状況	83
(2) 過疎関係市町村から高速道路のインターチェンジ等までの所要時間	84
2 高度情報化への対応	85
(1) 電子自治体構築計画の策定状況	85
(2) 携帯電話サービスエリアの状況	86

(3) ブロードバンドの整備状況	86
第6節 生活環境	87
1 上水道	87
2 生活排水関連施設	88
1) 水洗化人口の推移	88
2) 水洗化人口の内訳	88
第7節 高齢化・福祉・医療	89
1 高齢化への対応	89
(1) 過疎地域の高齢化	89
(2) 高齢者福祉施設及び児童福祉施設の整備・サービスの状況	90
1) 高齢者福祉施設の整備状況	90
2) 居宅介護サービスの利用状況	91
3) 児童福祉施設の整備状況	92
2 医療	93
(1) 診療施設の整備状況	93
(2) 無医地区の状況	94
第8節 教育・文化の振興	95
1 教育	95
(1) 義務教育	95
(2) 幼児教育	97
1) 保育所の状況	97
2) 幼稚園就園率	98
(3) 高等学校・大学等	99
1) 高等学校等	99
2) 大学等	100
2 文化及び体育施設	101
1) 文化施設	101
2) 体育施設	102
第9節 集落の整備等	103
1 集落の現状	103
(1) 集落の現状	104
(2) 集落対策について	113
2 市町村による住宅整備の状況	120
(1) 定住促進のための住宅整備の状況	120
第3章 過疎対策の現況	121
第1節 近年の過疎対策	121
1 集落対策	121
(1) 「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言」	121
(2) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	124
(3) 「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」	124
(4) 集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル	126
(5) 集落支援員	127

(6) まち・ひと・しごと創生基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）	127
1) 「小さな拠点」の形成の推進	127
2) 地域運営組織の持続的な取組の支援	128
2 移住・定住に向けた取組	128
(1) 地域おこし協力隊	128
(2) 「全国移住ナビ」及び「移住・交流情報ガーデン」	129
第 2 節 地方公共団体の過疎対策	130
1 過疎地域自立促進計画等の体系	130
2 自立促進方針	131
3 自立促進計画の事業費	133
第 3 節 国の過疎対策	144
概要	144
1 産業の振興	149
[過疎法による施策]	149
[過疎地域を対象とする施策]	157
[過疎地域に関連する施策]	160
2 交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進	165
(1) 交通	165
[過疎法による施策]	165
[過疎地域を対象とする施策]	167
[過疎地域に関連する施策]	170
(2) 通信・情報化の推進	177
[過疎法による施策]	177
[過疎地域を対象とする施策]	177
3 生活環境の整備	179
[過疎法による施策]	179
[過疎地域を対象とする施策]	183
[過疎地域に関連する施策]	184
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	187
(1) 高齢者の保健及び福祉に関する施策	187
[過疎法による施策]	187
[過疎地域を対象とする施策]	187
(2) 保育所	188
[過疎法による施策]	188
[過疎地域に関連する施策]	189
(3) その他	189
[過疎地域に関連する施策]	189
5 医療の確保	190
[過疎法による施策]	190
[過疎地域に関連する施策]	190
6 教育・文化の振興	192
[過疎法による施策]	192
[過疎地域を対象とする施策]	195
[過疎地域に関連する施策]	196

7	集落の整備等	197
(1)	集落の整備	197
	〔過疎法による施策〕	197
	〔過疎地域を対象とする施策〕	197
(2)	都市部等との交流促進	200
	〔過疎地域を対象とする施策〕	200
	〔過疎地域に関連する施策〕	201
8	その他	203
	〔過疎地域を対象とする施策〕	203
	〔過疎地域に関連する施策〕	204
9	財政上の主要な施策	205
(1)	地方債	205
	〔過疎法による施策〕	205
	〔過疎地域に関連する施策〕	212
(2)	国庫補助金等	213
	〔過疎法による施策〕	213
	〔過疎地域を対象とする施策〕	215
(3)	地方交付税	217
	〔過疎地域に関連する施策〕	217
10	その他の行政措置	218
	〔過疎法による施策〕	218

## 資 料

過疎対策の概要	219
過疎対策事業債（ソフト分）について	221
過疎地域等自立活性化推進交付金（H29年度）	224
地域おこし協力隊・集落支援員等	229
「田園回帰」に関する調査研究会	235
人口動態について	236
過疎関係市町村分布図	239

## 本書について

1. 本書は、過疎対策の現況に関する参考資料集として、過疎地域に関する基礎的な統計資料、過疎対策の概要等を取りまとめたものである。
2. 過疎地域とは、
  - ①過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）第2条第1項に規定する市町村（以下「過疎市町村」という。）の区域
  - ②自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村（以下「みなし過疎市町村」という。）の区域
  - ③自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。また、一部過疎地域を有する市町村を、以下「一部過疎市町村」という。  
(P14の2(2)「過疎地域の要件」参照)
3. 過疎関係市町村とは、前記2の①、②又は③の区域を有する市町村をいう。
4. 統計資料中、過疎地域に係る数値は、前記2の①～③の区域に係る数値を使用している。  
また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合は、その旨を示している。
5. 統計資料の数値は、所管省庁等の調査結果の基礎データを総務省において集計したものである。
6. 四捨五入のため、表中の数値の計算が合わないことがある。
7. 地域ブロックの区分は、次のとおりである。  
北海道……北海道  
東北……青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県  
関東……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県  
東海……岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
北陸……富山県、石川県、福井県  
近畿……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
中国……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
四国……徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
九州……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
沖縄……沖縄県





# 第1章

## 過疎対策のあゆみ



## 第1章 過疎対策のあゆみ

### 第1節 これまでの過疎対策

#### 1 過疎問題の発生

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市、特に大都市に吸引する結果をもたらした。すなわち、農山漁村地域においては主に第1次産業に従事しつつ雇用の機会を求めていた人々が、新規学卒者を中心に、場合によっては家族ぐるみで、第2次・第3次産業を主産業とする都市に急速に吸収されていった。

こうした農山漁村地域における急激な人口減少は昭和35年前後から始まっていたが、昭和40年国勢調査結果が公表されるに及んで、大きな社会問題としてクローズアップされることになった。昭和35年と昭和40年の国勢調査人口（以下「国調人口」という。）を比較してみると、沖縄県を除く46都道府県中25県で人口が減少し、3,375市町村（特別区は除く。）のうち2,574市町村で人口が減少した。特に10%以上減少が897市町村、20%以上減少が117市町村、30%以上減少が36村であった。この急激な人口減少問題に関して、政府の公式文書で初めて「過疎」の言葉を用いたのは「経済社会発展計画（昭和42年3月閣議決定）」であり、次いで「経済審議会地域部会報告（昭和42年11月）」であった。

「経済社会発展計画（昭和42年3月13日閣議決定）」抄

「…40年代においては、生活水準、教育水準の向上や産業構造の高度化に伴って、人口の都市集中はいっそうの進展をみせるとともに、他方、農山漁村においては、人口流出が進行し、地域によっては地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎現象が問題となろう。…」

「経済審議会地域部会報告（昭和42年10月30日）」抄

「…都市への激しい人口移動は人口の減少地域にも種々の問題を提起している。人口減少地域における問題を「過密問題」に対する意味で「過疎問題」と呼び、「過疎」を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに、資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の老齢化がすすみ、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が生じ、または生じつつあると思われる。昭和40年には、人口の自然増加率がマイナス、すなわち死亡数が出生数を上回っている町村が約200町村、全国市町村の約6%にも及んでいることは注目すべきことである。…」

## 2 過疎地域対策緊急措置法

### (1) 過疎地域対策緊急措置法の制定

過疎問題がこうして深刻な問題となってきたことに伴って、昭和 43 年頃から関係都道府県を中心に、地方公共団体から国に対して過疎対策の早期確立について強力な要望、陳情活動が行われ、これを踏まえ、政府部内をはじめ国会での検討等各方面において過疎対策の立法化が検討された。

この結果、昭和 44 年 6 月に議員提案により過疎地域対策特別措置法案が国会に提出されたが、同年 8 月審議未了で廃案となり、同年 11 月に再度提出されたものの解散により廃案となった。

昭和 45 年になると過疎地域対策緊急措置法案がまとめられ、衆議院地方行政委員長提案により国会に提出され、全会一致で成立した。この法律は同年 4 月 24 日に法律第 31 号として公布され、自治省の所管とされたが、後に昭和 49 年国土庁が設置されたことに伴って同庁の所管となった。

### (2) 過疎地域対策緊急措置法の概要

#### 1) 法の目的

過疎地域対策緊急措置法（以下「緊急措置法」という。）の目的は、現に人口の減少が進行中の地域に対し、緊急の対策として、生活環境におけるナショナル・ミニマムを確保しつつ、開発可能な地域には産業基盤等を整備することにより、人口の過度の減少を防ぐとともに、地域社会の崩壊及び市町村財政の破綻を防止することにあつた。このため、各般の財政、行政、金融、税制上の特別措置を講じることとされ、目的達成のための緊急措置として 10 年間の時限立法とされた。

#### 2) 過疎地域の要件

過疎地域の要件としては、人口要件及び財政力要件の両方を満たす市町村の区域とされた。人口要件については、昭和 35 年と昭和 40 年の国調人口を比較して 10%以上減少していることとされ、また、財政力要件については、緊急措置法の趣旨が過疎地域市町村に行財政上の特別措置を講じることにある以上、財政力に余裕のある団体は含めないことが適当であるとして、昭和 41 年度から昭和 43 年度までの 3 年平均の財政力指数が全市町村単純平均 0.4 未満であることとされた。さらに、国調人口が発表されるたびに指数を要件に当てはめ、該当する場合には追加公示することとされた。

#### 3) 過疎地域市町村数の動向

この要件に基づく過疎地域市町村は昭和 45 年 5 月 1 日の当初公示時点では 776 市町村（当時）であったが、その後国調人口の公表のたびに追加公示され、法失効時には、要件を満

たす市町村の存在しない神奈川県及び大阪府、沖縄振興開発特別措置法の規定により緊急措置法の適用除外とされていた沖縄県を除く 44 都道府県に 1,093 市町村（当時）となった。

#### 4) 事業の概要

緊急措置法の制定により、過疎地域市町村及び過疎地域を有する都道府県は過疎地域振興計画（前期・後期 5 か年ずつ）を策定することとなり、これに基づいて生活環境、産業基盤等の整備を図る各種の過疎対策事業が実施され、必要な財政、行政、金融、税制上の特別措置が講じられた。昭和 45 年度から昭和 54 年度までの 10 年間で、計画に基づく過疎対策事業費の総額は合計 7 兆 9 千億円にのぼり、主に交通通信体系の整備を中心に事業が進められた（図表 1-1-1）。

#### 5) 緊急措置法の 10 年間の成果

緊急措置法に基づく各種過疎対策事業により、過疎地域における公共施設の整備水準は相当の向上をみた。特に市町村道については、改良率が昭和 45 年度の 9.0%から昭和 55 年度には 22.7%に、舗装率は昭和 45 年度の 2.7%から昭和 55 年度には 30.6%に上昇するなど大幅に改善が見られ、過疎地域の地理的、自然的に不利な条件を克服することに貢献した（図表 2-5-2）。また、地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会施設についても、市町村単位、集落単位等のそれぞれで施設整備が進んだ。この時期までに約 80%の過疎地域市町村において、市町村全域を対象とする中央集会施設が整備されたが、このうち約 60%は緊急措置法の制定された昭和 45 年度以降に設置されたものであった。

#### 6) 法の失効

昭和 48 年の石油危機を経て日本経済が安定成長へとその基調を変えたこと、過疎地域の居住条件の改善が見られたこと等により、昭和 50 年代の過疎地域における人口減少は鈍化の傾向を示した。すなわち、昭和 35 年から 40 年、昭和 40 年から 45 年の各 5 年間には 10%台を示していた緊急措置法下の過疎地域の人口減少率（国調人口）は、昭和 45 年から 50 年の 5 年間をとると 8%台に低下し、その後の動きをみても年率 1%足らずの割合で推移した。こうして「最近における人口の急激な減少」に対処して「人口の過度の減少を防止」することを目的とした緊急措置法は、その目的をほぼ達し得たものとして 10 年間の期限を迎え、昭和 55 年 3 月 31 日限りで失効した。

### 3 過疎地域振興特別措置法

#### (1) 過疎地域振興特別措置法の制定

昭和 50 年代に入り人口減少率が鈍化傾向を示してきたことから、過疎地域は落ち着きを取り戻しつつあるものと考えられたが、多くの過疎地域においては過去の多数かつ長期にわたった人口の流出により地域社会の機能が低下しつつあり、改善されてきたとはいっても各種公共施設の整備水準は他地域に比較して依然低位にあり、住民の就業機会や医療の確保等の面でも決して満足すべき状態とは言えなかった。また、若年層を中心とした人口流出は地域の高齢化をもたらし始めていた。

こうした状況を背景に、昭和 53 年頃より関係地方公共団体から過疎地域に対する特別措置の継続・拡充を求めて要望、意見書の提出が相次ぎ、第 89 回国会では衆参両院において過疎地域振興のための特別措置の強化拡充に関する請願が採択されるなど、緊急措置法失効後の対策について国会等各方面で検討が進められた。この結果、緊急措置法が議員立法で制定されたという経緯も踏まえ、地方行政委員長の提出する過疎地域振興特別措置法案としてまとめられ、昭和 55 年 3 月 31 日に全会一致で成立、即日公布され（法律第 19 号）、翌日から施行された。

#### (2) 過疎地域振興特別措置法の概要

##### 1) 法の目的

過疎地域振興特別措置法（以下「振興法」という。）の目的は、緊急措置法が掲げていた「人口の過度の減少を防止する」という緊急の目的が一応達成されたことを前提に、いわば過去における激しい人口減少に起因して地域社会の機能の低下や、生活水準・生産機能が他地域に比較して低位にある状態を改善することとされた。そして、総合的かつ計画的な振興施策を積極的に講ずることにより、「これらの地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること」を目的とした。

また、過疎地域の状況を改善し振興を図る目的達成のために必要な期間として、10 年間の時限立法とされた。

##### 2) 過疎地域の要件

上記の考え方の下、人口要件については、緊急措置法が過疎現象進行中の地域を対象とするため 5 年間の人口減少を指標としていたのに対し、振興法では人口が大幅に減少してしまった地域を対象とするため、昭和 35 年と昭和 50 年の国調人口を比較して 20%以上減少していることとされた。また、財政力要件については、緊急措置法と同様、財政力に余裕のある団体は含めないこととされ、昭和 51 年度から 53 年度までの 3 年平均の財政力指数が全市町村の財政力指数の単純平均である 0.37 以下であり、かつ公営競技に係る収入が 10 億円以下であることとされた。以後、国調人口が公表されるたびに要件に当てはめ、追加公示

が行われることとされたのは緊急措置法と同じである。

なお、緊急措置法下においては、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）により沖縄県に対する緊急措置法の適用が除外されていたが（第55条）、振興法の附則により改正され、振興法の規定が沖縄県に適用されることになった。

### 3) 過疎地域市町村数の動向

振興法に基づく過疎地域市町村は、昭和55年4月1日時点で1,119市町村が公示され、このうち993団体が緊急措置法から引き続き過疎地域市町村となった。つまり、緊急措置法失効時点の過疎地域市町村1,093市町村のうち、100市町村が振興法における過疎地域の要件を満たさなくなった（なお、当該100市町村のうち、地方交付税の不交付団体である4団体を除き、経過措置としての法第12条の準用があった）。以後、数次にわたる追加公示が行われた結果、平成元年4月には1,157市町村が過疎地域となった。

### 4) 事業の概要

緊急措置法において講じられた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に振興法に引き継がれ、過疎地域が引き続き抱える課題のほか過去の人口流出に起因する高齢化等新たな課題に対処するため、医療確保に関する配慮規定、老人福祉の増進に関する補助制度の規定、小規模校における教育の充実に関する配慮規定及び中小企業に対する資金確保の規定が新設された。

このほか、新法の過疎地域の要件を満たさなかった市町村の残事業の円滑な完了、財政上の激変緩和等の趣旨から特別の経過措置が講じられ、過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）の発行及び基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業について、昭和55年度から昭和58年度までの4年間、特別措置が継続されることとされた。また、振興法が適用されることになった沖縄県の市町村のうち、緊急措置法の要件は満たしていたが振興法の要件を満たさない4市町村について、上記の経過措置に準じて4年間に限り過疎債の発行を認めることとされた。これらの結果、経過措置を適用されるべき市町村は100団体が公示され、うち20市町村は後に再び過疎地域に追加公示された。

振興法においても都道府県、市町村が振興計画を策定して過疎対策事業を推進することとされ、前期・後期5年ずつの計画に基づいて実施された事業費の総額は交通通信体系の整備及び産業の振興を中心に17兆4千億円となった（図表1-1-1）。

### 5) 振興法までの20年間の成果と法の失効

昭和45年以来、法律に基づき、総合的な過疎対策事業が積極的に推進され、緊急措置法及び振興法を合わせた20年間の総事業費は約25兆円となった。その内容は交通通信体系の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設の整備、産業の振興等多岐にわたっているが、中でも道路を中心とする交通通信体系の整備が総事業費の半分近くを占めた（図表1-1-1、図表1-1-2）。

様々な過疎対策の結果、公共施設を中心に整備が進み、例えば市町村道については、改



良率が昭和 45 年度の 9.0%から平成 2 年度の 39.0%へと向上し、舗装率は昭和 45 年度の 2.7%から平成 2 年度の 55.6%へと向上した（図表 2-5-2）。

また、過疎地域市町村が事業を行うに当たっては、過疎債の発行、統合小中学校等の建設事業に係る国庫補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置が果たした役割は大きい。特に過疎債については 20 年間で 2 兆 3,087 億円が充当され、事業費の総額では 4 兆 2,754 億円に達し、過疎地域振興計画に基づく市町村事業全体の 31.0%を占め、一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金の総額は 20 年間で 605 億円となっており、事業の円滑な実施に寄与した（図表 1-1-3）。

こうして過疎対策事業が一定の成果を挙げる中で、振興法は平成 2 年 3 月 31 日限りで 10 年の期限を迎え失効した。

## 4 過疎地域活性化特別措置法

### (1) 過疎地域活性化特別措置法の制定

昭和 45 年以来 20 年間にわたる過疎対策は公共施設の整備を中心に着実に成果を挙げたが、日本経済が第 2 次石油ショックを克服し新たな東京一極集中が始まる中で、過疎地域を抱える多くの都道府県で人口減少がみられ（昭和 60 年と平成 2 年の国調を比較すると 18 道県で減少）、多くの過疎地域においては人口の減少が続いたばかりではなく、若者の流出により高齢化が顕著になるなど、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下していると言わざるを得ない状況が生じた。また、過疎地域では産業面での遅れもみられ、公共施設の整備水準も他地域に比較して依然低位にあるものが多く、財政基盤は脆弱である等の課題を有しており、これらの諸課題全体をいわば「新たな過疎問題」の発生と捉えることができた。

こうした事情を背景に、昭和 63 年以降関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡充を求める要望、意見書の提出等が相次いで行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められた。その結果、平成 2 年 3 月、過疎地域活性化特別措置法案が衆議院地方行政委員長から国会に提出され、3 月 30 日に全会一致で成立、翌日法律第 15 号として公布され、4 月 1 日から施行された。

### (2) 過疎地域活性化特別措置法の概要

#### 1) 法の目的

過疎地域活性化特別措置法（以下「活性化法」という。）の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域についてその活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域

格差の是正に寄与することとされている。振興法では地域の「振興を図る」とされていたのに対し、活性化法では「活性化を図る」とされているが、これは従来の過疎対策の成果と過疎地域の現況を踏まえた場合、新たな過疎対策として、①地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視する必要があること、②基礎的な公共施設（ハード）のみならず、いわゆるソフト施策を含む総合的な地域の発展を重視し、民間活力の活用をも図る必要があること等を示すため特に用いられた言葉であり、こうした目的達成のために必要な期間として10年間の時限立法とされた。

## 2) 過疎地域の要件

活性化法の要件については、過去の著しい人口減少のみならず、人口減少が続いた結果として高齢者が多く若者が少ないという状態が、地域社会における活力の低下をもたらしているとの認識に基づき、人口要件において従来からの人口減少率に加えて高齢者比率及び若年者比率を用いている。すなわち、人口については、次のいずれかを満たし、かつ財政力要件を満たす市町村の区域を過疎地域としている。以後、国調人口が公表されるたびに要件に当てはめ、追加公示が行われることとされたのは緊急措置法及び振興法と同じである。

### ①人口要件

- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して25%以上減少していること。
- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して20%以上減少しており、高齢者（65歳以上）の比率が16%以上であること。
- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して20%以上減少しており、若年者（15歳以上30歳未満）の比率が16%以下であること。

### ②財政力要件

昭和61年度から昭和63年度まで3年平均の財政力指数が0.44以下であり、かつ、公営競技に係る収入が10億円以下であること。

## 3) 過疎地域市町村数の動向

この要件により活性化法に基づく過疎地域市町村は、平成2年4月1日時点で1,143市町村が公示され、このうち1,054市町村が振興法から引き続き過疎地域となった。つまり、振興法失効時点の過疎地域市町村1,157市町村のうち、103市町村が新法の過疎地域の要件を満たさなくなった（なお、当該103市町村のうち、地方交付税の不交付団体である3団体を除き、経過措置としての法第12条の準用があった）。以後、数次にわたる追加公示が行われた結果、平成11年4月には1,230市町村が過疎地域となった。

## 4) 事業の概要

振興法において講じられた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に活性化法に引き継がれたほか、新たな課題に対処するため、過疎債、基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業等について拡充が図られ、高齢者生活福祉センター等の整備に係る規定が新設された。

さらに、振興法と同じく新法の過疎地域の要件を満たさなくなった市町村の残事業の円滑な完了、財政上の激変緩和等の趣旨から特別の経過措置が講じられ、過疎債の発行及び基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業について、平成2年度から平成6年度までの5年間、特別措置が継続されることとされた。この経過措置を適用されるべき市町村として100団体が公示された。

平成3年には、活性化法の一部改正が行われ、公共下水道について都道府県が代行整備する制度が創設された。

また、活性化法においては、過疎地域市町村に廃置分合又は境界変更があった場合、一定の要件を満たせば廃置分合等により成立した新たな市町村を過疎地域市町村とみなす特例が設けられていたところであるが、平成7年には「市町村の合併の特例に関する法律」が改正され、過疎地域市町村の合併に関する特例（合併前の過疎市町村の区域について過疎債の発行を認める。）がさらに付け加えられた。

活性化法においても都道府県、市町村が活性化計画を策定して過疎対策事業を推進することとされ、前期・後期5年間ずつの計画に基づいて実施された事業費の総額は36兆3千億円となった（図表1-1-1）。

#### 5) 活性化法までの30年間の成果と法の失効

昭和45年の緊急措置法制定以来、振興法、活性化法と3次にわたり、過疎対策のための法律が制定され、過疎対策が実施されてきた。30年間の過疎対策事業の事業費の総額は、緊急措置法の10年間には7兆9,018億円、振興法の10年間には17兆3,669億円、活性化法の10年間には36兆3,286億円、合計61兆5,973億円となった（図表1-1-1）。

その内容を分野別にみると、緊急措置法、振興法の時代には交通通信体系の整備がほぼ半分を占めていたのに対し、活性化法の10年間は、そのシェアがやや低下し、他方で、産業の振興のシェアが高まっており、また、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のシェアが、活性化法時代に大きく増加した（図表1-1-2）。

過疎地域市町村が事業を行うに当たって大きな役割を果たす過疎債については、30年間で5兆4,606億円が充当され、事業費の総額では10兆9,511億円に達し、一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金の総額は30年間で811億円となっている（図表1-1-3）。

これらの過疎対策事業により、過疎地域における基盤整備等が進み、全国との格差は総じて縮小し、過疎地域における生活や経済活動の利便性が大きく向上するとともに、都市との交流の促進にも大きく寄与した。

こうして過疎対策事業が一定の成果を挙げる中で、活性化法は平成12年3月31日限りで10年間の期限を迎え失効した。

図表 1-1-1 過去の過疎法における事業実績

(単位：億円、%)

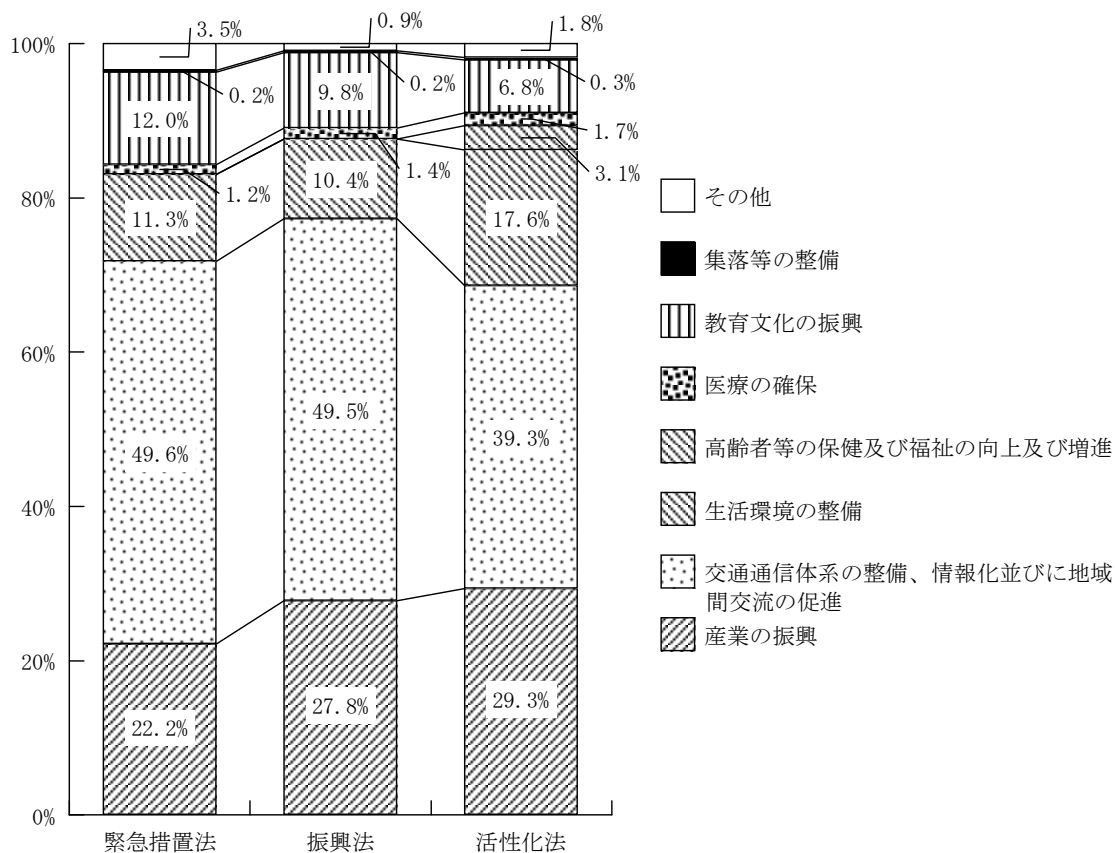
区 分		産業の振興	交通通信体系の整備、 情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育文化の振興	集落等の整備	その他	合 計
緊急措置法 (S45～S54)	市町村	7,584 (17.3)	16,488 (37.7)	8,498 (19.4)		639 (1.5)	9,339 (21.4)	190 (0.4)	1,001 (2.3)	43,739 (100.0)
	都道府県	9,940 (28.2)	22,709 (64.4)	447 (1.3)		314 (0.9)	131 (0.4)	0 (0.0)	1,738 (4.9)	35,279 (100.0)
	合 計	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)
振 興 法 (S55～H元)	市町村	22,061 (23.5)	35,319 (37.5)	17,173 (18.3)		1,430 (1.5)	16,263 (17.3)	402 (0.4)	1,422 (1.5)	94,069 (100.0)
	都道府県	26,196 (32.9)	50,623 (63.6)	810 (1.0)		1,027 (1.3)	822 (1.0)	10 (0.0)	112 (0.1)	79,600 (100.0)
	合 計	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)
活 性 化 (H2～H11)	市町村	48,341 (25.4)	47,332 (24.8)	53,063 (27.9)	10,437 (5.5)	3,769 (2.0)	22,579 (11.9)	744 (0.4)	4,227 (2.2)	190,491 (100.0)
	都道府県	58,262 (33.7)	95,341 (55.2)	10,994 (6.4)	871 (0.5)	2,442 (1.4)	2,286 (1.3)	442 (0.3)	2,157 (1.2)	172,795 (100.0)
	合 計	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)
実 績 合 (S45～H11)	市町村	77,986 (23.8)	99,139 (30.2)	78,734 (24.0)	10,437 (3.2)	5,838 (1.8)	48,181 (14.7)	1,336 (0.4)	6,650 (2.0)	328,299 (100.0)
	都道府県	94,398 (32.8)	168,673 (58.6)	12,251 (4.3)	871 (0.3)	3,783 (1.3)	3,239 (1.1)	452 (0.2)	4,007 (1.4)	287,674 (100.0)
	合 計	172,384 (28.0)	267,812 (43.5)	90,985 (14.8)	11,308 (1.8)	9,621 (1.6)	51,419 (8.3)	1,787 (0.3)	10,657 (1.7)	615,973 (100.0)

(備考) 1 総務省調べ。

2 ( )は構成比である。

3 過疎計画は、総合的な計画であり、過疎地域に関連する施策が幅広く盛り込まれている。また、いわゆるハード事業・ソフト事業の双方が盛り込まれていることに留意。

図表1-1-2 過去の過疎法における事業実績



(備考) 総務省調べ。

図表 1-1-3 過去の過疎法における過疎債及び国庫補助かさ上げの実績

(単位：百万円)

区 分	過疎対策事業債		特例による国庫補助かさ上げ額				
	事業費	過疎債	校舎・屋内運動場	教職員宅	保育所	消防施設	合計
緊急措置法 (S45～S54)	1,278,607	665,687	14,607	615	4,027	8,690	27,939
振興法 (S55～H元)	2,996,811	1,642,999	10,802	401	3,463	17,904	32,570
活性化法 (H2～H11)	6,675,632	3,151,897	3,547	47	1,948	15,081	20,622
合計 (S45～H11)	10,951,050	5,460,583	28,956	1,063	9,438	41,675	81,132

(備考) 総務省調べ。

## 第 2 節 過疎地域自立促進特別措置法

### 1 過疎地域自立促進特別措置法の制定・改正

#### (1) 過疎地域自立促進特別措置法の制定

過疎地域活性化特別措置法の平成 12 年 3 月失効を控えて、平成 10 年以降関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡大を求めて要望、意見書の提出等が行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められた。検討に当たっての関係者の基本的な認識はおおむね次のとおりであった。

すなわち、昭和 45 年以降の 3 次にわたる過疎立法に基づき、30 年にわたって過疎対策が展開されてきた結果、住民の生活の基盤である公共施設等の整備は相当進んできたものの、住民生活の基本的な部分において未だ大きな格差が残されていた。

平成 12 年当時の過疎地域の人口減少は、一時のような激しさは見られなくなったものの、社会減に加え、自然減が重みを増してきており、高齢化のさらなる進行、引き続き若年者の流出に、将来に不安を感じる市町村が少なくないなど、状況的にはむしろ以前より厳しいものがあつた。

地域経済についても、かつての基幹産業であつた農林水産業が著しく停滞した上に、経済環境の悪化などから製造業等の企業立地も極めて困難な状況にあつた。

公共施設の整備も、道路の整備等が未だ不十分であるほか、上水道、下水道、情報通信施設、医療施設など生活の基本的部分で依然大きな格差が残されていた。

一方、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」、「国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割」、「長寿高齢化社会の先駆けとしての役割」など、21 世紀の我が国のあるべき将来像を形づくる上で、過疎地域が担うべき新しい意義・役割が明確になってきているなかで、地域格差是正など過疎地域の生活基盤等の整備を図る視点にとどまらず、過疎地域と都市との交流を通じて、相互補完関係にある新しい生活空間を確保し自立的な地域社会を構築することは、21 世紀にふさわしい真に豊かな国民生活を実現するために不可欠なことであつた。

こうした事情を背景に、国会はじめ関係各方面において幅広い検討が進められた結果、平成 12 年 3 月、過疎地域自立促進特別措置法案が衆議院地方行政委員長から国会に提出され、3 月 24 日に全会一致で成立、3 月 31 日に法律第 15 号として公布され、4 月 1 日から施行された。

#### (2) 平成 22 年における過疎地域自立促進特別措置法の改正

過疎地域自立促進特別措置法(以下「自立促進法」という。)に基づく 10 年間をはじめ、40 年間にわたり過疎対策立法に基づき、過疎地域市町村を中心に関係都道府県、国の 3 者が一体となって時代に対応した過疎対策に着実に取り組み、過疎地域の産業振興や交通通信基盤・生産基盤の整備などに一定の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域では、1990 年代前半に一時期緩やかになった人口減少も再び加速し、著しい高齢化の進行と併せて、地域によっては存続が危ぶまれる集落の増加、地域医療体

制の弱体化など、過疎地域の抱える課題は一層深刻さを増していった。このような中、自立促進法の平成 22 年 3 月末の失効期限が近づいた。

自立促進法の失効期限を控え、全国過疎地域自立促進連盟をはじめ、地方六団体、関係都道府県、過疎地域市町村などから新法制定に向けた切実な提言・活動が危機感をもって展開された。こうした声に応え、過疎対策を切れ目なく実施するための自立促進法を拡充・延長する法律案は、各党間の協議を経て取りまとめられ、平成 22 年 3 月 2 日に衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出され、当日の衆議院本会議に緊急上程、全会一致で可決、3 月 9 日の参議院総務委員会及び 3 月 10 日の参議院本会議で全会一致で可決、成立、3 月 17 日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、平成 22 年 4 月 1 日に施行された。

### (3) 平成 24 年における自立促進法の改正

以上のとおり、新たに平成 28 年 3 月 31 日を期限とする改正自立促進法が施行されたが、平成 23 年の東日本大震災の影響により、過疎対策事業の大幅な遅延が想定され、自立促進法の期限内において統合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じたことから、被災市町村等から法の期限延長を求める強い要望が上がった。こうした声を受けて、各党各会派で協議が重ねられた結果、自立促進法の期限を平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年間延長することについて合意された。

なお、平成 22 年に、自立促進法の延長期間が平成 27 年度末までの 6 年間とされたのは、過疎市町村の多くが合併市町村であり、そのうち大多数の過疎市町村の合併特例債の発行期限が平成 27 年度末であったことが考慮されたという経緯があったが、平成 24 年の自立促進法の期限延長の検討に当たっては、東日本大震災の影響を踏まえ、合併特例債の発行期限が延長されることも併せて考慮されている。取りまとめられた法案は過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案として、平成 24 年 6 月 12 日に衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出された。その後、6 月 13 日の衆議院本会議に上程、全会一致で可決され、6 月 19 日の参議院総務委員会及び 6 月 20 日の参議院本会議で全会一致で可決、成立し、平成 24 年 6 月 27 日に公布、施行された。

### (4) 平成 26 年における自立促進法の改正

平成 22 年における自立促進法の改正の際に、衆・参総務委員会において決議が行われ、「本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成 22 年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。」とされた。この決議を受け、平成 22 年の自立促進法の改正から 3 年を経過した平成 25 年において、平成 22 年国勢調査の結果の取扱いを含む対応方針が議論され、各党間の協議を経て当該調査の結果を反映した過疎地域の要件の追加や、過疎債の対象の拡大といった自立促進法を拡充する法律案が取りまとめられ、平成 26 年 3 月 13 日に衆議院総務委員会委員長提案の

法案として国会に提出された。その翌日の衆議院本会議に上程され全会一致で可決され、3 月 25 日の参議院総務委員会及び 3 月 26 日の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、3 月 31 日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、平成 26 年 4 月 1 日に施行された。

#### (5) 平成 29 年における自立促進法の改正

平成 29 年には、平成 27 年の国勢調査の結果が公表されたことを契機として、過疎対策の実施状況を踏まえつつ、現行法の見直しに向け会派間で協議が進められ、その結論として、平成 27 年の国勢調査の結果を用いた過疎地域の要件を追加するとともに、過疎対策事業債の対象施設の拡充等を行うこととされた改正案がまとめられ、平成 29 年 3 月 14 日に衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出された。3 月 16 日に衆議院本会議に上程され全会一致で可決され、3 月 30 日の参議員総務委員会及び 3 月 31 日の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、同日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、平成 29 年 4 月 1 日に施行された。



## 2 過疎地域自立促進特別措置法の概要

### (1) 法の目的

自立促進法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することとされている。活性化法では地域の「活性化を図る」とされていたのに対し、自立促進法では「自立促進を図る」に加え、「美しく風格ある国土の形成に寄与する」とされているが、これは従来の過疎対策の成果と過疎地域の現況を踏まえた場合、新たな過疎対策として、大きく変化しつつある時代潮流の中で、ナショナル・ミニマムとしての安全・安心な暮らしの確保という従来の延長線上の考え方に加えて、全国的な視野に立った過疎地域の新しい価値・意義を認め、豊かな自然環境や広い空間の中での多様な居住・生活様式を実現する場として整備し、交流を通じて都市と相互補完関係にある新しい生活空間を確保するとともに、美しい景観の整備、地域文化の振興や多様な地域産業の振興等により、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して自立できる地域社会を構築することを目的としたものである。

また、自立促進法の施行後も、過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。その一方で、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民へのやすらぎや教育の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支えるという過疎地域の公益的機能を有している。このため、過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じていくことが求められており、平成 22 年の改正自立促進法の制定時には、衆議院及び参議院の総務委員会においてこうした内容の決議がなされている。

### (2) 過疎地域の要件

#### 1) 原則

自立促進法の要件については、著しい人口減少はひと頃に比べると鈍化傾向が定着しているが、依然として高齢者比率は高く、若者の流出はなお続いているという状態が、地域社会における活力の低下をもたらしているとの認識に基づき、昭和 35 年から直近の国勢調査の年である平成 7 年までの 35 年間の人口減少率、高齢者率及び若年者率に加えて、直近 25 年間（昭和 45 年から平成 7 年まで）の人口減少率を用いている。このことは、35 年間という長期にわたり大きな人口減少を呈している市町村は深刻な過疎問題を抱えている団体であると

考えることができるが、比較的最近において人口減少が大きく生じている団体も同様に深刻な過疎問題を抱えていると考えられたためである。

なお、自立促進法では、活性化法までのように国調人口が発表されるたびに要件に関する読み替えを行うことはせず、平成 8 年以降において最初に行われる国勢調査（平成 12 年調査）の結果が公表された場合にのみ、要件に関する読み替えを行い追加公示がなされるものとされた（法第 32 条）。このため、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の国調人口については自立促進法を改正することにより直近の国勢調査人口を基とする地域指定要件が追加されており、結果として次のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴのいずれかの人口要件及び財政力要件を満たす市町村の区域を過疎地域としている（法第 2 条第 1 項）。

Ⅰ ①人口要件

ア 昭和 35 年と平成 7 年の国調人口を比較して 30%以上減少していること。

イ 昭和 35 年と平成 7 年の国調人口を比較して 25%以上減少しており、高齢者（65 歳以上）の比率が 24%以上であること。

ウ 昭和 35 年と平成 7 年の国調人口を比較して 25%以上減少しており、若年者（15 歳以上 30 歳未満）の比率が 15%以下であること。

エ 昭和 45 年と平成 7 年の国調人口を比較して 19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和 45 年と平成 7 年の国調人口を比較して増加率が 10%未満であること。

②財政力要件

平成 8 年度から平成 10 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.42 以下であり、かつ、公営競技に係る収入が 13 億円以下であること。

Ⅱ ①人口要件

ア 昭和 40 年と平成 12 年の国調人口を比較して 30%以上減少していること。

イ 昭和 40 年と平成 12 年の国調人口を比較して 25%以上減少しており、高齢者（65 歳以上）の比率が 24%以上であること。

ウ 昭和 40 年と平成 12 年の国調人口を比較して 25%以上減少しており、若年者（15 歳以上 30 歳未満）の比率が 15%以下であること。

エ 昭和 50 年と平成 12 年の国調人口を比較して 19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和 50 年と平成 12 年の国調人口を比較して増加率が 10%未満であること。

②財政力要件

平成 10 年度から平成 12 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.42 以下であり、かつ、公営競技に係る収入が 13 億円以下であること。

Ⅲ ①人口要件

ア 昭和 35 年と平成 17 年の国調人口を比較して 33%以上減少していること。

イ 昭和 35 年と平成 17 年の国調人口を比較して 28%以上減少しており、高齢者（65 歳以上）の比率が 29%以上であること。

ウ 昭和 35 年と平成 17 年の国調人口を比較して 28%以上減少しており、  
若年者（15 歳以上 30 歳未満）の比率が 14%以下であること。

エ 昭和 55 年と平成 17 年の国調人口を比較して 17%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和 55 年と平成 17 年の国調人口を比較して増加率が 10%未満であること。

#### ②財政力要件

平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.56 以下であり、かつ、公営競技に係る収入が 20 億円以下であること。

### IV ①人口要件

ア 昭和 40 年と平成 22 年の国調人口を比較して 33%以上減少していること。

イ 昭和 40 年と平成 22 年の国調人口を比較して 28%以上減少しており、  
高齢者（65 歳以上）の比率が 32%以上であること。

ウ 昭和 40 年と平成 22 年の国調人口を比較して 28%以上減少しており、  
若年者（15 歳以上 30 歳未満）の比率が 12%以下であること。

エ 昭和 60 年と平成 22 年の国調人口を比較して 19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和 60 年と平成 22 年の国調人口を比較して増加率が 10%未満であること。

#### ②財政力要件

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.49 以下で、かつ、公営競技に係る収入が 40 億円以下であること。

### V ①人口要件

ア 昭和 45 年と平成 27 年の国調人口を比較して 32%以上減少していること。

イ 昭和 45 年と平成 27 年の国調人口を比較して 27%以上減少しており、  
高齢者（65 歳以上）の比率が 36%以上であること。

ウ 昭和 45 年と平成 27 年の国調人口を比較して 27%以上減少しており、  
若年者（15 歳以上 30 歳未満）の比率が 11%以下であること。

エ 平成 2 年と平成 27 年の国調人口を比較して 21%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、平成 2 年と平成 27 年の国調人口を比較して増加率が 10%未満であること。

#### ②財政力要件

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.5 以下であり、かつ、公営競技に係る収入が 40 億円以下であること。

## 2) 市町村の廃置分合等があった場合の特例

廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村であって総務省令、農林水産省令、国土交通省令に定める基準に該当するものは過疎地域とみなすこととされている（法第 33 条第 1 項）。

また、過疎地域市町村を含む合併があった場合に、過疎対策事業が引き続き円滑に実施で

きるようにする措置の充実を図るため、新たに、団体数が減少する合併の場合に限り、合併市町村で過疎地域の市町村に該当せず、法第 33 条第 1 項にも当てはまらないものについては、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなすこととされている（同条第 2 項）。

### (3) 過疎地域市町村数の動向

自立促進法に基づく過疎地域市町村は、平成 12 年 4 月 1 日時点で 1,171 市町村が公示され、このうち 1,129 市町村が活性化法から引き続き過疎地域となった。つまり、活性化法失効時点の過疎地域市町村 1,230 市町村のうち 101 市町村が新法の過疎地域の要件を満たさなくなった（なお、当該 101 市町村のうち、地方交付税の不交付団体である 1 団体を除き、経過措置としての法第 12 条の準用があった）。

また、当初の自立促進法失効時点（平成 22 年 3 月 31 日）の過疎地域市町村数は 718 団体であったが、平成 22 年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は 58 団体、平成 26 年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は 22 団体、平成 29 年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は 20 団体であり、平成 29 年 4 月 1 日現在で 817 市町村が過疎関係市町村となっている。このうち、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている市町村の数は 145 市町村である。

### (4) 過疎地域自立促進計画

都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）を定めることができるとされている（法第 5 条）。さらに、都道府県は自立促進方針に基づき、過疎地域の市町村が定める過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）に掲げる事項について、過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画として、過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができるものとされている（法第 7 条）。

なお、過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、あらかじめ、都道府県に協議し、議会の議決を経て市町村計画を定めることができるとされている（法第 6 条）。

自立促進方針、都道府県計画及び市町村計画の策定については、平成 22 年における法の改正時において、平成 21 年の「地方分権改革推進計画」に対応し、策定の義務付けを廃止（いわゆる「できる」規定化）するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の措置が講じられた。

自立促進法の下で都道府県、市町村が自立促進計画に基づいて推進してきた過疎対策事業についてみると、当初の 10 年間（H12～H21）の計画に基づいて実施された事業実績の総額

は約 24 兆 5 千億円となっている。また、平成 22 年以降の前期計画（H22～H27）に基づいて実施された事業実績は約 15 兆 3 千億円であり、後期計画（H28～H33）に基づいて実施する事業のうち、平成 28 年度の実績は約 2 兆 7 千億円となり、自立促進計画に基づいて継続してきた過疎対策事業実績は合計で約 42 兆 6 千億円となっている（図表 1-2-1）。

その中で、過疎市町村が事業を行うに当たって大きな役割を果たす過疎債については、当初の 10 年間（H12～H21）で約 2 兆 8 千億円が充当され、事業費の総額は約 5 兆 5 千億円に達しており、平成 22 年度以降（H22～H27）の 6 年間では約 1 兆 8 千億円が充当され、事業費の総額は約 3 兆円となっている。平成 28 年度には約 4 千億円が充当されており、事業費の総額は約 6 千億円である。一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金は、当初の 10 年間（H12～H21）で約 116 億円であり、平成 22 年度以降（H22～H27）の 6 年間では約 40 億円、平成 28 年度については約 5 億 8 千万円となっている（図表 1-2-2）。

## (5) 過疎対策事業債

### 1) 対象の拡充

平成 22 年の自立促進法の改正により、過疎債の拡充が図られ、認定こども園、図書館、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設の整備に係る規定が新設された。その後、平成 26 年の自立促進法の改正により、市町村有貸工場及び貸事務所、地域鉄道、一般廃棄物処理のための施設（し尿処理施設を含む）、火葬場、障害者福祉施設、公立小中学校の屋外運動場及びプール、市町村立高等学校（校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等）、市町村管理の都道府県道の整備に係る規定が新設された。さらに、平成 29 年の自立促進法の改正により、市町村立の中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校に係る規定が追加された。

### 2) 過疎債ソフト分

平成 22 年の自立促進法の改正により、いわゆるソフト事業が過疎債（以下「過疎債ソフト分」という。）の対象とされた。

過疎債ソフト分は、①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費、③地方債の元利償還に要する経費以外であれば、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を幅広く対象とすることとされており、過疎市町村において、過疎債を活用できる施策の範囲は大きく広がった。

その後、過疎債ソフト分の制度創設後 2 年間における過疎市町村の活用率の動向及び限度額まで活用している団体からの発行限度額の引き上げの要望等も踏まえて、平成 24 年度からハード分及びソフト分の起債要望額の合計が、地方債計画額の範囲内で、かつ、過疎債ソフト分の発行限度額の全国の合算額に達しない場合、財政力指数 0.56 以下の過疎市町村について、最大で現行発行限度額の 2 倍の発行が可能となる運用の弾力化が図られることとなった。

平成 28 年度の過疎債ソフト分の活用状況は発行限度額の総額 764 億円に対して発行予定

額が729億円であった。活用率（発行限度額に対する発行予定額の割合をいう。）は、全体としては95.5%であるが、都道府県毎に見た場合には、活用率に大きなばらつきが生じている（図表1-2-3）。

図表1-2-1 自立促進法における事業実績

（単位：億円、％）

区分		産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
自立促進法	実績 (H12～21)	69,629 (28.4)	91,919 (37.5)	49,657 (20.3)	9,521 (3.9)	5,330 (2.2)	13,298 (5.4)	2,142 (0.9)	1,003 (0.4)	2,629 (1.1)	245,128 (100.0)
	実績 (H22～27)	44,553 (29.1)	44,892 (29.3)	26,802 (17.5)	11,002 (7.2)	7,106 (4.6)	14,247 (9.3)	1,810 (1.2)	1,007 (0.7)	1,778 (1.2)	153,197 (100.0)
	実績 (H28)	9,216 (33.7)	7,361 (26.9)	4,433 (16.2)	2,146 (7.9)	1,079 (4.0)	2,152 (7.9)	313 (1.1)	272 (1.0)	342 (1.3)	27,314 (100.0)
合計		123,398 (29.0)	144,172 (33.9)	80,892 (19.0)	22,669 (5.3)	13,515 (3.2)	29,697 (7.0)	4,265 (1.0)	2,282 (0.5)	4,749 (1.1)	425,639 (100.0)

- （備考）1 総務省調べ。  
2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。

図表1-2-2 自立促進法における過疎債及び国庫補助額かさ上げの実績

（単位：百万円）

区分		過疎対策事業債		特例による国庫補助かさ上げ額				合計
		事業費	過疎債	校舎・屋内運動場	教職員住宅	保育所	消防施設	
自立促進法	実績 (H12～21)	5,492,002	2,759,937	4,765	2	1,735	5,055	11,557
	実績 (H22～27)	2,996,070	1,800,918	3,944	-	-	48	3,992
	実績 (H28)	628,908	400,266	570	-	-	12	581
合計		9,116,980	4,961,121	9,279	2	1,735	5,115	16,130

- （備考）1 総務省調べ。

図表 1-2-3 過疎債ソフト分の都道府県別活用率（平成 28 年度発行状況ベース）

活用率	団体数	都道府県（活用率：％）
95％以上	22	大阪府（176.9％）、島根県（148.9％）、兵庫県（131.3％）、高知県（127.2％）、長崎県（125.1％）、京都府（119.6％）、福岡県（118.1％）、栃木県（114.2％）、北海道（112.1％）、石川県（107.8％）、山形県（107.2％）、広島県（104.5％）、和歌山県（104.1％）、新潟県（100.8％）、佐賀県（100.7％）、三重県（99.9％）、鳥取県（98.1％）、山口県（97.3％）、岡山県（96.6％）、山梨県（96.2％）、千葉県（95.2％）、香川県（95.0％）
95％未満 80％以上	9	茨城県（92.6％）、奈良県（91.3％）、富山県（90.3％）、鹿児島県（90.1％）、宮城県（87.8％）、青森県（84.8％）、秋田県（84.5％）、愛媛県（81.0％）、長野県（80.7％）
80％未満 60％以上	7	宮崎県（78.4％）、群馬県（78.1％）、徳島県（77.4％）、岩手県（72.2％）、大分県（69.7％）、沖縄県（69.2％）、福島県（65.1％）
60％未満 40％以上	6	福井県（56.4％）、愛知県（51.7％）、埼玉県（50.0％）、岐阜県（48.4％）、熊本県（42.9％）、静岡県（42.7％）
40％未満 20％以上	1	滋賀県（26.8％）
20％未満	1	東京都（0.0％）

※活用率：各都道府県の過疎市町村の発行予定額の総和／各都道府県の過疎市町村の発行限度額の総和。

※発行予定額：当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。

※100％以上の団体は、発行限度額の運用弾力化を活用した団体である。

## 第2章

# 過疎地域の現況





## 第2章 過疎地域の現況

### 第1節 概況

#### 1 過疎関係市町村数、人口、面積等

##### (1) 概要

###### (市町村数)

過疎関係市町村数は、平成29年4月1日現在で817(279市410町128村)であり、全国の市町村総数に占める割合は47.5%である(図表2-1-1、図表2-1-2、図表2-1-3)。

###### (人口)

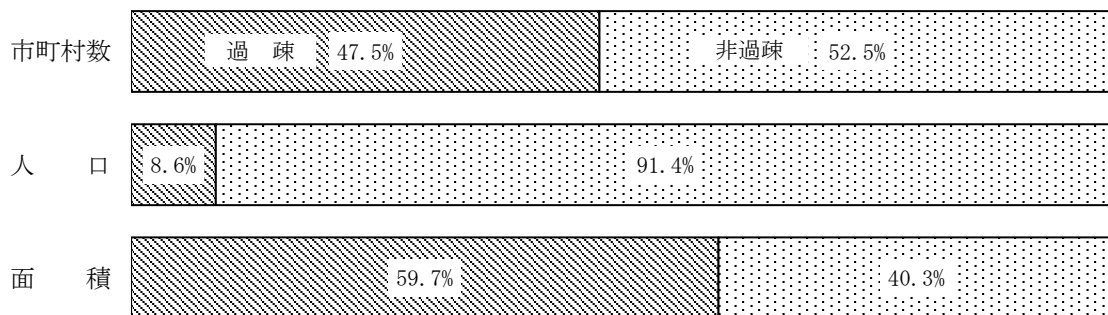
過疎地域の人口は、1,088万人であり、総人口(1億2,709万人)に占める割合は8.6%である(図表2-1-1。人口についての詳細は第2節)。

###### (面積)

過疎地域の面積は225,468km<sup>2</sup>であり、我が国の総面積(377,971km<sup>2</sup>)に占める割合は59.7%である(図表2-1-1)。

また、過疎地域の林野率は76.9%であり、全国の林野率(65.6%)と比べ10ポイント以上高くなっている。可住地率は11.4%であり、全国の可住地率(17.7%)と比べ6ポイント以上低い(図表2-1-4)。

図表2-1-1 市町村数、人口、面積



(単位：団体、人、km<sup>2</sup>、%)

区分	市町村	人口	面積
過疎地域	817 (47.5)	10,878,797 (8.6)	225,468 (59.7)
非過疎地域	902 (52.5)	116,215,948 (91.4)	152,503 (40.3)
全国	1,719 (100.0)	127,094,745 (100.0)	377,971 (100.0)

(備考) 1 市町村数は平成29年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。  
2 人口は平成27年国勢調査による。

- 3 面積は平成 27 年国勢調査による。ただし、一部過疎地域については、平成 12 年国勢調査による。  
 4 東京都特別区は 1 団体とみなす。  
 5 ( ) は構成割合である。

図表 2-1-2 市町村区分別団体数

(単位：団体、%)

区 分	市	町	村	計
過 疎 地 域	279 (34.15%)	410 (50.18%)	128 (15.67%)	817 (100.0%)
非過疎地域	513 (56.87%)	334 (37.03%)	55 (6.10%)	902 (100.0%)
全 国	792 (46.07%)	744 (43.28%)	183 (10.65%)	1,719 (100.0%)

- (備考) 1 市町村数は平成 29 年 4 月 1 日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。  
 2 東京都特別区は 1 団体とみなす。  
 3 ( ) は構成割合である。

図表 2-1-3 人口規模別市町村数及び構成割合

(単位：団体、%)

人口規模	全 国	過 疎 関 係 市 町 村 数					※参考
		合計	過疎市町村 (2 条 1 項)	みなし過疎市町 村(33 条 1 項)	一部過疎を有 する市町村 (33 条 2 項)	一部過疎の区域 (33 条 2 項)	
～1,000	36 (2.1)	30 (3.7)	30 (4.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (11.0)	
～2,000	55 (3.2)	53 (6.5)	53 (8.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	50 (17.7)	
～3,000	53 (3.1)	51 (6.2)	51 (7.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	38 (13.4)	
～4,000	69 (4.0)	59 (7.2)	59 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	50 (17.7)	
～5,000	55 (3.2)	47 (5.8)	47 (7.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	33 (11.7)	
～6,000	59 (3.4)	49 (6.0)	49 (7.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	32 (11.3)	
～7,000	41 (2.4)	27 (3.3)	26 (4.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	21 (7.4)	
～8,000	58 (3.4)	30 (3.7)	29 (4.5)	1 (4.0)	0 (0.0)	11 (3.9)	
～9,000	46 (2.7)	27 (3.3)	26 (4.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	7 (2.5)	
～10,000	40 (2.3)	26 (3.2)	26 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.4)	
～15,000	151 (8.8)	75 (9.2)	70 (10.8)	1 (4.0)	4 (2.8)	4 (1.4)	
～20,000	134 (7.8)	66 (8.1)	62 (9.6)	0 (0.0)	4 (2.8)	1 (0.4)	
～25,000	80 (4.7)	38 (4.7)	30 (4.6)	2 (8.0)	6 (4.1)	0 (0.0)	
～30,000	77 (4.5)	28 (3.4)	22 (3.4)	1 (4.0)	5 (3.4)	1 (0.4)	
～35,000	87 (5.1)	30 (3.7)	15 (2.3)	2 (8.0)	13 (9.0)	0 (0.0)	
～40,000	57 (3.3)	25 (3.1)	19 (2.9)	2 (8.0)	4 (2.8)	0 (0.0)	
～45,000	49 (2.9)	13 (1.6)	6 (0.9)	2 (8.0)	5 (3.4)	0 (0.0)	
～50,000	50 (2.9)	15 (1.8)	7 (1.1)	2 (8.0)	6 (4.1)	0 (0.0)	
～100,000	261 (15.2)	64 (7.8)	16 (2.5)	10 (40.0)	38 (26.2)	0 (0.0)	
～300,000	189 (11.0)	49 (6.0)	4 (0.6)	2 (8.0)	43 (29.7)	0 (0.0)	
～1,000,000	60 (3.5)	14 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (9.7)	0 (0.0)	
1,000,001～	12 (0.7)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	
合 計	1,719 (100.0)	817 (100.0)	647 (100.0)	25 (100.0)	145 (100.0)	283 (100.0)	

- (備考) 1 市町村数は平成 29 年 4 月 1 日現在。  
 2 人口は平成 27 年国勢調査による。  
 3 東京都特別区は 1 団体とみなす。  
 4 ( ) は構成割合である。

図表 2-1-4 林野面積と可住地面積

(単位：km<sup>2</sup>、%)

区 分	総 面 積 a	林 野 面 積 b	可住地面積 c	林 野 率 b/a	可住地率 c/a
過疎地域	194,634	149,689	22,239	76.9	11.4
非過疎地域	183,337	98,334	44,704	53.6	24.4
全 国	377,971	248,023	66,943	65.6	17.7

- (備考) 1 総面積は平成27年国勢調査による。  
 2 林野面積は農林水産省「2015年農林業センサス」による。  
 3 可住地面積は総務省「平成28年度固定資産の価格等の概要調書」による。なお、可住地面積とは、田、畑及び宅地の評価総地積の合計である。  
 4 過疎地域は平成29年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

## (2) 市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移

市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移についてみると、平成12年4月1日時点の全市町村数3,229、過疎関係市町村数1,171に対して、平成29年4月1日時点の全市町村数は1,718、過疎関係市町村数は817となっている(図表2-1-5)。

図表 2-1-5 過疎地域数の推移

年月日	全市町村数	過疎地域数 (過疎関係 市町村数)  (a+b+c)	過疎市町村数 (2条1項)  a	過疎地域と みなされる市町村 (33条1項)  b	過疎地域とみなされる区域を有 する市町村数(33条2項)		(参考) 過疎地域 の区域数  (a+b+d)
					c	(過疎地域とみな される区域数)d	
H12.4.1	3,229	1,171	1,171	0	0	0	1,171
H13.4.1	3,226	1,171	1,171	0	0	0	1,171
H14.4.1	3,218	1,210	1,210	0	0	0	1,210
H15.4.1	3,190	1,203	1,194	2	7	7	1,203
H16.4.1	3,100	1,167	1,149	5	13	15	1,169
H17.4.1	2,395	899	780	33	86	169	982
H18.4.1	1,820	739	513	71	155	275	859
H19.4.1	1,804	738	508	72	158	278	858
H20.4.1	1,788	732	500	73	159	279	852
H21.4.1	1,777	730	497	72	161	290	859
H22.4.1	1,727	776	582	35	159	303	920
H23.4.1	1,724	776	582	34	160	306	922
H24.4.1	1,719	775	581	34	160	306	921
H25.4.1	1,719	775	581	34	160	306	921
H26.4.1	1,719	797	616	30	151	293	939
H27.4.1	1,718	797	616	30	151	293	938
H28.4.1	1,718	797	616	30	151	293	938
H29.4.1	1,718	817	647	25	145	283	955

### (3) 都道府県別、ブロック別の特徴

過疎地域は、全都道府県に存在する。

都道府県別にみると、過疎地域の市町村数割合の大きい都道府県は、島根県（100.0%）、鹿児島県（95.3%）、秋田県（92.0%）、大分県（88.9%）、愛媛県（85.0%）となっている。

また、過疎地域の人口割合の大きい都道府県は、秋田県（66.4%）、島根県（47.3%）、大分県（39.0%）、岩手県（38.0%）、鹿児島県（36.5%）となっている（図表 2-1-6）。

ブロック別にみると、全市町村数に占める過疎関係市町村数の割合は、北海道（83.2%）、中国（73.8%）、四国（69.5%）の順に高い。

また、全人口に占める過疎地域に住む人口の割合についてみると、北海道（29.6%）、東北（23.7%）、九州（19.7%）、四国（19.4%）の順に高い（図表 2-1-7）。

図表 2-1-6 過疎地域の市町村数、人口、面積の割合が大きい都道府県、小さい都道府県

(単位：%)

順位	市町村数割合	人口割合	面積割合
1	島根県 100.0	秋田県 66.4	秋田県 92.3
2	鹿児島県 95.3	島根県 47.3	大分県 87.4
3	秋田県 92.0	大分県 39.0	島根県 85.4
4	大分県 88.9	岩手県 38.0	高知県 79.6
5	愛媛県 85.0	鹿児島県 36.5	北海道 78.4
43	滋賀県 10.5	滋賀県 0.4	埼玉県 14.8
44	愛知県 9.3	埼玉県 0.2	千葉県 12.7
45	埼玉県 6.3	東京都 0.2	滋賀県 8.3
46	神奈川県 3.0	神奈川県 0.1	大阪府 2.0
47	大阪府 2.3	大阪府 0.1	神奈川県 0.3

(備考) 1 市町村数は平成 29 年 4 月 1 日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口及び面積は平成 27 年国勢調査による。

図表 2-1-7 ブロック別過疎地域の市町村数、人口、面積

(単位：団体、千人、km<sup>2</sup>、%、人/km<sup>2</sup>)

項目 地域	市町村数			人口			面積			人口密度			
	全市町村 a	過疎地域 b	全国に おける 構成比	過疎地域の割合 b/a	全市町村 c	過疎地域 d	全国に おける 構成比	過疎地域の割合 d/c	全市町村 e	過疎地域 f	全国に おける 構成比	全市町村 c/e	過疎地域 d/f
北海道	179	149	18.2	83.2	5,382	1,594	14.7	29.6	83,424	65,422	29.0	65	24
東北	257	152	18.6	59.1	11,287	2,674	24.6	23.7	79,531	51,918	23.1	142	52
関東	398	93	11.4	23.4	45,929	591	5.4	1.3	50,456	16,107	7.1	910	37
東海	160	37	4.5	23.1	15,031	373	3.4	2.5	29,346	11,512	5.1	512	32
北陸	51	20	2.5	39.2	3,007	304	2.8	10.1	12,624	5,135	2.3	238	59
近畿	198	59	7.2	29.8	20,725	732	6.8	3.5	27,351	11,882	5.3	758	62
中国	107	79	9.7	73.8	7,438	1,201	11.1	16.1	31,922	21,466	9.5	233	56
四国	95	66	8.1	69.5	3,846	747	6.9	19.4	18,803	13,050	5.8	205	57
九州	233	144	17.6	61.8	13,016	2,561	23.5	19.7	42,231	27,776	12.3	308	92
沖縄	41	18	2.2	43.9	1,434	101	0.9	7.0	2,281	1,199	0.5	629	84
全国	1,719	817	100.0	47.5	127,095	10,879	100.0	8.6	377,971	225,468	100.0	336	48

(備考) 1 市町村数は平成29年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口及び面積は国勢調査による。

3 東京都特別区は1団体とみなす。

## 2 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係

過疎関係市町村 817 団体のうち、他の地域振興関係法に基づく指定地域等を区域内に有する市町村の割合をみると、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」における辺地を有する市町村は 85.8%、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」における特定農山村地域を含む市町村は 81.9%、「山村振興法」の振興山村地域を含む市町村は 69.8%、「豪雪地帯対策特別措置法」の豪雪地帯に指定されている市町村は 46.3%となっている。

また、各地域振興関係法による指定地域等を区域内に有する全市町村のうち、過疎地域市町村が 50%以上を占めるものは、振興山村 (77.7%)、「半島振興法」による半島振興対策実施地域 (74.2%)、辺地 (72.0%)、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の特殊土壌地帯 (71.3%)、豪雪地帯 (71.1%)、特定農山村地域 (69.8%)、「離島振興法」の離島振興対策実施地域 (69.6%)、「低開発地域工業開発促進法」による低開発地域 (59.2%) となっている (図表 2-1-8)。

図表 2-1-8 ブロック別過疎関係市町村の地域振興関係法に基づく指定状況

(単位：団体、%)

区 分		過疎	特 定 農山村	山村	離島	半島	豪 雪	辺地	特土	低開発	リゾ ート	拠点 都市
過疎地域における指定数	北海道	149	92	90	6	21	149 (81)	111	0	36	20	16
	東北	152	132	124	5	16	131 (71)	138	0	38	19	58
	関東	93	83	77	4	5	22 (9)	77	0	10	22	22
	東海	37	36	34	1	14	9 (4)	32	1	5	7	18
	北陸	20	20	18	1	9	20 (7)	19	0	8	3	11
	近畿	59	55	48	0	32	13 (1)	49	2	12	16	22
	中国	79	77	63	20	7	34 (0)	74	57	27	12	30
	四国	66	62	51	12	8	0 (0)	60	45	13	0	23
	九州	144	106	65	29	32	0 (0)	124	76	57	35	40
	沖縄	18	6	0	0	0	0 (0)	17	0	0	0	7
計 a		817	669	570	78	144	378 (173)	701	181	206	134	247
全国における指定数 b		817	959	734	112	194	532 (201)	974	254	348	271	502
全国の指定数のうち過疎地域の割合 a/b		100.0	69.8	77.7	69.6	74.2	71.1 (86.1)	72.0	71.3	59.2	49.4	49.2
過疎地域における指定数の割合 a/817		100.0	81.9	69.8	9.5	17.6	46.3 (21.2)	85.8	22.2	25.2	16.4	30.2

(備考) 1 過疎地域は平成 29 年 4 月 1 日現在。

2 豪雪の ( ) はうち特別豪雪地帯である。

## 第2節 人口・世帯

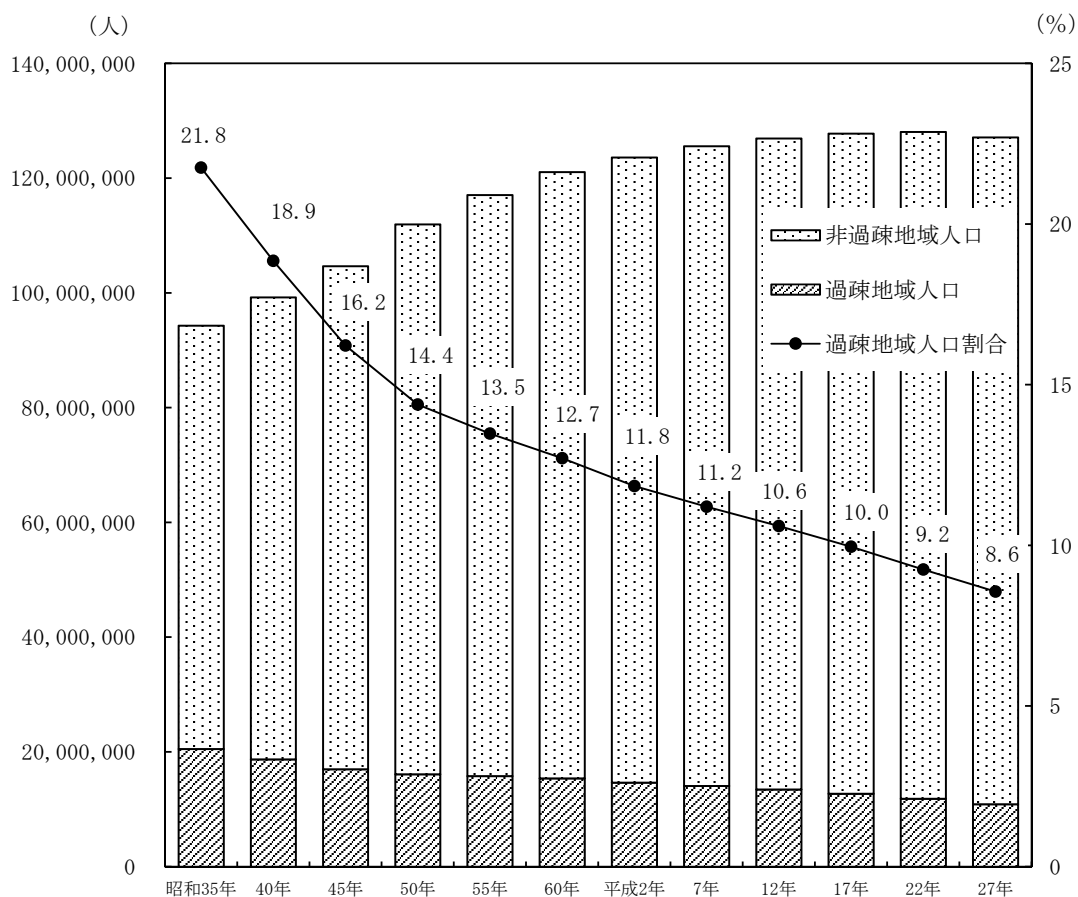
### 1 過疎地域の人口動態

#### (1) 過疎地域の人口の推移

##### 1) 過疎地域の人口の推移

我が国の総人口に対する過疎地域（平成29年4月1日現在）の人口の割合の推移をみると、過疎問題が顕在化し始めた昭和35年には、総人口9,430万人に対し過疎地域の人口は2,052万人、構成割合は21.8%であった。その後過疎地域の人口割合は減少し、平成27年には全国1億2,709万人に対し過疎地域1,088万人、8.6%となっている（図表2-2-1）。

図表2-2-1 過疎・非過疎地域人口の推移



(備考) 1 国勢調査による。  
2 過疎地域は、平成29年4月1日現在



(単位：千人、%)

年次	総人口 a	過疎地域 人口 b	非過疎地域 人口 a-b	過疎地域 人口割合 b/a
昭和35年	94,302	20,515	73,787	21.8
昭和40年	99,209	18,706	80,503	18.9
昭和45年	104,665	16,976	87,689	16.2
昭和50年	111,940	16,098	95,842	14.4
昭和55年	117,060	15,774	101,286	13.5
昭和60年	121,049	15,385	105,664	12.7
平成2年	123,611	14,642	108,969	11.8
平成7年	125,570	14,066	111,504	11.2
平成12年	126,926	13,453	113,473	10.6
平成17年	127,768	12,720	115,048	10.0
平成22年	128,057	11,842	116,215	9.2
平成27年	127,095	10,879	116,216	8.6

(備考) 1 国勢調査による。

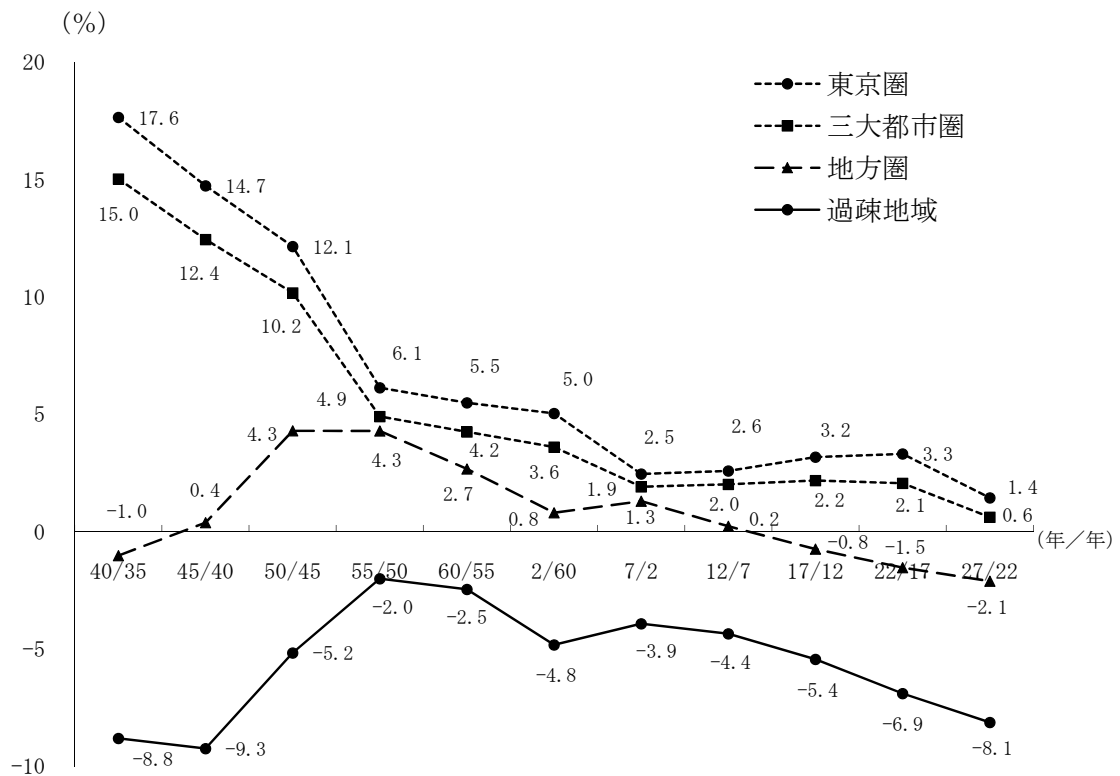
2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。

2) 人口増減率の推移

過疎地域における人口減少率は、昭和35年～昭和40年が8.8%、昭和40年～昭和45年では9.3%と著しかったが、その後鈍化し、昭和50年～昭和55年には2.0%にまで改善された。しかし、昭和60年～平成2年以降に再び増大し、平成22年～平成27年では8.1%となっている。

他方、三大都市圏における人口増加率は、昭和35年～昭和40年の15.0%から次第に縮小し、平成22年～昭和27年では0.6%となっている。また、地方圏においては、平成12年～平成17年以降、昭和35年～昭和40年以来の人口減少率となっている（図表2-2-2）。

図表2-2-2 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県の一部）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県の一部）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

### 3) ブロック別にみた過疎地域の人口動向

ブロック別に過疎地域における人口動向をみると、全てのブロックで人口が減少しており、人口減少率のピークは、中国及び九州では昭和35年～40年、四国では昭和35年～40年及び昭和40年～45年、北海道、関東、沖縄では昭和40年～45年、その他のブロックでは平成22年～27年となっている。ピーク時には10%を超えたブロックが半数を占め、特に沖縄では昭和40年～45年に16.4%となり、大幅に人口が減少した。その後、人口減少率は鈍化傾向を示し、昭和50年～55年には、1～4%台にまで改善したものの、昭和60年～平成2年には全ブロックで再び減少幅が拡大し、平成7年以降は拡大傾向にある（図表2-2-3）。

図表2-2-3 ブロック別過疎地域人口の推移

(人口)

(単位：千人)

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
北海道	3,197	3,007	2,722	2,518	2,449	2,349	2,174	2,061	1,959	1,848	1,720	1,594
東北	4,660	4,338	4,039	3,864	3,812	3,727	3,577	3,465	3,335	3,160	2,945	2,674
関東	1,171	1,069	966	914	883	862	830	799	756	711	654	591
東海	760	695	631	606	581	560	532	510	484	453	416	373
北陸	531	497	461	451	443	436	417	398	377	356	331	304
近畿	1,207	1,123	1,052	1,031	1,018	996	964	943	908	856	796	732
中国	2,296	2,040	1,843	1,757	1,720	1,686	1,612	1,546	1,472	1,389	1,298	1,201
四国	1,539	1,376	1,230	1,167	1,140	1,106	1,046	994	943	884	817	747
九州	4,985	4,405	3,900	3,672	3,611	3,548	3,378	3,241	3,109	2,952	2,762	2,561
沖縄	170	156	130	120	118	117	113	111	110	109	104	101
計	20,515	18,706	16,976	16,098	15,774	15,385	14,642	14,066	13,453	12,720	11,842	10,879

(人口増減率)

(単位：%)

区分	S40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	H2/60	7/2	12/7	17/12	22/17	27/22	H27/S35	H27/S45
北海道	-5.9	-9.5	-7.5	-2.7	-4.1	-7.4	-5.2	-4.9	-5.7	-6.9	-7.3	-50.1	-41.4
東北	-6.9	-6.9	-4.3	-1.3	-2.2	-4.0	-3.1	-3.7	-5.2	-6.8	-9.2	-42.6	-33.8
関東	-8.7	-9.6	-5.4	-3.4	-2.4	-3.7	-3.7	-5.3	-6.0	-8.0	-9.5	-49.5	-38.8
東海	-8.5	-9.2	-4.1	-4.1	-3.5	-4.9	-4.3	-5.1	-6.2	-8.3	-10.2	-50.9	-40.9
北陸	-6.3	-7.3	-2.1	-1.9	-1.5	-4.4	-4.6	-5.3	-5.4	-7.2	-8.0	-42.7	-34.0
近畿	-6.9	-6.3	-2.0	-1.3	-2.1	-3.3	-2.2	-3.7	-5.7	-7.0	-8.1	-39.4	-30.5
中国	-11.2	-9.7	-4.7	-2.1	-2.0	-4.4	-4.1	-4.8	-5.7	-6.5	-7.5	-47.7	-34.8
四国	-10.6	-10.6	-5.2	-2.3	-3.0	-5.5	-4.9	-5.1	-6.3	-7.6	-8.5	-51.4	-39.3
九州	-11.6	-11.4	-5.9	-1.7	-1.8	-4.8	-4.1	-4.1	-5.0	-6.4	-7.3	-48.6	-34.3
沖縄	-8.3	-16.4	-8.2	-1.1	-1.1	-3.8	-1.5	-1.0	-0.7	-4.4	-3.0	-40.6	-22.5
計	-8.8	-9.2	-5.2	-2.0	-2.5	-4.8	-3.9	-4.4	-5.4	-6.9	-8.1	-47.0	-35.9

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。

4) 過疎関係市町村の人口増減の動向

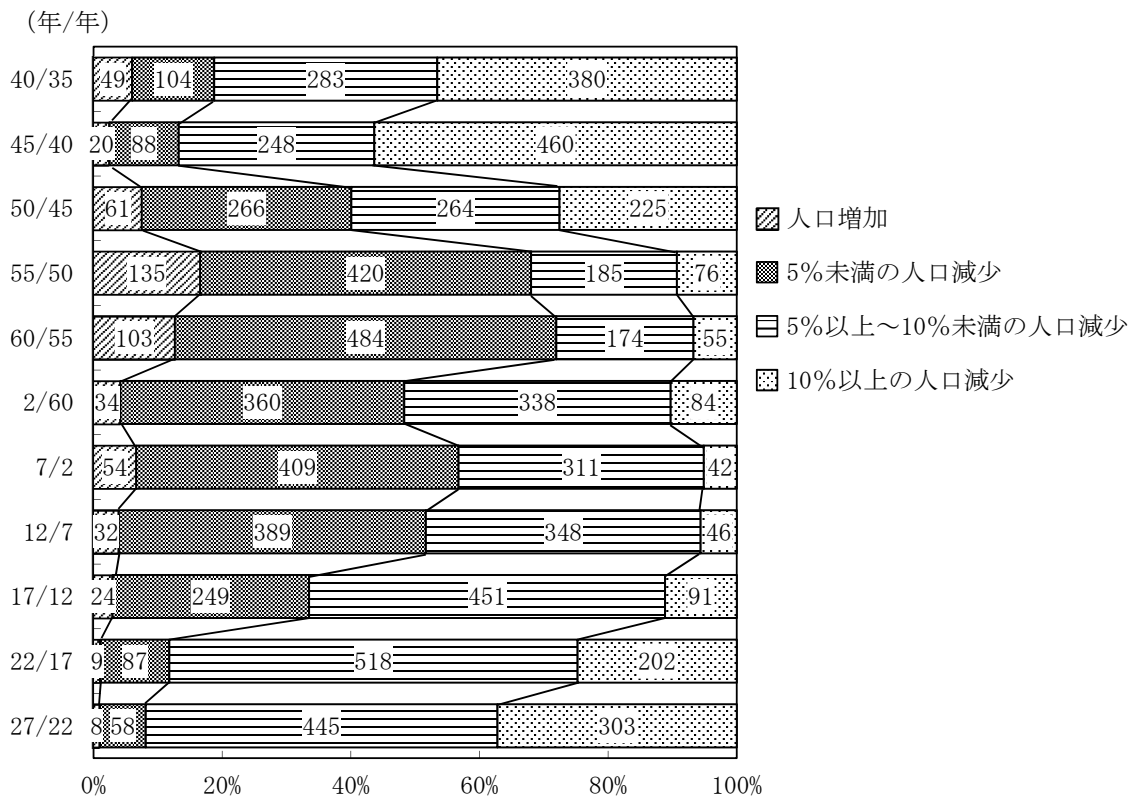
(人口増減の段階別市町村割合)

人口増減の段階別に過疎関係市町村数をみると、人口増加団体は昭和40年～45年の20団体から昭和50年～55年に135団体まで増加したが、昭和60年～平成2年には34団体に減少し、平成22年～27年には8団体となり過疎関係市町村全体の1.0%となっている。

一方、人口が5年間で10%以上減少した団体は、昭和40年～45年の460団体をピークに昭和55年～60年には55団体までに減少したが、平成22年～27年には303団体となり、過疎関係市町村全体の37.2%を占めている。

平成22年～27年の人口増減率をみると、5%以上減少した団体が748団体であり、全体の9割強を占めている(図表2-2-4、図表2-2-5)。

図表2-2-4 人口増減率の段階別過疎関係市町村数の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。

3 平成7年～平成12年、平成12年～平成17年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。

4 平成22年～平成27年は、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯館村を除く。

5 分村合併後に2市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、昭和35年から平成17年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1団体として算出。

図表 2-2-5 人口減少率の段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

区分	40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	2/60	7/2	12/7	17/12	22/17	27/22
減	40%～	3 (0.4)	3 (0.4)	5 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	30%～	10 (1.2)	9 (1.1)	7 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)
	25%～	11 (1.3)	21 (2.6)	8 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	2 (0.2)	1 (0.1)	0 (0.0)	2 (0.2)	1 (0.1)
	20%～	26 (3.2)	38 (4.7)	17 (2.1)	5 (0.6)	2 (0.2)	5 (0.6)	1 (0.1)	1 (0.1)	5 (0.6)	4 (0.5)
	15%～	69 (8.5)	126 (15.4)	36 (4.4)	15 (1.8)	2 (0.2)	9 (1.1)	4 (0.5)	6 (0.7)	2 (0.2)	22 (2.7)
	10%～	261 (32.0)	263 (32.2)	152 (18.6)	56 (6.9)	50 (6.1)	66 (8.1)	36 (4.4)	39 (4.8)	81 (9.9)	175 (21.4)
少	5%～	283 (34.7)	248 (30.4)	264 (32.4)	185 (22.7)	174 (21.4)	338 (41.4)	311 (38.1)	348 (42.7)	451 (55.3)	518 (63.5)
	0%～	104 (12.7)	88 (10.8)	266 (32.6)	420 (51.5)	484 (59.2)	360 (44.1)	409 (50.1)	389 (47.7)	249 (30.6)	87 (10.7)
	小計	767 (94.0)	796 (97.5)	755 (92.5)	681 (83.5)	713 (87.4)	782 (95.8)	762 (93.4)	783 (96.1)	791 (97.1)	807 (98.9)
増 加	49 (6.0)	20 (2.5)	61 (7.5)	135 (16.5)	103 (12.6)	34 (4.2)	54 (6.6)	32 (3.9)	24 (2.9)	9 (1.1)	8 (1.0)
計	816 (100.0)	816 (100.0)	816 (100.0)	816 (100.0)	816 (100.0)	816 (100.0)	816 (100.0)	815 (100.0)	815 (100.0)	816 (100.0)	814 (100.0)

- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎区域内の人口による。  
 3 平成 7 年～平成 12 年、平成 12 年～平成 17 年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。  
 4 平成 22 年～平成 27 年は、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯舘村を除く。  
 5 分村合併後に 2 市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、昭和 35 年から平成 17 年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1 団体として算出。  
 6 ( ) は構成比である。

## 5) 近年の人口増加市町村の人口増加要因

平成22年から平成27年までにかけて人口が増加している過疎関係市町村は、8団体であった。これらの市町村に人口増加の主な要因を聞き取りなどにより調査したところ、「自然環境等を求めての移住・UJIターン」や「地元の創意工夫による独自の活性化施策による人口定住」などが要因として挙げられた。

なお、人口が増加した過疎関係市町村数は、平成12年から平成17年までにかけては25団体であったが、その後は減少を続けており、過疎地域を取り巻く状況は一層厳しい状況となっている（図表2-2-6）。

図表2-2-6 人口が増加した過疎関係市町村における人口増加要因

(単位：団体、%)

項目	H12～H17 人口増加 市町村(25 団体)	H17～H22 人口増加 市町村(9 団体)	H22～H27 人口増加 市町村(8 団体)
1 企業立地、企業誘致等による就業の場の拡大	1 (4.0)	1 (11.1)	0 (0.0)
2 第1次産業従事者の定着、増加	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 地元の創意工夫による独自の活性化施策による人口定住	2 (8.0)	0 (0.0)	2 (25.0)
4 宅地分譲、公営住宅建設等の住宅整備	5 (20.0)	2 (22.2)	0 (0.0)
5 生活環境整備の充実	0 (0.0)	1 (11.1)	1 (12.5)
6 寿命の伸長等による自然増加	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7 自然環境等を求めての移住・UJIターン	7 (28.0)	0 (0.0)	4 (50.0)
8 交通体系の整備による近郊都市の通勤圏化、ベッドタウン化	2 (8.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
9 学校等公共施設の開設に伴う教職員、学生の居住	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10 病院、老人ホーム等の医療・厚生福祉施設の入院・入所者、職員の増加	1 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
11 公共事業等工事関係者の一時的流入	3 (12.0)	2 (22.2)	0 (0.0)
12 宗教団体の進出	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
13 その他	4 (16.0)	3 (33.3)	1 (12.5)

- (備考) 1 総務省調べ。人口増加市町村数は調査時点のもの。
- 2 H12～H17についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく  
(平成19年4月1日現在 737団体(噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。))。
- 3 H17～H22についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく  
(平成28年4月1日現在 797団体)
- 4 H22～H27についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく  
(平成29年4月1日現在 814団体(東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯舘村を除く。))。
- 5 一部過疎地域については、その区域の人口に基づく。

## (2) 社会増減と自然増減

### 1) 人口増減の要因：社会増減と自然増減

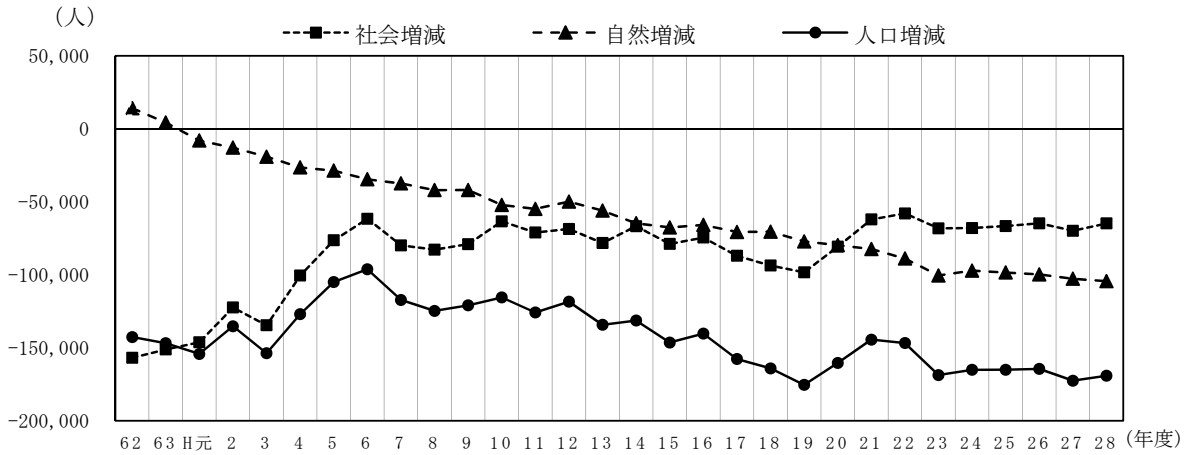
過疎地域における近年の人口増減の推移をみると、昭和 62 年度から平成元年度までは減少幅が拡大傾向であったが、平成 2 年度から平成 6 年度にかけては縮小した。平成 7 年度以降は、平成 19 年度から平成 21 年度までを除き、再び緩やかな拡大傾向となっている。

人口増減を社会増減と自然増減に分解すると、社会増減については、平成 3 年度までは年間 12 万人から 15 万人の間で減少し、平成 4 年度以降は減少幅が縮小したものの、年間 5～10 万人前後で推移している。

一方、自然増減をみると、昭和 62 年度の約 1.4 万人増から年々減少しており、平成元年度には自然増から自然減に転じ、平成 13 年度以降は年間 5 万人以上の自然減となっている。

また、過疎地域の人口増減の要因を社会増減及び自然増減の寄与率からみると、昭和 63 年度以前は自然増を上回る社会減による人口減少、平成元年度以降は社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっており、平成 21 年度以降、自然減の寄与率が社会減の寄与率を上回っていることが分かる（図表 2-2-7）。

図表 2-2-7 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移



(単位：人、%)

年 度	社会増減 a	自然増減 b	人口増減 c=a + b	社会増減寄与率 a/c	自然増減寄与率 b/c
昭和62年度	-156,783	14,161	-142,622	110	-10
昭和63年度	-151,133	4,253	-146,880	103	-3
平成元年度	-146,156	-8,020	-154,176	95	5
平成2年度	-122,356	-12,910	-135,266	90	10
平成3年度	-134,585	-19,120	-153,705	88	12
平成4年度	-100,503	-26,454	-126,957	79	21
平成5年度	-76,331	-28,630	-104,961	73	27
平成6年度	-61,631	-34,595	-96,226	64	36
平成7年度	-79,832	-37,402	-117,234	68	32
平成8年度	-82,768	-41,964	-124,732	66	34
平成9年度	-79,007	-41,934	-120,941	65	35
平成10年度	-63,356	-52,170	-115,526	55	45
平成11年度	-71,007	-54,827	-125,834	56	44
平成12年度	-68,603	-49,826	-118,429	58	42
平成13年度	-78,209	-56,043	-134,252	58	42
平成14年度	-66,703	-64,654	-131,357	51	49
平成15年度	-78,846	-67,517	-146,363	54	46
平成16年度	-74,492	-65,819	-140,311	53	47
平成17年度	-86,988	-70,686	-157,674	55	45
平成18年度	-93,616	-70,467	-164,083	57	43
平成19年度	-98,285	-77,115	-175,400	56	44
平成20年度	-80,721	-79,657	-160,378	50	50
平成21年度	-62,069	-82,317	-144,386	43	57
平成22年度	-57,935	-88,819	-146,754	39	61
平成23年度	-68,174	-100,478	-168,652	40	60
平成24年度	-67,949	-97,113	-165,062	41	59
平成25年度	-66,594	-98,445	-165,039	40	60
平成26年度	-64,707	-99,744	-164,451	39	61
平成27年度	-69,842	-102,686	-172,528	40	60
平成28年度	-64,792	-104,350	-169,142	38	62

(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

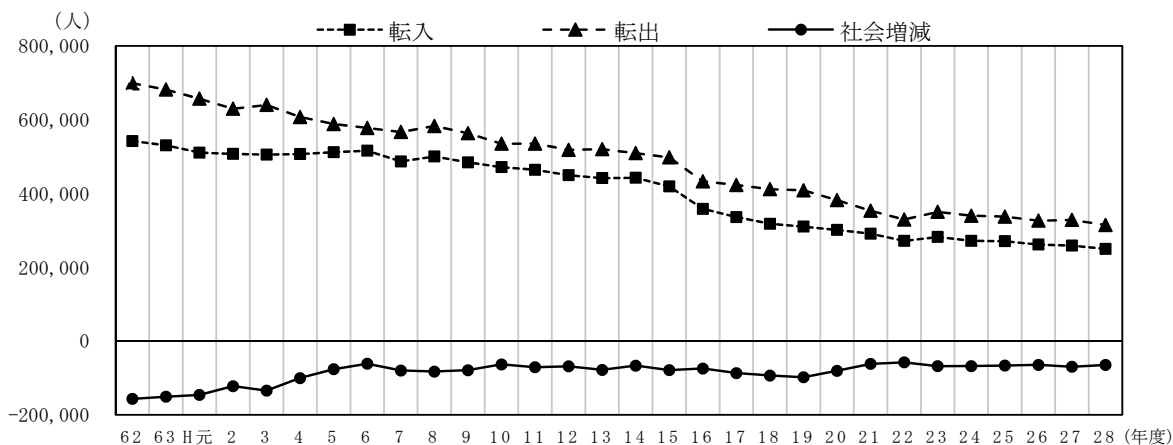
2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、データの取得ができない一部過疎地域を含まない。



## 2) 社会増減：転入と転出

過疎地域における転入・転出の動向をみると、転入者数と転出者数ともに緩やかに減少している（図表 2-2-8）。

図表 2-2-8 過疎地域における社会増減（転入と転出）の推移



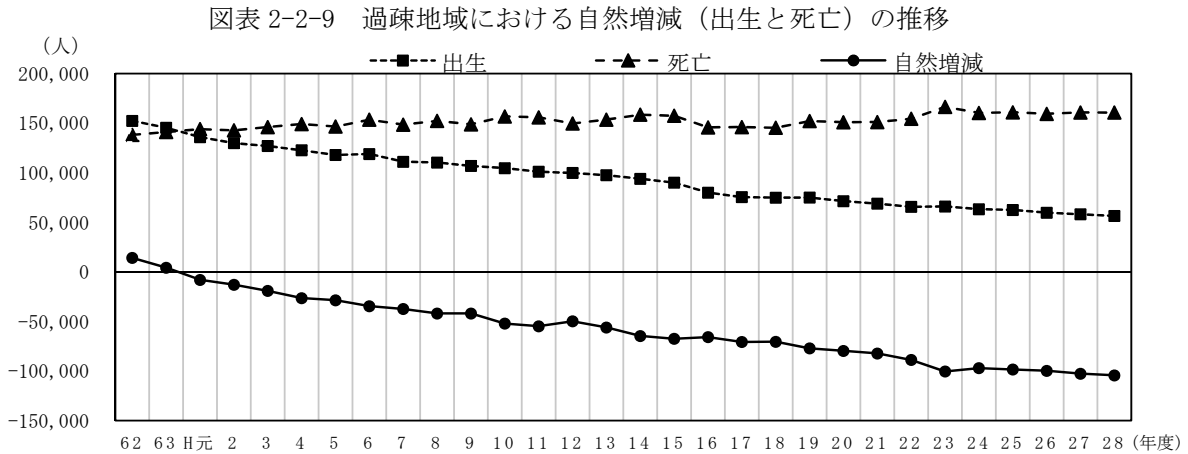
(単位：人)

年 度	転 入 a	転 出 b	社会増減 a - b
昭和62年度	542,228	699,011	-156,783
昭和63年度	530,599	681,732	-151,133
平成元年度	510,802	656,958	-146,156
平成 2年度	507,439	629,795	-122,356
平成 3年度	505,431	640,016	-134,585
平成 4年度	506,879	607,382	-100,503
平成 5年度	512,023	588,354	-76,331
平成 6年度	515,980	577,611	-61,631
平成 7年度	486,910	566,742	-79,832
平成 8年度	500,301	583,069	-82,768
平成 9年度	484,407	563,414	-79,007
平成10年度	471,586	534,942	-63,356
平成11年度	464,275	535,282	-71,007
平成12年度	449,687	518,290	-68,603
平成13年度	441,843	520,052	-78,209
平成14年度	442,632	509,335	-66,703
平成15年度	419,099	497,945	-78,846
平成16年度	358,381	432,873	-74,492
平成17年度	335,974	422,962	-86,988
平成18年度	317,998	411,614	-93,616
平成19年度	310,314	408,599	-98,285
平成20年度	301,303	382,024	-80,721
平成21年度	291,082	353,151	-62,069
平成22年度	271,536	329,471	-57,935
平成23年度	282,185	350,359	-68,174
平成24年度	271,750	339,699	-67,949
平成25年度	270,696	337,290	-66,594
平成26年度	261,607	326,314	-64,707
平成27年度	258,686	328,528	-69,842
平成28年度	249,932	314,724	-64,792

- (備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。  
2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日であり、データの取得できない一部過疎地域を含まない。

3) 自然増減：出生と死亡

過疎地域における出生・死亡の動向をみると、出生者数はほぼ一貫して減少している。一方、死亡者数は近年16万人前後で推移している（図表2-2-9）。



(単位：人)

年 度	出 生 a	死 亡 b	自然増減 a - b
昭和62年度	152,440	138,279	14,161
昭和63年度	145,422	141,169	4,253
平成元年度	136,043	144,063	-8,020
平成2年度	129,946	142,856	-12,910
平成3年度	127,050	146,170	-19,120
平成4年度	122,742	149,196	-26,454
平成5年度	118,011	146,641	-28,630
平成6年度	118,984	153,579	-34,595
平成7年度	111,151	148,553	-37,402
平成8年度	110,407	152,371	-41,964
平成9年度	106,965	148,899	-41,934
平成10年度	104,727	156,897	-52,170
平成11年度	101,125	155,952	-54,827
平成12年度	99,904	149,730	-49,826
平成13年度	97,600	153,643	-56,043
平成14年度	93,994	158,648	-64,654
平成15年度	90,062	157,579	-67,517
平成16年度	80,039	145,858	-65,819
平成17年度	75,472	146,158	-70,686
平成18年度	74,976	145,443	-70,467
平成19年度	75,047	152,162	-77,115
平成20年度	71,415	151,072	-79,657
平成21年度	68,880	151,197	-82,317
平成22年度	65,693	154,512	-88,819
平成23年度	66,021	166,499	-100,478
平成24年度	63,289	160,402	-97,113
平成25年度	62,554	160,999	-98,445
平成26年度	59,765	159,509	-99,744
平成27年度	58,144	160,830	-102,686
平成28年度	56,459	160,809	-104,350

(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日であり、データの取得できない一部過疎地域を含まない。

## 2 過疎地域の人口構成

### (1) 男女別人口

過疎地域における男女別人口の推移をみると、一貫して女性の数が男性の数より多い傾向は全国と同様であるが、女性の構成比は常に全国より高く、平成 27 年では全国の 51.3% に対して 52.6% となっている。

また、過疎地域における男女別の人口増減率の推移をみると、昭和 45 年から昭和 55 年を除き男性の減少率が女性を上回っていたが、平成 22 年から平成 27 年には再び女性の減少率が男性を上回っている。(図表 2-2-10)。

図表 2-2-10 男女別人口の推移

(人口)

(単位：千人、%)

区分		昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
過疎 地域	男	9,994 (48.7)	9,018 (48.2)	8,103 (47.7)	7,704 (47.9)	7,573 (48.0)	7,371 (47.9)	6,968 (47.6)	6,685 (47.5)	6,382 (47.4)	6,013 (47.3)	5,591 (47.2)	5,152 (47.4)
	女	10,521 (51.3)	9,688 (51.8)	8,873 (52.3)	8,394 (52.1)	8,201 (52.0)	8,015 (52.1)	7,674 (52.4)	7,381 (52.5)	7,070 (52.6)	6,707 (52.7)	6,251 (52.8)	5,727 (52.6)
全 国	男	46,300 (49.1)	48,692 (49.1)	51,369 (49.1)	55,091 (49.2)	57,594 (49.2)	59,497 (49.2)	60,697 (49.1)	61,574 (49.0)	62,111 (48.9)	62,349 (48.8)	62,328 (48.7)	61,842 (48.7)
	女	48,001 (50.9)	50,517 (50.9)	53,296 (50.9)	56,849 (50.8)	59,467 (50.8)	61,552 (50.8)	62,914 (50.9)	63,996 (51.0)	64,815 (51.1)	65,419 (51.2)	65,730 (51.3)	65,253 (51.3)

(人口増減率)

(単位：%)

区分		40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	2/60	7/2	12/7	17/12	22/17	27/22
過疎地域	男	△9.8	△10.1	△4.9	△1.7	△2.7	△5.5	△4.1	△4.5	△5.8	△7.0	△7.8
	女	△7.9	△8.4	△5.4	△2.3	△2.3	△4.3	△3.8	△4.2	△5.1	△6.8	△8.3
全 国	男	5.2	5.5	7.2	4.5	3.3	2.0	1.4	0.9	0.4	△0.0	△0.8
	女	5.2	5.5	6.7	4.6	3.5	2.2	1.7	1.3	0.9	0.5	△0.7

- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在。  
 3 ( ) は構成比である。

## (2) 未婚者数

平成27年国勢調査における25歳～39歳人口に占める未婚者の割合を男女別にみると、男性については、過疎地域は50.6%と全国の47.4%に対して3.2ポイント高くなっている一方で、女性については、過疎地域は35.4%と全国の37.0%に対して1.6ポイント低くなっている。

また、25歳～39歳における未婚女性1人に対する未婚男性の数は、過疎地域は1.51人であり、全国の1.31人を上回っている(図表2-2-11)。

図表2-2-11 男女別未婚者数

(単位：千人、%)

区 分		男			女		
		総 数	未婚者数	未婚率	総 数	未婚者数	未婚率
		a	b	b/a	a	b	b/a
過 疎 地 域	15歳以上総数	4,073	1,108	27.2	4,624	770	16.7
	20～24歳	150	138	92.0	140	121	86.4
	25～29歳	181	129	71.3	168	95	56.5
	30～34歳	217	106	48.8	206	68	33.0
	35～39歳	254	96	37.8	241	56	23.2
	25～39歳	652	330	50.6	615	218	35.4
全 国	15歳以上総数	52,880	16,324	30.9	56,874	12,918	22.7
	20～24歳	3,046	2,756	90.5	2,922	2,572	88.0
	25～29歳	3,256	2,223	68.3	3,154	1,853	58.8
	30～34歳	3,685	1,649	44.7	3,606	1,211	33.6
	35～39歳	4,204	1,416	33.7	4,112	960	23.3
	25～39歳	11,145	5,287	47.4	10,872	4,024	37.0

(備考) 1 平成27年国勢調査による。

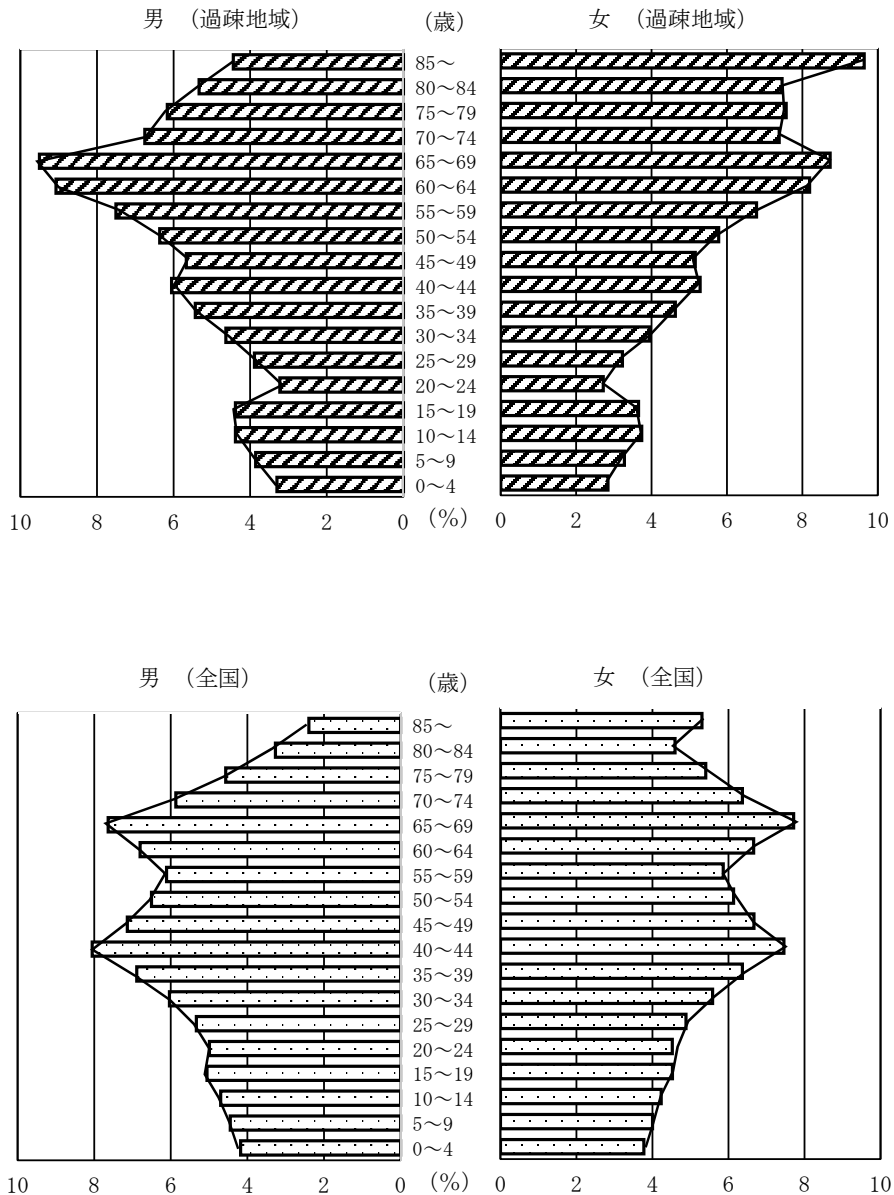
2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

### (3) 年齢階層別人口

#### 1) 過疎地域と全国の比較

過疎地域と全国における年齢階層別の人口構成を平成 27 年国勢調査人口で比較すると、過疎地域は、男女ともに 55 歳以上の各区分の構成が全国より高く、0 歳から 54 歳の各区分で全国より低くなっている（図表 2-2-12）。

図表 2-2-12 男女別・年齢階層別の人口構成



- (備考) 1 平成 27 年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在。

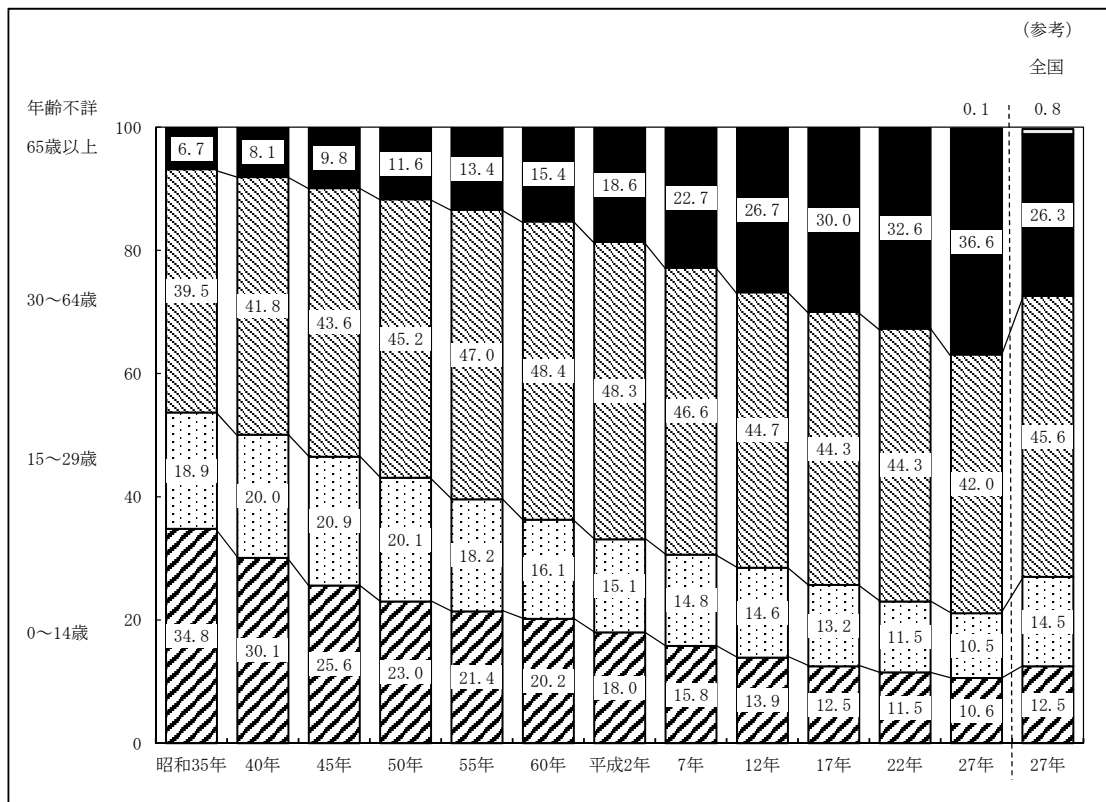
2) 年齢階層別人口の推移

過疎地域の昭和35年から平成27年までの年齢階層別人口の推移をみると、0歳～14歳の階層は714万5千人から115万7千人と大幅に減少（83.8%減）し、構成比も34.8%から10.6%に大きく減少している。また、15歳～29歳の階層についても、この期間に388万5千人から113万9千人に減少（70.7%減）しており、構成比をみると、平成27年では全国が14.5%であるのに対し、過疎地域は10.5%となっている。

また、生産年齢人口である15歳～64歳の階層は、この期間に1,198万6千人から571万人に減少（52.4%減）している。

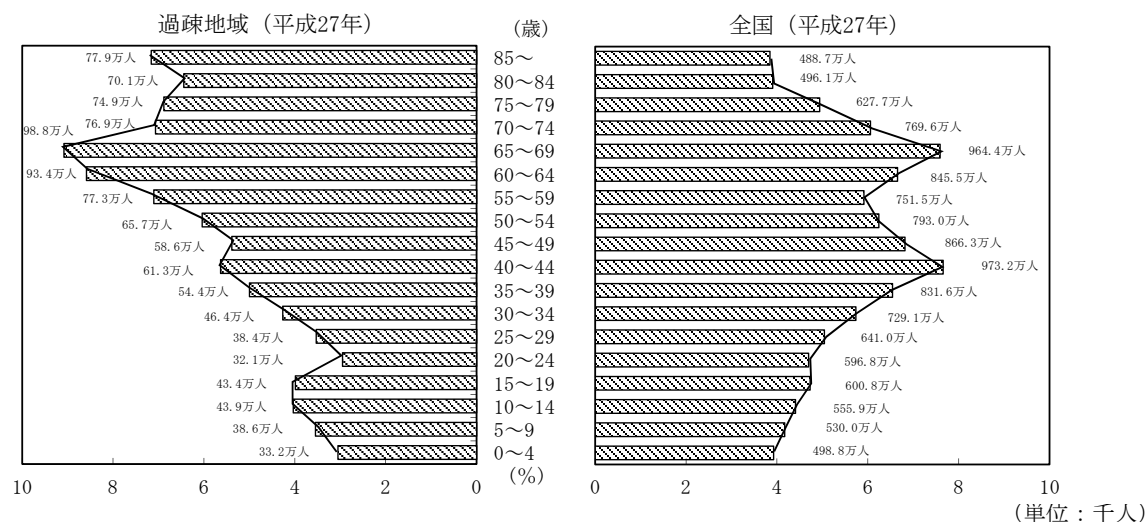
一方、65歳以上の高齢者階層については、この期間に138万4千人から398万5千人と大幅に増加（187.9%増）し、構成比も6.7%から36.6%へと上昇しており、全国における構成比（26.3%）を10.3ポイント上回っている（図表2-2-13、図表2-2-14）。

図表2-2-13 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



(備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。

図表 2-2-14 年齢階層別人口及び構成比



区分	過 疎 地 域												全 国	
	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 12 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 27 年	
	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比
0~4	1,974	9.6	1149	7.1	729	5.0	527	3.9	387	3.3	332	3.1	4,988	3.9
5~9	2,342	11.4	1178	7.3	895	6.1	615	4.6	450	3.8	386	3.5	5,300	4.2
10~14	2,829	13.8	1375	8.5	1017	6.9	732	5.4	519	4.4	439	4.0	5,599	4.4
(0~14)	(7,145)	(34.8)	(3,703)	(23.0)	(2,641)	(18.0)	(1,873)	(13.9)	(1,356)	(11.5)	(1,157)	(10.6)	(15,887)	(12.5)
15~19	1,584	7.7	1171	7.3	921	6.3	728	5.4	500	4.2	434	4.0	6,008	4.7
20~24	1,234	6.0	951	5.9	576	3.9	566	4.2	386	3.3	321	3.0	5,968	4.7
25~29	1,066	5.2	1119	7.0	707	4.8	668	5.0	479	4.0	384	3.5	6,410	5.0
(15~29)	(3,885)	(18.9)	(3,241)	(20.1)	(2,204)	(15.1)	(1,963)	(14.6)	(1,365)	(11.5)	(1,139)	(10.5)	(18,386)	(14.5)
30~34	1,200	5.8	953	5.9	832	5.7	630	4.7	561	4.7	464	4.3	7,291	5.7
35~39	1,420	6.9	1,063	6.6	1015	6.9	702	5.2	631	5.3	544	5.0	8,316	6.5
40~44	1,441	7.0	1,249	7.8	1094	7.5	821	6.1	604	5.1	613	5.6	9,732	7.7
45~49	1,230	6.0	1,268	7.9	901	6.2	990	7.4	673	5.7	586	5.4	8,663	6.8
50~54	1,028	5.0	1,062	6.6	983	6.7	1,064	7.9	792	6.7	657	6.0	7,930	6.2
55~59	944	4.6	877	5.4	1128	7.7	872	6.5	957	8.1	773	7.1	7,515	5.9
60~64	836	4.1	810	5.0	1120	7.6	937	7.0	1,027	8.7	934	8.6	8,455	6.7
(30~64)	(8,101)	(39.5)	(7,281)	(45.2)	(7,072)	(48.3)	(6,016)	(44.7)	(5,244)	(44.3)	(4,571)	(42.0)	(57,903)	(45.6)
(15~64)	(11,985)	(58.4)	(10,522)	(65.4)	(9,276)	(63.4)	(7,979)	(59.3)	(6,609)	(55.8)	(5,710)	(52.5)	(76,289)	(60.0)
65~69	535	2.6	688	4.3	908	6.2	1,036	7.7	825	7.0	988	9.1	9,644	7.6
70~74	404	2.0	542	3.4	694	4.7	976	7.3	841	7.1	769	7.1	7,696	6.1
75~79	251	1.2	363	2.3	549	3.7	727	5.4	856	7.2	749	6.9	6,277	4.9
80~84	132	0.6	187	1.2	346	2.4	462	3.4	702	5.9	701	6.4	4,961	3.9
85~	63	0.3	93	0.6	225	1.5	397	3.0	643	5.4	779	7.2	4,887	3.8
(65~)	(1,384)	(6.7)	(1,873)	(11.6)	(2,723)	(18.6)	(3,597)	(26.7)	(3,866)	(32.6)	(3,985)	(36.6)	(33,465)	(26.3)
年齢不詳	0	0.0	1	0.0	3	0.0	3	0.0	11	0.1	27	0.2	1,454	1.1
合 計	20,515	100.0	16,099	100.0	14,643	100.0	13,452	100.0	11,842	100.0	10,879	100.0	127,095	100.0

(備考) 1 国勢調査による。  
2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在。

## 3) コーホート人口の増減

図表 2-2-15 及び図表 2-2-16 は、人口の動向をコーホート（同一年齢階層区分に属する出生者集団）により示したものである。

これによると、過疎地域には、次のような特色がある。

第一に、全ての期間で 15～19 歳及び 20～24 歳の区分の人口減少率が 20～30%前後と著しく拡大している。つまり、前回国勢調査時に 10～14 歳もしくは 15～19 歳であった者が、その次の国勢調査時には著しく減少していることとなる。これは、中学校卒業者や高等学校等卒業者が、進学や就職を機に郷里である過疎地域を転出することが推測される。

第二に、昭和 55 年～平成 17 年まで、25～29 歳の区分及び 5 歳～9 歳の区分については増加の傾向が見受けられた。つまり、前回国勢調査時に 20～24 歳及び 0～4 歳であった年齢層が次の国勢調査時には増加していることとなる。これは、大学卒業者や、幼児を持つ若い夫婦世帯が U I ターンとして過疎地域に転入しているものと推測される。しかし、平成 17 年以降はどちらの年齢層も減少に転じている（図表 2-2-15）。

図表 2-2-15 コーホート人口増減率

## (1) 過疎地域

(単位：%)

年齢区分	50年/45年	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12年/7年	17年/12年	22年/17年	27年/22年
5～9歳	△ 1.9	2.1	0.9	△ 1.0	1.3	1.6	0.7	△ 0.9	△ 0.4
10～14歳	△ 3.5	△ 0.6	△ 0.8	△ 2.0	△ 1.1	△ 0.8	△ 1.5	△ 2.2	△ 2.4
15～19歳	△32.0	△24.7	△20.4	△20.8	△18.4	△17.7	△17.8	△17.4	△16.3
20～24歳	△34.3	△32.3	△34.3	△38.2	△32.1	△31.8	△33.1	△35.8	△35.8
25～29歳	△ 0.8	9.9	8.9	4.0	9.4	6.9	3.1	△ 1.7	△ 0.5
30～34歳	△ 2.2	1.4	△ 0.3	△ 3.6	△ 0.4	0.0	△ 2.8	△ 3.9	△ 3.2
35～39歳	△ 3.1	0.1	△ 0.5	△ 2.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 2.1	△ 2.9	△ 3.0
40～44歳	△ 3.9	△ 1.7	△ 2.1	△ 3.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.8
45～49歳	△ 3.8	△ 2.7	△ 2.6	△ 3.5	△ 1.4	△ 1.4	△ 2.0	△ 2.2	△ 2.9
50～54歳	△ 5.7	△ 3.3	△ 3.0	△ 3.5	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6	△ 2.3
55～59歳	△ 6.8	△ 4.5	△ 4.3	△ 4.2	△ 2.4	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.8	△ 2.3
60～64歳	△ 6.2	△ 5.6	△ 4.6	△ 4.6	△ 3.5	△ 2.3	△ 1.7	△ 1.8	△ 2.4

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在。

3 コーホート人口については、図表 2-2-16 の備考 3 を参照。



(2) 非過疎地域

(単位：%)

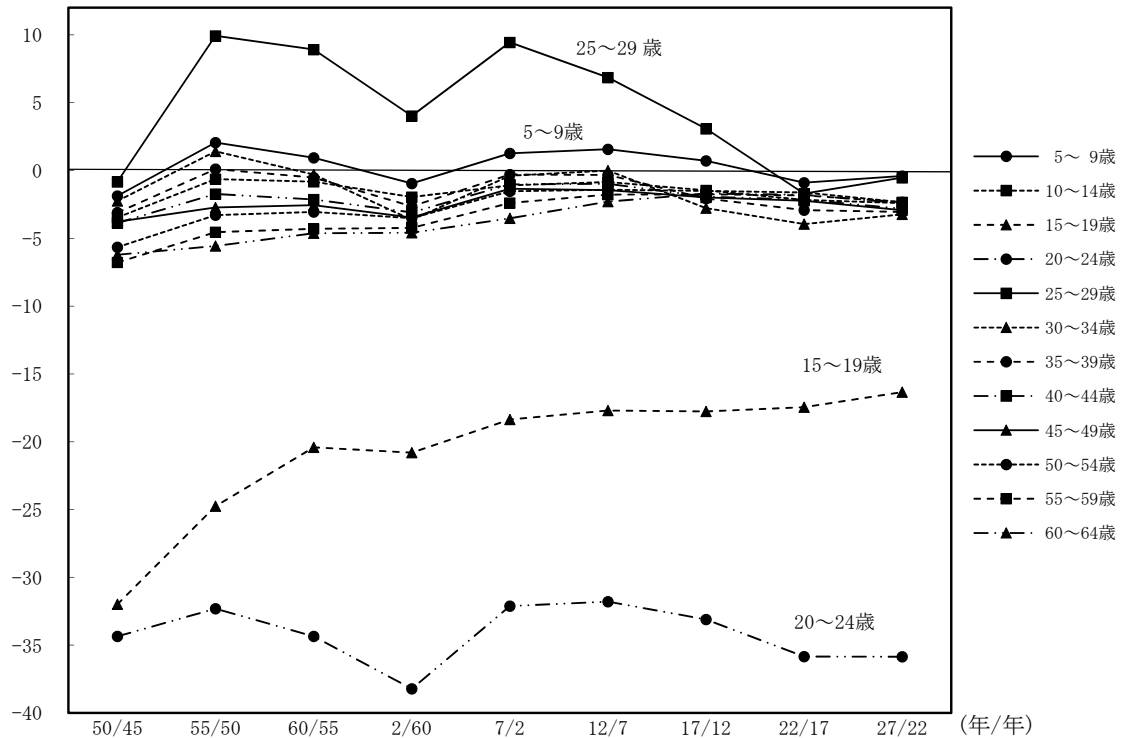
年齢区分	50年/45年	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12年/7年	17年/12年	22年/17年	27年/22年
5～9歳	0.7	0.1	0.1	0.2	0.7	0.3	0.4	0.2	0.1
10～14歳	0.9	0.4	0.2	0.2	0.3	0.2	0.0	0.1	0.5
15～19歳	8.3	4.8	3.3	2.3	2.9	2.5	2.6	2.9	3.2
20～24歳	5.2	4.0	3.9	2.2	2.0	1.6	1.5	1.2	1.5
25～29歳	0.8	△ 1.5	△ 1.3	△ 2.1	△ 0.8	△ 1.6	△ 2.0	△ 0.7	△ 0.2
30～34歳	1.5	△ 0.4	0.2	△ 0.1	0.8	△ 0.1	△ 0.2	1.1	0.2
35～39歳	0.2	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.5	△ 0.1	△ 0.3	0.6	△ 0.1
40～44歳	0.0	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.5	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.2	△ 0.4
45～49歳	0.3	△ 1.4	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.8
50～54歳	△ 1.6	△ 2.0	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.0	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.0	△ 1.2
55～59歳	△ 2.7	△ 2.5	△ 2.5	△ 2.3	△ 1.6	△ 2.1	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6
60～64歳	△ 3.3	△ 4.2	△ 3.5	△ 3.4	△ 3.2	△ 2.8	△ 2.2	△ 2.2	△ 2.4

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。

3 コーホート人口については、図表2-2-16の備考3を参照。

図表2-2-16 過疎地域におけるコーホート人口増減率の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。

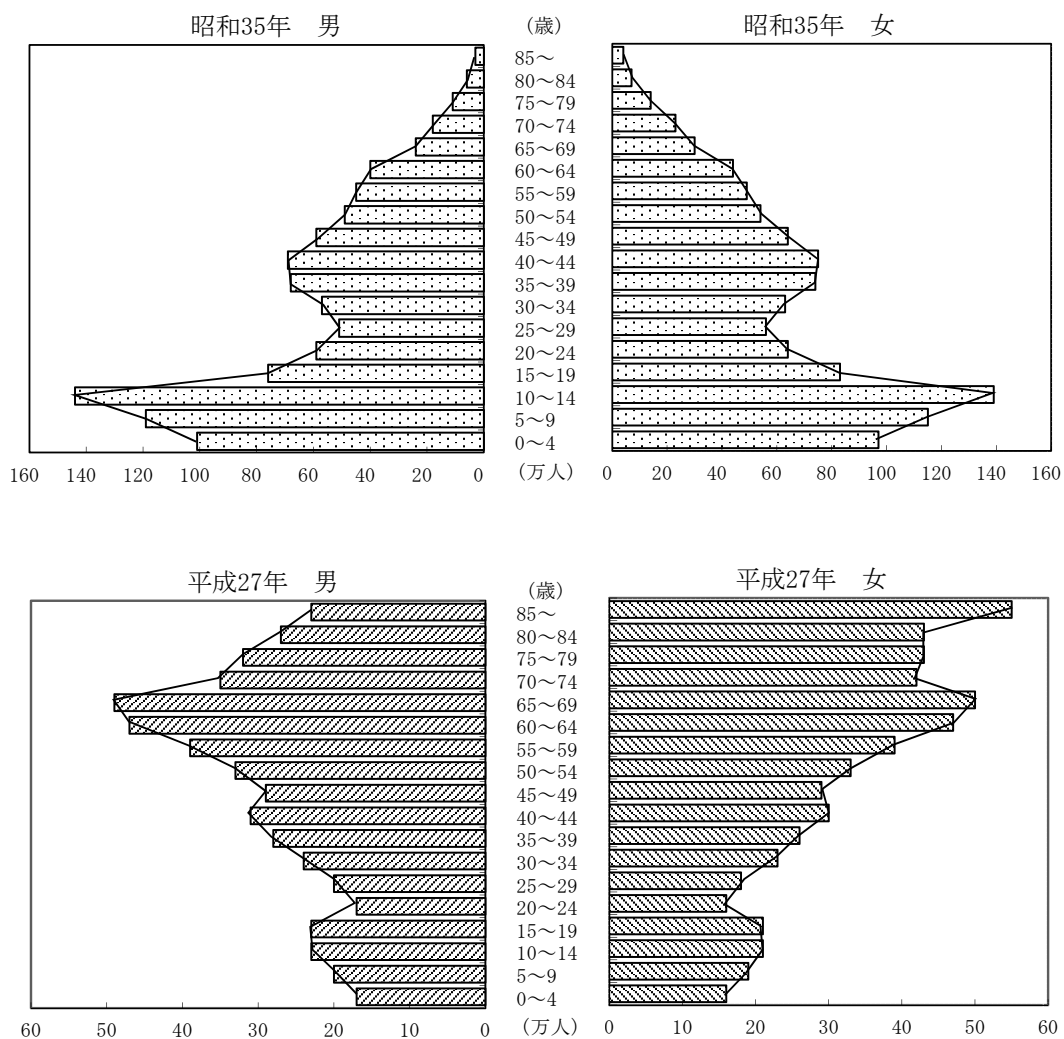
3 コーホートとは、同一年齢階層区分に属する出生者集団をいう。コーホート人口増減率は、各年齢

階層区分人口を、それぞれ直前の国勢調査時の一段階若い年齢階層区分人口と比較したものである。例えば、図表 2-2-15 において、「(1) 過疎地域」の表側「20～24 歳」欄、表頭「2 年/60 年」欄の△38.2%とは、昭和 60 年国勢調査時の 15～19 歳の年齢階層人口が、平成 2 年国勢調査時（この時点では、次の 20～24 歳の年齢階層となっている）には 38.2%減少したことを示している。

#### 4) 人口構造の変化

昭和 35 年と平成 27 年の過疎地域の人口構造を人口ピラミッドで比較すると、15 歳未満の年少人口が 6 分の 1 程度に減少し、15 歳～40 歳未満人口も 3 分の 1 程度に減少している。一方、60 歳以上の人口が 2 倍以上増加していることが分かる（図表 2-2-17）。

図表 2-2-17 過疎地域における人口構造の変化



(備考) 1 国勢調査による。

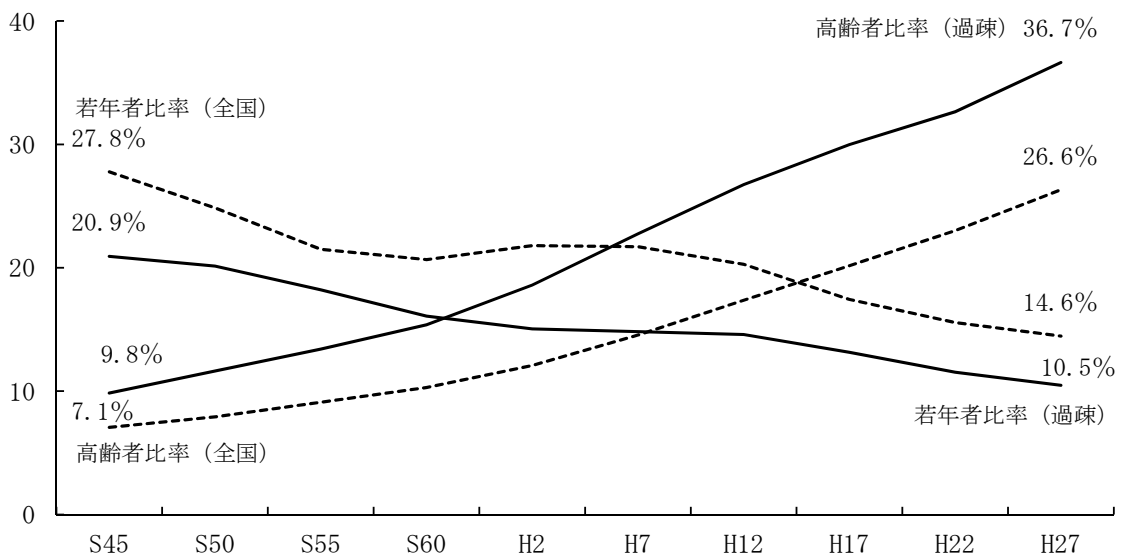
2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在。

### 5) 高齢者比率・若年者比率の推移

昭和45年から平成27年までの65歳以上の高齢者比率の推移をみると、全国で19.2ポイント増加しているのに対し、過疎地域では26.8ポイント増加している。また、過疎地域と全国との差については、昭和45年では2.7ポイントであったものが平成27年では10.3ポイントと次第に広がっている。

15歳～29歳の若年者比率については、全国、過疎地域ともに減少傾向にある（図表2-2-18）。

図表2-2-18 高齢者比率及び若年者比率の推移



(単位：%)

区分		S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
高齢者比率	全国①	7.1	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6
	過疎②	9.8	11.6	13.4	15.4	18.6	22.7	26.7	30.0	32.7	36.7
	②-①	2.7	3.7	4.3	5.1	6.5	8.1	9.3	9.8	9.7	10.1
若年者比率	全国①	27.8	24.9	21.5	20.7	21.8	21.7	20.3	17.4	15.6	14.6
	過疎②	20.9	20.1	18.2	16.1	15.1	14.8	14.6	13.2	11.5	10.5
	②-①	△ 6.9	△ 4.8	△ 3.3	△ 4.6	△ 6.7	△ 6.9	△ 5.7	△ 4.1	△ 4.1	△ 4.1

- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。  
 3 高齢者比率、若年者比率とも加重平均である。

6) 高齢者・若年者比率の段階別市町村数

(高齢者比率の段階別過疎関係市町村数)

高齢者比率の段階別の分布をみると、平成2年には15%～20%未満が393団体が最多となっていたが、市町村数が最多の区分は次第に高齢者比率の高い方にシフトし、平成27年には35%～40%未満が323団体が最多となっている。また、高齢者比率40%以上の市町村は、平成2年には0団体であったが、平成27年には281団体まで増加している(図表2-2-19)。

(若年者比率の段階別過疎関係市町村数)

若年者比率の段階別の分布をみると、平成2年以降10%～15%未満の区分が最多となっていたが、平成27年には5%～10%未満が419団体が最多となっている。また、5%～10%未満の区分については、平成2年の48団体から平成27年には419団体まで増加しており、全体の51.5%を占めている(図表2-2-19)。

図表2-2-19 高齢者比率・若年者比率の段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

区 分	5%未満	5%～ 10%未満	10%～ 15%未満	15%～ 20%未満	20%～ 25%未満	25%～ 30%未満	30%～ 35%未満	35%～ 40%未満	40%以上	計	
高 齢 者	平成 2 年	0 (0.0)	4 (0.5)	60 (7.4)	393 (48.2)	277 (33.9)	69 (8.5)	11 (1.3)	2 (0.2)	0 (0.0)	816 (100.0)
	平成 7 年	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (1.5)	106 (13.0)	375 (46.0)	238 (29.2)	63 (7.7)	20 (2.5)	2 (0.2)	816 (100.0)
	平成 12 年	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.2)	16 (2.0)	170 (20.9)	362 (44.4)	186 (22.8)	53 (6.5)	26 (3.2)	815 (100.0)
	平成 17 年	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.2)	4 (0.5)	48 (5.9)	258 (31.6)	317 (38.8)	124 (15.2)	63 (7.7)	816 (100.0)
	平成 22 年	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	3 (0.4)	16 (2.0)	115 (14.1)	343 (42.0)	218 (26.7)	121 (14.8)	817 (100.0)
	平成 27 年	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	4 (0.5)	5 (0.6)	27 (3.3)	173 (21.3)	323 (39.7)	281 (34.5)	814 (100.0)
若 年 者	平成 2 年	2 (0.2)	48 (5.9)	452 (55.4)	302 (37.0)	10 (1.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	816 (100.0)
	平成 7 年	1 (0.1)	64 (7.8)	480 (58.8)	258 (31.6)	11 (1.3)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	816 (100.0)
	平成 12 年	3 (0.4)	56 (6.9)	509 (62.5)	239 (29.3)	6 (0.7)	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	815 (100.0)
	平成 17 年	2 (0.2)	111 (13.6)	621 (76.1)	79 (9.7)	3 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	816 (100.0)
	平成 22 年	4 (0.5)	255 (31.2)	538 (65.9)	19 (2.3)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	817 (100.0)
	平成 27 年	5 (0.6)	419 (51.5)	380 (46.7)	9 (1.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	814 (100.0)

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。

3 平成12年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。

4 平成27年は、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯館村を除く。

5 分村合併後に2市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、平成2年から平成17年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1団体として算出。

6 ( )は構成比である。

### 3 過疎地域の世帯の動向

#### (1) 世帯数及び世帯人員数

平成22年から平成27年までの5年間における世帯数及び1世帯当たり世帯人員数の変動をみると、世帯数については、全国で2.9%増加しているのに対して、過疎地域では3.6%減少している。ブロック別にみると、沖縄以外の全てのブロックで減少している。

1世帯当たり世帯人員数については、全国及び過疎地域で共に減少しており、平成27年における過疎地域の世帯人員数は1世帯当たり2.46人と、全国より0.13人多い。ブロック別にみると、全てのブロックで減少しており、平成27年において、1世帯当たりの世帯人員数が最大の北陸と最小の北海道との差は0.63人となっている（図表2-2-20）。

図表2-2-20 ブロック別世帯数及び1世帯当たり世帯人員数

(単位：世帯、人)

区 分	世 帯 数			1世帯当たり世帯人員数			
	平成22年	平成27年	増減率	平成22年	平成27年	増減率	
過 疎 地 域	北海道	738,613	712,389	△ 3.6	2.24	2.14	△ 4.5
	東 北	977,685	943,194	△ 3.5	2.93	2.75	△ 6.2
	関 東	236,802	226,734	△ 4.3	2.70	2.54	△ 5.9
	東 海	155,103	146,930	△ 5.3	2.61	2.47	△ 5.5
	北 陸	110,404	106,404	△ 3.6	2.91	2.77	△ 5.0
	近 畿	292,780	283,656	△ 3.1	2.65	2.50	△ 5.5
	中 国	482,740	466,285	△ 3.4	2.60	2.47	△ 4.8
	四 国	329,146	314,495	△ 4.5	2.40	2.29	△ 4.6
	九 州	1,064,226	1,026,501	△ 3.5	2.50	2.39	△ 4.4
	沖 縄	42,772	43,900	2.6	2.38	2.24	△ 5.8
	計	4,430,271	4,270,488	△ 3.6	2.59	2.46	△ 5.1
全 国	51,842,307	53,331,797	2.9	2.42	2.33	△ 3.8	

(備考) 1 国勢調査による。

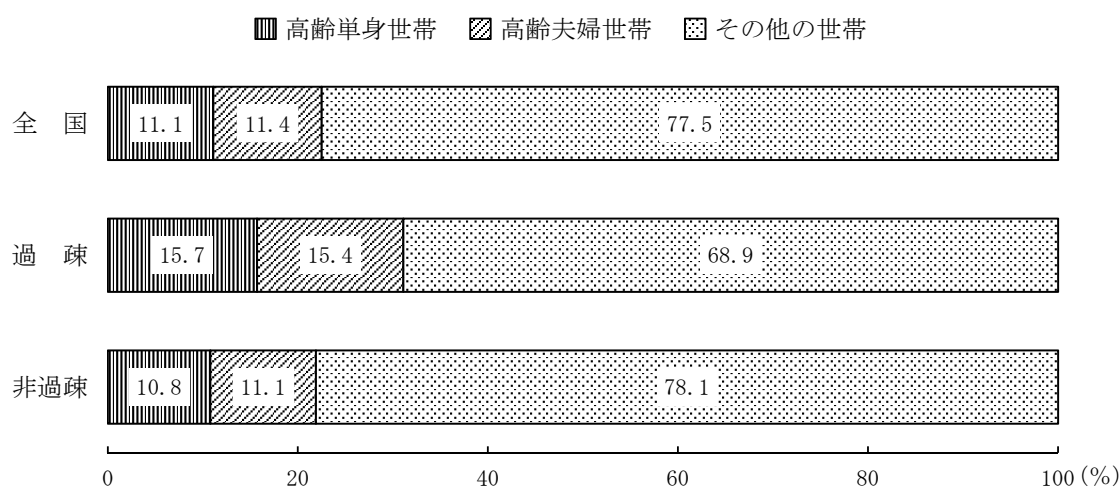
2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。

(2) 高齢者世帯

1) 概況

平成 27 年国勢調査における高齢者世帯の総世帯数に占める割合をみると、過疎地域は高齢単身世帯（65 歳以上の者 1 人のみからなる一般世帯）15.7%、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の世帯）15.4%、計 31.1%となっている。非過疎地域は高齢単身世帯 10.8%、高齢夫婦世帯 11.1%、計 21.9%となっており、過疎地域は非過疎地域よりも高齢世帯の割合が高い（図表 2-2-21）。

図表 2-2-21 高齢者世帯割合



(単位：世帯、%)

区分	総世帯数	高齢者単身世帯数 a	高齢者夫婦世帯数 b	高齢者世帯計 a + b
全国	53,331,797 (100.0)	5,927,686 (11.1)	6,079,126 (11.4)	12,006,812 (22.5)
過疎地域	3,853,564 (100.0)	604,450 (15.7)	593,713 (15.4)	1,198,163 (31.1)
非過疎地域	49,478,233 (100.0)	5,323,236 (10.8)	5,485,413 (11.1)	10,808,649 (21.9)

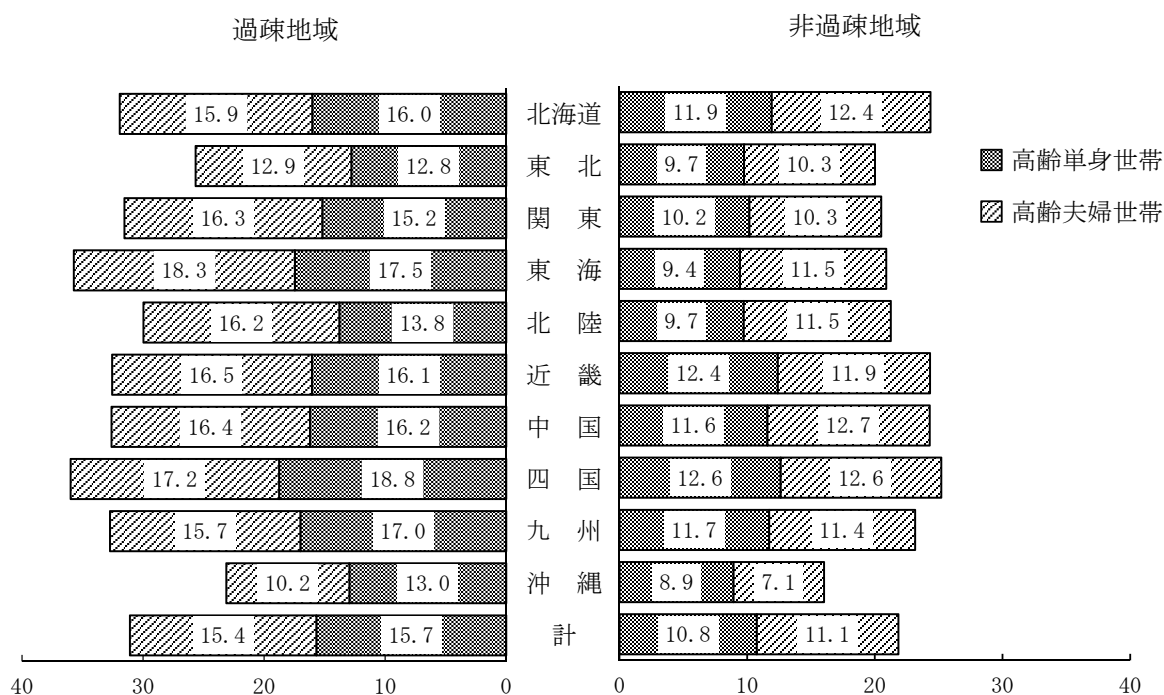
- (備考) 1 平成 27 年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。非過疎地域は、一部過疎市町村を含む。  
 3 高齢単身世帯とは、65 歳以上の者 1 人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいい、高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。  
 4 ( ) は総世帯数に対する構成比である。

## 2) ブロック別の状況

平成 27 年国勢調査における高齢者世帯の状況をブロック別にみると、過疎地域は全てのブロックにおいて非過疎地域よりも高齢者世帯数の割合が高い。

また、過疎地域では東海、四国で高齢者世帯の割合が高い。一方、割合が低いのは、東北、沖縄である（図表 2-2-22）。

図表 2-2-22 高齢者世帯割合のブロック別状況



- (備考) 1 ブロック別の総世帯数に占める高齢者世帯の割合であり、平成 27 年国勢調査による。
- 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

## 第3節 財政状況

### 1 決算の状況

#### (1) 概況

平成27年度における過疎関係市町村の1団体当たりの決算額をみると、過疎関係市町村は歳入歳出とも全国市町村の約3分の1に過ぎず、財政規模は極めて小さい(図表2-3-1)。

図表2-3-1 市町村決算の状況

(単位：百万円)

区 分		平成27年度	
		決 算 額	1 団体当たり の決算額
過疎関係市町村	歳入	7,866,706	11,706.4
	歳出	7,444,879	11,078.7
全国市町村	歳入	58,019,628	33,752.0
	歳出	55,925,007	32,533.5

- (備考) 1 総務省「平成27年度地方財政状況調査」による。  
 2 過疎関係市町村、全国市町村は、平成29年4月1日現在。  
 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

#### (2) 歳入

平成27年度における過疎関係市町村の歳入決算の状況をみると、地方税の歳入総額に占める割合は13.1%で、全国市町村の32.7%に比べて著しく低い。

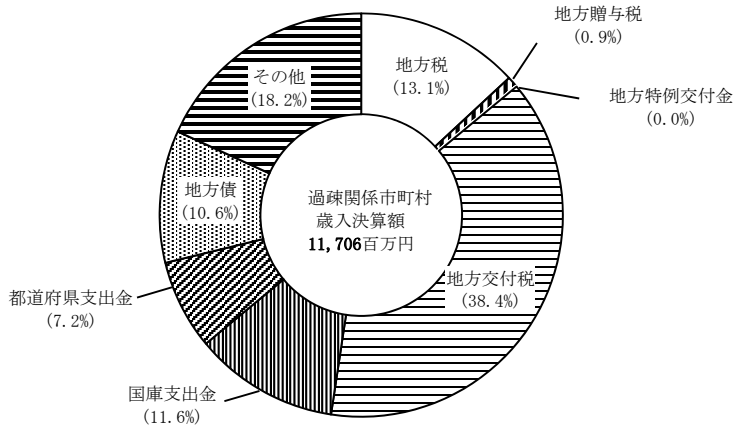
一方、地方公共団体の財源調整を行う地方交付税が歳入に占める割合は、過疎関係市町村は38.4%、全国市町村は14.7%であり、過疎関係市町村の方が著しく高い。

また、国庫支出金が歳入に占める割合は、過疎関係市町村では11.6%で全国市町村の15.2%より低いが、都道府県支出金(過疎関係市町村7.2%、全国市町村6.7%)及び地方債(過疎関係市町村10.6%、全国市町村8.7%)については、過疎関係市町村の方が高い(図表2-3-2)。

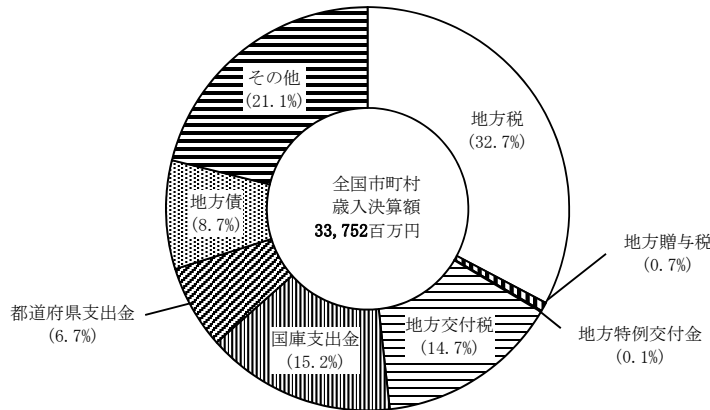


図表 2-3-2 市町村歳入決算額の状況

過疎関係市町村 1団体当たり決算



全国市町村 1団体当たり決算



区分 費目	過疎関係市町村			全国市町村		
	決算額	1団体当たりの決算額	構成比	決算額	1団体当たりの決算額	構成比
地方税	1,033,841	1,538	13.1	18,955,969	11,027	32.7
地方贈与税	69,966	104	0.9	421,408	245	0.7
地方特例交付金	2,551	4	0.0	71,321	41	0.1
地方交付税	3,019,072	4,493	38.4	8,544,937	4,971	14.7
国庫支出金	910,207	1,354	11.6	8,817,416	5,129	15.2
都道府県支出金	563,072	838	7.2	3,916,148	2,278	6.7
地方債	833,267	1,240	10.6	5,051,211	2,938	8.7
その他	1,434,730	2,135	18.2	12,241,218	7,121	21.1
合計	7,866,706	11,706	100.0	58,019,628	33,752	100.0

- (備考) 1 総務省「平成27年度地方財政状況調査」による。  
 2 過疎関係市町村は、平成29年4月1日現在。  
 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。

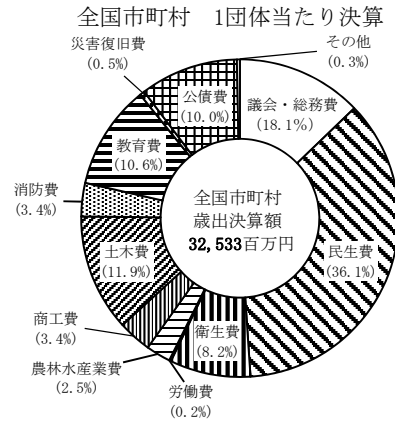
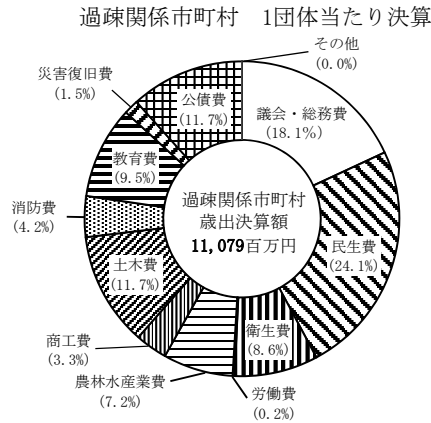
### (3) 歳出

平成27年度における市町村の歳出決算の状況を目的別にみると、過疎関係市町村には農山漁村が多いことから、農林水産業費の割合が7.2%と、全国市町村の2.5%を上回っている。また、公債費の割合も11.7%と、全国市町村の10.0%を上回っている。一方、民生費、土木費、教育費、商工費等の割合については、過疎関係市町村が全国市町村を下回っている。

この歳出決算の状況を性質別にみると、投資的経費の割合が全国市町村より高い。これは過疎関係市町村では社会基盤の整備が遅れており、地域間格差を解消するために積極的に公共事業を展開しているためと考えられる。その中でも、補助事業の割合は全国市町村の6.4%に対して、10.0%と3.6ポイント上回っている。(図表2-3-3)。

(1) 目的別

図表 2-3-3 市町村歳出決算額の状況

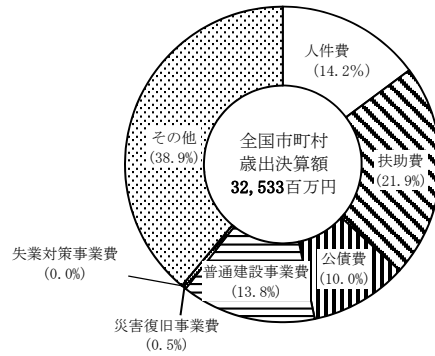


区分 費目	過疎関係市町村			全国市町村		
	決算額	1団体当たりの決算額	構成比	決算額	1団体当たりの決算額	構成比
議会・総務費	1,350,497	2,010	18.1	7,172,317	4,172	12.8
民生費	1,791,591	2,666	24.1	20,214,708	11,760	36.1
衛生費	638,263	950	8.6	4,559,561	2,652	8.2
労働費	14,446	21	0.2	126,369	74	0.2
農林水産業費	534,058	795	7.2	1,405,045	817	2.5
商工費	246,908	367	3.3	1,929,374	1,122	3.4
土木費	867,332	1,291	11.7	6,644,682	3,865	11.9
消防費	310,650	462	4.2	1,926,499	1,121	3.4
教育費	706,457	1,051	9.5	5,913,795	3,440	10.6
災害復旧費	110,040	164	1.5	272,207	158	0.5
公債費	872,117	1,298	11.7	5,615,849	3,267	10.0
その他	2,519	4	0.0	144,600	84	0.3
合計	7,444,879	11,079	100.0	55,925,007	32,533	100.0

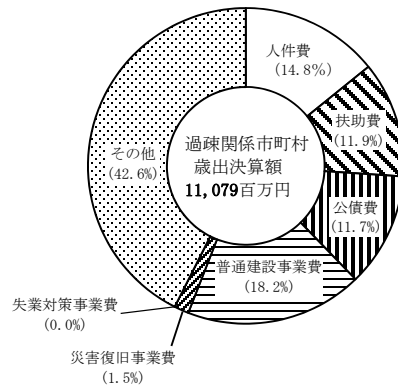
(備考) 1 総務省「平成27年度地方財政状況調査」による。  
 2 過疎関係市町村は、平成29年4月1日現在。  
 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

(2) 性質別

全国市町村 1団体当たり決算



過疎関係市町村 1団体当たり決算



区分 費目	過疎関係市町村			全国市町村		
	決算額	1団体当たりの決算額	構成比	決算額	1団体当たりの決算額	構成比
義務的経費	2,808,521	4,179	37.7	26,180,692	15,230	46.8
人件費	1,053,827	1,568	14.2	8,301,843	4,829	14.8
扶助費	882,832	1,314	11.9	12,269,296	7,137	21.9
公債費	871,863	1,297	11.7	5,609,554	3,263	10.0
投資的経費	1,467,543	2,184	19.7	7,975,303	4,640	14.3
普通建設事業費	1,357,551	2,020	18.2	7,703,228	4,481	13.8
補助事業	747,729	1,113	10.0	3,603,124	2,096	6.4
単独事業	571,460	850	7.7	3,890,552	2,263	7.0
その他	38,362	57	0.5	209,552	122	0.4
災害復旧事業費	109,950	164	1.5	272,008	158	0.5
失業対策事業費	42	0	0.0	67	0	0.0
その他の経費	3,168,814	4,715	42.6	21,769,011	12,664	38.9
合計	7,444,879	11,079	100.0	55,925,007	32,533	100.0

(備考) 1 総務省「平成27年度地方財政状況調査」による。  
 2 過疎関係市町村は、平成29年4月1日現在。  
 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

## 2 財政力指数等の状況

### (1) 財政力指数

過疎地域について市町村の財政力を示す指標である財政力指数の状況をみると、平成 27 年度の財政力指数の平均は 0.24 であり、全国平均 0.50 と比べて著しく低く、過疎関係市町村の財政力は極めて弱いものとなっている。

なお、過疎関係市町村の財政力指数の段階別分布をみると、平成 26 年において最も多かったのは 0.1 以上 0.2 未満の 294 団体であったが、平成 27 年においては 0.2 以上 0.3 未満の 293 団体が最も多くなっている（図表 2-3-4）。

図表 2-3-4 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

		平成 26 年度	平成 27 年度
過 疎 関 係 市 町 村	0.1 未満	31 (3.8)	26 (3.2)
	0.1 以上 0.2 未満	294 (36.0)	286 (35.0)
	0.2 以上 0.3 未満	281 (34.4)	293 (35.9)
	0.3 以上 0.42 未満	178 (21.8)	179 (21.9)
	0.42 超	33 (4.0)	33 (4.0)
	団体数合計	817 (100.0)	817 (100.0)
	平均値 A	0.24	0.24
全国平均値 B		0.49	0.50
B - A		0.25	0.26

- (備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。  
 2 過疎関係市町村は、平成 29 年 4 月 1 日現在。  
 3 財政力指数について、平成 26 年度は平成 24 年度から平成 26 年度まで、平成 27 年度は平成 25 年度から平成 27 年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値（小数点第 3 位を四捨五入）を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値（合併算定替）に基づく。  
 4 ( ) は団体数合計に対する構成比である。  
 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。

## (2) 公債費負担比率等

地方債の元利償還金に充てられる公債費は、義務的経費の中でも特に非弾力的な経費であるため、その増加は財政を圧迫することとなる。

この公債費による財政負担の度合をみると、公債費負担比率については、過疎関係市町村は16.5%と、全国市町村の14.4%より2.1ポイント高くなっている。

また、実質公債費比率については、過疎関係市町村9.0%、全国市町村7.4%と、過疎関係市町村が1.6ポイント高くなっている。

全国との比率の差については、過疎地域がこれまで実施してきた、地方債を活用したインフラ整備などによる元利償還金の負担が大きいことがひとつの要因と考えられる(図表2-3-5)。

図表 2-3-5 公債費負担比率等の状況

(単位：%)

区 分	公債費負担比率	実質公債費比率	将来負担比率
過疎関係市町村	16.5	9.0	34.3
全国市町村	14.4	7.4	38.9

- (備考) 1 総務省「平成27年度地方財政状況調査」及び「地方財政状況調査関係資料」による。
- 2 過疎関係市町村は、平成29年4月1日現在であり、過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。
- 3 数値は単純平均である。
- 4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体に関する数値を含んでいない。
- 5 公債費負担比率とは、一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の割合である。
- 6 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

(参考)

$$\bullet \text{公債費負担比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

$$\bullet \text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-F}$$

A = 地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く)

B = 準元利償還金 (イからホまでの合計額: イ満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額、ロ一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、ハ組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの、ニ債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、ホ一時借入金の利子)

C = 特定財源

D = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E = 標準財政規模

F = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(注) 平成 24 年度～平成 26 年度の各年度毎に求めた数値を平均し、小数点第 2 位以下を切り捨てたものである。

$$\bullet \text{将来負担比率 (\%)} = \frac{A - (B+C+D)}{E-F}$$

A = 将来負担額 (イからチまでの合計額: イ一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高、ロ債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの)、ハ一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、ニ当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額、ホ退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額、ヘ地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額、ト連結実質赤字額、チ組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額)

B = 充当可能基金額 (上記イからへまでの償還額等に充てることのできる基金)

C = 特定財源見込額

D = 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E = 標準財政規模

F = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

## 第4節 産業・雇用

### 1 労働力人口及び雇用の状況

#### (1) 労働力人口の状況

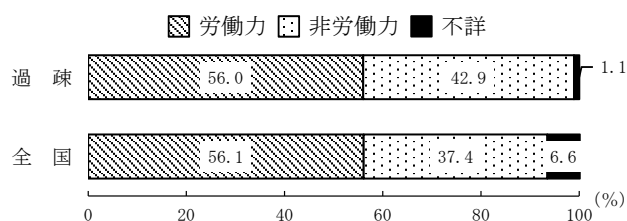
##### 1) 労働力人口割合

平成27年国勢調査における労働力・非労働力人口割合をみると、全年齢層(15歳以上)で労働力の占める割合は、過疎地域及び全国ともに60%弱程度である。年齢階層別にみると、15歳～29歳では4.2ポイント、30歳～64歳では6.6ポイント、65歳以上では1.4ポイント過疎地域が全国を上回っている(図表2-4-1)。

図表2-4-1 労働力・非労働力人口割合

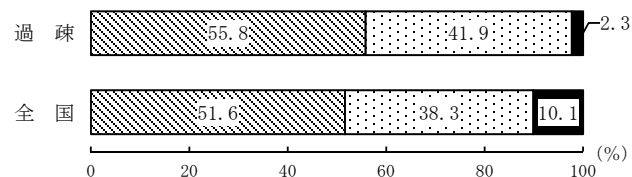
全年齢層(15歳以上) (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	61,523	4,873	56,650
非労働力	41,022	3,729	37,293



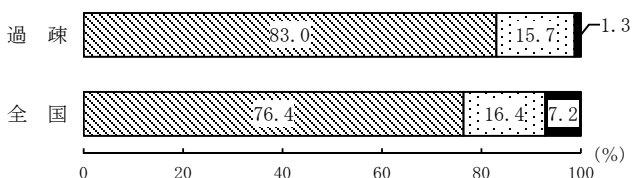
15～29歳 (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	9,488	576	8,912
非労働力	7,042	432	6,610



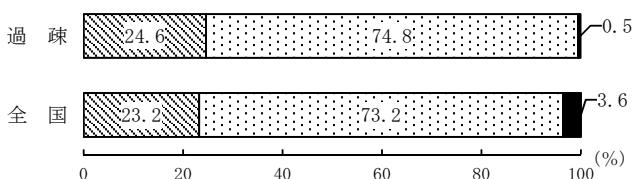
30～64歳 (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	44,259	3,424	40,835
非労働力	9,495	647	8,847



65歳以上 (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	7,776	873	6,903
非労働力	24,486	2,649	21,836



- (備考) 1 平成27年国勢調査による。  
 2 過疎地域は平成29年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。



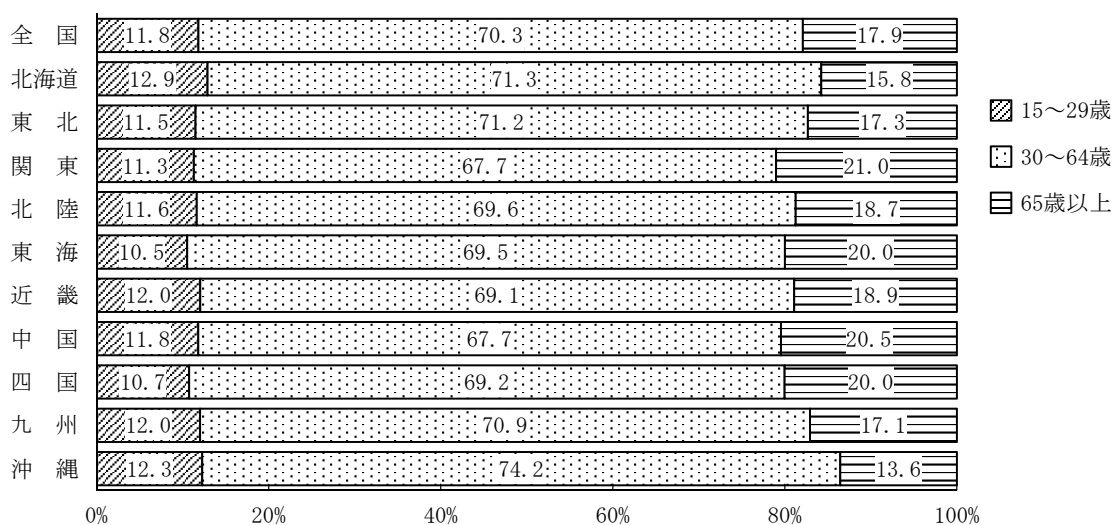
## 2) ブロック別労働力人口の年齢構成割合

労働力人口の年齢構成割合をみると、過疎地域では15歳～29歳が11.8%で全国を3.6ポイント下回っており、逆に65歳以上が17.9%で全国を5.3ポイント上回っている。このことから、過疎地域の労働力人口が全国よりも高齢化していることが分かる。

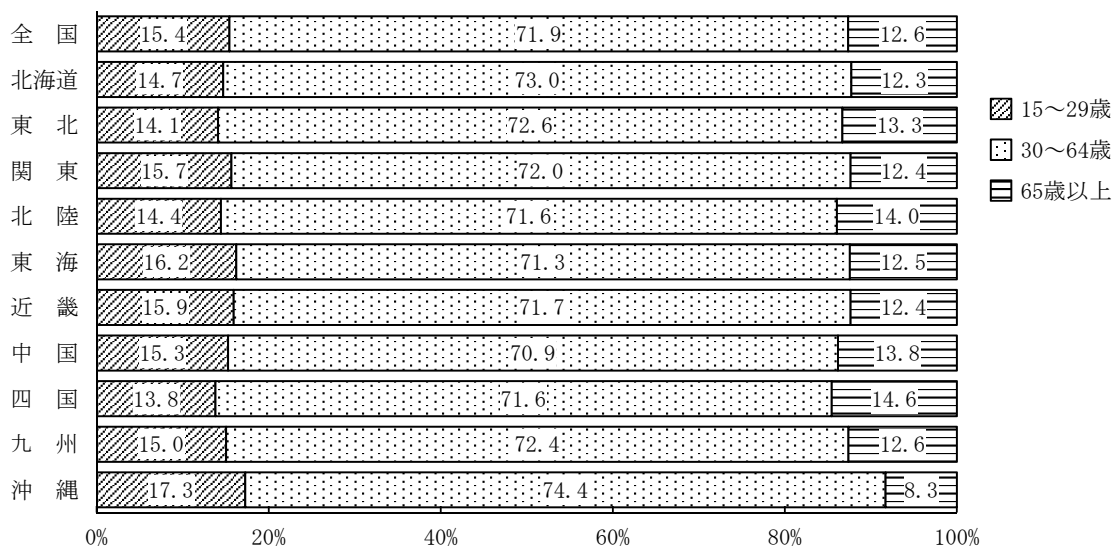
また、ブロック別にみると、15歳～29歳の割合が高いのは、過疎地域では北海道及び沖縄、全国では沖縄及び東海であり、65歳以上の割合が高いのは、過疎地域では関東及び中国、全国では四国及び北陸となっている（図表2-4-2）。

図表2-4-2 ブロック別労働力人口の年齢構成割合

(過疎地域)



(全国)

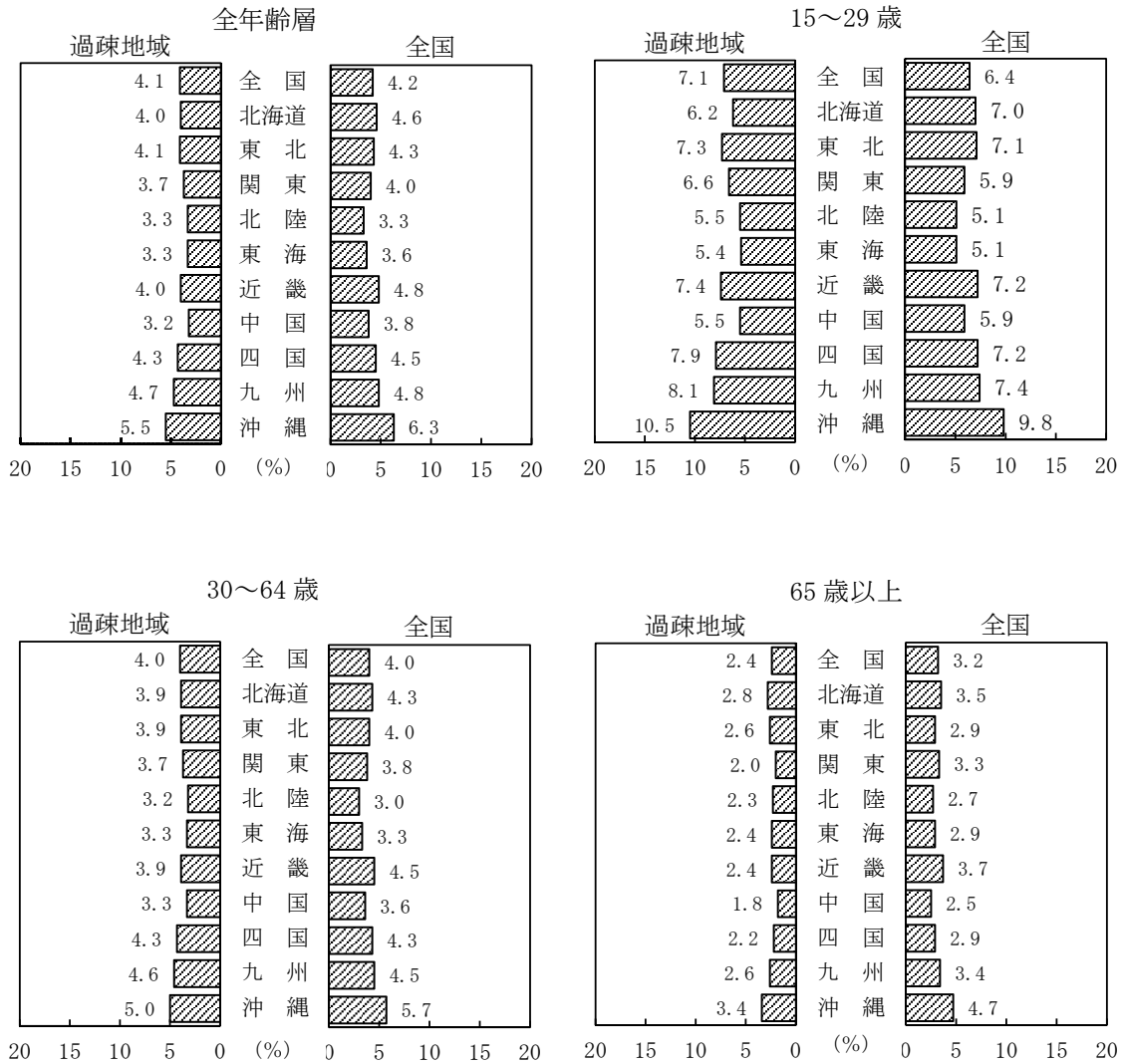


- (備考) 1 平成27年国勢調査による。  
2 過疎地域は平成29年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

3) 完全失業者割合

労働力人口に占める完全失業者の割合をブロック別かつ年齢階層別にみると、15～29歳では過疎地域、全国ともに沖縄が著しく高く、過疎地域では九州、四国がこれに続く。30～64歳、65歳以上についても、全国、過疎地域ともに沖縄が高い(図表2-4-3)。

図表2-4-3 ブロック別・年齢階層別完全失業者割合



(備考) 1 平成27年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。  
 3 数値は、加重平均である。

## (2) 雇用の状況

雇用や賃金の状況については、市町村単位の統計がないため、以下では、過疎関係市町村の比率が相対的に大きい県（以下「過疎の多い県」という。）を選び、その平均値を全国と比較した。

「過疎の多い県」は、過疎関係市町村数、人口及び面積を基準に、地域バランスも勘案して、秋田県、山形県、山梨県、和歌山県、島根県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とした。

### 1) 雇用機会

#### (求人倍率)

過疎の多い県における新規求人倍率をみると平成2、3年度をピークに減少傾向にあったものの、平成22年度以降は回復傾向にある。

また、有効求人倍率についても新規求人倍率と同様の傾向を示している（図表2-4-4）。

図表2-4-4 新規、有効求人倍率（一般）

	新規求人倍率		有効求人倍率	
	過疎の多い県	全国	過疎の多い県	全国
昭和50年度	0.52	0.96	0.32	0.58
55	0.58	1.00	0.44	0.71
60	0.58	0.91	0.43	0.64
平成2年度	1.38	1.95	1.04	1.29
3	1.38	1.83	1.03	1.24
4	1.20	1.41	0.84	0.93
5	1.05	1.07	0.69	0.66
6	1.06	0.99	0.68	0.59
7	0.98	0.98	0.61	0.57
8	1.05	1.08	0.64	0.63
9	0.96	0.98	0.59	0.59
10	0.76	0.74	0.43	0.41
11	0.74	0.74	0.40	0.39
12	0.80	0.87	0.46	0.49
13	0.63	0.76	0.36	0.43
14	0.64	0.76	0.36	0.43
15	0.71	0.91	0.41	0.54
16	0.87	1.19	0.54	0.73
17	0.94	1.33	0.61	0.87
18	1.01	1.40	0.67	0.95
19	0.98	1.30	0.65	0.90
20	0.72	0.91	0.48	0.66
21	0.63	0.65	0.33	0.36
22	0.76	0.79	0.44	0.47
23	0.89	0.96	0.54	0.59
24	0.97	1.13	0.60	0.71
25	1.13	1.33	0.72	0.85
26	1.26	1.46	0.84	0.98
27	1.36	1.60	0.93	1.08
28	1.61	1.80	1.12	1.23

(備考) 1 厚生労働省「労働市場年報」による。

2 新規学卒者及びパートタイムを除く。

新規求人数（期間中新たに受けた求人（採用予定人員））

3 新規求人倍率＝ $\frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職申込件数}}$

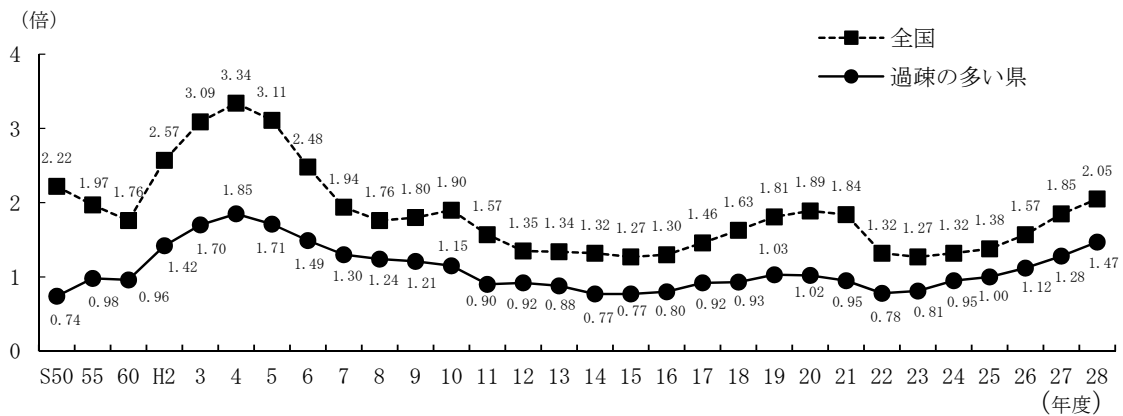
$$\text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数（前期から繰越された有効求人倍数と当期の新規求人数）}}{\text{有効求職者数（就職未定の休職者）}}$$

**（新規学卒者（高校）の求人倍率・県内就職率）**

高校卒業者の雇用状況について、求人倍率をみると、過疎の多い県が全国を下回っており、その格差は平成4年度の1.49から縮小しつつあったが、平成18年度以降に全国との格差が再び拡大した。平成22年度以降には、再び格差が縮小傾向に転じている（図表2-4-5）。

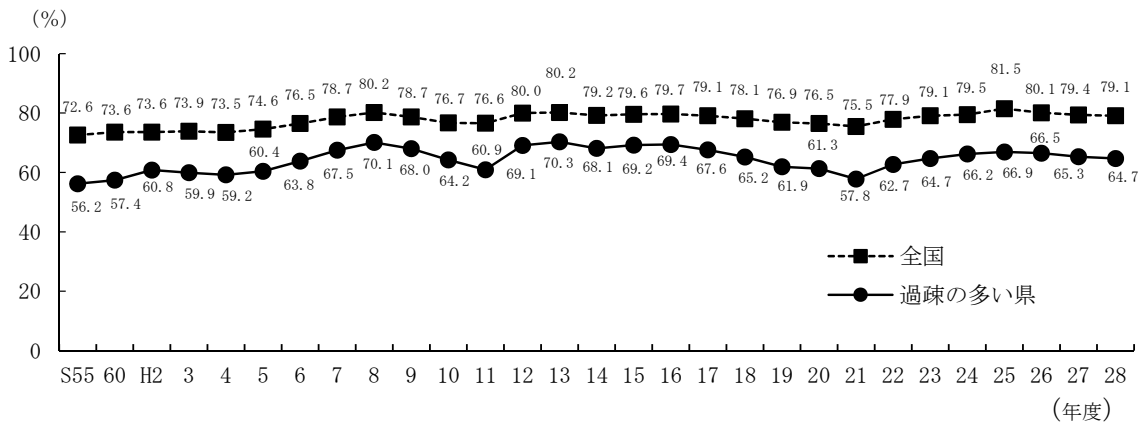
また、高校卒業者の県内就職率をみると、過疎の多い県が全国を下回る傾向が続いている（図表2-4-6）。

図表 2-4-5 新規学卒者（高校）求人倍率



（備考）厚生労働省「新規学卒者の労働市場」による。

図表 2-4-6 新規学卒者（高校）県内就職率



（備考） 1 厚生労働省「新規学卒者の労働市場」による。  
 2 県内就職率（%）＝（県内就職者数／就職全数）×100

## 2) 賃金

過疎の多い県における賃金（常用労働者1人当たり月間所定内給与をいう。）を企業規模別にみると、平成25年度以降は増加傾向にある。しかしながら、例えば平成28年では過疎の多い県は全国比83.5%と、全国との格差が見受けられる（図表2-4-7）。

図表2-4-7 企業規模別月間所定内給与

区分 年	1,000人以上		100人～999人		10人～99人		計	
	全国	過疎の多い県	全国	過疎の多い県	全国	過疎の多い県	全国	過疎の多い県
昭和45年	57.6	53.4 (92.7)	49.7	40.5 (81.5)	47.3	37.1 (78.4)	52.1	43.4 (83.3)
50	138.9	135.4 (97.5)	119.1	102.3 (85.9)	107.9	89.3 (82.8)	122.8	106.5 (86.7)
55	199.2	179.3 (90.0)	168.4	141.1 (83.8)	156.5	130.7 (83.5)	173.1	142.7 (82.4)
60	250.3	225.1 (89.9)	207.3	169.4 (81.7)	189.9	156.2 (82.3)	213.8	173.6 (81.2)
平成2年	298.3	265.9 (89.1)	244.9	199.5 (81.5)	227.7	183.5 (80.6)	254.7	204.4 (80.3)
3	308.4	270.6 (87.7)	257.0	208.7 (81.2)	238.7	193.1 (80.9)	266.3	213.3 (80.1)
4	316.4	282.0 (89.1)	264.8	220.3 (83.2)	249.7	203.8 (81.6)	275.2	224.2 (81.5)
5	324.7	272.3 (83.9)	272.0	221.2 (81.3)	254.5	204.7 (80.4)	281.1	229.4 (81.6)
6	332.2	298.1 (89.7)	279.4	228.4 (81.7)	260.1	214.1 (82.3)	288.4	234.7 (81.4)
7	337.3	305.0 (90.4)	282.6	241.3 (85.4)	262.8	222.9 (84.8)	291.3	243.8 (83.7)
8	344.3	306.6 (89.1)	285.9	241.2 (84.4)	264.8	227.3 (85.8)	295.6	245.8 (83.2)
9	349.3	308.3 (88.3)	289.1	245.3 (84.8)	267.1	228.5 (85.5)	298.9	249.3 (83.4)
10	351.4	309.3 (88.0)	289.9	245.6 (84.7)	267.1	228.3 (85.5)	299.1	248.3 (83.0)
11	352.7	309.3 (87.7)	292.2	253.6 (86.8)	268.2	227.0 (84.6)	300.6	250.8 (83.4)
12	356.6	283.8 (79.6)	292.4	243.9 (83.4)	267.7	220.7 (82.5)	302.2	240.4 (79.5)
13	362.4	289.8 (80.0)	295.5	242.5 (82.1)	268.9	222.2 (82.6)	305.8	241.0 (78.8)
14	355.7	291.2 (81.9)	295.7	244.7 (82.8)	264.3	218.8 (82.8)	302.6	240.4 (79.4)
15	358.7	288.8 (80.5)	293.6	246.2 (83.9)	265.1	220.4 (83.2)	302.1	241.7 (80.0)
16	359.5	283.8 (78.9)	292.7	243.0 (83.0)	267.2	221.2 (82.3)	301.6	239.6 (79.4)
17	359.5	310.5 (86.4)	289.5	254.2 (87.8)	263.1	227.5 (86.5)	302.0	252.7 (83.7)
18	359.3	307.7 (85.6)	290.1	248.1 (85.5)	263.5	227.8 (86.5)	301.8	250.8 (83.1)
19	354.5	308.0 (86.9)	287.6	245.9 (85.5)	265.5	227.7 (85.8)	301.1	251.1 (83.4)
20	345.7	299.2 (86.5)	290.4	244.6 (84.2)	265.6	230.9 (86.9)	299.1	250.5 (83.8)
21	342.5	304.2 (88.8)	285.4	246.2 (86.2)	260.1	223.9 (86.1)	294.5	247.8 (84.1)
22	348.1	306.8 (88.1)	286.1	242.9 (84.9)	259.2	223.2 (86.1)	296.2	246.9 (83.4)
23	351.2	308.5 (87.8)	285.9	244.3 (85.4)	257.4	223.6 (86.9)	296.8	247.6 (83.4)
24	344.9	301.8 (87.5)	286.7	250.7 (87.5)	258.2	224.9 (87.1)	297.7	251.4 (84.5)
25	344.6	288.4 (83.7)	281.1	243.8 (86.7)	261.5	225.3 (86.2)	295.7	246.5 (83.4)
26	347.2	301.4 (86.8)	284.4	252.8 (88.9)	262.4	228.8 (87.2)	299.6	253.4 (84.6)
27	351.5	301.4 (85.7)	291.4	255.1 (87.5)	264.4	228.5 (86.4)	304.0	255.0 (83.9)
28	347.2	303.0 (87.3)	291.7	255.5 (87.6)	266.4	236.9 (88.9)	304.0	253.8 (83.5)

- (備考) 1 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による。  
 2 月間所定内給与とは、6月分として支給された常用労働者1人当たりの給与で、基本給、職務手当、精皆動手当、通勤手当、家族手当等をいい、超過勤務手当、賞与、期末手当を含まない。  
 3 過疎の多い県の給与額は、各県の数値を加重平均したものである。  
 4 ( )は対全国比である。

## 3) 所得

過疎地域における平成28年度の納税義務者1人当たりの総所得金額は2,526千円であり、非過疎地域と比較して731千円低い。また、納税義務者割合は38.3%であり、非過疎地域と比較して6.6ポイント低くなっている（図表2-4-8）。

図表2-4-8 納税義務者1人当たりの総所得金額等

平成28年度	納税義務者1人当たり総所得金額	納税義務者割合
過疎地域	2,526千円	38.3%
非過疎地域	3,257千円	44.9%

- (備考) 1 総務省「平成28年度市町村税課税状況等の調」による。（納税義務者は均等割、所得割を納める者）  
 2 人口は住民基本台帳人口（平成28年1月1日現在）による。  
 3 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

(3) 産業別就業人口

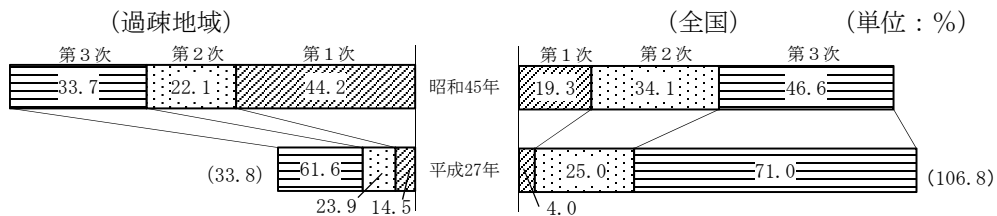
1) 産業別就業人口の推移

過疎地域では、かつて第1次産業が中核的な産業であったが、産業別人口割合をみると、第1次産業は、昭和45年から平成27年までの45年間で、44.2%から14.5%へと大きく減少しており、現在では、第2次及び第3次産業の人口割合が8割以上を占めている(図表2-4-9、図表2-4-10)。

一方、全国では、昭和45年の時点ですでに第3次産業の割合が高く、その後昭和45年の46.6%から平成27年の71.0%へ大幅に増加している。逆に第1次産業の割合は昭和45年から減少しており、第3次産業との差が拡大している。

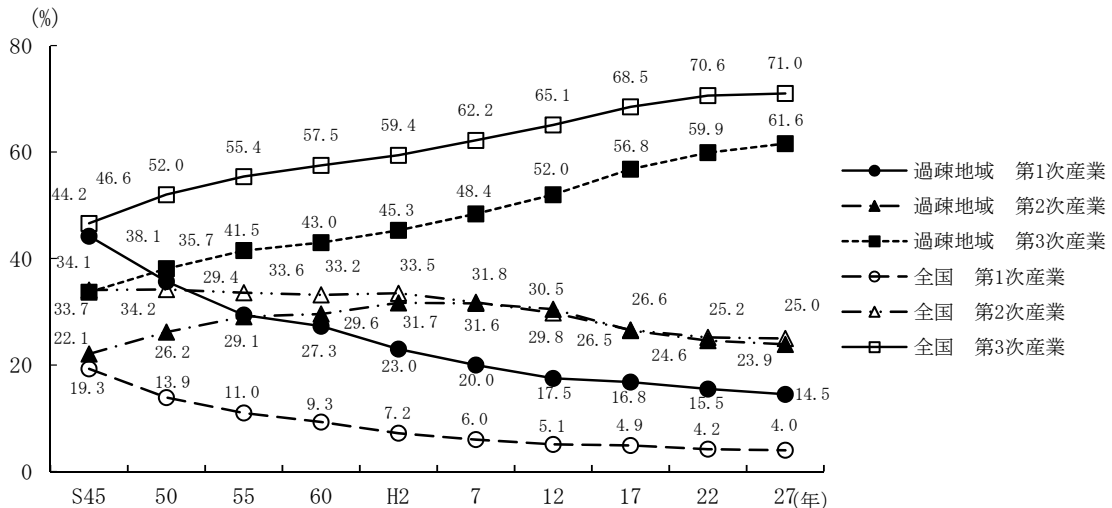
また、産業別就業人口の増減をみると、過疎地域においては、この45年間に第1次産業就業人口が331万3千人(88.9%)、第2次産業就業人口が118万1千人(63.3%)減少している(図表第2-4-11)。非過疎地域においては、概ね第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業が増加している。

図表 2-4-9 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



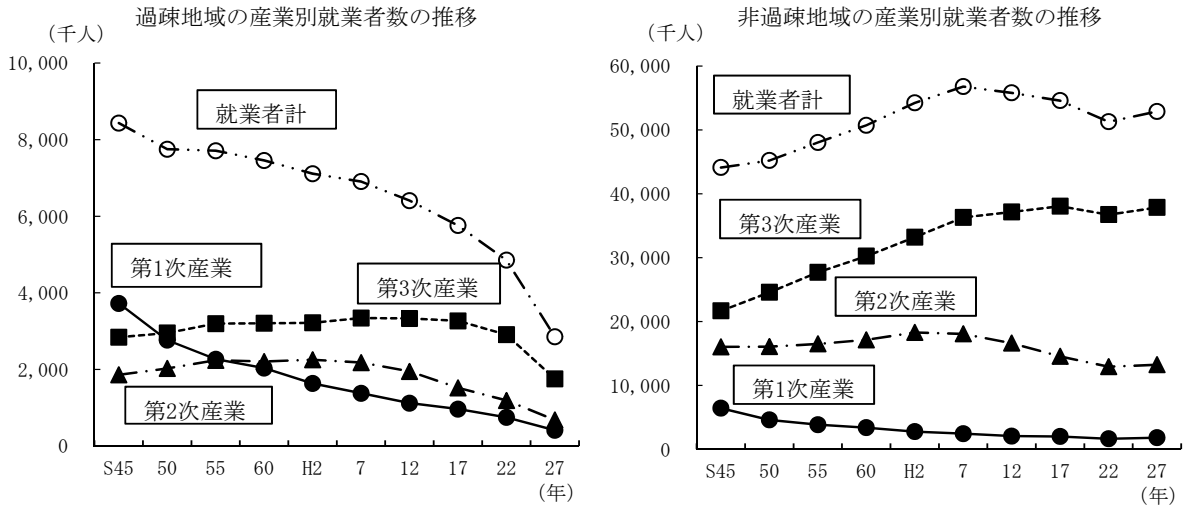
- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 ( ) は昭和45年の就業人口を100とした時の指数。  
 3 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 4 平成27年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。  
 5 総数には分類不能産業を含まない。

図表 2-4-10 産業別就業人口割合の推移



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 3 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いている。  
 4 平成27年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

図表 2-4-11 産業別就業者数の推移



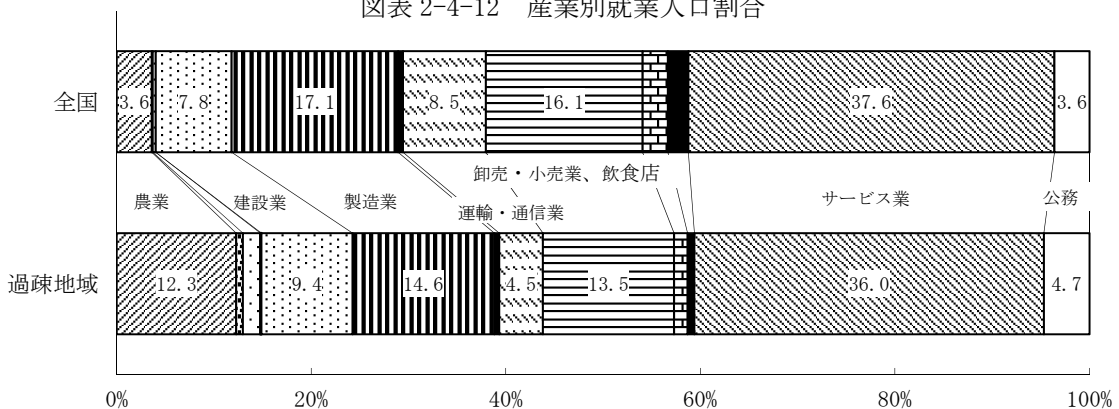
- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在。  
 3 平成 17 年については、一部過疎地域のうちデータが取得できない 190 区域を過疎地域から除いている。  
 4 平成 27 年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

2) 産業別就業人口割合

平成 27 年国勢調査による産業大分類別の就業人口割合をみると、全国では、大きいものから順にサービス業 37.6%、製造業 17.1%、卸売・小売業、飲食店 16.1%であり、過疎地域においては、サービス業 36.0%、製造業 14.6%、卸売・小売業、飲食店 13.5%の順である。また、農業、漁業、林業、鉱業、建設業については、全国より就業人口割合が高い。

このうち農業についてみると、過疎地域において就業人口割合は 12.3%と全国の 3 倍以上あるものの、年齢階層別にみると、65 歳以上が 51.4%と半数以上を占めており、15 歳～29 歳は 4.1%に過ぎないことから、過疎地域における農業は、高齢者に大きく依存していることが分かる (図表 2-4-12、図表 2-4-13、図表 2-4-14)。

図表 2-4-12 産業別就業人口割合



- (備考) 1 平成 27 年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表 2-4-13 産業別・年齢階層別就業人口

(単位：人)

	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類されないもの)
過疎地域	総数	572,624	30,971	83,698	6,492	441,389	679,908	21,832	209,753	629,461	63,360	34,072	1,679,492	217,869
	15～29歳	23,610	2,618	6,188	463	34,593	101,935	3,446	17,469	80,018	9,819	3,443	213,231	37,240
	30～64歳	3,294,204	21,136	50,137	5,144	334,696	512,356	17,528	168,058	441,232	49,598	22,518	1,246,085	171,158
	65歳以上	294,456	7,217	27,373	885	72,100	65,617	858	24,226	108,211	3,943	8,111	220,176	9,471
全国	総数	2,004,289	63,663	153,747	22,281	4,341,338	9,557,215	283,193	4,724,946	9,001,414	1,428,710	1,197,560	20,952,756	2,025,988
	15～29歳	83,986	5,732	11,905	1,931	443,318	1,416,986	39,358	585,056	1,522,915	217,106	113,382	3,433,059	354,849
	30～64歳	880,116	44,763	91,431	17,316	3,278,723	7,326,417	235,531	3,768,653	6,414,236	1,143,858	755,920	14,953,093	1,600,918
	65歳以上	1,040,187	13,168	50,411	3,034	619,297	813,812	8,304	371,237	1,064,263	67,746	328,258	2,566,604	70,221

(備考) 1 平成27年国勢調査による。

2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

3 総数には分類不能の産業を含まない。



図表 2-4-14 産業別・年齢階層別就業人口構成比

(1) 年齢区分構成比

(単位：%)

地域区分	過疎地域													
	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類されないもの)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～29歳	11.4	4.1	8.5	7.4	7.1	7.8	15.0	15.8	8.3	12.7	15.5	10.1	12.7	17.1
30～64歳	70.5	44.5	68.2	59.9	79.2	75.8	75.4	80.3	80.1	70.1	78.3	66.1	74.2	78.6
65歳以上	18.0	51.4	23.3	32.7	13.6	16.3	9.7	3.9	11.5	17.2	6.2	23.8	13.1	4.3

地域区分	全国													
	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類されないもの)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～29歳	14.8	4.2	9.0	7.7	8.7	10.2	14.8	13.9	12.4	16.9	15.2	9.5	16.4	17.5
30～64歳	72.7	43.9	70.3	59.5	77.7	75.5	76.7	83.2	79.8	71.3	80.1	63.1	71.4	79.0
65歳以上	12.6	51.9	20.7	32.8	13.6	14.3	8.5	2.9	7.9	11.8	4.7	27.4	12.2	3.5

- (備考) 1 平成27年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。  
 3 総数には、分類不能の産業を含まない。

(2) 産業区分構成比

(単位：%)

産業区分 年齢区分	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	運輸・ 通信業	卸売・小売 業・飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類さ れないもの)
過疎地域	総数	100.0	0.7	1.8	0.1	9.4	14.6	0.5	4.5	13.5	1.4	0.7	36.0	4.7
	15～29歳	100.0	4.4	0.5	1.2	0.1	6.5	0.6	3.3	15.0	1.8	0.6	39.9	7.0
	30～64歳	100.0	7.7	0.6	1.5	0.2	10.2	15.6	0.5	5.1	13.4	0.7	37.8	5.2
	65歳以上	100.0	34.9	0.9	3.2	0.1	8.6	7.8	0.1	2.9	12.8	1.0	26.1	1.1

産業区分 年齢区分	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	運輸・ 通信業	卸売・小売 業・飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類さ れないもの)
全 国	総数	100.0	3.6	0.1	0.3	0.0	7.8	0.5	8.5	16.1	2.6	2.1	37.6	3.6
	15～29歳	100.0	1.0	0.1	0.1	0.0	5.4	0.5	7.1	18.5	2.6	1.4	41.7	4.3
	30～64歳	100.0	2.2	0.1	0.2	0.0	8.1	0.6	9.3	15.8	2.8	1.9	36.9	4.0
	65歳以上	100.0	14.8	0.2	0.7	0.0	8.8	11.6	0.1	5.3	1.0	4.7	36.6	1.0

(備考) 1 平成27年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。  
 3 総数には、分類不能の産業を含まない。

## 2 産業分野別の状況

### (1) 第1次産業の状況

#### 1) 農林漁家数の推移

農業・林業・漁業の各センサスにより農林漁家数の推移をみると、平成2年～平成27年の過疎地域の農家数の減少率は44.9%であり、全国を1.1ポイント上回っている。林家数については、平成2年～平成27年の過疎地域の減少率が20.3%であり、全国を1.2ポイント下回っている。漁家数についても、平成5年～平成25年の過疎地域の減少率は44.2%であり、全国を1.5ポイント下回っている（図表2-4-15）。

図表2-4-15 農林漁家数の推移

#### (1) 農業

(単位：千戸、%)

区分	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減率				
						H12/H2	H17/H12	H22/H17	H27/H22	H27/H2
過疎地域	1,288	1,041	955	831	710	△19.2	△8.3	△13.0	△14.6	△44.9
全国	3,835	3,120	2,848	2,528	2,155	△18.6	△8.7	△11.2	△14.8	△43.8

- (備考) 1 農林水産省「農業センサス」、「農林業センサス」及び「世界農林業センサス」による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 3 農家とは経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び農産物販売金額が年監15万円以上あった世帯をいう。

#### (2) 林業

(単位：千戸、%)

区分	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減率				
						H12/H2	H17/H12	H22/H17	H27/H22	H27/H2
過疎地域	581	546	499	481	463	△6.0	△8.6	△3.6	△3.7	△20.3
全国	1,056	1,019	920	886	829	△3.5	△9.7	△3.7	△6.4	△21.5

- (備考) 1 農林水産省「農林業センサス」及び「世界農林業センサス」による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 3 林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

#### (3) 漁業

(単位：千戸、%)

区分	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	増減率				
						H10/H5	H15/H10	H20/H15	H25/H20	H25/H5
過疎地域	95	84	73	63	53	△11.6	△13.1	△13.7	△15.9	△44.2
全国	164	143	126	109	89	△12.8	△11.9	△13.5	△18.3	△45.7

- (備考) 1 農林水産省「漁業センサス」による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 3 漁家とは個人で漁業を自営する世帯をいう。

## 2) 専業別農家数

農家数を専業別にみると、過疎地域は専業農家の割合が全国よりも高く、平成27年では36.9%を占め、全国を3.6ポイント上回っている。一方、第2種兼業農家は50.8%であり、全国を3.5ポイント下回っている。

また、昭和55年～平成27年の間における農家数の推移をみると、専業農家については全国で28.9%、過疎地域で7.7%の減少、第1種兼業農家は全国で83.5%、過疎地域で77.9%の減少、第2種兼業農家は全国で76.2%、過疎地域で63.4%の減少となっており、いずれも全国より過疎地域の方が減少率が小さい（図表2-4-16）。

図表2-4-16 専業別農家数の推移

(戸数)

(単位：千戸、%)

区分	昭和55年		平成2年		平成12年		平成22年度		平成27年	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
専業	182 (17.1)	623 (13.4)	169 (19.9)	473 (15.9)	125 (23.4)	426 (18.2)	169 (32.5)	451 (27.7)	168 (36.9)	443 (33.3)
第1種兼業	253 (23.7)	1,002 (21.5)	134 (15.7)	521 (17.5)	84 (15.7)	350 (15.0)	71 (13.6)	225 (13.8)	56 (12.3)	165 (12.4)
第2種兼業	631 (59.2)	3,036 (65.1)	548 (64.4)	1,977 (66.5)	326 (60.9)	1,561 (66.8)	280 (53.8)	955 (58.6)	231 (50.8)	722 (54.3)
計	1,066 (100.0)	4,661 (100.0)	851 (100.0)	2,971 (100.0)	534 (100.0)	2,337 (100.0)	521 (100.0)	1,631 (100.0)	455 (100.0)	1,330 (100.0)

(増減率)

(単位：%)

区分	H2/S55		H12/H2		H22/H12		H27/H22		H27/S55	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
専業	△ 7.1	△ 24.1	△ 26.0	△ 9.9	35.2	5.9	△ 0.6	△ 1.8	△ 7.7	△ 28.9
第1種兼業	△ 47.0	△ 48.0	△ 37.3	△ 32.8	△ 15.5	△ 35.7	△ 21.1	△ 26.7	△ 77.9	△ 83.5
第2種兼業	△ 13.2	△ 34.9	△ 40.5	△ 21.0	△ 14.1	△ 38.8	△ 17.5	△ 24.4	△ 63.4	△ 76.2
計	△ 20.2	△ 36.3	△ 37.3	△ 21.3	△ 2.4	△ 30.2	△ 12.7	△ 18.5	△ 57.3	△ 71.5

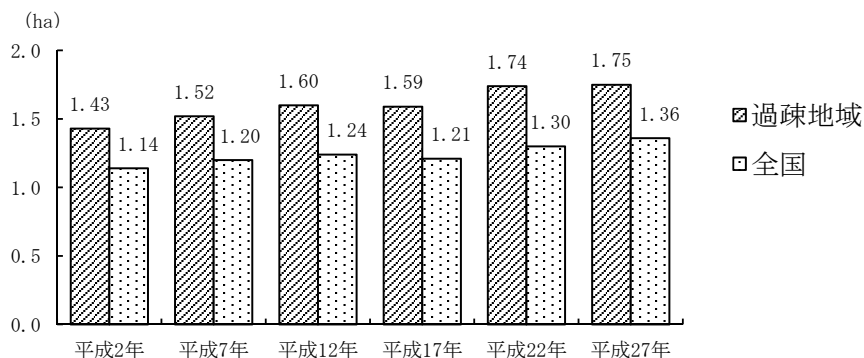
- (備考) 1 農林水産省「世界農林業センサス」による。  
 2 農家は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上）である。  
 3 第1種兼業農家とは農業所得を主とする兼業農家、第2種兼業農家とは農業所得を従とする兼業農家をいう。  
 4 ( ) は農家総数に対する構成比である。

### 3) 農業経営規模

#### (1 戸当たり経営耕地面積の推移)

平成 2 年から平成 27 年までの 1 戸当たり経営耕地面積の推移をみると、過疎地域では 1.43ha から 1.75ha (22.4%増) に増加しており、全国の 1.14ha から 1.36ha (19.3%増) よりも増加率が大きい (図表 2-4-17)。

図表 2-4-17 1 戸当たり経営耕地面積の推移



- (備考) 1 農林水産省「農業センサス」、「農林業センサス」及び「世界農林業センサス」による。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在。  
 3 経営耕地面積/総農家数により算出している。

#### (経営規模別農家数割合の推移)

昭和 55 年から平成 27 年までの経営規模別農家数割合の推移を都府県と北海道に分けてみると、都府県では、過疎地域及び全体ともに 3.0ha 以上、北海道では、過疎地域及び全体ともに 20.0ha 以上の経営規模の大きな農家割合が増加傾向にある (図表 2-4-18)。また、都府県では、過疎地域及び全体ともに 0.5ha 未満の経営規模の小さな農家数の割合についても増加傾向にある。

図表 2-4-18 経営規模別農家数割合の推移

(単位：%)

経営規模	昭和 55 年		平成 2 年		平成 12 年		平成 22 年度		平成 27 年		
	過疎地域	全体	過疎地域	全体	過疎地域	全体	過疎地域	全体	過疎地域	全体	
都府県	0.5ha 未満	41.3	42.3	41.5	41.7	45.5	43.3	49.0	50.0	50.3	51.9
	0.5ha~1.0ha 未満	29.5	28.7	29.1	28.1	26.5	26.7	22.4	22.3	20.8	20.5
	1.0ha~1.5ha 未満	14.4	14.4	13.6	13.7	11.8	12.7	10.8	10.9	10.1	10.1
	1.5ha~2.0ha 未満	7.1	7.2	6.8	7.2	6.0	6.7	5.7	5.7	5.6	5.5
	2.0ha~3.0ha 未満	5.4	5.2	5.7	6.0	5.5	6.0	5.6	5.4	5.7	5.4
	3.0ha~5.0ha 未満	2.0	1.8	2.6	2.7	3.3	3.2	3.9	3.5	4.1	3.6
	5.0ha 以上	0.3	0.3	0.7	0.7	1.5	1.4	2.8	2.3	3.4	2.9
北海道	1.0ha 未満	15.7	19.0	15.3	18.8	18.3	18.6	20.4	21.0	19.9	20.9
	1.0ha~3.0ha 未満	13.5	15.5	10.4	12.5	8.6	10.4	7.3	8.4	7.0	7.6
	3.0ha~5.0ha 未満	17.5	16.8	12.4	12.5	9.2	9.8	6.4	6.6	6.2	6.0
	5.0ha~10.0ha 未満	29.1	24.8	26.2	22.9	19.3	18.4	13.6	12.7	12.6	11.5
	10.0ha~20.0ha 未満	14.7	13.3	19.3	16.7	19.9	18.3	19.4	18.0	19.3	17.5
	20.0ha 以上	9.4	10.7	16.4	16.7	24.7	24.4	32.5	33.0	35.1	36.6

(備考) 農林水産省「世界農林業センサス」による。

## (2) 第2次産業・第3次産業の状況

## 1) 製造業の状況

## (事業所数等)

工業統計調査により製造業の状況をみると、過疎地域、全国ともに、事業所数、従業者数は減少傾向にある。

過疎地域における昭和60年度から平成26年度までの、1事業所当たり製造品出荷額の伸び率及び従業者1人当たり製造品出荷額の伸び率は全国を上回っている(図表2-4-19)。

図表2-4-19 製造業の状況

項目	単位	区分	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成26年度	H26/S60
事業所数	箇所	過疎	50,192	51,323	46,727	40,488	31,497	25,273	23,121	△ 53.9
		全国	438,518	435,997	387,726	341,421	276,715	224,403	202,410	△ 53.8
従業者数	人	過疎	1,074,161	1,148,230	1,047,810	913,729	746,012	666,157	668,113	△ 37.8
		全国	10,889,949	11,172,829	10,320,583	9,183,833	8,156,992	7,663,847	7,403,269	△ 32.0
製造品出荷額等	百万円	過疎	14,187,623	17,764,406	18,241,507	18,257,519	15,415,248	15,324,614	16,300,266	14.9
		全国	265,320,551	323,372,603	306,029,559	300,477,603	295,345,543	289,107,683	305,139,989	15.0
1事業所当たり従事者数	人	過疎	21.4 (86.3)	22.4 (87.5)	22.4 (84.2)	22.6 (84.0)	23.7 (80.3)	26.4 (77.2)	28.9 (79.0)	35.0
		全国	24.8	25.6	26.6	26.9	29.5	34.2	36.6	47.6
1事業所当たり製造品出荷額	百万円	過疎	282.7 (46.7)	346.1 (46.7)	390.4 (49.5)	450.9 (51.2)	489.4 (45.9)	606.4 (47.1)	705.0 (46.8)	149.4
		全国	605.0	741.7	789.3	880.1	1,067.3	1,288.3	1,507.5	149.2
従業者1人当たり製造品出荷額	百万円	過疎	13.2 (54.1)	15.5 (53.6)	17.4 (58.6)	20.0 (61.2)	20.7 (57.2)	23.0 (61.0)	24.4 (59.2)	84.8
		全国	24.4	28.9	29.7	32.7	36.2	37.7	41.2	68.9

- (備考) 1 経済産業省「工業統計調査」による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 3 従業者4人以上の事業所について集計。  
 4 ( ) は対全国比(%)である。

## 2) 商業の状況

平成 26 年度の過疎地域における商業の状況をみると、商店数は全国約 104 万箇所に対して過疎地域約 11 万箇所、従業者数は全国 857 万人に対して過疎地域 57 万人であり、それぞれ全国の 10.9%、6.7%を占めている。一方で、年間販売額は全国の 2.8%である。

1 商店当たりの従業者数は、全国が 8.2 人であるのに対して過疎地域は 5.0 人、1 商店当たりの年間販売額は、全国 461 百万円に対して過疎地域 117 百万円、従業者 1 人当たりの年間販売額は、全国 56 百万円に対して過疎地域 23 百万円であり、過疎地域においては小規模な商店が中心となっている（図表 2-4-20）。

図表 2-4-20 商業の状況

(単位：箇所、人、百万円、%)

項 目	平成 19 年		平成 26 年		26/19
	過疎	全国	過疎	全国	
商 店 数 (箇所)	166,414	(11.3)	113,623	(10.9)	△ 31.7
	1,472,658		1,039,079		△ 29.4
従 業 者 数 (人)	782,760	(7.0)	573,189	(6.7)	△ 26.8
	11,105,669		8,569,694		△ 22.8
年 間 販 売 額 (百万円)	15,312,842	(2.8)	13,258,417	(2.8)	△ 13.4
	548,237,119		478,828,374		△ 12.7
1 商店当たり従業者数 (人)	4.7	(62.4)	5.0	(61.2)	7.2
	7.5		8.2		9.4
1 商店当たり年間販売額 (百万円)	92.0	(24.7)	116.7	(25.3)	26.8
	372.3		460.8		23.8
従業者 1 人当たり年間販売額 (百万円)	19.6	(39.6)	23.1	(41.4)	18.2
	49.4		55.9		13.2

- (備考) 1 経済産業省「商業統計調査」による。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。  
 3 ( ) は対全国比 (%) である。

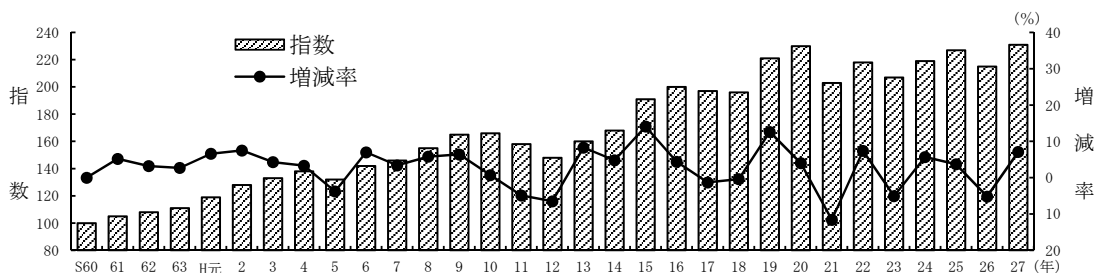
(3) 観光・レクリエーション事業の状況

1) 入込観光客数

過疎地域における入込観光客数は、昭和60年の271百万人から徐々に増加し、平成27年では626百万人と過去最高となっている。

また、過疎地域を訪れた観光客のうち延宿泊者数をみると、昭和60年の52百万人から徐々に増加し、平成27年は82百万人と過去最高となっている（図表2-4-21）。

図表2-4-21 過疎地域の入込観光客数の推移



(単位：百万人、%)

過疎地域					全国(参考)			
年次	入込客数	増減率	指数	延宿泊者数	年次	入込客数	増減率	指数
昭和60年	271	—	100	52	昭和60年	1,750	—	100
昭和61年	285	5.2	105	55	昭和61年	1,818	3.9	104
昭和62年	294	3.2	108	57	昭和62年	1,870	2.9	107
昭和63年	302	2.7	111	63	昭和63年	1,860	-0.5	106
平成元年	322	6.6	119	62	平成元年	2,098	12.8	120
平成2年	346	7.5	128	66	平成2年	2,154	2.7	123
平成3年	361	4.3	133	68	平成3年	2,108	-2.1	120
平成4年	373	3.3	138	66	平成4年	2,188	3.8	125
平成5年	359	-3.8	132	63	平成5年	2,144	-2.0	123
平成6年	384	7.0	142	66	平成6年	2,177	1.5	124
平成7年	397	3.4	146	64	平成7年	2,162	-0.7	124
平成8年	420	5.8	155	66	平成8年	2,222	2.8	127
平成9年	447	6.4	165	71	平成9年	2,090	-5.9	119
平成10年	450	0.7	166	63	平成10年	2,911	39.3	166
平成11年	428	-4.9	158	56	平成11年	2,424	-16.7	139
平成12年	400	-6.5	148	56	平成12年	2,423	0.0	138
平成13年	433	8.3	160	64	平成13年	2,355	-2.8	135
平成14年	454	4.8	168	64	平成14年	2,359	0.2	135
平成15年	518	14.1	191	70	平成15年	2,371	0.5	135
平成16年	541	4.4	200	70	平成16年	2,666	12.4	152
平成17年	534	-1.3	197	67	平成17年	2,782	4.4	159
平成18年	532	-0.4	196	64	平成18年	2,818	1.3	161
平成19年	599	12.6	221	72	平成19年	2,809	-0.3	161
平成20年	623	4.0	230	77	平成20年	2,786	-0.8	159
平成21年	551	-11.6	203	68	平成21年	2,807	0.8	160
平成22年	592	7.4	218	70	—	—	—	—
平成23年	562	-5.1	207	70	—	—	—	—
平成24年	594	5.7	219	73	—	—	—	—
平成25年	616	3.7	227	77	—	—	—	—
平成26年	584	-5.2	215	74	—	—	—	—
平成27年	626	7.1	231	82	—	—	—	—

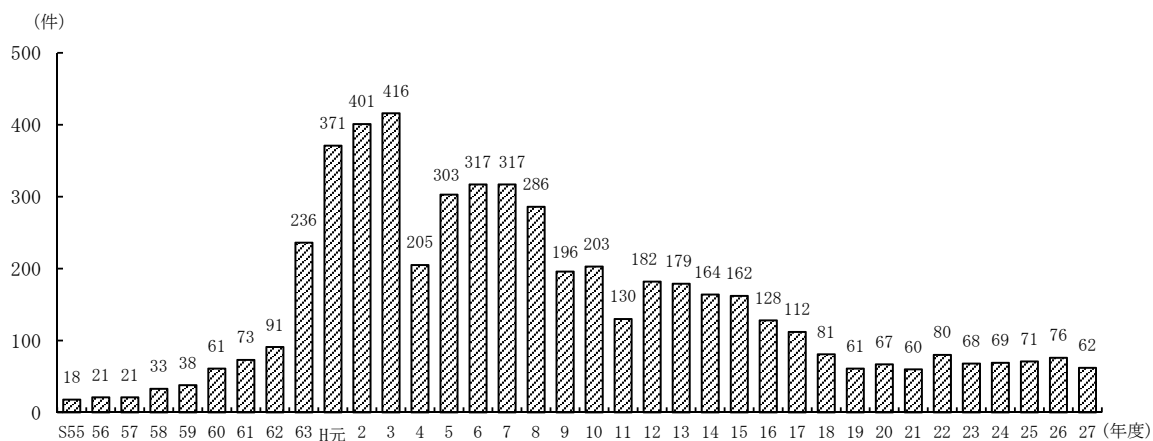
(備考) 1 全国は日本観光協会「全国観光動向」による。  
 2 過疎地域は総務省調べ。平成21年については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。  
 また、平成27年については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。  
 3 全国の入込客数については、平成10年から東京都と大阪府を算入して両方で8億人増加したこと、平成11年には東京都が集計手法を変更して5億人減少したことにより、数字の変動が大きい。



## 2) 観光・レクリエーション事業の開始件数

過疎地域における観光・レクリエーション事業（民営等を含む）の開始件数をみると、昭和63年度～平成3年度の間大きく増加した後、平成4年度には景気動向を反映して減少した。その後、平成8年度以降は減少傾向となったが、平成20年度以降はおおむね横ばいとなっている（図表2-4-22）。

図表2-4-22 過疎地域における観光・レクリエーション事業の開始件数の推移



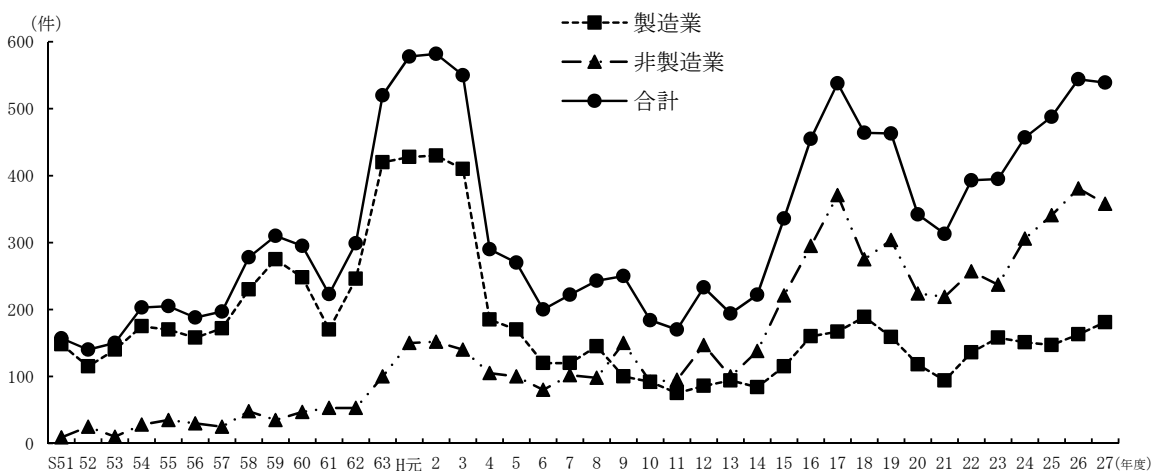
- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 調査対象は、年度内に供用開始した観光・レクリエーション施設であって、雇用者を有するものである。  
 3 平成21年度の数値については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。平成27年度については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

### 3 過疎地域における企業立地

#### 1) 企業立地の状況

過疎地域における企業立地数の推移をみると、昭和50年代に着実に増加し、昭和62年度から平成3年度にかけて非常に高水準となった後、平成4年度以降は昭和50年代の水準に戻っている。平成14年度から製造業及び非製造業ともに再び増加傾向にあったものの、平成18年度に非製造業、平成19年度に製造業が減少に転じた。平成22年度以降は、いずれも増加傾向に転じている。また、平成8年度までは製造業が非製造業を上回っていたが、平成9年度以降は逆転している（図表2-4-23）。

図表2-4-23 過疎地域における企業立地数の推移



	S51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5
製造業	148	115	140	175	170	158	172	230	275	248	170	246	420	428	430	410	185	170
非製造業	9	25	10	28	35	30	25	48	35	47	53	53	100	150	152	140	105	100
合計	157	140	150	203	205	188	197	278	310	295	223	299	520	578	582	550	290	270

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
製造業	120	120	145	100	92	75	86	94	84	115	160	167	189	159	118	94	136	158
非製造業	80	102	98	150	92	95	147	100	138	221	295	371	275	304	224	219	257	237
合計	200	222	243	250	184	170	233	194	222	336	455	538	464	463	342	313	393	395

	24	25	26	27
製造業	151	147	163	181
非製造業	306	341	381	358
合計	457	488	544	539

- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 調査対象は、操業又は営業を目的として年度内に用地取得した（借地を含む。）企業又は事業所である（未操業及び常用雇用者のないものを除く）。  
 3 平成21年度の数値については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。平成27年度については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

## 2) ブロック別工場立地動向

過疎地域における平成 27 年の工場立地動向をブロック別にみると、立地件数及び敷地面積ともに、九州が最も多い。また、全国における過疎地域の割合を見ると、立地件数では 33.9%、敷地面積では 48.9%となっている（図表 2-4-24）。

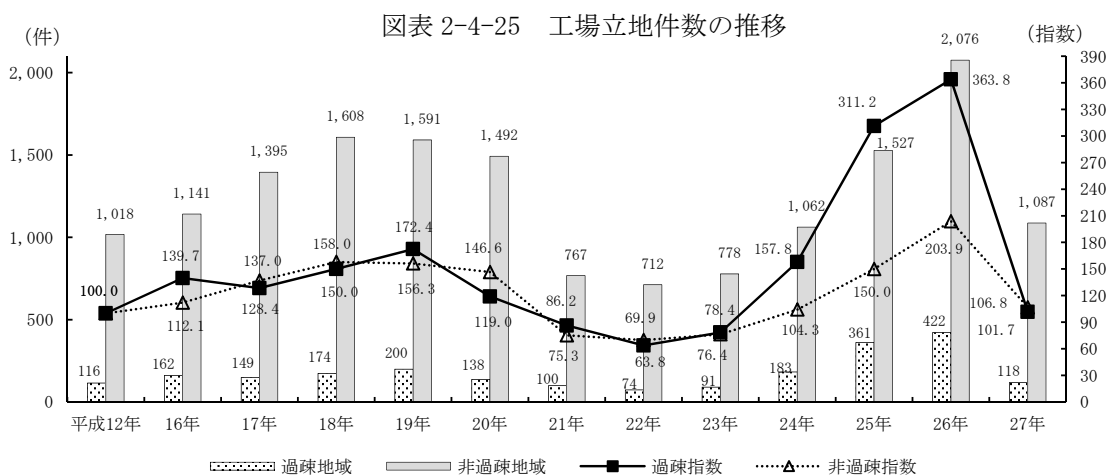
また、工場立地件数の推移をみると、非過疎地域では平成 19 年、過疎地域では平成 20 年を境に減少に転じたが、平成 23 年以降は両地域ともに増加しており、平成 27 年には再び減少に転じた。なお、平成 24 年度以降の大幅な増加は、太陽光発電を目的とした電気業の立地案件の増加が大きな要因となっている（図表 2-4-25）。

図表 2-4-24 ブロック別工場立地動向

(単位：件、千㎡、%)

区 分	立地件数	うち工業団地内		敷地面積	うち工業団地内	
		件数	(%)		千㎡	(%)
過 疎 地 域	北海道	10	5 (50.0)	219	135 (61.6)	
	東 北	26	10 (38.5)	284	136 (47.9)	
	関 東	6	0 (0.0)	45	0 (0.0)	
	北 陸	7	0 (0.0)	38	0 (0.0)	
	東 海	4	0 (0.0)	10	0 (0.0)	
	近 畿	14	3 (21.4)	148	28 (18.9)	
	中 国	15	11 (73.3)	401	356 (88.8)	
	四 国	9	1 (11.1)	70	22 (31.4)	
	九 州	27	10 (37.0)	527	174 (33.0)	
	沖 縄	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	
計	118	40 (33.9)	1,742	851 (48.9)		
全 国	1,087	451 (41.5)	13,155	7,260 (55.2)		

- (備考) 1 経済産業省「平成 27 年工場立地動向調査」による。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域は含まない。  
 3 調査対象は、全国の製造業、電気業（水力発電所、地熱発電所を除く）、ガス業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的をもって取得（借地を含む）された 1,000 ㎡以上の用地（埋立予定地を含む）である。  
 4 ( ) は全体に対する工業団地内の割合である。



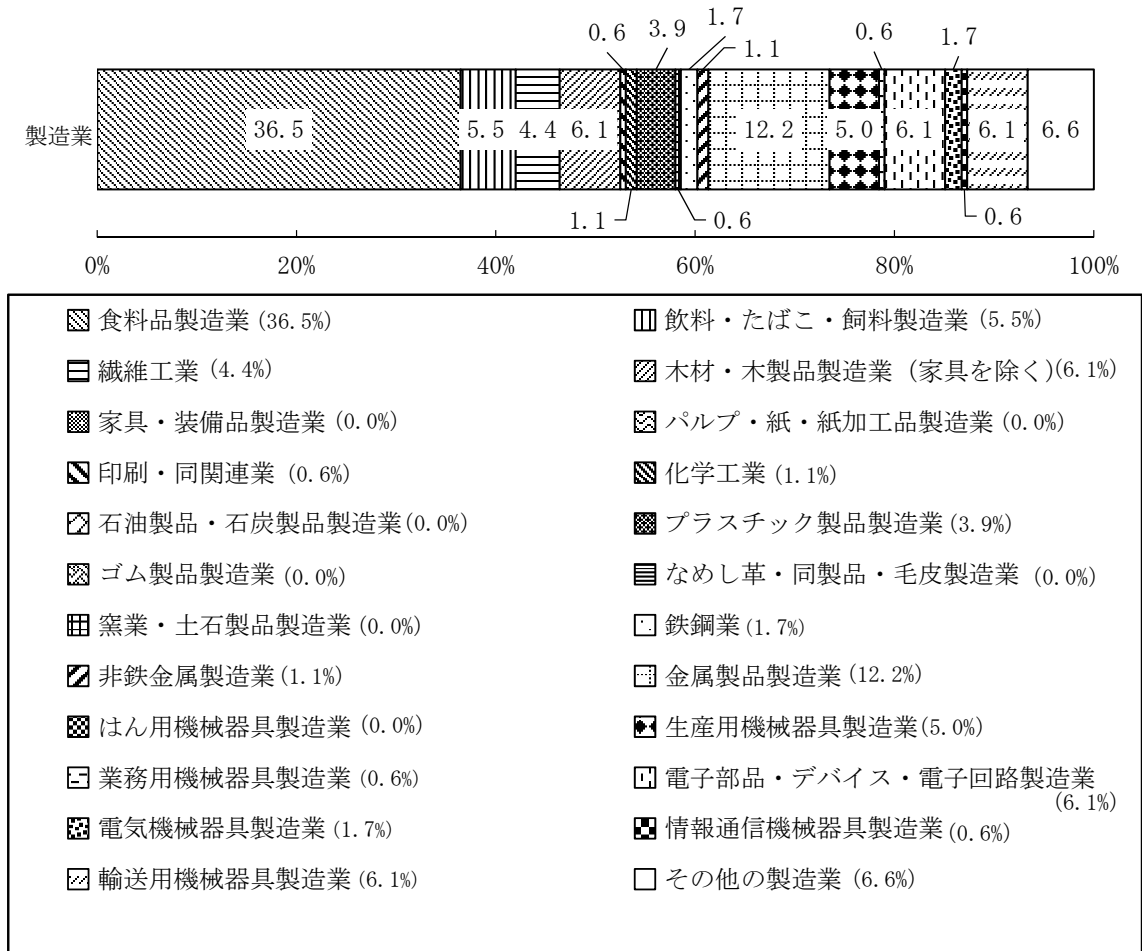
- (備考) 1 経済産業省「工場立地動向調査」による。  
 2 過疎指数、非過疎指数は、平成 12 年の件数を 100 とした場合の指数である。

3) 業種別・規模別立地動向

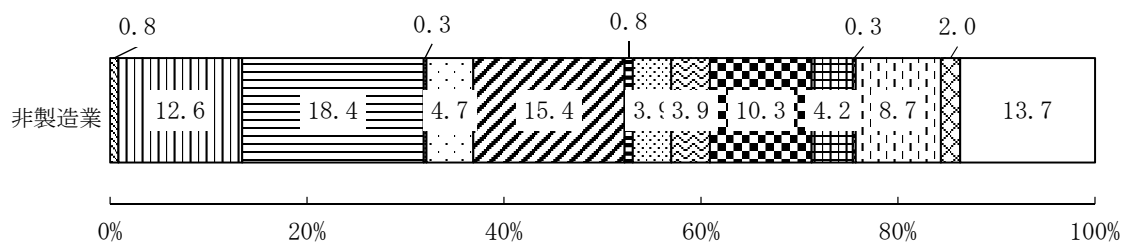
(業種別の立地動向)

過疎地域における平成27年度に立地した製造業・非製造業の立地動向を業種別にみると、製造業では食品製造業が36.5%を占め、金属製品製造業12.2%、木材・木製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業6.1%と続いている。非製造業では、電気・ガス・熱供給・水道業が18.4%を占め、卸売業・小売業15.4%、建設業が12.6%と続いている(図表2-4-26)。

図表 2-4-26 産業別就業人口割合



(備考) 1 総務省調べ。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 3 調査対象企業については図表2-4-26と同じ。



☒ 鉱業、採石業、砂利採取業 (0.8%)	☐ 建設業 (12.6%)
☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 (18.4%)	☒ 情報通信業 (0.3%)
☐ 運輸業、郵便業 (4.7%)	☒ 卸売業、小売業 (15.4%)
☐ 金融業、保険業 (0.8%)	☒ 不動産業、物品賃貸業 (3.9%)
☒ 学術研究、専門・技術サービス業 (3.9%)	☒ 宿泊業、飲食サービス業 (10.3%)
☐ 生活関連サービス業、娯楽業 (4.2%)	☒ 教育、学習支援業 (0.3%)
☐ 医療、福祉 (8.7%)	☒ 複合サービス事業 (2.0%)
☐ サービス業（他に分類されないもの） (13.7%)	

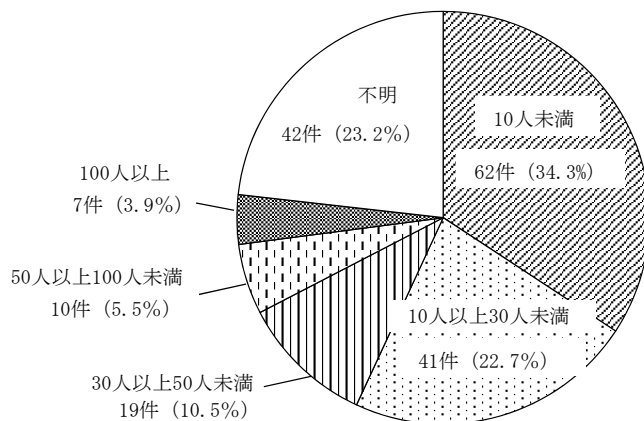
- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在。  
 3 調査対象企業については図表 2-4-26 と同じ。

(企業規模別の立地動向)

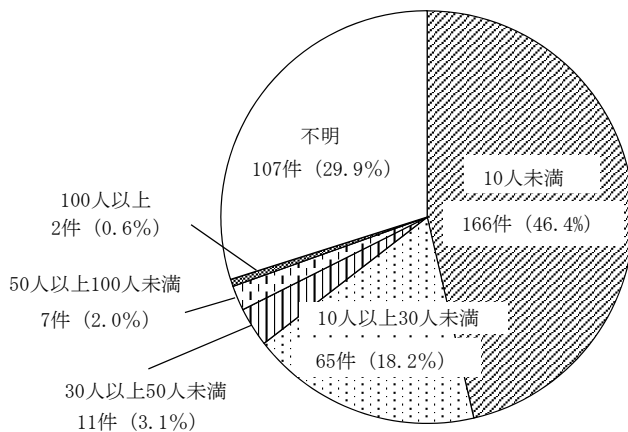
平成27年度において、過疎地域に立地した企業(539件)を製造業(181件)と非製造業(358件)に分け、常用雇用者数の規模別にみると、常用雇用者10人未満の企業が、製造業では34.3%であるのに対し、非製造業では46.4%となっており、非製造業は小規模な企業が主体となっていることが分かる(図表2-4-27)。

図表2-4-27 平成27年度の過疎地域における企業規模別立地件数

製造業 N=181



非製造業 N=358



- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在。  
 3 九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

## 第5節 交通・通信

### 1 交通

交通体系の整備は、産業、雇用、教育、医療等の基礎となるものである。特に過疎地域においては、地形、気象等の自然的・地理的条件が厳しく、遠隔な立地特性のため、日常生活圏が広域化せざるを得なくなっている場合も多く、交通条件の改善は過疎地域自立促進の基本的条件となっている。

#### (1) 道路の整備状況

##### 1) 国道・都道府県道の整備状況

道路の改良率、改良済幅員 5.5m以上の整備率をみると、着実に整備が進められているものの、国道、都道府県道とも過疎地域は非過疎地域を下回っており、依然として格差がみられる。改良率のうち特に都道府県道については、平成 27 年の過疎地域と非過疎地域を比べると 8.5 ポイントの格差がある（図表 2-5-1）。

図表 2-5-1 国道・都道府県道の整備状況

(単位：%)

区分	平成 12 年			平成 25 年			平成 26 年			平成 27 年		
	全国	過疎	非過疎	全国	過疎	非過疎	全国	過疎	非過疎	全国	過疎	非過疎
(改良率)												
国道	92.9	88.3	96.0	95.8	93.7	97.1	95.9	93.8	97.2	96.0	94.0	97.3
都道府県道	75.1	66.2	79.8	79.8	74.7	82.6	80.1	75.0	82.8	80.3	74.9	83.4
(改良済幅員 5.5m以上の 整備率)												
国道	89.2	83.2	93.2	93.3	90.5	95.1	93.4	90.7	95.2	93.5	90.9	95.4
都道府県道	63.2	54.0	67.9	69.3	63.8	72.3	69.6	64.1	72.7	69.9	63.9	73.3

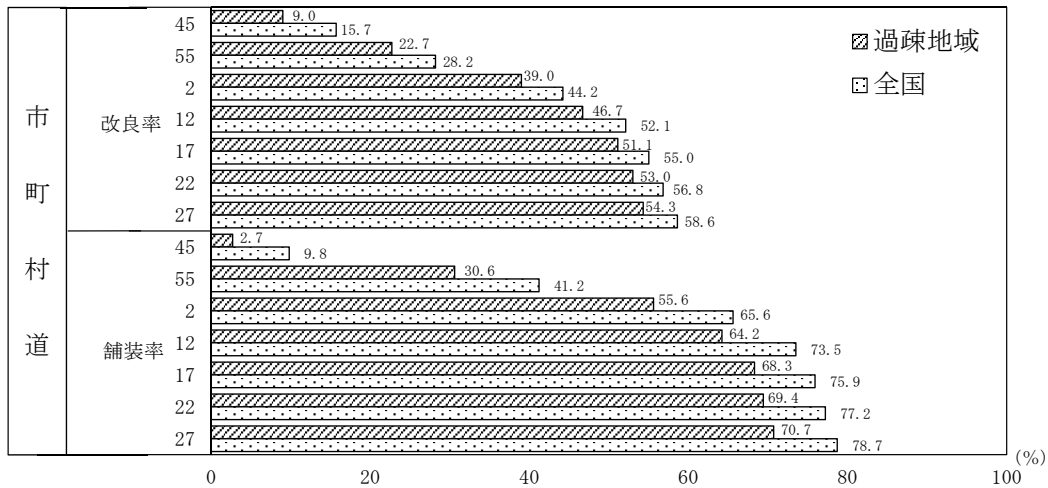
(備考) 1 国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。

2 過疎地域は平成 29 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

2) 市町村道の整備状況

過疎地域における市町村道の整備水準は、昭和45年度から平成17年度の間には改良率、舗装率とも著しく改善されているが、未だに全国との間には格差がある(図表2-5-2)。

図表 2-5-2 市町村道の整備状況



項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
市町村道	改良率	%	9.0	15.7	22.7	28.2	39.0	44.2	46.7	52.1	51.1	55.0
	舗装率	%	2.7	9.8	30.6	41.2	55.6	65.6	64.2	73.5	68.3	75.9

項目	単位	平成22年度		平成27年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	
市町村道	改良率	%	53.0	56.8	54.3	58.6
	舗装率	%	69.4	77.2	70.7	78.7

(備考) 1 平成17年度までのデータは、総務省「公共施設状況調査」等による。平成22年度以降の「改良率」及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在である。平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない286区域を過疎地域から除いている。また、平成22年度以降のデータは一部過疎地域を含まない。



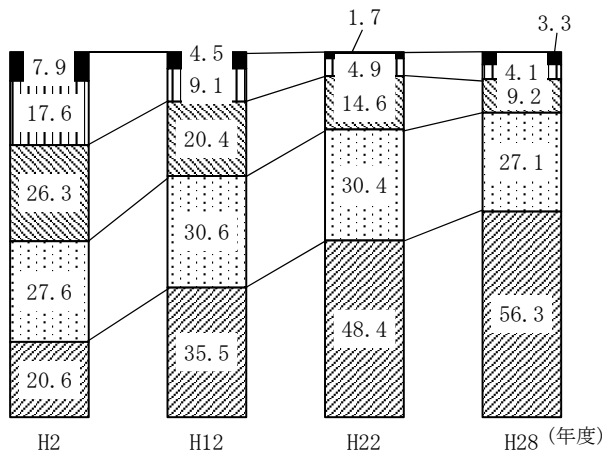
## (2) 過疎関係市町村から高速道路のインターチェンジ等までの所要時間

過疎関係市町村の役場・庁舎から高速道路のインターチェンジまでの所要時間が1時間以内の過疎地域は、平成2年度の48.2%から平成28年度には83.4%に増加しており、交通基盤整備の推進により時間距離が短縮されていることを示しているが、それでもなお、高速道路のインターチェンジまで2時間超の過疎地域が7.4%ある。

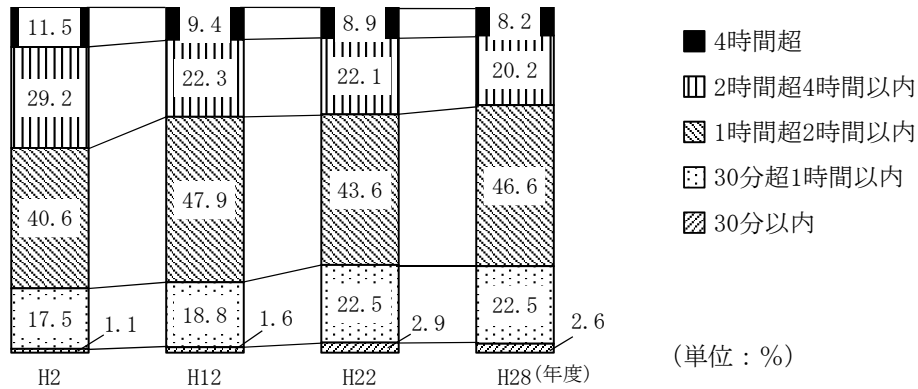
また、都道府県庁まで1時間以内の過疎地域は、平成28年度に25.1%であるが、2時間超の過疎地域は28.4%残されている（図表2-5-3）。

図表 2-5-3 市町村庁舎からの所要時間段階別過疎地域数割合

### (1) 高速道路のインターチェンジまで



### (2) 都道府県庁まで



- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 過疎関係市町村の庁舎（一部過疎地域については、旧市町村の庁舎又はその区域を管轄する行政施設）から、自家用自動車で通常用いられる経路を利用した場合の所要時間を、段階別の過疎地域数構成比で示したものである。なお、航路の区間はフェリーを利用した場合の所要時間とする。  
 3 平成28年度の数値については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

## 2 高度情報化への対応

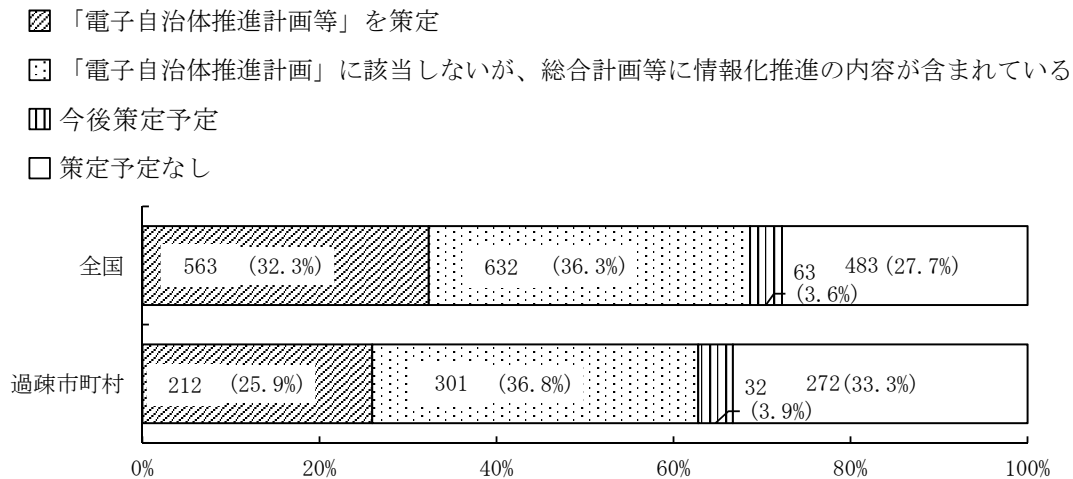
情報化の進展は、時間・距離の制約が緩和される点において、遠隔な立地という過疎地域の不利な条件を克服する大きな手がかりとなる。

### (1) 電子自治体構築計画の策定状況

「電子自治体の構築に関する計画」は、地方公共団体が、ICT（Information and Communication Technology）の便益を最大限活用し、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現するため、目的及びビジョンを明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記したものであり、市区町村は同計画を策定し、計画に基づき計画的かつ総合的に事業を推進しているところである。

平成28年4月1日現在の電子自治体の構築に関する計画の策定状況をみると、調査による回答があった全国1,741市区町村のうち、「電子自治体推進計画等を策定」または「電子自治体推進計画等に該当しないが、総合計画等に情報化推進の内容が含まれている」団体は1,195団体（68.6%）であるのに対し、過疎地域では、817市町村のうち、513団体（62.7%）にとどまり、全国を5.9ポイント下回っている（図表2-5-4）。

図表 2-5-4 電子自治体構築計画の策定状況



- (備考) 1 総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在である。

## (2) 携帯電話サービスエリアの状況

過疎地域における携帯電話サービスエリアカバー率については、平成 19 年度末の 98.1%に対して、平成 28 年度末は 99.88%となっており、全国との格差はほぼ改善されている（図表 2-5-5）。

図表 2-5-5 携帯電話サービスエリアカバー率（夜間人口ベース）の状況  
(単位：%)

		過疎地域	全 国
平成 19 年度	エリア内	98.1	99.8
	エリア外	1.9	0.2
平成 28 年度	エリア内	99.88	99.99
	エリア外	0.12	0.01

- (備考) 1 総務省調べ。  
2 過疎地域、サービスエリアカバー率は各年度末時点。  
3 夜間人口とは、夜間に常住する（そこに居住する）人口である。

## (3) ブロードバンドの整備状況

平成 29 年 3 月末の過疎地域における超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率をみると、移動系では 99.4%と全国との差はほぼない。一方、固定系では 96.6%と全国の 99.0%と比べ 2.4 ポイント低い状況となっている（図表 2-5-6）。

図表 2-5-6 超高速ブロードバンドの整備状況

区 分	超高速ブロードバンドサービスエリア (移動系) の世帯カバー率	超高速ブロードバンドサービスエリア (固定系) の世帯カバー率
過疎地域	99.4%	96.6%
全 国	99.8%	99.0%

- (備考) 1 平成 29 年 3 月末の整備状況について推計したもの（総務省調べ）。  
2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在。  
3 超高速ブロードバンドサービス：FTTH、CATV インターネット、FWA、BWA、LTE（FTTH 及び LTE 以外は下り 30Mbps 以上のものに限る）。  
4 世帯カバー率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯で除したもの（小数点以下第 2 位を四捨五入）。

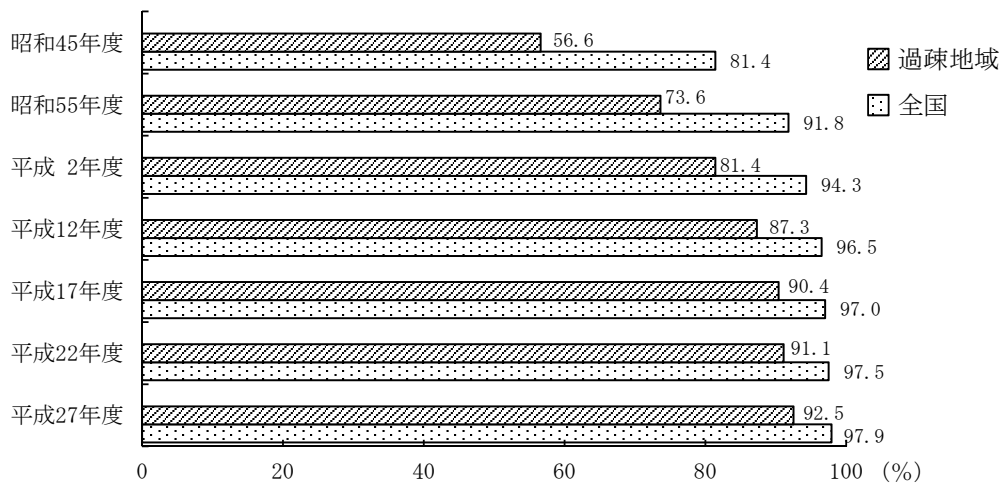
## 第6節 生活環境

過疎地域における主要な公共施設の整備水準は、全国水準とかなりの格差があるものも少なからず存在しているが、昭和45年の緊急措置法以来の各種事業の推進により、以下に示すとおり、かなりの程度の改善がみられる。

### 1 上水道

上水道、簡易水道を含めた水道の普及率は、昭和45年度には、過疎地域56.6%に対し全国81.4%と大きな格差があったものが、平成27年度には過疎地域92.5%、全国97.9%となっており、格差はかなり縮小しつつあるが、全国と比べるとなお格差が残されている（図表2-6-1）。

図表2-6-1 水道普及率の推移



(単位：%)

区 分	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
過疎地域	56.6	73.6	81.4	87.3	90.4	91.1	92.5
全 国	81.4	91.8	94.3	96.5	97.0	97.5	97.9

- (備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等による。  
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。  
 3 平成22年度以降は、日本水道協会「水道統計」によるものであり、一部過疎地域を除いている。また、水道普及率には専用水道を含む。

## 2 生活排水関連施設

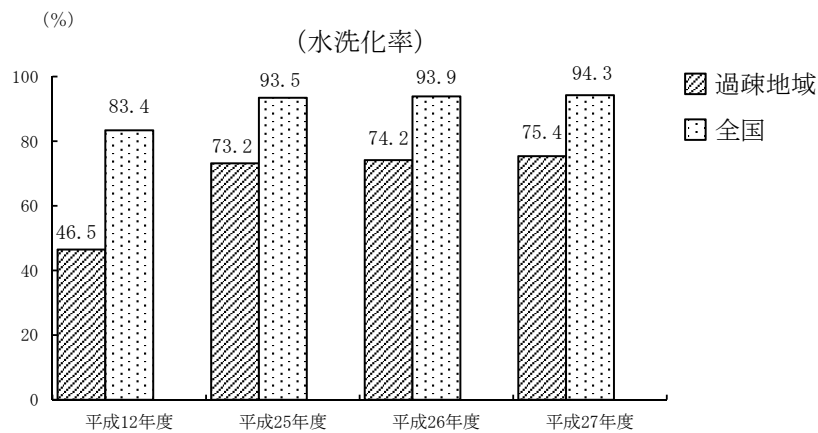
### 1) 水洗化人口の推移

過疎地域における水洗化率の推移をみると、平成 12 年度の 46.5%から平成 27 年度には 75.4%に増加しているが、全国と比べると、なお格差が残されている（図表 2-6-2）。

### 2) 水洗化人口の内訳

平成 27 年度における水洗化人口の内訳をみると、全国では公共下水道が 78.2%を占めているのに対し、過疎地域では浄化槽が 53.0%と水洗化人口の過半数を占めている（図表 2-6-2）。

図表 2-6-2 水洗化人口の状況



(単位：千人、%)

項目	平成 12 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎
公共下水道人口 A	71,222 (67.4)	823 (22.2)	92,886 (77.4)	3,293 (45.4)	93,685 (77.8)	3,308 (45.7)	94,463 (78.2)	3,539 (46.4)
コミュニティプラント人口 B	414 (0.4)	19 (0.5)	304 (0.3)	35 (0.5)	302 (0.3)	32 (0.4)	294 (0.2)	45 (0.6)
浄化槽人口 C	34,095 (32.2)	2,865 (77.3)	26,875 (22.4)	3,932 (54.2)	26,386 (21.9)	3,899 (53.9)	26,015 (21.5)	4,036 (53.0)
うち合併処理	10,806 (10.2)	1,101 (29.7)	14,492 (12.1)	2,454 (33.8)	14,564 (12.1)	2,561 (35.4)	14,600 (12.1)	2,594 (34.0)
水洗化人口 D=A+B+C	105,731 (100.0)	3,707 (100.0)	120,065 (100.0)	7,260 (100.0)	120,372 (100.0)	7,239 (100.0)	120,772 (100.0)	7,619 (100.0)
非水洗化人口 E	21,002	4,258	8,329	2,657	7,810	2,522	7,267	2,482
総人口 F	126,734	7,966	128,394	9,917	128,181	9,761	128,039	10,101
水洗化率 D/F	83.4	46.5	93.5	73.2	93.9	74.2	94.3	75.4

(備考) 1 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。

2 ( ) 内は水洗化人口の構成割合である。

3 過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

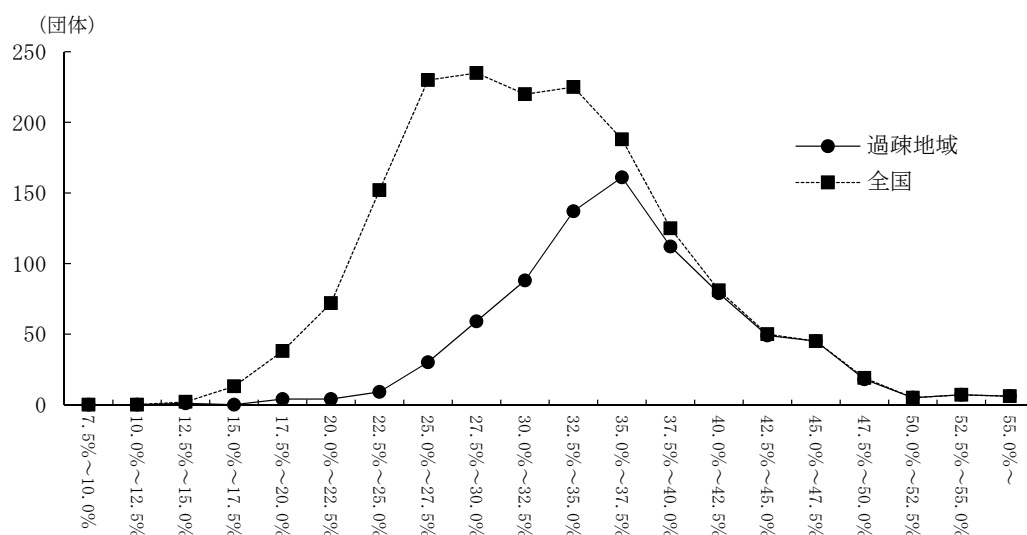
## 第7節 高齢化・福祉・医療

### 1 高齢化への対応

#### (1) 過疎地域の高齢化

過疎地域全体の高齢者比率（単純平均）は36.7%であり、非過疎地域の27.4%を大きく上回っている。高齢者比率の度数分布をみても、全国のピークが27.5%～30.0%であるのに対して過疎地域のピークは35.0%～37.5%であり、過疎地域は全国に先行して高齢化が進んでいるといえる（図表2-7-1）。

図表 2-7-1 高齢者比率の度数分布



区 分	市町村数	単純平均	中 央 値	最多頻度
過疎地域	814	36.7%	36.3%	35.0%～37.5%
				161 団体
非過疎地域	899	27.4%	27.3%	25.0%～27.5%
				200 団体
全 国	1,713	31.8%	31.3%	27.5%～30.0%
				235 団体

- (備考) 1 市町村数は平成29年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は、過疎関係市町村数による。  
また、東京都特別区を1団体とみなす。なお、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯館村を過疎地域の市町村数から除き、富岡町、大熊町、双葉町を非過疎地域の市町村数から除く。
- 2 人口は平成27年国勢調査であり、一部過疎市町村については、市町村全域の人口による。
- 3 数値は、各市町村ごとの高齢者比率を単純平均したものである。

(2) 高齢者福祉施設及び児童福祉施設の整備・サービスの状況

1) 高齢者福祉施設の整備状況

平成27年における、65歳以上人口1万人に対しての各種高齢者施設の定員数をみると、軽費老人ホームを除き、いずれの施設についても、全国平均より多くなっている(図表2-7-2)。

また、平成12年から平成27年までの施設数の増減率をみると、軽費老人ホームでは過疎地域が全国を上回っているものの、デイサービスの中心的施設である通所介護事業所をはじめ、その他の施設は過疎地域が全国を下回っている(図表2-7-3)。

図表2-7-2 65歳以上人口1万人に対しての高齢者福祉施設の整備状況(定員)

(単位:人/65歳以上1万人)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		12→27増減率	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
特別養護老人ホーム	151	89	171	115	169	121	188	134	24.5	50.6
養護老人ホーム	40	20	41	20	38	17	39	19	-2.5	-5.0
軽費老人ホーム	16	18	22	25	24	21	26	27	62.5	50.0
介護老人保健施設	91	70	104	89	106	92	114	98	25.3	40.0

(備考)1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 65歳以上の人口は平成27年度国勢調査による。

3 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表2-7-3 高齢者福祉施設の整備状況(施設数)

(単位:箇所)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		12→27増減率	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
特別養護老人ホーム	1,014	4,463	1,142	5,535	1,098	5,676	1,281	7,065	26.3	58.3
養護老人ホーム	260	949	264	964	280	822	256	936	-1.5	-1.4
経費老人ホーム	185	1,444	255	1,966	322	1,683	296	2,166	60.0	50.0
老人福祉センター	498	2,271	469	2,284	451	1,814	385	2,001	-22.7	-11.9
通所介護事業所	1,754	8,037	2,685	17,652	2,980	22,738	3,971	36,757	126.4	357.3
短期入所生活介護事業所	1,047	4,515	1,271	6,216	1,306	7,096	1,747	9,924	66.9	119.8
老人介護支援センター	1,481	6,964	1,768	8,668	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	452	2,667	510	3,278	523	3,382	591	3,857	30.8	44.6

(備考)1 特別養護老人ホーム、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設は厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」による。養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターは厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。

2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

## 2) 居宅介護サービスの利用状況

高齢化の進展に伴い、居宅介護サービスの利用状況は、過疎地域を含めた全国的な傾向として大きく増加をしているが、過疎地域における居宅介護サービスの利用状況を高齢者100人当たりの年間利用件数で見ると、平成27年度における通所サービスは92.5件（全国92.2件）、短期入所サービスは18.3件（全国14.1件）であり、全国と大きな差はないものの、訪問サービスは69.7件（全国104.4件）と全国を大きく下回っている（図表2-7-4）。

図表2-7-4 居宅介護サービスの利用状況

(単位：件)

区 分		訪問サービス		通所サービス		短期入所サービス	
		利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数	利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数	利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数
平成 14年度	過疎地域	1,306,127	36.9	1,747,565	49.4	280,219	7.9
	全 国	14,328,946	42.8	13,147,749	39.3	2,377,631	7.1
平成 21年度	過疎地域	1,930,952	54.5	2,821,918	79.7	537,276	15.2
	全 国	19,987,937	59.7	21,673,909	64.8	4,093,227	12.2
平成 27年度	過疎地域	2,468,219	69.7	3,275,004	92.5	648,171	18.3
	全 国	34,933,556	104.4	30,848,606	92.2	4,724,457	14.1

(備考) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」による。

2 100人当たりは、65歳以上人口の100人当たりをいう。

3 人口は平成27年国勢調査による。

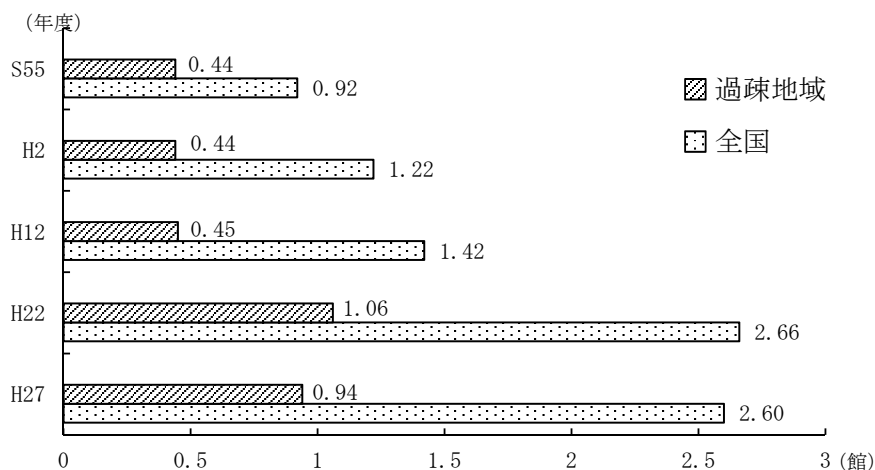
4 過疎地域は平成29年度4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。また、広域連合、事務組合については、構成市町村に一部過疎地域又は非過疎地域のいずれかを含むものは除いている。



### 3) 児童福祉施設の整備状況

児童福祉施設のうち児童館について、過疎地域における1市町村当たりの館数をみると、平成27年度で0.94館となっており、全国の2.60館を下回っている（図表2-7-5）。

図表2-7-5 1市町村当たりの児童館の整備状況



項目	単位	昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成22年度		平成27年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
児童館数	館	502	2,948	504	3,966	540	4,582	712	4,626	635	4,521
1市町村当たりの数		0.44	0.92	0.44	1.22	0.45	1.42	1.06	2.66	0.94	2.60

(備考) 1 総務省「公共施設状況調査」による。

2 平成22年度以降の過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

2 医療

(1) 診療施設の整備状況

過疎地域における診療施設の整備状況を人口1万人当たりの病床数に着目してみると、昭和45年度以降、過疎地域における病床数は全国を下回っていたが、最近は全国的に病床数が減少していることや、過疎地域の人口減少もあり、全国と過疎地域が逆転している(図表2-7-6)。

また、主な専門科別医師数をみると、過疎地域は、全国に比べて小児科や産婦人科・産科の医師が少ない(図表2-7-7)。

図表2-7-6 診療施設の整備状況

項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
病院数	箇所	652	8,212	607	9,356	642	10,436	673	9,331	960	9,063
診療所数	箇所	4,666	88,835	4,759	110,227	4,596	130,220	6,282	151,280	9,427	158,349
病院・診療所の病床数	床	77,649	1,280,023	79,110	1,607,870	90,726	1,951,338	95,327	1,870,020	153,798	1,806,480
1万人当たりの病床数	床	78.1	122.4	92.6	137.4	118.9	158.4	123.9	148.1	161.2	142.2

項目	単位	平成22年度		平成27年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国
病院数	箇所	1,027	8,343	977	8,254
診療所数	箇所	10,159	154,928	10,009	159,942
病院・診療所の病床数	床	161,129	1,658,957	150,516	1,629,778
1万人当たりの病床数	床	151.9	129.5	154.0	128.2

- (備考) 1 総務省「公共施設状況調査」等による。  
 2 平成17年度については、一部過疎市町村のうち、データが取得できない275区域を除いている。  
 3 平成22年度以降の過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表2-7-7 主な専門科別医師

(単位：人)

	総数	内科	小児科	外科	産婦人科・産科
過疎地域	15,076	5,437	667	1,311	428
人口1万人当たり	15.4	5.6	0.7	1.3	0.4
全国	315,506	63,130	17,415	14,882	11,732
人口1万人当たり	24.8	5.0	1.4	1.2	0.9

- (備考) 1 厚生労働省「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。  
 2 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

## (2) 無医地区の状況

全国的に無医地区の減少が図られる中、過疎市町村における無医地区数をみると、昭和53年の1,168地区から平成26年には574地区へと減少しているものの、無医地区を有する市町村は平成21年の203から平成26年の219と増加している。また、無医地区の約90%が過疎地域に存在している(図表2-7-8)。

※無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

図表2-7-8 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

区 分		昭和 53年 10月	昭和 59年 10月	平成 6年 9月	平成 11年 6月	平成 16年 12月	平成 21年 10月	平成 26年 10月	S53 ~H26 増減率
過疎	無医地区数	1,168	887	725	715	621	565	574	△ 50.9
市町村	無医地区を有する市町村数	555	463	389	368	312	203	219	△ 60.5
非過疎	無医地区数	582	389	272	199	165	140	63	△ 89.2
市町村	無医地区を有する市町村数	323	230	156	127	97	86	37	△ 88.5

- (備考) 1 厚生労働省「無医地区等調査」による。  
2 平成26年の過疎地域は、平成29年4月1日現在。

## 第8節 教育・文化の振興

### 1 教育

#### (1) 義務教育

過疎地域における小学校及び中学校の状況をみると、昭和45年度に比べ、平成28年度には児童数が57.9%、生徒数が62.7%減少している。また、これに伴い学校数、教員数も減少している。

一方、全国の推移をみると、児童数及び生徒数はいわゆる団塊ジュニア世代（昭和46～49年生まれ）が就学している昭和55年度にピークを迎え、その後減少していることがわかる。

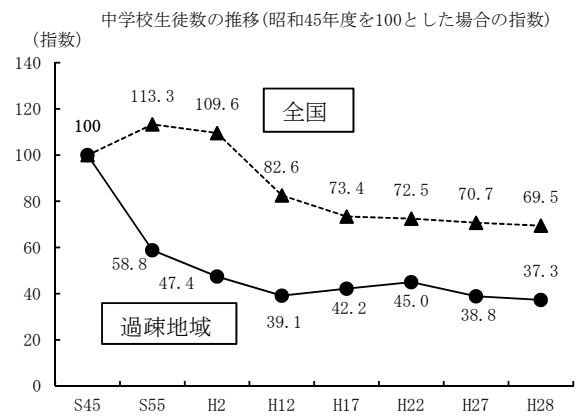
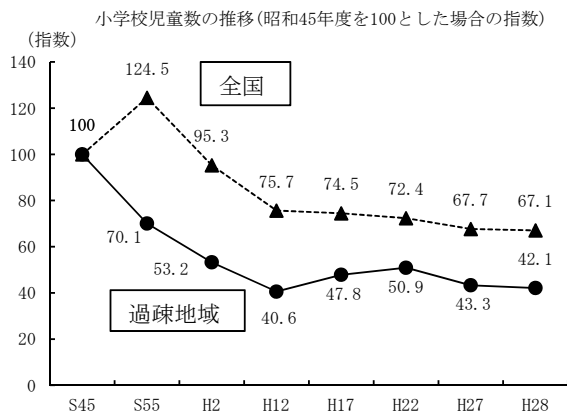
また、平成28年度における1学校当たりの児童数及び生徒数は、児童数が118人、生徒数が126人となっており、全国と比較すると、児童数が37.1%、生徒数が38.4%の水準であることから、過疎地域においては比較的小規模校が多いことが分かる（図表2-8-1）。

図表2-8-1 義務教育の状況

項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
小学校	学校数	校	6,622	24,313	5,677	24,732	4,950	24,557	4,890	23,719	4,475	22,606
	うち分校数	校	929	2,346	522	1,244	315	775	211	514	132	344
	教員数	人	55,570	370,578	50,354	469,343	46,209	440,443	44,587	396,834	46,770	404,367
	児童数	人	1,023,569	9,491,866	717,134	11,819,045	544,812	9,045,154	415,369	7,182,432	489,718	7,067,832
	1学校当たり児童数	人	155	390	126	478	110	368	85	303	109	313
中学校	学校数	校	2,793	10,215	2,261	10,178	1,973	10,595	2,053	10,428	1,970	10,154
	うち分校数	校	120	323	34	130	22	92	15	73	12	70
	教員数	人	37,380	216,520	29,036	249,778	26,312	275,761	26,548	238,651	27,787	228,947
	生徒数	人	632,131	4,510,815	371,719	5,111,822	299,639	4,942,223	247,266	3,724,593	266,524	3,312,007
	1学校当たり生徒数	人	226	442	164	502	152	466	120	357	135	326

項目	単位	平成22年度		平成27年度		平成28年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
小学校	学校数	校	4,602	21,713	3,779	20,601	3,640	20,011
	うち分校数	校	99	270	52	189	44	174
	教員数	人	51,930	413,473	46,510	410,397	45,555	410,116
	児童数	人	521,016	6,869,318	443,154	6,425,754	431,214	6,366,785
	1学校当たり児童数	人	113	316	117	312	118	318
中学校	学校数	校	2,125	9,982	1,930	10,484	1,866	9,555
	うち分校数	校	13	80	11	82	9	80
	教員数	人	31,246	234,471	29,143	236,947	28,565	235,223
	生徒数	人	284,271	3,270,582	245,582	3,190,799	235,651	3,133,644
	1学校当たり生徒数	人	134	328	127	304	126	328

- (備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成22年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。  
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。  
 3 平成22年度以降の過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。



- (備考) 1 平成 17 年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成 22 年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。  
 2 平成 17 年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない 275 区域を過疎地域から除いている。  
 3 平成 22 年度以降の過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。

## (2) 幼児教育

## 1) 保育所の状況

過疎地域と全国の保育所数等についてみると、平成14年から平成28年における過疎地域の保育所等数及び在所有者数は一貫して減少しているが、全国では増加傾向にある。また、同期間における在所有者率をみると、過疎地域、全国ともに減少している。

幼保連携型認定こども園についてみると、平成27年の数値に比べて平成28年の数値が過疎地域、全国ともに増加している（図表2-8-2）。

図表2-8-2 保育所の状況について

区分	単位	平成14年		平成22年		平成27年		平成28年	
		過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
保育所等数	箇所	3,942	22,288	3,333	21,681	3,272	24,234	3,224	24,771
定員数	千人	253	1,960	231	2,033	236	2,352	238	2,409
在所有者数	千人	235	2,005	213	2,057	212	2,295	210	2,333
1市町村あたり 保育所数	箇所	5.9	13.0	5.0	12.6	4.9	14.1	4.8	14.4
在所有者率	%	92.8	102.3	92.0	101.2	90.1	97.6	88.5	96.8
うち幼保連携型認定 こども園数	箇所	—	—	—	—	259	1,817	346	2,597
定員数	千人	—	—	—	—	20	175	28	252
在所有者数	千人	—	—	—	—	19	170	27	251
1市町村あたり 保育所数	箇所	—	—	—	—	0.4	1.1	0.5	1.5
在所有者率	%	—	—	—	—	94.7	97.1	95.9	99.9

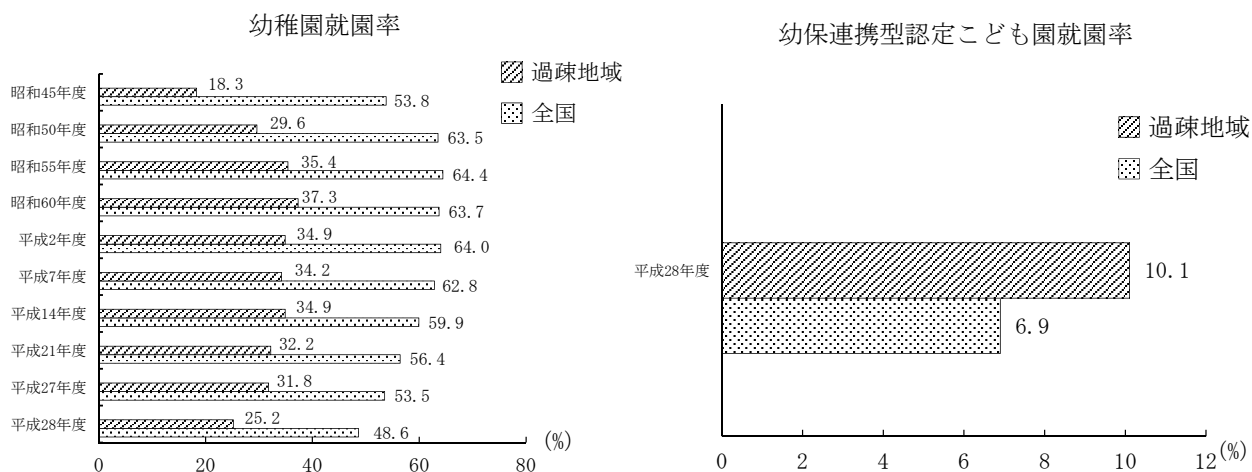
- (備考) 1 厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。
- 2 保育所等とは、平成8年、平成14年、平成22年については「保育所」、平成27年、平成28年については「保育所」「小規模保育事務所」「幼保連携型認定こども園」「保育所型認定こども園」のことをいう。
- 3 過疎地域は、平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

## 2) 幼稚園就園率

幼稚園就園率を過疎地域と全国で比較すると、昭和45年度以降、格差が少なくなる傾向にある。近年では過疎地域及び全国ともに就園率が低下している。

また、幼保連携型認定こども園就園率では、平成28年度において過疎地域が全国を上回っている（図表2-8-3）。

図表2-8-3 幼稚園就園率



(単位: %)

区分	昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成21年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼稚園	18.3	53.8	29.6	63.5	35.4	64.4	37.3	63.7	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	32.2	56.4
幼保連携型認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	平成27年度		平成28年度	
	過疎	全国	過疎	全国
幼稚園	31.8	53.5	25.2	48.6
幼保連携型認定こども園	-	-	10.1	6.9

(備考) 1 全国は、文部科学省「学校基本調査」による。

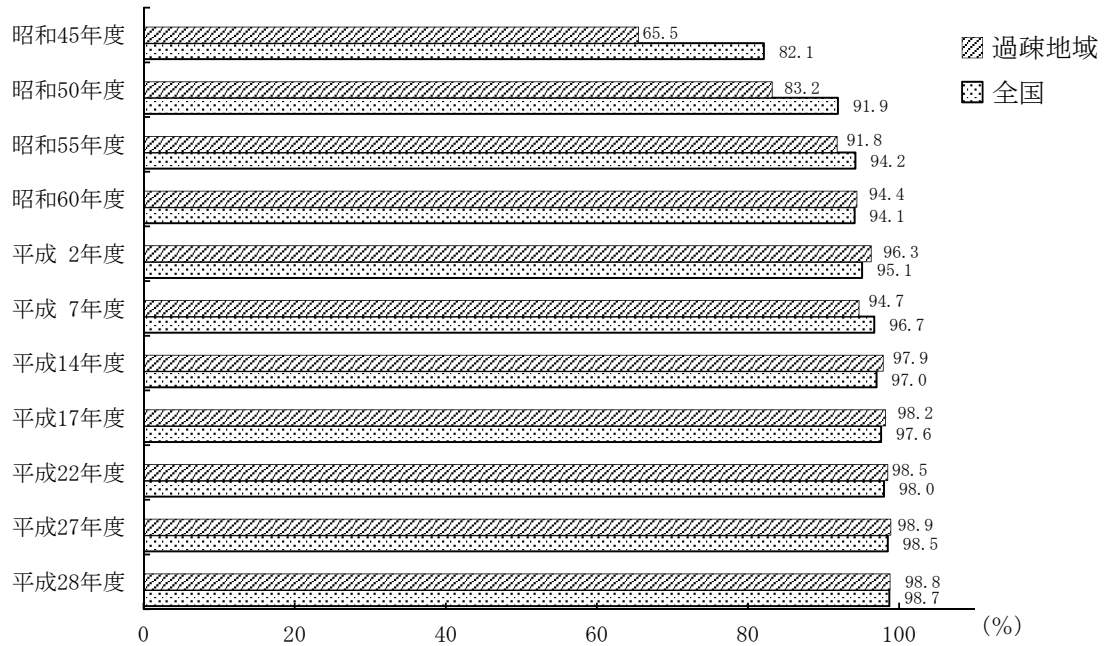
2 過疎地域は、総務省調べ。

(3) 高等学校・大学等

1) 高等学校等

高等学校等への進学率は、昭和60年度以降は全国と過疎地域とはほぼ同様の水準であり、格差はみられない(図表2-8-4)。

図表 2-8-4 高等学校等への進学率



昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成17年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
65.5	82.1	83.2	91.9	91.8	94.2	94.4	94.1	96.3	95.1	94.7	96.7	97.9	97.0	98.2	97.6

平成22年度		平成27年度		平成28年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
98.5	98.0	98.9	98.5	98.8	98.7

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による。

2 過疎地域は総務省調べ。

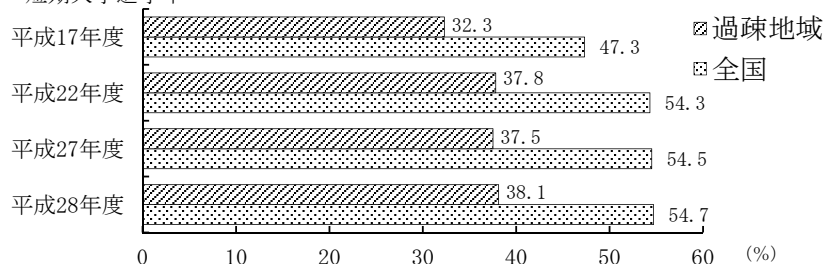


## 2) 大学等

平成 17 年度から平成 28 年度までの過疎地域における大学等への進学率をみると、大学・短期大学進学率及び専修学校進学率は全国を下回っており、平成 28 年度において、前者では 16.6 ポイント、後者では 2.1 ポイント下回っている。一方、専門学校進学率では全国を上回っており、平成 28 年度においては 6 ポイント上回っている（図表 2-8-5）。

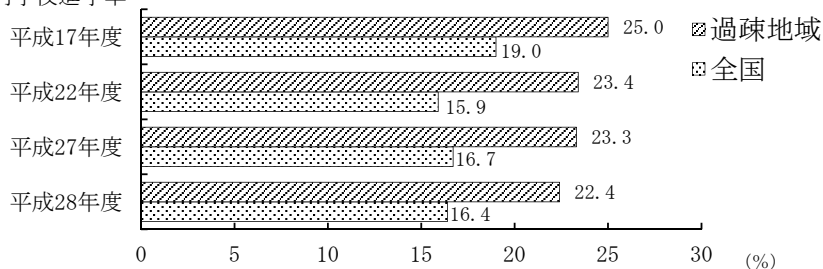
図表 2-8-5 大学等への進学率

### (1) 大学・短期大学進学率



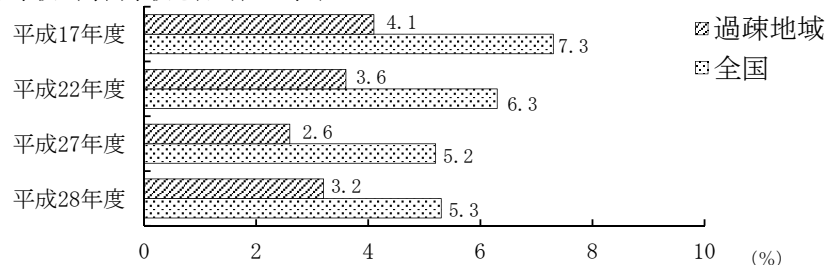
平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
32.3	47.3	37.8	54.3	37.5	54.5	38.1	54.7

### (2) 専門学校進学率



平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
25.0	19.0	23.4	15.9	23.3	16.7	22.4	16.4

### (3) 専修学校（専門学校を除く）進学率



平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
4.1	7.3	3.6	6.3	2.6	5.2	3.2	5.3

(備考) 1 文部科学省「学校基本調査」による。

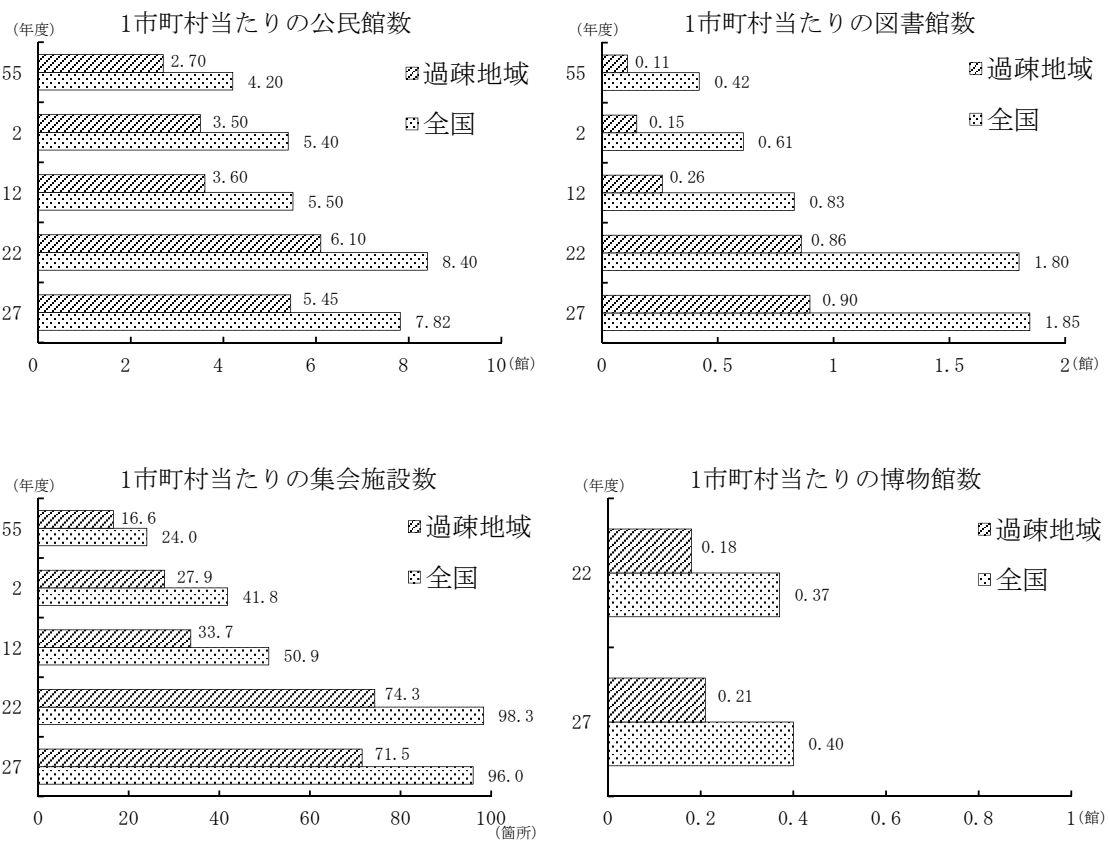
2 過疎地域は、平成 29 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域は含まない。

## 2 文化及び体育施設

### 1) 文化施設

過疎地域における1市町村当たりの文化施設数をみると、平成27年度で公民館等数5.45館（全国7.82館）、図書館数0.90館（全国1.85館）、集会施設数71.5箇所（全国96.0箇所）、博物館数0.21館（全国0.40館）といずれも全国を下回っている（図表2-8-6）。

図表 2-8-6 文化施設の整備水準



項目	単位	昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成22年度		平成27年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
公民館数	館	3,051	13,708	3,944	17,755	4,323	17,641	4,101	14,633	3,662	13,609
1市町村当たりの数		2.70	4.20	3.50	5.40	3.60	5.50	6.10	8.40	5.45	7.82
図書館数	館	125	1,358	176	1,977	319	2,656	581	3,130	603	3,215
1市町村当たりの数		0.11	0.42	0.15	0.61	0.26	0.83	0.86	1.80	0.90	1.85
集会施設数	箇所	19,129	78,108	31,914	136,331	40,752	163,939	49,960	171,081	48,047	167,077
1市町村当たりの数		16.6	24.0	27.9	41.8	33.7	50.9	74.3	98.3	71.5	96.0
博物館数	館	—	—	—	—	—	—	121	649	140	697
1市町村当たりの数		—	—	—	—	—	—	0.18	0.37	0.21	0.40

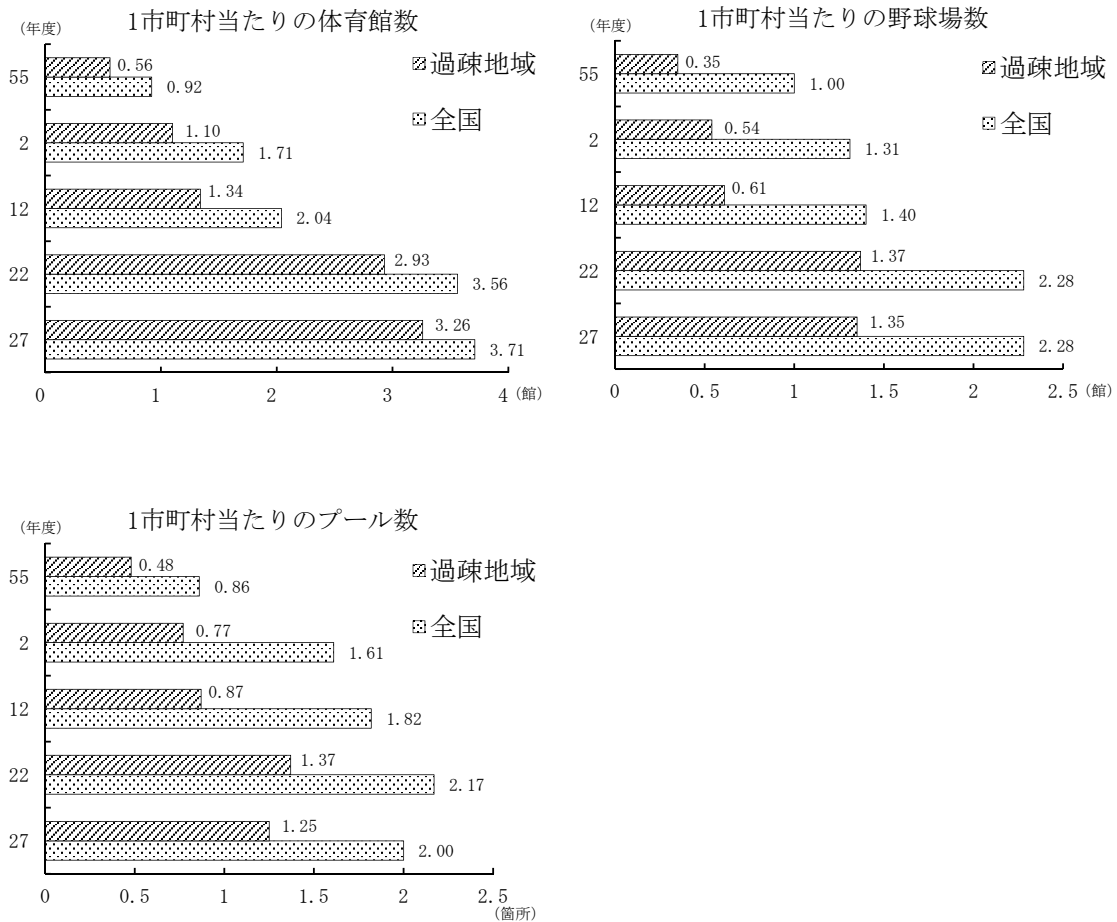
(備考) 1 総務省「公共施設状況調査」による。

2 平成22年度以降の過疎地域は平成29年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

## 2) 体育施設

過疎地域における1市町村当たりの体育・スポーツ施設数をみると、平成27年度で体育館数3.26館（全国3.71館）、野球場数1.35箇所（全国2.28箇所）、プール数1.25箇所（全国2.00箇所）といずれも全国を下回っている（図表2-8-7）。

図表2-8-7 体育施設の整備状況



項目	単位	昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成22年度		平成27年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
体育館数	館	647	2,984	1,253	5,571	1,616	6,552	1,971	6,205	2,189	6,459
1市町村当たりの数	館	0.56	0.92	1.10	1.71	1.34	2.04	2.93	3.56	3.26	3.71
野球場数	箇所	405	3,263	620	4,285	734	4,514	923	3,971	906	3,962
1市町村当たりの数	箇所	0.35	1.00	0.54	1.31	0.61	1.40	1.37	2.28	1.35	2.28
プール数	箇所	549	2,800	879	5,266	1,050	5,851	921	3,783	839	3,483
1市町村当たりの数	箇所	0.48	0.86	0.77	1.61	0.87	1.82	1.37	2.17	1.25	2.00

(備考) 1 総務省「公共施設状況調査」等による。

2 平成22年度以降の過疎地域は平成29年度現在であり、一部過疎地域は含まない。

## 第9節 集落の整備等

### 1 集落の現状

平成27年度に総務省及び国土交通省が共同で実施した「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」により、過疎地域等における集落の現状について概観する。

調査の対象は、平成27年4月1日時点の過疎地域市町村のほか、過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域を有する市町村及び以下の関係各法により指定される地域を有する全市町村としている。

- ・山村振興法に基づく振興山村を有する市町村
- ・離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を有する市町村
- ・半島振興法に基づく半島振興対策実施地域を有する市町村
- ・豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯を有する市町村

※ 東日本大震災に伴う原発事故被災地のうち、平成27年4月30日現在、全域が避難指示区域にあり、集落实態調査の実施が困難と思われる5町村（うち2町村が過疎地域市町村）は調査対象外としている。

なお、本調査における各地方ブロックは次のとおりである。

北海道…北海道

東北圏…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

首都圏…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

北陸圏…富山県、石川県、福井県

中部圏…長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿圏…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国圏…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国圏…徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州圏…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄圏…沖縄県

また、この調査における「集落」とは、「一定の土地に数戸以上の社会的なまとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位」としている。

## (1) 集落の現状

### 1) 過疎地域等における集落数

過疎地域等における集落数を市町村区別にみると、市が 48,584 集落 (64.2%)、町が 24,110 集落 (31.9%)、村が 2,968 集落 (3.9%) であり、6 割以上の集落が市に属している。

また、1 市町村あたり平均集落数をみると、全国平均で 73.6 集落となっており、中国圏では 148.1 集落と最も多くなっている (図表 2-9-1)。

図表 2-9-1 地方ブロック別・市町村区分別集落数及び 1 市町村あたり平均集落数

全体	市町村区分別 集落数				1 市町村あたり 平均集落数
	市	町	村	計	
1 北海道	861 (20.8%)	3,065 (74.1%)	210 (5.1%)	4,136 (100.0%)	25.4
2 東北圏	12,355 (69.9%)	4,652 (26.3%)	668 (3.8%)	17,675 (100.0%)	94.0
3 首都圏	1,254 (42.6%)	1,426 (48.5%)	261 (8.9%)	2,941 (100.0%)	33.8
4 北陸圏	2,003 (63.8%)	1,138 (36.2%)	0 (0.0%)	3,141 (100.0%)	82.7
5 中部圏	2,908 (56.1%)	1,455 (28.1%)	823 (15.9%)	5,186 (100.0%)	46.3
6 近畿圏	2,576 (59.6%)	1,492 (34.5%)	255 (5.9%)	4,323 (100.0%)	52.7
7 中国圏	10,650 (77.3%)	3,095 (22.5%)	27 (0.2%)	13,772 (100.0%)	148.1
8 四国圏	4,150 (54.6%)	3,363 (44.2%)	88 (1.2%)	7,601 (100.0%)	95.0
9 九州圏	11,722 (70.6%)	4,343 (26.2%)	539 (3.2%)	16,604 (100.0%)	99.4
10 沖縄県	105 (37.1%)	81 (28.6%)	97 (34.3%)	283 (100.0%)	15.7
合計	48,584 (64.2%)	24,110 (31.9%)	2,968 (3.9%)	75,662 (100.0%)	73.6

(備考) 市町村区分別集落数欄の ( ) はブロック毎の構成比である。

## 2) 集落人口

過疎地域等の集落人口数をみると、集落人口の合計は1,538万人であり、その内訳は市が69.7%、町が27.6%、村が2.7%となっている。

また、市町村別の1集落あたり平均人口をみると、全体では市部(220.8人)と村部(140.1人)に80.7人の差がみられ、地方ブロック別にみると、市部において北海道が905.2人、村部において沖縄県が328.4人と突出している(図表2-9-2)。

図表2-9-2 地方ブロック別・市町村別 集落人口及び1集落あたり平均人口

全体	市町村別 集落人口				市町村別 集落あたり平均人口			
	市	町	村	計	市	町	村	全体
1 北海道	779,413 (49.5%)	768,133 (48.8%)	25,691 (1.6%)	1,573,237 (100.0%)	905.2 [861]	250.6 [3,065]	122.3 [210]	380.4 [4,136]
2 東北圏	3,181,409 (76.1%)	875,279 (20.9%)	122,537 (2.9%)	4,179,225 (100.0%)	257.5 [12,355]	188.2 [4,652]	183.4 [668]	236.4 [17,675]
3 首都圏	381,600 (55.6%)	255,739 (37.3%)	48,497 (7.1%)	685,836 (100.0%)	304.3 [1,254]	179.3 [1,426]	185.8 [261]	233.2 [2,941]
4 北陸圏	370,945 (60.9%)	238,441 (39.1%)	0 (0.0%)	609,386 (100.0%)	185.2 [2,003]	209.5 [1,138]	0 [0]	194.0 [3,141]
5 中部圏	856,450 (65.4%)	358,777 (27.4%)	94,705 (7.2%)	1,309,932 (100.0%)	294.5 [2,908]	246.6 [1,455]	115.1 [823]	252.6 [5,186]
6 近畿圏	761,370 (65.4%)	373,839 (32.1%)	28,081 (2.4%)	1,163,290 (100.0%)	295.6 [2,576]	250.1 [1,492]	110.1 [255]	269.1 [4,323]
7 中国圏	1,253,743 (79.5%)	320,595 (20.3%)	3,075 (0.2%)	1,577,413 (100.0%)	117.7 [10,650]	103.6 [3,095]	113.9 [27]	114.5 [13,772]
8 四国圏	572,292 (64.2%)	311,526 (35.0%)	6,994 (0.8%)	890,812 (100.0%)	137.9 [4,150]	92.6 [3,363]	79.5 [88]	117.2 [7,601]
9 九州圏	2,515,670 (76.7%)	710,394 (21.7%)	54,389 (1.7%)	3,280,453 (100.0%)	214.6 [11,722]	163.6 [4,343]	100.9 [539]	197.6 [16,604]
10 沖縄県	54,421 (47.9%)	27,403 (24.1%)	31,850 (28.0%)	113,674 (100.0%)	518.3 [105]	338.3 [81]	328.4 [97]	401.7 [283]
合計	10,727,314 (69.7%)	4,240,126 (27.6%)	415,819 (2.7%)	15,383,259 (100.0%)	220.8 [48,584]	175.9 [24,110]	140.1 [2,968]	203.3 [75,662]

(備考) 1 市町村別集落人口欄の( )はブロック毎の構成比である。

2 市町村別集落あたり平均人口欄の[ ]は人口の回答があった集落数である。

### 3) 人口規模別集落数

人口規模別集落数をみると、全体では50人未満の集落が28.1%を占めており、100人未満の集落が51.3%と半数以上を占めている。

地方ブロック別でみると、中国圏、四国圏において100人未満の集落の占める割合が約70%となっており、沖縄県では200人以上の集落が60%を越えている（図表2-9-3）。

図表2-9-3 地方ブロック別・人口規模別 集落数

全体	集落の人口規模 (人)									計
	～9	10～24	25～49	50～99	100～199	200～499	500～999	1000～	無回答	
1 北海道	137 (3.3%)	372 (9.0%)	709 (17.1%)	800 (19.3%)	810 (19.6%)	721 (17.4%)	277 (6.7%)	226 (5.5%)	84 (2.0%)	4,136 (100.0%)
2 東北圏	379 (2.1%)	805 (4.6%)	1,952 (11.0%)	3,983 (22.5%)	4,764 (27.0%)	4,138 (23.4%)	1,078 (6.1%)	464 (2.6%)	112 (0.6%)	17,675 (100.0%)
3 首都圏	43 (1.5%)	186 (6.3%)	387 (13.2%)	648 (22.0%)	646 (22.0%)	625 (21.3%)	187 (6.4%)	106 (3.6%)	113 (3.8%)	2,941 (100.0%)
4 北陸圏	144 (4.6%)	217 (6.9%)	395 (12.6%)	769 (24.5%)	834 (26.6%)	543 (17.3%)	155 (4.9%)	74 (2.4%)	10 (0.3%)	3,141 (100.0%)
5 中部圏	191 (3.7%)	466 (9.0%)	798 (15.4%)	1,055 (20.3%)	1,129 (21.8%)	909 (17.5%)	331 (6.4%)	234 (4.5%)	73 (1.4%)	5,186 (100.0%)
6 近畿圏	115 (2.7%)	288 (6.7%)	533 (12.3%)	859 (19.9%)	1,112 (25.7%)	867 (20.1%)	283 (6.5%)	220 (5.1%)	46 (1.1%)	4,323 (100.0%)
7 中国圏	659 (4.8%)	2,019 (14.7%)	3,529 (25.6%)	3,701 (26.9%)	2,181 (15.8%)	1,146 (8.3%)	329 (2.4%)	146 (1.1%)	62 (0.5%)	13,772 (100.0%)
8 四国圏	504 (6.6%)	966 (12.7%)	1,652 (21.7%)	1,969 (25.9%)	1,456 (19.2%)	829 (10.9%)	155 (2.0%)	62 (0.8%)	8 (0.1%)	7,601 (100.0%)
9 九州圏	340 (2.0%)	1,186 (7.1%)	2,319 (14.0%)	3,715 (22.4%)	4,036 (24.3%)	3,348 (20.2%)	934 (5.6%)	349 (2.1%)	377 (2.3%)	16,604 (100.0%)
10 沖縄県	2 (0.7%)	2 (0.7%)	10 (3.5%)	21 (7.4%)	60 (21.2%)	117 (41.3%)	50 (17.7%)	21 (7.4%)	0 (0.0%)	283 (100.0%)
合計	2,514 (3.3%)	6,507 (8.6%)	12,284 (16.2%)	17,520 (23.2%)	17,028 (22.5%)	13,243 (17.5%)	3,779 (5.0%)	1,902 (2.5%)	885 (1.2%)	75,662 (100.0%)

(備考) 市町村別集落人口欄の( )はブロック毎の構成比である。

## 4) 65歳以上人口割合

集落人口に占める65歳以上人口割合別集落数をみると、全体では65歳以上の人口が半数以上を占める集落が20.6%あり、そのうち65歳以上人口が70%以上の集落が4.5%ある。また、全ての人口が65歳以上である集落が801集落(1.1%)ある。

地方ブロック別でみると、中国圏や四国圏で65歳以上人口が40%以上の集落が多くみられるが、東北圏や沖縄県では、65歳以上人口が40%未満の集落が比較的多くみられる(図表2-9-4)。

図表2-9-4 地方ブロック別・集落人口に占める65歳以上人口割合別 集落数

全体	集落人口に占める 65歳以上 の割合							計	【再掲】65歳以上 割合
	0%	1～19%	20～39%	40～49%	50～69%	70～	無回答		(うち100%)
1 北海道	47 (1.1%)	190 (4.6%)	2,047 (49.5%)	983 (23.8%)	635 (15.4%)	96 (2.3%)	138 (3.3%)	4,136 (100.0%)	23 (0.6%)
2 東北圏	82 (0.5%)	699 (4.0%)	10,870 (61.5%)	3,776 (21.4%)	1,520 (8.6%)	330 (1.9%)	398 (2.3%)	17,675 (100.0%)	104 (0.6%)
3 首都圏	5 (0.2%)	66 (2.2%)	1,337 (45.5%)	642 (21.8%)	315 (10.7%)	103 (3.5%)	473 (16.1%)	2,941 (100.0%)	14 (0.5%)
4 北陸圏	20 (0.6%)	126 (4.0%)	1,448 (46.1%)	716 (22.8%)	515 (16.4%)	157 (5.0%)	159 (5.1%)	3,141 (100.0%)	56 (1.8%)
5 中部圏	37 (0.7%)	149 (2.9%)	2,265 (43.7%)	1,231 (23.7%)	896 (17.3%)	258 (5.0%)	350 (6.7%)	5,186 (100.0%)	46 (0.9%)
6 近畿圏	10 (0.2%)	118 (2.7%)	1,879 (43.5%)	1,080 (25.0%)	668 (15.5%)	220 (5.1%)	348 (8.0%)	4,323 (100.0%)	44 (1.0%)
7 中国圏	205 (1.5%)	611 (4.4%)	5,030 (36.5%)	3,712 (27.0%)	3,176 (23.1%)	919 (6.7%)	119 (0.9%)	13,772 (100.0%)	231 (1.7%)
8 四国圏	60 (0.8%)	220 (2.9%)	2,646 (34.8%)	1,923 (25.3%)	1,787 (23.5%)	761 (10.0%)	204 (2.7%)	7,601 (100.0%)	173 (2.3%)
9 九州圏	84 (0.5%)	700 (4.2%)	7,660 (46.1%)	4,082 (24.6%)	2,658 (16.0%)	547 (3.3%)	873 (5.3%)	16,604 (100.0%)	110 (0.7%)
10 沖縄県	1 (0.4%)	42 (14.8%)	184 (65.0%)	17 (6.0%)	5 (1.8%)	2 (0.7%)	32 (11.3%)	283 (100.0%)	0 (0.0%)
合計	551 (0.7%)	2,921 (3.9%)	35,366 (46.7%)	18,162 (24.0%)	12,175 (16.1%)	3,393 (4.5%)	3,094 (4.1%)	75,662 (100.0%)	801 (1.1%)

(備考) 市町村別集落人口欄の( )はブロック毎の構成比である。



## 5) 75歳以上人口割合

集落人口に占める75歳以上人口割合別集落数をみると、全体では75歳以上の人口が2割以上を占める集落が22.2%あり、そのうち半数以上を占める集落が4.6%ある。また、全ての人口が75歳以上の集落が306集落(0.4%)ある。

地方ブロック別でみると、中国圏や四国圏で75歳以上人口が30%以上の集落が多くみられるが、東北圏や北海道、沖縄県では75歳以上人口が20%未満の集落が比較的多くみられる(図表2-9-5)。

図表 2-9-5 地方ブロック別・集落人口に占める75歳以上人口割合別 集落数

全体	集落人口に占める 75歳以上 の割合							計	【再掲】75歳以上 割合
	0%	1～9.9%	10～19%	20～29%	30～49%	50%～	無回答		(うち100%)
1 北海道	74 (1.8%)	242 (5.9%)	1,477 (35.7%)	1,528 (36.9%)	568 (13.7%)	103 (2.5%)	144 (3.5%)	4,136 (100.0%)	8 (0.2%)
2 東北圏	161 (0.9%)	941 (5.3%)	6,893 (39.0%)	6,984 (39.5%)	1,939 (11.0%)	359 (2.0%)	398 (2.3%)	17,675 (100.0%)	30 (0.2%)
3 首都圏	12 (0.4%)	93 (3.2%)	886 (30.1%)	982 (33.4%)	384 (13.1%)	111 (3.8%)	473 (16.1%)	2,941 (100.0%)	4 (0.1%)
4 北陸圏	40 (1.3%)	186 (5.9%)	1,052 (33.5%)	1,099 (35.0%)	457 (14.5%)	148 (4.7%)	159 (5.1%)	3,141 (100.0%)	30 (1.0%)
5 中部圏	67 (1.3%)	212 (4.1%)	1,524 (29.4%)	1,771 (34.1%)	1,011 (19.5%)	251 (4.8%)	350 (6.7%)	5,186 (100.0%)	24 (0.5%)
6 近畿圏	24 (0.6%)	150 (3.5%)	1,260 (29.1%)	1,563 (36.2%)	757 (17.5%)	221 (5.1%)	348 (8.0%)	4,323 (100.0%)	16 (0.4%)
7 中国圏	371 (2.7%)	714 (5.2%)	3,335 (24.2%)	5,003 (36.3%)	3,304 (24.0%)	926 (6.7%)	119 (0.9%)	13,772 (100.0%)	86 (0.6%)
8 四国圏	116 (1.5%)	326 (4.3%)	1,826 (24.0%)	2,573 (33.9%)	1,789 (23.5%)	767 (10.1%)	204 (2.7%)	7,601 (100.0%)	72 (0.9%)
9 九州圏	188 (1.1%)	818 (4.9%)	4,966 (29.9%)	6,135 (36.9%)	3,056 (18.4%)	568 (3.4%)	873 (5.3%)	16,604 (100.0%)	36 (0.2%)
10 沖縄県	1 (0.4%)	35 (12.4%)	133 (47.0%)	64 (22.6%)	15 (5.3%)	3 (1.1%)	32 (11.3%)	283 (100.0%)	0 (0.0%)
合計	1,054 (1.4%)	3,717 (4.9%)	23,352 (30.9%)	27,702 (36.6%)	13,280 (17.6%)	3,457 (4.6%)	3,100 (4.1%)	75,662 (100.0%)	306 (0.4%)

(備考) 市町村別集落人口欄の( )はブロック毎の構成比である。

6) 生活サービス機能の立地状況

生活サービス機能の立地状況をみると、全体の52.9%の集落に駅やバス停があり、23.8%の集落には商店やスーパーがある。一方で、それ以外のサービス機能については1割に満たない状況である。

地方ブロック別でみると、北海道ではガソリンスタンドや（簡易）郵便局が、近畿圏では医療福祉施設が、沖縄県では商店・スーパーや教育施設が立地している集落が多くなっている（図表2-9-6）。

図表2-9-6 地方ブロック別・生活サービス機能の立地状況別集落数

全体	生活サービス機能の立地状況（各サービスが立地している集落数）								総集落数
	病院・診療所	商店・スーパー	ガソリンスタンド	（簡易）郵便局	老人デイサービスセンター	駅・バス停	小学校	幼稚園・保育所等	
1 北海道	428 (10.3%)	990 (23.9%)	578 (14.0%)	716 (17.3%)	327 (7.9%)	2,432 (58.8%)	517 (12.5%)	478 (11.6%)	4,136 (100.0%)
2 東北圏	1,457 (8.2%)	4,883 (27.6%)	1,548 (8.8%)	1,527 (8.6%)	1,228 (6.9%)	9,777 (55.3%)	1,129 (6.4%)	1,342 (7.6%)	17,675 (100.0%)
3 首都圏	262 (8.9%)	806 (27.4%)	317 (10.8%)	316 (10.7%)	251 (8.5%)	1,526 (51.9%)	233 (7.9%)	219 (7.4%)	2,941 (100.0%)
4 北陸圏	246 (7.8%)	856 (27.3%)	191 (6.1%)	252 (8.0%)	185 (5.9%)	1,849 (58.9%)	171 (5.4%)	233 (7.4%)	3,141 (100.0%)
5 中部圏	513 (9.9%)	1,160 (22.4%)	542 (10.5%)	558 (10.8%)	435 (8.4%)	3,397 (65.5%)	427 (8.2%)	432 (8.3%)	5,186 (100.0%)
6 近畿圏	528 (12.2%)	1,121 (25.9%)	454 (10.5%)	520 (12.0%)	409 (9.5%)	3,008 (69.6%)	399 (9.2%)	382 (8.8%)	4,323 (100.0%)
7 中国圏	939 (6.8%)	2,145 (15.6%)	690 (5.0%)	879 (6.4%)	644 (4.7%)	5,844 (42.4%)	588 (4.3%)	661 (4.8%)	13,772 (100.0%)
8 四国圏	556 (7.3%)	1,538 (20.2%)	535 (7.0%)	523 (6.9%)	399 (5.2%)	3,151 (41.5%)	358 (4.7%)	403 (5.3%)	7,601 (100.0%)
9 九州圏	1,788 (10.8%)	4,415 (26.6%)	1,479 (8.9%)	1,519 (9.1%)	1,276 (7.7%)	8,929 (53.8%)	1,500 (9.0%)	1,535 (9.2%)	16,604 (100.0%)
10 沖縄県	27 (9.5%)	92 (32.5%)	36 (12.7%)	29 (10.2%)	26 (9.2%)	125 (44.2%)	55 (19.4%)	49 (17.3%)	283 (100.0%)
合計	6,744 (8.9%)	18,006 (23.8%)	6,370 (8.4%)	6,839 (9.0%)	5,180 (6.8%)	40,038 (52.9%)	5,377 (7.1%)	5,734 (7.6%)	75,662 (100.0%)

（備考）（ ）はブロック毎の構成比である。

## 7) サポート人材が活動する集落の状況

集落支援員や地域おこし協力隊などのサポート人材が活動する集落の状況をみると、全体では集落支援員が活動する地域が13.3%、地域おこし協力隊等が15.9%となっている。

地方ブロック別でみると、集落支援員が活動する集落は中国圏（26.0%）や九州圏（18.0%）で高くなっており、地域おこし協力隊等が活動する地域は北陸圏（31.9%）や四国圏（25.4%）で高くなっている（図表2-9-7）。

図表2-9-7 地方ブロック別・サポート人材が活動する集落数

全体	サポート人材が活動する集落数			総集落数
	集落支援員	地域おこし協力隊等	その他	
1 北海道	142 (3.4%)	573 (13.9%)	37 (0.9%)	4,136 (100.0%)
2 東北圏	972 (5.5%)	1,448 (8.2%)	459 (2.6%)	17,675 (100.0%)
3 首都圏	183 (6.2%)	580 (19.7%)	76 (2.6%)	2,941 (100.0%)
4 北陸圏	386 (12.3%)	1,003 (31.9%)	20 (0.6%)	3,141 (100.0%)
5 中部圏	503 (9.7%)	975 (18.8%)	78 (1.5%)	5,186 (100.0%)
6 近畿圏	564 (13.0%)	443 (10.2%)	234 (5.4%)	4,323 (100.0%)
7 中国圏	3,580 (26.0%)	3,458 (25.1%)	703 (5.1%)	13,772 (100.0%)
8 四国圏	748 (9.8%)	1,930 (25.4%)	198 (2.6%)	7,601 (100.0%)
9 九州圏	2,982 (18.0%)	1,609 (9.7%)	236 (1.4%)	16,604 (100.0%)
10 沖縄県	0 (0.0%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	283 (100.0%)
合計	10,060 (13.3%)	12,021 (15.9%)	2,042 (2.7%)	75,662 (100.0%)

(備考) 1 ( ) はブロック毎の構成比である。

2 「地域おこし協力隊等」には、旧田舎で働き隊及び地域おこし協力隊の任期終了後も地方自治体が独自制度として継続して活用しているものを含む。

3 「その他」とは、地域おこし企業人や緑のふるさと協力隊などの国の支援制度や地方自治体独自の制度による外部人材のこと。

## 8) 集落機能の維持状況

集落機能の維持状況をみると、全体では80.1%の集落で良好に維持されているが、17.6%の集落では機能低下や維持困難とされている。

地方ブロック別にみると、良好とされている集落の割合が高い中、沖縄県（88.0%）や東北圏（85.6%）で特に高くなっている。また、四国圏においては機能低下が21.2%、維持困難が9.4%と他のブロックと比べ高くなっている（図表2-9-8）。

図表2-9-8 地方ブロック別・集落機能の維持状況別 集落数

全体	集落機能の維持状況別 集落数				計
	良好	機能低下	維持困難	無回答	
1 北海道	3,473 (84.0%)	475 (11.5%)	163 (3.9%)	25 (0.6%)	4,136 (100.0%)
2 東北圏	15,137 (85.6%)	1,490 (8.4%)	241 (1.4%)	807 (4.6%)	17,675 (100.0%)
3 首都圏	2,351 (79.9%)	402 (13.7%)	177 (6.0%)	11 (0.4%)	2,941 (100.0%)
4 北陸圏	2,546 (81.1%)	357 (11.4%)	121 (3.9%)	117 (3.7%)	3,141 (100.0%)
5 中部圏	3,694 (71.2%)	979 (18.9%)	254 (4.9%)	259 (5.0%)	5,186 (100.0%)
6 近畿圏	3,229 (74.7%)	830 (19.2%)	255 (5.9%)	9 (0.2%)	4,323 (100.0%)
7 中国圏	10,498 (76.2%)	2,349 (17.1%)	597 (4.3%)	328 (2.4%)	13,772 (100.0%)
8 四国圏	5,267 (69.3%)	1,609 (21.2%)	718 (9.4%)	7 (0.1%)	7,601 (100.0%)
9 九州圏	14,199 (85.5%)	1,796 (10.8%)	489 (2.9%)	120 (0.7%)	16,604 (100.0%)
10 沖縄県	249 (88.0%)	31 (11.0%)	0 (0.0%)	3 (1.1%)	283 (100.0%)
合計	60,643 (80.1%)	10,318 (13.6%)	3,015 (4.0%)	1,686 (2.2%)	75,662 (100.0%)

(備考) 1 ( ) はブロック毎の構成比である。

2 集落機能とは以下のとおりである。

「資源管理機能」・・・水田や山林などの地域資源の維持保全に係る集落機能。

「生産補完機能」・・・農林水産業等の生産に際しての草刈、道普請などの相互扶助機能。

「生活扶助機能」・・・冠婚葬祭など日常生活における相互扶助機能。

## 9) 集落の消滅可能性

過疎地域等における 75,662 集落のうち、570 集落（全体の 0.8%）が今後 10 年以内に消滅するおそれがあり、3,044 集落（全体の 4.0%）がいずれ消滅するおそれがあると予測されている（図表 2-9-9）。

図表 2-9-9 地方ブロック別・集落の消滅可能性別 集落数

全体	集落の消滅可能性別 集落数				計
	10年以内に消滅	いずれ消滅	当面存続	無回答	
1 北海道	22 (0.5%)	245 (5.9%)	3,507 (84.8%)	362 (8.8%)	4,136 (100.0%)
2 東北圏	66 (0.4%)	466 (2.6%)	16,059 (90.9%)	1,084 (6.1%)	17,675 (100.0%)
3 首都圏	16 (0.5%)	86 (2.9%)	2,453 (83.4%)	386 (13.1%)	2,941 (100.0%)
4 北陸圏	35 (1.1%)	109 (3.5%)	2,560 (81.5%)	437 (13.9%)	3,141 (100.0%)
5 中部圏	44 (0.8%)	297 (5.7%)	3,829 (73.8%)	1,016 (19.6%)	5,186 (100.0%)
6 近畿圏	32 (0.7%)	253 (5.9%)	3,644 (84.3%)	394 (9.1%)	4,323 (100.0%)
7 中国圏	86 (0.6%)	450 (3.3%)	12,671 (92.0%)	565 (4.1%)	13,772 (100.0%)
8 四国圏	198 (2.6%)	667 (8.8%)	6,645 (87.4%)	91 (1.2%)	7,601 (100.0%)
9 九州圏	71 (0.4%)	471 (2.8%)	14,357 (86.5%)	1,705 (10.3%)	16,604 (100.0%)
10 沖縄県	0 (0.0%)	0 (0.0%)	276 (97.5%)	7 (2.5%)	283 (100.0%)
合計	570 (0.8%)	3,044 (4.0%)	66,001 (87.2%)	6,047 (8.0%)	75,662 (100.0%)

（備考）（ ）はブロック毎の構成比である。

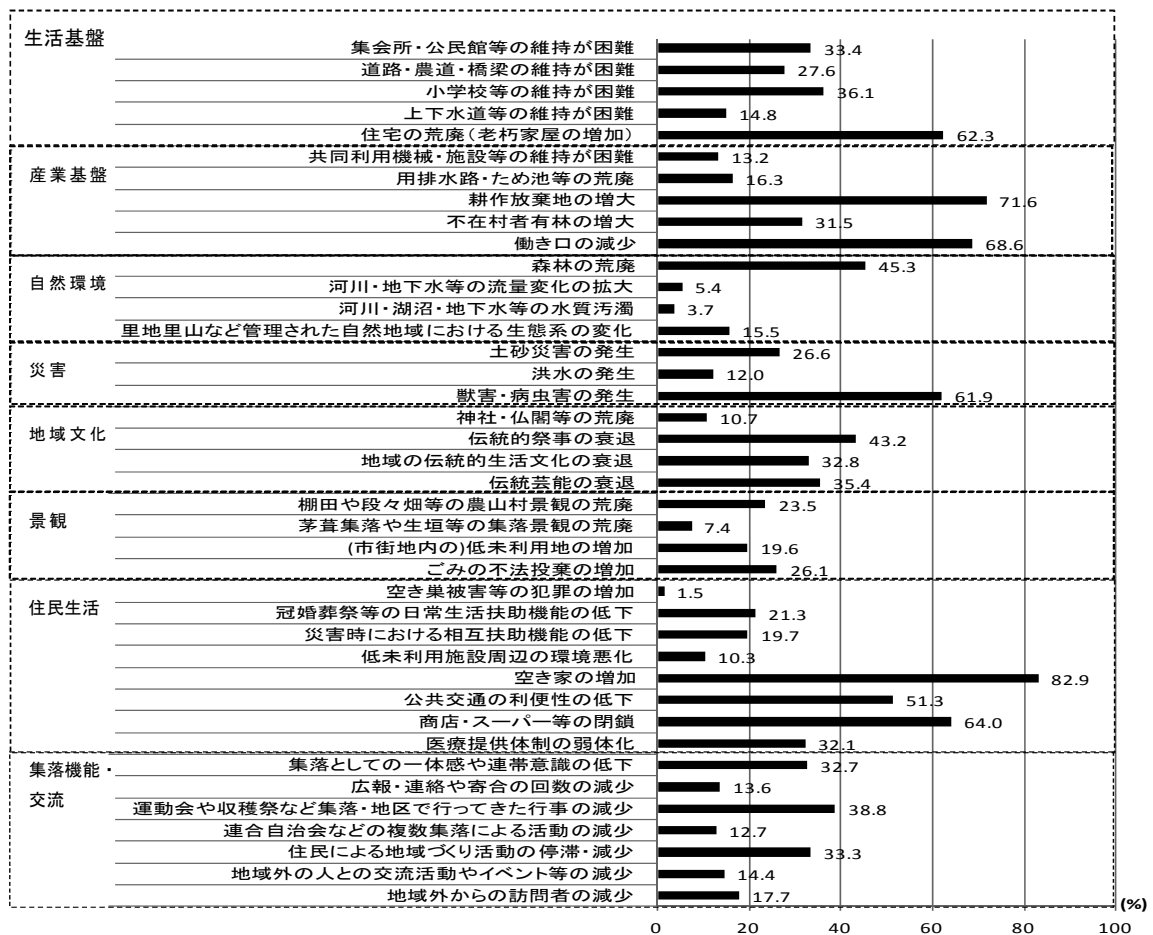
(2) 集落対策について

「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」では、過疎地域市町村等及び都道府県に対しアンケートを実施し、集落対策の実施状況等について取りまとめている。

1) 集落での問題の発生状況

過疎地域等の集落で発生している問題や現象についてみると、「空き家の増加」が 82.9%と最も多くの集落で発生しているほか、「耕作放棄地の増大」(71.6%)、「働き口の減少」(68.6%)、「商店・スーパー等の閉鎖」(64.0%)、「住宅の荒廃(老朽家屋の増加)」(62.3%)、「獣害・病虫害の発生」(61.9%)が6割を超えており、多くの集落で問題となっていることがわかる(図表2-9-10)。

図表2-9-10 多くの集落で発生している問題や現象(複数回答)

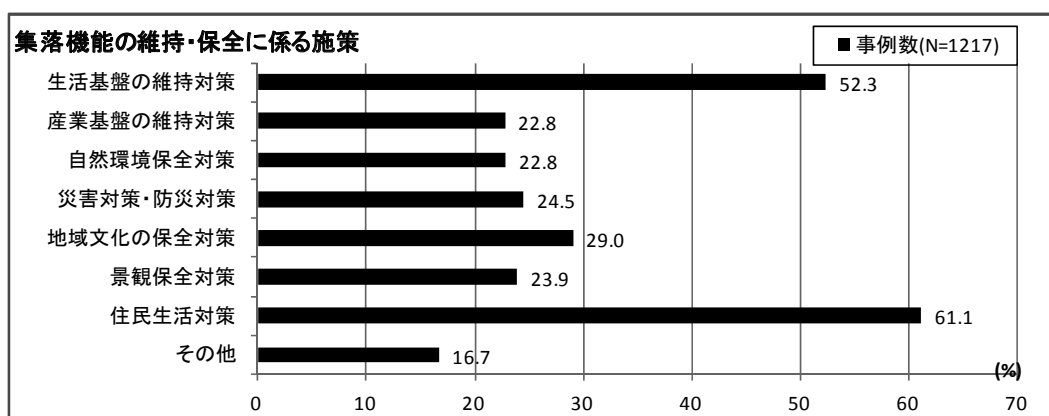


## 2) 市町村による集落対策

集落機能の維持・保全に向けた行政施策の事例を3つまであげてもらったところ、1,217件の回答があった。分野としては、「住民生活対策」(61.1%)や「生活基盤の維持対策」(52.3%)が多くなっている(図表2-9-11)。

ハード面での施策(14.2%)に比べソフト面での施策(87.5%)が多くなっており、特に集落活性化活動等への補助(329件)や生活交通サービスの確保に係る施策(273件)で多くなっている。ハード面では、施設整備(62件)や生活基盤・産業基盤の整備(47件)で多く事例があげられている(図表2-9-12)。

図表 2-9-11 集落の維持・保全に向けた行政施策事例



図表 2-9-12 集落の維持・保全に向けた行政施策事例の内容（記述回答より整理）

施策の内容の分類と具体的な施策(例)		事例数(%)
ソフト面での施策	<b>集落活性化活動等の補助に関する施策</b> ・商工会と連携して市の補助により移動販売車で食料品や日用品を販売 ・小学校区等のまちづくり計画に基づく事業の実施に対する補助 ・集会所の改修や農地保全等の地区や集落の取り組みに対する補助 など	329 (27.1%)
	<b>生活交通サービスの確保に係る施策</b> ・コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーの運行 ・離島航路やバス事業者に対する経営赤字分の補てん措置 ・高齢者など交通弱者を対象としたタクシーチケットの配布 など	273 (22.5%)
	<b>集落や自治会等を対象とした活動費の助成に係る施策</b> ・自治会等のまちづくり団体に対する自由度の高い交付金の交付 ・地域振興協議会等の事業運営費として世帯規模等に応じた交付金制度 ・地区の自主防災活動や福祉活動など活性化活動に対する助成金制度 など	179 (14.7%)
	<b>集落等の協働体制や行政による見守り体制の構築に係る施策</b> ・診療所の開設や医師、看護師の確保による地域医療体制の構築 ・空き家バンクの開設や移住者を地区で支援する体制等の構築 ・高齢世帯の除雪支援体制や地区における高齢者の見守り体制の構築 など	177 (14.6%)
	<b>地域人材の確保や育成に係る施策</b> ・集落支援員や地域おこし協力隊等の地区や集落への配置 ・日常生活を支援する生活介護サポーターを配置して高齢者を支援 ・行政職員の地区担当配置やまちづくりに係る講演会の開催 など	78 (6.4%)
	<b>地域づくりに係る調査や研究・開発、計画策定等に関する施策</b> ・全世帯を対象に町内会活動の実態に係るアンケート調査を実施 ・モデル集落を選定し、ワークショップを通じて将来ビジョンを策定 ・国の事業を活用し、農地、農道、水路の景観向上や生態系に係る調査を実施 など	28 (2.3%)
	小 計	1,064 (87.5%)
ハード面での施策	<b>新たな施設整備等に関する施策</b> ・集会施設や消防施設、消雪施設等の整備 ・集落再生のモデルケースとして地域食堂等の整備、地域熱供給施設の導入 ・被災者用住宅や移住者用住宅など公営住宅の整備 など	62 (5.1%)
	<b>生活基盤や産業基盤の整備に関する施策</b> ・区画整理事業によるほ場の整備 ・光ファイバー網など情報通信基盤の整備 ・市町村道の拡幅や改良や給水施設の整備 など	47 (3.9%)
	<b>既存施設の改修等に関する施策</b> ・集落や地区の公民館など集会施設や農業水利施設の修繕、改修 ・複数の公共施設の機能を統合して地域活動の拠点として再編 ・廃校になった旧小学校を農産物加工施設に改修 など	40 (27.1%)
	<b>施設等の維持管理に関する施策</b> ・給水施設や農道、農業用水路などの維持管理 ・農業集落排水処理場の持続的な維持管理 ・地域インフラにかかる簡易な維持修繕は、支所長権限でフレキシブルに即時対応 など	24 (2.0%)
小 計	173 (14.2%)	
その他	・自治振興区、NPO 法人などの企画、運営の支援 ・伝統文化や地域の風景を地域新聞やパンフレット等を通じて広報 ・住宅新築等や空き家取得等の補助金、定住助成金、通勤助成金、出産祝金等の交付 ・地域内外の交流活動の展開や世代間交流の推進 など	51 (4.2%)
総回答事例数(N)		1,217 (100.0%)

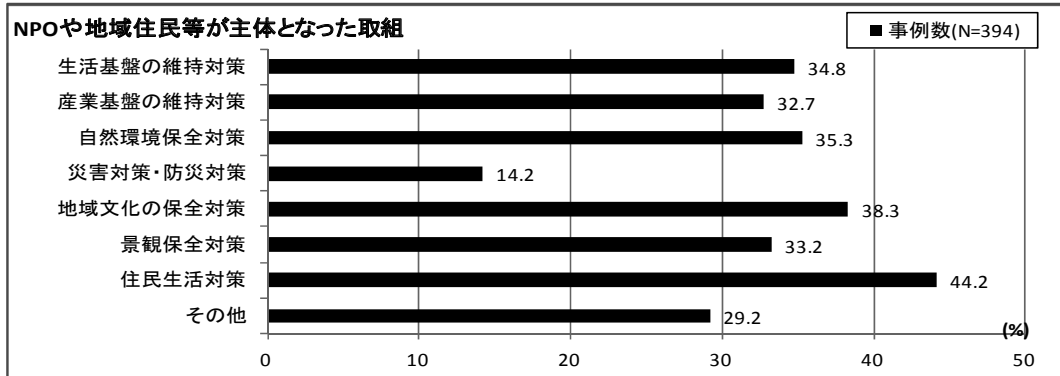


### 3) NPO 等による集落活性化

NPO や地域住民等による集落活性化の取組事例を2つまであげてもらったところ、394 件の回答があった。分野としては住民生活対策（44.2%）や地域文化の保全（38.3%）で多くなっている（図表 2-9-13）。

取組内容では、集落コミュニティの維持・活性化（107 件）や都市との交流による集落活性化（101 件）が比較的多くみられる（図表 2-9-14）。

図表 2-9-13 NPO 等による集落活性化の事例



図表 2-9-14 NPO 等による集落活性化事例の内容（記述回答より整理）

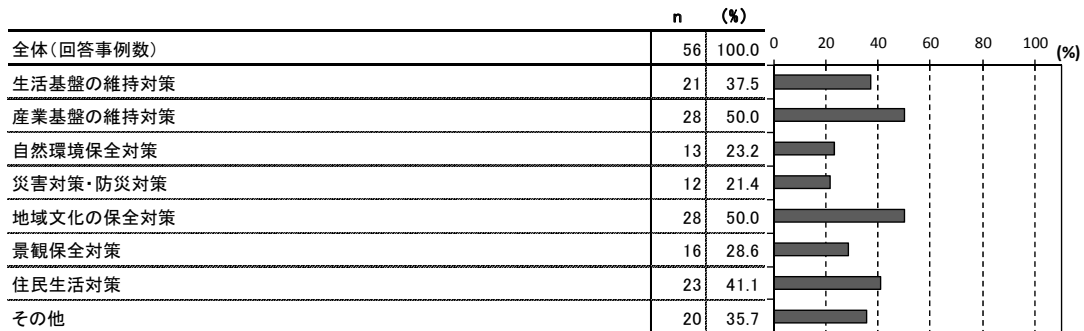
取組内容の分類	具体的な取組(例)	事例件数(%)
集落コミュニティの維持・活性化	・活動拠点を中心に地域イベントや交流サロンを開催 ・高齢者の健康教室の開催や冠婚葬祭の食事等を共同で提供 ・地区共同で新たな自治会組織を立ち上げ各種活動を展開 など	107 (27.2%)
都市との交流による集落活性化	・体験型観光や農林漁家民泊による都市住民との交流を展開 ・休耕田や遊休地に景観植物を植栽し、都市農村交流活動を展開 ・集落資源の情報発信や都市住民を対象としたエコツアー等の企画・実施 など	101 (25.6%)
集落環境の維持・整備等	・遊休施設を活用して住民が集える農村レストランを開設 ・集落内の除草、草刈や水路清掃などを共同で実施 ・地域内の公共施設を指定管理を受けて維持・管理 など	67 (17.0%)
環境保全・景観保全	・法面緑化など集落景観の保全や棚田の保全を実施 ・下草刈りや針葉樹から広葉樹への転換に等より森林を保全 ・登山道の整備や清掃等を共同で実施 など	67 (17.0%)
特産品の開発・加工・販売	・地元特産の古代米を原料とした焼酎の販売 ・道の駅を運営して地域の特産物や加工品を販売 ・地元食材を活かした料理の開発や農産物や加工品の開発 など	54 (13.7%)
高齢者の生活支援	・高齢世帯への配食サービスや高齢者を対象とした食事会の開催 ・高齢者の見守り、声掛けや生活上の困りごとに相談・対応 など	47 (11.9%)
地域文化の継承・保全	・歴史的な資源を保全するために研修会の開催を通じて人材を育成 ・伝統的な祭事の保存活動やイベントの開催を通じた情報発信 など	41 (10.4%)
住民による地域プランづくり	・ワークショップ等を通じて地区の活性化計画を立案 ・地域住民が出資し特産品の加工・販売を行う会社を新たに設立 など	39 (9.9%)
農林業や商業の活性化等	・農地を集約したり作物転換等を通じて効率的な集落営農を展開 ・耕作放棄地の拡大防止や地域資源のPRによる観光振興 など	33 (8.4%)
生活交通の確保	・過疎地有償運送による移送サービスの実施 ・ボランティアによる移送や買い物のための送迎サービスの展開 など	22 (5.6%)
定住促進に向けた取組	・移住に向けた地区でのサポート体制の構築 ・空き家調査や空き家バンクによる移住の推進に向けた取組 など	19 (4.8%)
地域ぐるみでの防災・防犯活動	・自主的な防災訓練の実施や高齢世帯への除排雪の実施 ・地区での防災倉庫の設置や備品の購入、避難路の確認 など	18 (4.6%)
高齢者等の買い物支援	・スーパー撤退後に地域住民が出資して店舗を開設 ・生活物資の宅配や地区住民が協力して商品を卸して販売 など	17 (4.3%)
その他	・新規就農者への支援や若者の人材育成、放課後児童クラブの運営 など	28 (7.1%)
総回答事例数(N)		394 (100.0%)

4) 都道府県による集落対策

集落に対して直接の主体となって施策を講じている都道府県は47団体中29団体あり、56の施策事例があげられた。事例を分野別にみると、「産業基盤の維持対策」及び「地域文化の保全対策」がともに28事例(50.0%)と最も多くあげられている(図表2-9-15)。

施策の内容をみると、「助言・指導」に関する施策(14施策)、財政支援に関する施策(12施策)が多くあげられている(図表2-9-16)。

図表2-9-15 都道府県が集落に対して直接支援している対策



図表2-9-16 都道府県が集落に対して直接実施している対策の内容

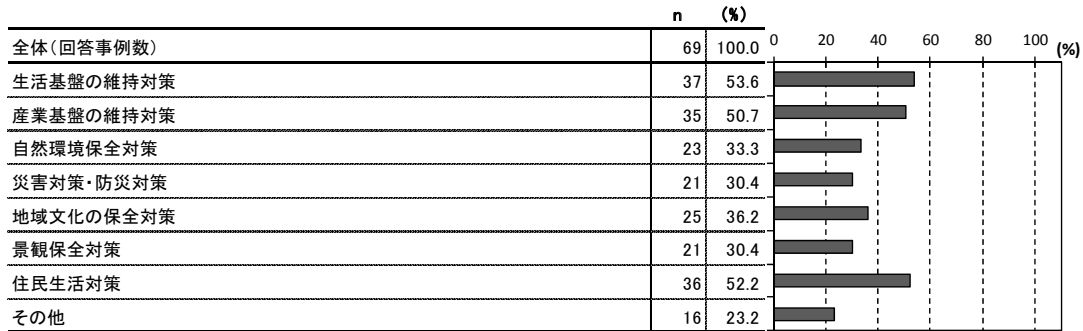
分類	施策の内容(例)	事例数(%)
助言・指導	市町村や地域の取組に対し都道府県が技術的な側面等から指導・助言(アドバイザー派遣含む)	14 (25.0%)
財政支援	地域が主体的に取組む事業や地域の活動団体の運営費の一部等を財政的に支援	12 (21.4%)
人材派遣	地域の取組に対して専門的アドバイザーの派遣や地域活動の支援要員を派遣	9 (16.1%)
情報発信	イベントの開催や各種の情報媒体を活用して地域の取組や魅力を情報発信	7 (12.5%)
人材育成	研修会の開催や地域人材の定着を図るための人件費等の助成など	7 (12.5%)
モデル支援	委託事業や市町村との共催事業を通じて集落活性化の取組をモデル的に支援	6 (10.7%)
大学連携	県が大学と連携して集落活性化や地域づくりに係る取組を支援	5 (8.9%)
基盤整備	生活道路の安全確保や農地の区画整理など産業基盤の整備を通じて支援	4 (7.1%)
人材配置	地域活動を支援するために府県が委嘱した専門職員を当該地域等に配置	4 (7.1%)
連携調整	県が関係団体と連携したり、協議の場づくりや人材のマッチングを図る等の調整により支援	4 (7.1%)
総回答事例数(N)		56 (100%)

(備考) 具体的な内容が不明な事例は除いている。

市町村が行う集落対策に対して補助・支援等を行っている都道府県は35団体であり、69の施策事例があげられた。事例を分野別にみると、「生活基盤の維持対策」(37事例)や「住民生活対策」(36事例)などが多くあげられている(図表2-9-17)。

また、施策の内容をみてみると、ソフト支援が27施策と最も多く、次いでソフト・ハードの両面にわたり市町村が実施する事業を補助・助成する総合支援が16施策と多くあげられている(図表2-9-18)。

図表 2-9-17 都道府県が市町村に補助を行っている施策



図表 2-9-18 都道府県が市町村に補助を行っている施策の内容

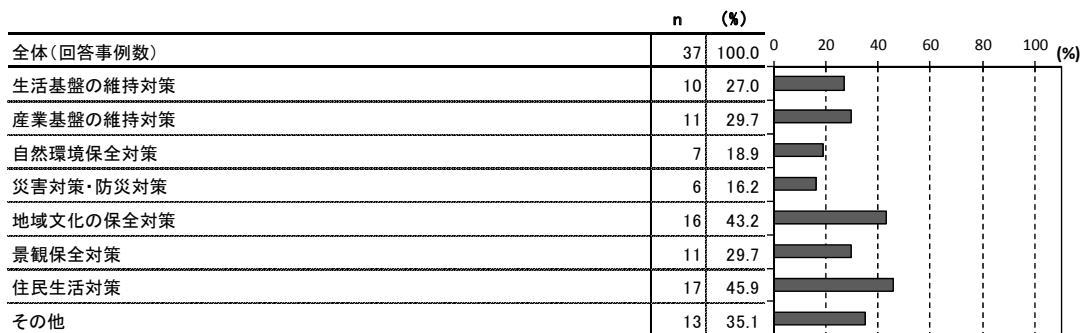
分類	施策の内容(例)	事例数(%)
ソフト支援	集落活性化を計画策定や体制づくりなどのソフト面において補助・支援	27 (39.1%)
総合支援	ソフト・ハードの両面にわたり市町村が実施する事業を補助、助成	16 (23.2%)
交通支援	生活交通の確保に係る事業費や経費等を補助・支援	14 (20.3%)
ハード支援	集落活性化を施設整備などのハード面において補助・支援	6 (8.7%)
人的支援	県が職員(冬期保安要員や診療所の医師など)を派遣して支援	4 (5.8%)
その他	遠距離通学の通学費の補助に対する支援や県職員による連携指導など	3 (4.3%)
総回答事例数(N)		69 (100%)

(備考) 具体的な内容が不明な事例は除いている。

地域のNPOや住民団体等が行う集落機能の維持・保全対策に対し間接的に支援を行っている都道府県は23団体あり、37の施策事例があげられた。施策事例を分野別にみると、「住民生活対策」(17事例)や「地域文化の保全対策」(16事例)への支援施策が多くあげられている(図表2-9-19)。

施策の内容をみると、「事業補助」(20施策)や「運営助成」(9施策)が多くあげられている(図表2-9-20)。

図表 2-9-19 都道府県がNPOや住民団体を通じて支援している施策



図表 2-9-20 都道府県がNPOや住民団体を通じて支援している施策の内容

分類	施策の内容(例)	事例数(%)
事業補助	NPO や住民団体を対象に事業費の一部を補助して支援	20 (55.6%)
運営助成	NPO や住民団体等を対象に活動運営費の一部を助成して支援	9 (25.0%)
事業委託	県が NPO や民間団体に事業を委託して集落活性化を支援	3 (8.3%)
人材配置・派遣	県が委嘱した地域づくり関連職員やアドバイザーを派遣して支援	2 (5.6%)
その他	県がイベントを共同開催したり専門機関を設置して支援	2 (5.6%)
総回答事例数(N)		37 (100%)

(備考) 具体的な内容が不明な事例は除いている。

## 2 市町村による住宅整備の状況

### (1) 定住促進のための住宅整備の状況

人口の増加や地域の担い手確保を図るためには、U I ターン者や当該地域の若者等のための良質で低廉な住宅や宅地を整備することが重要である。

このため、過疎関係市町村においては、定住促進のための住宅整備を実施している。平成12年度から平成28年度までに過疎関係市町村が整備した宅地は33,073区画であり、その形態別の区画数をみると、「宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する」が50.9%を占め、次いで、「宅地を分譲し、住宅は個人が建設する」が45.1%となっている。

平成28年度においては、1,054区画が整備されており、その内訳としては、「宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する」が68.4%、「宅地を分譲し、住宅は個人が建設する」が23.2%となっている（図表2-9-21）。

図表2-9-21 過疎地域における定住促進のための宅地整備状況

(単位：戸)

年度		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
団体数		273	288	286	238	168	141	92	113	104	114	100	117	122
戸数（区画数）		2,724	3,128	3,727	3,217	2,492	2,262	1,081	1,772	1,761	2,050	928	1,130	1,449
内 訳	宅地を分譲し、住宅は個人が建設する	1,444	1,542	1,850	1,567	1,247	1,158	422	456	944	494	319	561	381
	宅地及び住宅を市町村が整備し、分譲する	106	19	33	44	172	70	26	0	0	0	0	1	11
	宅地を賃貸し、住宅は個人が建設する	13	70	96	136	59	71	72	27	82	28	12	6	34
	宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する	1,161	1,497	1,748	1,470	1,014	963	561	1,289	735	1,528	597	562	1,023

年度		25	26	27	28	計
団体数		129	108	141	134	2,668
戸数（区画数）		1,947	1,197	1,154	1,054	33,073
内 訳	宅地を分譲し、住宅は個人が建設する	1,312	572	397	245	14,911
	宅地及び住宅を市町村が整備し、分譲する	3	0	20	8	513
	宅地を賃貸し、住宅は個人が建設する	3	11	13	80	813
	宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する	629	614	724	721	16,836

(備考) 1 総務省調べ。

2 一部過疎地域については、その区域の整備状況に基づく。

3 平成22年度については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含んでいない。平成27年度については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

## 第3章

# 過疎対策の現況



## 第3章 過疎対策の現況

### 第1節 近年の過疎対策

総務省では、過疎地域の課題の解決に向け、時代に対応した実効性ある過疎対策のあり方等について学識経験者等の意見交換を行う場として、過疎問題懇談会を開催している。同懇談会では、これまでの過疎対策の成果や過疎地域の現状を踏まえながら、今後の過疎地域における振興方策全般について意見交換等を行っている。

また、政府全体では平成26年12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されて以降、地方創生に向けた取組が加速化されているところである。

本節では、近年の過疎対策に関する国の動向及び施策を紹介する。

#### 1 集落対策

##### (1) 「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言」

過疎地域における集落対策のあり方について検討を行うため、過疎問題懇談会では、平成25年度末より集落対策ワーキンググループを設置し、議論を重ねた。その検討を踏まえ、平成27年3月31日、「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言」がとりまとめられた。

提言の要旨は次のとおり。

#### 1. 過疎集落の現状と課題

##### ① 過疎集落等の現状

- ・ 過疎地域等の集落は小規模化、高齢化により集落機能が低下し、生活の維持困難な集落が増加。
- ・ 日本全体の人口が急激な減少局面に突入するなか、過疎地域の人口は特に減少率が大きい。
- ・ 過疎地域では、最も住民に近く人々の暮らしの原点とも言うべき集落が地域のコミュニティ、伝統文化を支えてきている。農林水産業等の生産の補完、日常生活における相互扶助に加え、地域資源の維持保全の面から集落機能は重要であり、集落での暮らしを持続させることが都市にとっても大きな意味をもつ。

##### ② 過疎集落等において取り組むべき課題

- ・ 日本全体の人口が減少する社会でも、過疎地域等における集落機能を中長期的に持続可能なものに活性化していくことが重要な課題。
- ・ 一部の過疎集落において、Iターン・Uターンの増加現象が見られつつある今こそ、生活サポートシステムの構築、地域産業の育成のため、施策を推し進めるべき。



## 2. 集落ネットワーク圏の必要性

### ①集落ネットワーク圏施策の必要性

- ・ 単体の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加していることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして集落を活性化する取組（集落ネットワーク圏施策）を進める必要。
- ・ 集落ネットワーク圏のエリアは、住民の一体性がある新旧小学校区、昭和・平成の合併の旧市町村等を想定。

### ②具体的な集落ネットワーク圏施策の取組

- ・ 集落ネットワーク圏施策として、持続的な集落の活性化の実現のため、以下の二つを軸とした取組が必要。
  - (1) 住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築
  - (2) 住民の「なりわい」を継承・創出する活動の育成
- ・ 具体的には、中心となる基幹的集落において日常生活に不可欠な機能を確保するとともに、周辺集落と基幹集落との間でアクセス手段を確保する等ネットワーク化を強化し、人々が引き続き集落に安心して暮らせる環境を確保。
- ・ さらに、集落ネットワーク圏を核に小さなビジネスなどの地域産業を振興し、働き口を増大させ、将来にわたる持続的な定住を促進。

## 3. 集落ネットワーク圏の形成に向けて

### ①集落ネットワーク圏の設定

- ・ 集落ネットワーク圏施策は、約 2 割の過疎関係市町村で既に取り組まれているが、着手していない市町村も多く、十分浸透しているとは言えない。
- ・ 集落ネットワーク圏施策を進めるため、まずは市町村が集落点検等に取り組み、今後の活性化の単位とする「集落ネットワーク圏」を設定する必要。

### ②住民の合意形成

- ・ 集落対策は地域住民自らの問題であり、市町村と地域住民が地域の問題意識と将来展望を共有し協働で取り組む必要。
- ・ 地域住民等の考えを聞きながら、合意形成に向け、啓発と意見交換を進める必要があり、ファシリテイト能力の高い人材の確保・育成が必要。

### ③圏域を支える組織（地域コミュニティ組織）の体制確立

- ・ 集落ネットワーク圏の取組を継続的に展開するためには、集落ネットワーク圏を支える組織（地域コミュニティ組織）の体制確立が不可欠。
- ・ 会費制度や活動による自己収益の確保、行政からの事業受託等、財政的にも持続可能な組織体制の確立が必要。また、法人化することが望ましい。

## 4. 集落ネットワーク圏における活動のポイント

### ①活性化プランの策定

- ・ 地域コミュニティ組織が主体となって、地域の実情に応じた活性化プランを策定することが重要。
- ・ 基幹集落と個々の集落が果たす役割などを念頭に、生活サポートシステムの構築と「なりわい」を継承・創出する活動の育成の観点から対策を位置付け。

#### ②活性化プランに基づく集落ネットワーク圏施策の実施

- ・ 活性化プランに基づき、生活サポートシステムの構築と「なりわい」を継承・創出する活動の育成の2つを軸とした取組が必要。
- ・ デマンドバスなど集落間のアクセス確保は不可欠。

#### ③担い手の確保

- ・ 効果的で実効性の高い活性化プランを策定し、実行、継続していくには、中心となる担い手が必要であり、その活動拠点を整備することも重要。

#### ④集落ネットワーク圏と個別集落の関係

- ・ 集落の活動が基本にあり、集落単位では困難な活動について、集落ネットワーク圏が補完して実施。

### 5. 集落ネットワーク圏の推進に向けて期待される役割

#### ①集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村

- ・ 市町村が、集落ネットワーク圏の具体的な範囲や当該圏域の活性化の基本方針等を含む集落ネットワーク圏計画を作成。
- ・ 地域コミュニティ組織の組織体制の確立や、地域コミュニティ組織が行う集落ネットワーク圏の総合的な活性化プランの作成についても様々な側面から支援。
- ・ 地域コミュニティ組織の構成員である地域住民や関係団体が、生活サポートシステムの構築、「なりわい」を継承・創出する活動の育成の両面にわたり、総合的に事業展開する具体的な事業実施の際も様々な側面から支援。

#### ②広域的な視点から支援する都道府県

- ・ これまで以上に、市町村や地域に対して、専門家を含めた必要な人材の確保や提供、育成の役割を果たす。

#### ③全国的な取組みを推進する国

- ・ 集落ネットワーク圏の必要性の理解を深め、その形成を推進するため、地方自治体に対し集落ネットワーク圏施策の推進方針を提示。
- ・ 市町村等が行う集落ネットワーク圏の形成を進めるために必要な支援策を検討し、さらに地域コミュニティ組織が策定する活性化プランに基づく活性化の取組について、国がモデル的に支援。
- ・ 集落ネットワーク圏施策推進の大きなカギである人材確保について、国としても必要な人材確保・育成フレームを検討。
- ・ 市町村や住民団体等による集落ネットワーク圏の取組を促すため、国が全国の具体的事例を類型化して提示。
- ・ 国の最重要課題である地方創生の施策として、関係省庁が連携して取り組む必要。

#### ※語句解説

- **集落ネットワーク圏**：複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業振興、地域の伝統文化の継承・振興などの集落機能の維持・活性化への取組を共同で行う地域。
- **地域コミュニティ組織**：設定された集落ネットワーク圏において多くの地域住民・世帯や地域の関係団体によって構成される中心的な組織。

### (2) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

総務省では、平成 27 年 3 月 31 日の上記過疎問題懇談会の提言を受け、「過疎地域等自立活性化推進交付金」のメニューとして、平成 27 年度に「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」を創設した。

本事業は過疎地域の集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために地域運営組織等が行う取組を支援することにより、集落の維持・活性化を図ることを目的としている。

具体的には、過疎地域等の条件不利地域内において、①市町村による集落ネットワーク圏計画の策定（複数の生活サービスや地域活動の場を集めた拠点の形成に係るプラン策定を含む。）、②地域運営組織の体制確立、③地域運営組織による活性化プランの策定、④地域運営組織が活性化プランに基づき取り組む事業の実施に必要な経費（食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く）、について支援するものである。

#### ※語句解説

- **地域運営組織**：地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

### (3) 「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」

過疎問題懇談会は、過疎地域等の集落が持つ「多彩な豊かさ」に着目して、これまでの集落対策の振り返りを行い、国や地方公共団体、集落の住民に向けて集落対策がより充実したものとなるよう議論を重ねた。その検討を踏まえ、平成 29 年 3 月 30 日、「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」がとりまとめられた。

提言の要旨は次のとおり。

## 1. 過疎地域等における集落の概況

### ①集落の人口動向

- ・平成27年度「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」（以下、集落調査）において、集落人口の減少傾向と小規模集落の数の増加傾向、高齢化率が高い集落の数の増加傾向は、平成22年度の集落調査に引き続いており、過疎地域の集落は一層小規模化、高齢化が進んでいる。
- ・一方、2010年頃から「田園回帰」とも呼ぶべき潮流が過疎地域に生まれており、過疎地域の4割に転入者が確認され、山間地にある集落、本庁から遠距離にある集落、地形的に行き止まりにある集落など、一見、生活条件が厳しいと思われる集落の3割程度にも転入者がみられる。

### ②集落の課題の変遷と集落機能の状況

- ・平成22年度集落調査で最も多くの市町村が挙げていたのが「働き口の減少」であったが、平成27年度集落調査では「空き家の増加」が最も多く、他に「住宅の荒廃」や「商店・スーパー等の閉鎖」なども多く挙げられており、高齢化の進展に伴い、集落の課題は生活分野にシフトしつつあるといえる。
- ・小規模な集落、高齢化が進んでいる集落、中山間地の集落、地形的に行き止まりにある集落、本庁から離れている集落において、集落機能の低下がみられている。

## 2. 集落ネットワーク圏及び集落支援員制度等の振り返り

### ①集落の課題を把握するために

- ・集落支援員等のサポート人材の配置や集落ネットワーク圏の形成をしても、集落への転入者の有無など集落の将来を考える上で重要な情報について、市町村が十分に把握していないケースも多い。
- ・集落対策は、集落の住民が集落の課題を自らの課題と捉え、市町村が十分な目配りをした上で施策を実施していくことが重要であり、集落支援員がその活動を促すことが期待されるが、集落支援員となる人材の発掘・育成・確保に大きな課題を感じている市町村も多い。

### ②集落の暮らしを支えるために

- ・地域においては、活動の担い手となる人材が不足しており、今後の集落対策において地域の活動を担う人材を発見・育成し、あるいは移住者等外部からの人材を呼び込み、それらの人材が活躍できる仕組みをつくり後押ししていくことが重要。
- ・集落支援員の活動は、集落点検や話し合いの促進、各戸訪問などの見守りを中心に展開されているが、集落点検などで得られた課題の解決に向けた役割を与えられていない集落支援員も多く、集落の状況に応じた対策にまで着手していない自治体が多くある。
- ・各地方公共団体において、集落支援員の設置に当たっての方針と役割について、改めて見直してみる必要がある。

### ③地域力を向上するために

- ・ 集落対策を展開するに当たっては、従来の社会資本整備に加え、地域活動や暮らしを支える仕組み作りに対する支援の重要性は大きい。
- ・ 過疎債ソフト分においては、産業の振興や高齢者等の保健福祉、生活交通の確保など様々な分野に活用されてきており、量的拡大期から質的充実期に入ったといえる。

## 3. これからの集落対策において大切な視点

### ①市町村の役割～地域の実情把握を行い、過疎地域の将来像を示す～

- ・ 市町村として、地域の実態把握を行い、集落対策の方針を示すことが必要。
- ・ 集落支援員を活用して集落の実態把握を行う場合は、支援員の活用方針等（役割、職務内容）を明確化し委嘱すること。また、報告手段等を定めておき、十分な連携を図ること。
- ・ 集落支援員が集まる場を設け、役割や課題の認識を共有することも望まれる。
- ・ 市町村は、把握した集落の課題への対応する施策の方向性を検討すること。
- ・ 過疎債ソフト分については、地域から流れ出ていきがちな「フロー型」事業ではなく、地域力の向上に繋がるような「ストック型」事業への活用が望まれる。

### ②集落支援員の役割～住民の当事者意識の顕在化～

- ・ 集落支援員は、行政と連携し、「集落点検」、集落の「話し合い」の促進を着実にを行い、その結果を行政と共有すること。
- ・ 地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材となるなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手となることも期待。
- ・ 移住者を地域に受け入れる仲介役になることも期待。

### ③都道府県の役割～地域を見つめ、現場と政策のコーディネート～

- ・ 国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートすること。
- ・ 先進事例等の紹介、活用可能な制度の情報提供、県域で集落支援員等の人材を集めた情報交換会の開催等、市町村の集落対策に係る活動支援をすること。
- ・ 市町村の広域連携の調整や外部人材・域学連携の仲介等による支援も有効。

### ④国の役割～省庁横断での実効的な過疎対策の検討～

- ・ 地域の実情に応じて活用できる支援メニューを用意し、好事例の横展開に努め、市町村さらには地域のために実践的な制度になるよう間断なく検討すること。
- ・ 人口減少社会における今後の実効的な過疎対策の方策について、過疎地域自立促進特別措置法の期限（平成33年3月）も見据え、関係省庁が連携の上、検討すること。

## （4）集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル

過疎問題懇談会が取りまとめた提言では、集落ネットワーク圏の形成に向けて、外部人材も含めた人材確保・人材育成が重要である点について度々指摘されており、「国としても必要な

人材確保・育成のフレームを検討することが求められる」とされた。

本マニュアルは、集落ネットワーク圏の形成に向けて圏域内外の人材確保・人材育成が課題となっていることを踏まえ、先行的に取組が展開されている集落ネットワーク圏を中心に、当該圏域の形成プロセスをはじめ、地域運営組織を担う人材の発掘・育成について調査分析し、かつそれらの知見をとりまとめ、集落ネットワーク圏の形成に向けたノウハウを蓄積・発信することを目的として作成したものである。なお、作成に当たっては、市町村が集落ネットワーク圏の形成を推進する上で参考となるよう、「集落ネットワーク圏を担う人材の確保とつながりの構築に関する研究会」を開催し、有識者や市町村職員、地域づくり団体等と検討が重ねられたものである。

#### 【総務省ホームページURL】

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html)

#### (5) 集落支援員

過疎問題懇談会の「過疎地域等の集落対策についての提言（平成20年4月）」を踏まえ、総務省は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方公共団体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する「集落支援員」の設置、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士や住民と市町村の話し合いによる集落対策等に取組む必要がある旨の通知（平成20年8月）を各都道府県宛に行うとともに、これらの経費等について、特別交付税による財政措置を講じることとした。

平成28年度の集落支援員に関する各自治体の取組状況についてみると、集落対策の業務に専ら従事する集落支援員を設置している都道府県及び市町村は、4府県277市町村であり、人数は1,158人であった。そのほか、自治会長、行政区長といった他の業務と兼ねる集落支援員は全国で3,276人であった（平成28年度特別交付税算定ベース）。

#### (6) まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図るとされている。

また、次のように具体的取組を定めている。

##### 1) 「小さな拠点」の形成の推進

- ・平成28年10月現在、全国で722か所形成されている「小さな拠点」を1,000か所とす

ることを目指し、引き続き、既存施設等を活用して日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、集落生活圏内外を交通ネットワークで結ぶこと等により持続的な地域の形成を推進する。

- ・ 取組に当たっては、道の駅の活用や官民連携を推進するとともに、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」を促進するよう、実態把握や要因分析のほか、移住者向けの支援体制の整備等に向けた普及啓発を図る。

## 2) 地域運営組織の持続的な取組の支援

- ・ 3,000 団体の形成を目指す地域運営組織については、平成 28 年度に 3,071 団体となったところであり、引き続き、地域運営組織の量的拡大・質的向上に向けて、人材の育成・確保、資金の確保、事業実施のノウハウの取得等の促進を図る。
- ・ 地域の実情やニーズに対応して地域運営組織の法人化を促進するため、各種法人制度の理解や周知を進めるとともに、特に、地縁型組織の法人化の促進に向けて、更に具体的な検討を進める。
- ・ 地域運営組織の形成及び持続的な運営や地域での雇用創出に向けて、「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進等により、地域運営組織の資金調達力の向上を図る。等

なお、「小さな拠点」及び地域運営組織の形成については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）において、平成 32 年までに「「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数 1,000 か所、住民の活動組織（地域運営組織）の形成数 5,000 団体」という重要業績評価指標（KPI）が設定されたところであり、関係府省庁の連携の下、様々な支援措置が講じられているところである。

## 2 移住・定住に向けた取組

### （1）地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化に資する取組となる。

「地域おこし協力隊」とは、地方公共団体が三大都市圏をはじめとする都市地域等から、過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動するとともに、生活の拠点を移した者を地域おこし協力隊員としておおむね 1 年以上 3 年以下の期間で委嘱し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR や、農林水産業への従事及び住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組である。

総務省では、地域おこし協力隊を配置する地方公共団体に対し、隊員の活動や起業に要する経費等について、地方交付税により財政支援を講じており、全国で3,978人が活動している（平成28年度特別交付税ベース）。

**（2）「全国移住ナビ」及び「移住・交流情報ガーデン」**

総務省では、地方への新しいひとの流れをつくるため、全国の「しごと」や「住まい」などのデータを一元的にわかりやすく提供する「全国移住ナビ」を開設するとともに、東京駅八重洲口近くに、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設した。

「全国移住ナビ」は、関係省庁と連携し、全国の自治体と共同して構築するもので、居住・就労・生活支援等に係る総合的なワンストップのポータルサイトであり、①セミナーなどの案内、②ハローワーク・新規就農相談センター等の仕事情報、③民間の不動産会社や交通情報システム等からの住まい情報や生活・交通情報などを提供している。

「移住・交流情報ガーデン」では、「全国移住ナビ」等を活用した相談を実施し、利用者のニーズに応じて地方自治体の窓口に繋ぐことや、厚生労働省や農林水産省と連携し、しごと情報や就農支援情報を提供しているほか、各地方自治体の移住・交流に関するパンフレット等の閲覧コーナーを設けている。また、週末を中心に地方自治体等による移住・交流に関する相談会やセミナー等が開催されている。



## 第2節 地方公共団体の過疎対策

### 1 過疎地域自立促進計画等の体系

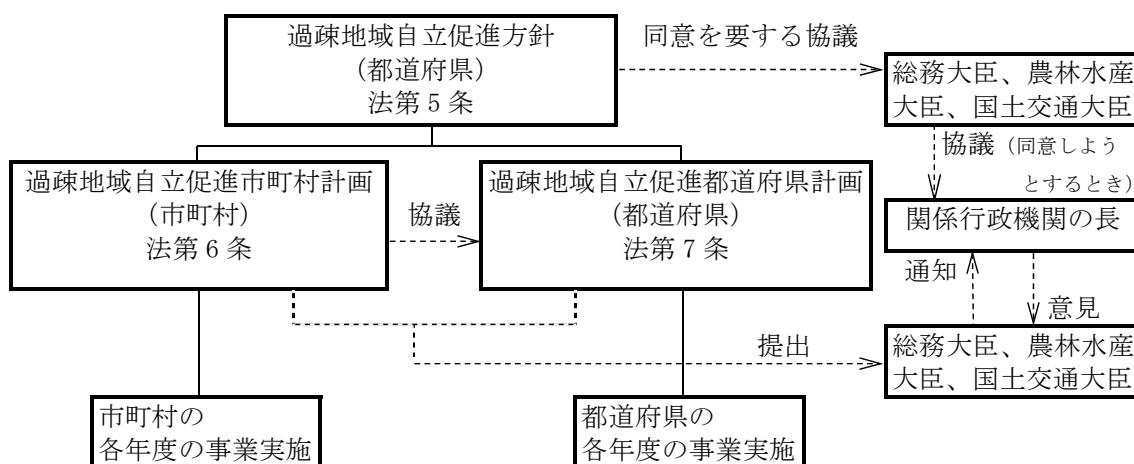
過疎対策については、過疎地域市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体は基本的に市町村とされており、これに都道府県が協力し、国が特例措置により支援することによって推進されるよう組み立てられている。都道府県が策定する「過疎地域自立促進方針」（以下「自立促進方針」という。）に基づき、過疎地域市町村や都道府県は、それぞれ「過疎地域自立促進市町村計画」（以下「市町村計画」という。）又は「過疎地域自立促進都道府県計画」（以下「都道府県計画」という。）を策定し、過疎対策に取り組むこととされている。

「自立促進方針」は、都道府県が行う過疎地域自立促進のための施策の大綱であるとともに、市町村計画及び都道府県計画の策定指針となるもので、策定に当たっては総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣（以下「三大臣」という。）に協議を行いその同意を得ることとされており、国の施策の方針との調和が図られている。

「市町村計画」は、過疎地域市町村の総合的、計画的な自立促進を図るための総合計画、地域計画としての性格を備えており、それぞれの地域の状況を踏まえ、地域の特性を活かしつつ、離島振興計画、山村振興計画等の他の地域振興計画等とも調和を図り定められるものである。策定に当たっては、一部の事項を除いてあらかじめ都道府県に協議することとされており、また、当該市町村の議会の議決が必要とされている。

「都道府県計画」は、都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画であり、都道府県自らが実施する広域的かつ基幹的な諸事業及び市町村事業の円滑な実施に必要な措置が織り込まれている。

図表 3-2-1 過疎地域自立促進特別措置法の仕組み



「自立促進方針」に基づいて定められる「市町村計画」及び「都道府県計画」は、三大臣に提出されるが、三大臣は、その内容を関係行政機関の長に通知し、関係行政機関の長は、当該計画について意見があれば、三大臣に申し出ることができる。「市町村計画」及び「都道府県計画」は、このような一連の手続きを通じて、国の方針及び施策との整合性が確保されている（図表 3-2-1）。

なお、平成 22 年 4 月 1 日施行の改正「自立促進法」は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間の時限立法として施行されたが、平成 24 年 6 月 24 日にさらに 5 年間延長となる改正がなされ、平成 32 年度までの時限立法となったところである。法期限の延長に伴い、都道府県や過疎地域市町村では、新たな自立促進方針や都道府県計画、市町村計画を定め、それぞれの施策を講じているところである。

## 2 自立促進方針

過疎地域は地域ごとにその状況を異にしており、過疎対策の方向もまたそれぞれ地域の実態に適合したものでなければならない。したがって、「自立促進方針」は、それぞれの地域の特性を活かし、各地域の自主性、主体性、創意工夫等を尊重するとともに、国、都道府県の各種地域開発計画等における過疎地域の位置づけやそれらの計画の過疎地域に及ぼす影響等をも検討し、過疎地域自立促進のための基本的方向を定めるものである。

また、策定に当たっては「広域的な経済社会生活圏の整備の体系」に配慮することとなっているが、これは、経済、社会及び生活の活動範囲が広域化していることに鑑み、過疎地域の自立促進を都道府県の総合計画などの中に位置付け、広域的な観点に立っての総合的かつ計画的な自立促進が図られることが肝要であることによるものである。

「自立促進方針」は、おおむね①基本的な事項、②産業の振興及び観光の開発、③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、④生活環境の整備、⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑥医療の確保、⑦教育の振興、⑧地域文化の振興等、⑨集落の整備の 9 つの項目について定められる。

過疎地域がある都道府県は、平成 27 年度末までに、平成 28 年度から平成 32 年度までを期間とする自立促進方針を策定している。なお、平成 29 年度に初めて過疎関係市町村が追加された神奈川県については、平成 29 年度から平成 32 年度までを期間とする自立促進方針を策定している。

自立促進方針の策定にあたり、総務省、農林水産省及び国土交通省の三省の通知において、策定にあたって配慮すべき事項や、具体的な施策の事例を示しており、その一部を挙げると、次のとおりである。

### (1) 基本的な事項

○過疎地域の現状と問題点を踏まえて、過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分

に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

## (2) 産業の振興

- 交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築、情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等。
- 農林水産業の振興については、生産基盤の整備、経営近代化のための施設整備のほか、営農指導、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一体化による取組、農林資源の持続可能な利用のための森林整備等のソフト事業。
- 地域資源を活かしたコミュニティビジネス、スモールビジネス等地域の実情に即した多様な分野における新規事業の立ち上がりを支援するための幅広い情報提供、共同利用施設の整備、金融措置等のソフト事業。
- 観光及びレクリエーションについては、近年におけるゆとりある生活への指向、余暇の増大、自然環境への関心の高まり等の要請を踏まえつつ、地域間交流の促進の観点も含めたソフト事業。

## (3) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- コミュニティバスやデマンドバスの導入、スクールバスや福祉バスの活用、民間バス路線の確保、公営バス等身近な交通手段の確保や、住民の交通の利便の確保のためのハード事業及びソフト事業。
- 過疎地域のニーズに対応した情報通信基盤整備とともに、医療・教育等公共サービスの確保（医療情報連携ネットワーク等）、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供、場所にとらわれない就業や起業を可能とする取組（テレワーク等）、地域がその実情に応じた形で ICT を最大限活用していくためのハード事業及びソフト事業。

## (4) 生活環境の整備

- 洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元、ゴミ分別活動やリサイクル活動等のソフト事業。
- 簡易水道、下水処理施設等の整備及び消防・救急施設等の整備。また、新規整備のほか、費用対効果の高い維持管理の実施等。
- 消防・救急の広域応援体制や災害時要援護者対策等、防災力向上のためのソフト事業。

## (5) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 地域全体で高齢者を支える仕組みづくりなど施設整備以外のソフト事業。
- 保育所、児童館及び認定こども園の配置のあり方並びにその整備、少子化対策、子育て支援対策等、子どもを育てる若い世代を対象とした保健及び福祉対策。

(6) 医療の確保

- 医師修学資金貸付事業への支援や専門医の派遣に対する支援等の医師確保対策。
- 地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診療所間の協力体制の構築、遠隔医療の環境整備を始めとする新たな ICT 等の活用について、地域医療確保の観点から行うハード事業及びソフト事業。

(7) 教育の振興

- 耐震化を含めた良好な教育環境の確保のための施設整備。
- コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用等。
- 統廃合に伴う廃校舎等について、企業誘致による新たな産業拠点としての活用や、都市との交流拠点、子どもの体験活動のフィールドとしての再整備等の有効活用。

(8) 地域文化の振興等

- 施設の整備に限らず、施設を活用した地域文化の振興事業や、施設にかかわらないソフト事業

(9) 集落の整備

- 集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化し、複数集落をネットワーク化する事業（「集落ネットワーク圏」の形成を含む「小さな拠点」の形成等）。
- 地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作りや、集落支援員や地域おこし協力隊など人材の確保等に係る施策等。

### 3 自立促進計画の事業費

(1) 全体事業費

自立促進法に基づく自立促進計画（都道府県計画及び市町村計画）における地方公共団体の事業費の実績額の合計は、42兆5,639億円となっている（図表3-2-2）。

また、平成22年度以降の自立促進計画における計画額の合計は、平成27年度を除き増加している（図表3-2-3）。

平成28年度の自立促進計画における項目別実績額をみると、「産業の振興」が全体の33.7%を占めており、以下、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」（26.9%）、「生活環境の整備」（16.2%）となっている（図表3-2-2、図表3-2-4）。なお、緊急措置法、振興法、活性化法、自立促進法に基づく実績額の合計は104兆1,614億円となっている。

図表 3-2-2 過疎対策事業における項目別事業費の実績額

(単位：億円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	生活環境の 整備	高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び 増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計	
緊急措置法 (S45～54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)	953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)			
振興法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)	2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,670 (100.0)			
活性化法 (H2～11)	106,603 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,865 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,287 (100.0)		
自立促進法	(H12～21)	69,629 (28.4)	91,919 (37.5)	49,657 (20.3)	9,521 (3.9)	5,330 (2.2)	13,298 (5.4)	2,142 (0.9)	1,003 (0.4)	2,629 (1.1)	245,128 (100.0)
	(H22～27)	44,553 (29.1)	44,892 (29.3)	26,802 (17.5)	11,002 (7.2)	7,106 (4.6)	14,247 (9.3)	1,810 (1.2)	1,007 (0.7)	1,778 (1.2)	153,197 (100.0)
	(H28)	9,216 (33.7)	7,361 (26.9)	4,433 (16.2)	2,146 (7.9)	1,079 (4.0)	2,152 (7.9)	313 (1.1)	272 (1.0)	342 (1.3)	27,314 (100.0)
自立促進法 計 (H12～28)	123,398 (29.0)	144,172 (33.9)	80,892 (19.0)	22,669 (5.3)	13,515 (3.2)	29,697 (7.0)	4,265 (1.0)	2,282 (0.5)	4,749 (1.1)	425,639 (100.0)	
合計 (S45～H28)	295,782 (28.4)	411,984 (39.6)	171,877 (16.5)	33,977 (3.3)	23,136 (2.2)	81,117 (7.8)	4,265 (0.4)	4,070 (0.4)	15,406 (1.5)	1,041,614 (100.0)	

- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 ( ) は構成比である。  
 3 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。  
 4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。  
 5 平成 28 年度は九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市を除く。

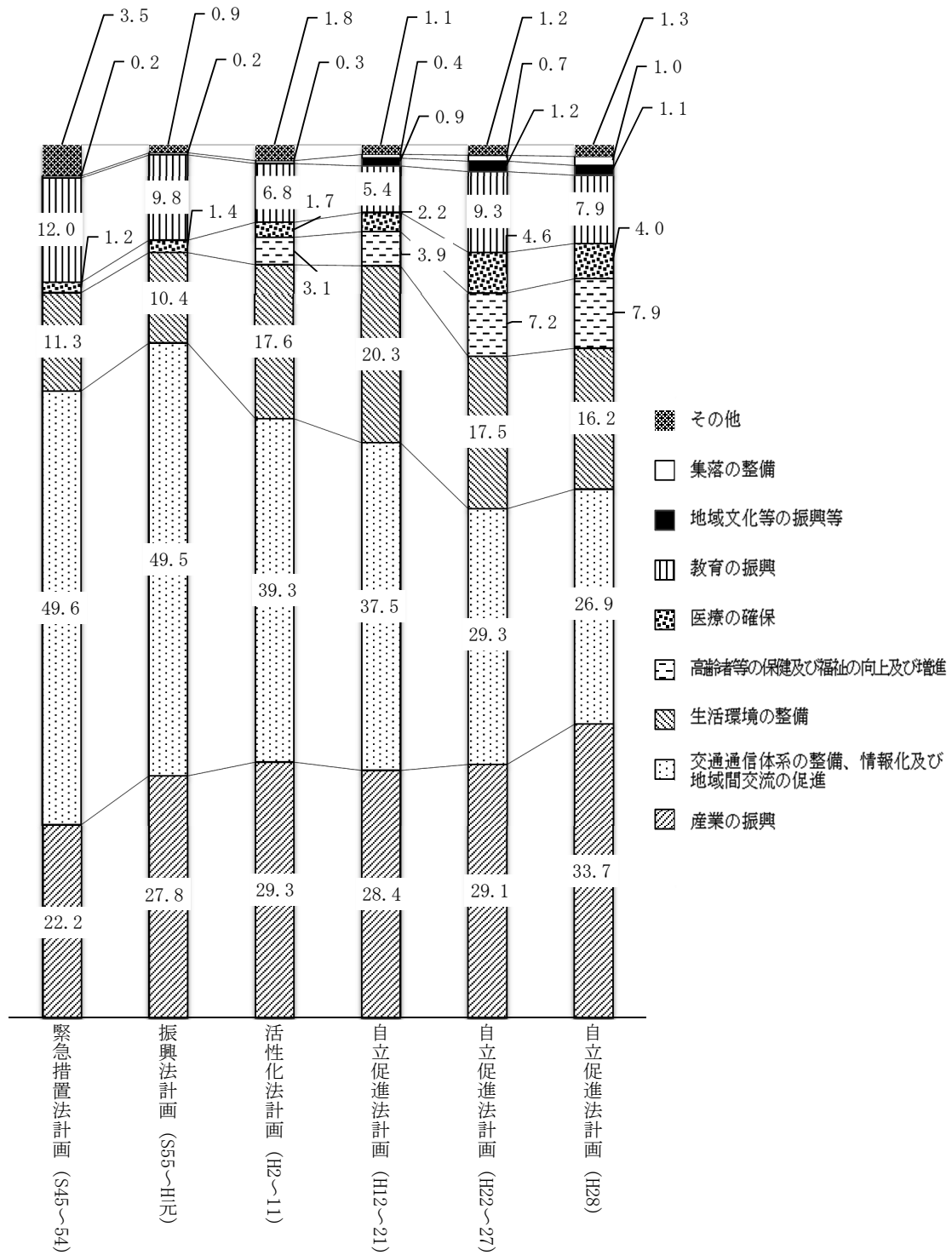
図表 3-2-3 平成 22 年度以降の自立促進計画における計画額

(単位：百万円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	生活環境の 整備	高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び 増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成 22 年度	666,860	711,824	390,008	151,954	105,657	194,996	19,659	13,706	26,320	2,280,932
平成 23 年度	744,088	726,761	397,191	172,996	116,846	224,240	20,112	15,359	30,671	2,448,265
平成 24 年度	723,725	730,664	436,513	173,308	131,735	282,825	51,322	16,335	26,793	2,573,219
平成 25 年度	750,856	840,115	453,223	183,924	123,418	241,144	27,542	16,443	30,366	2,667,027
平成 26 年度	795,381	771,987	515,204	188,362	123,309	227,395	32,312	17,918	31,916	2,703,784
平成 27 年度	774,448	707,832	488,008	229,584	109,652	254,151	30,026	20,945	31,659	2,646,305
平成 28 年度	995,618	801,989	584,105	232,306	121,580	265,752	38,171	30,398	45,541	3,115,461
平成 29 年度	1,024,093	888,499	514,285	263,819	121,841	254,499	40,018	32,732	36,930	3,176,714
(構成比)										
平成 22 年度	29.2	31.2	17.1	6.7	4.6	8.5	0.9	0.6	1.2	100.0
平成 23 年度	30.4	29.7	16.2	7.1	4.8	9.2	0.8	0.6	1.3	100.0
平成 24 年度	28.1	28.4	17.0	6.7	5.1	11.0	2.0	0.6	1.0	100.0
平成 25 年度	28.2	31.5	17.0	6.9	4.6	9.0	1.0	0.6	1.1	100.0
平成 26 年度	29.4	28.6	19.1	7.0	4.6	8.4	1.2	0.7	1.2	100.0
平成 27 年度	29.3	26.7	18.4	8.7	4.1	9.6	1.1	0.8	1.2	100.0
平成 28 年度	32.0	25.7	18.7	7.5	3.9	8.5	1.2	1.0	1.5	100.0
平成 29 年度	32.2	28.0	16.2	8.3	3.8	8.0	1.3	1.0	1.2	100.0

- (備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。  
 2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。  
 3 区分を重複して計上している事例があるため、区分毎の計と合計は一致しない。  
 4 平成 28 年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。  
 5 平成 29 年度は九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市を除く。

図表3-2-4 項目別事業費における実績額の推移 (%)



(2) 自立促進都道府県計画に係る事業費

自立促進法に基づく自立促進都道府県計画における事業費の実績額の合計は 19 兆 6,237 億円となっている。

実績額を項目別にみると、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」が 9 兆 2,409 億円で全体事業費の 47.1%を占め、続いて「産業の振興」が 7 兆 6,539 億円で全体事業費の 39.0%を占めており、この 2 項目で全体の 86.1%という高いウエイトを占めているのが特徴的である（図表 3-2-5）。

項目別事業費における構成比についてこれまでの実績額と比較すると、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の比率が減少し、「産業の振興」の比率が高くなっており、さらには、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」及び「生活環境の整備」の比率が高くなってきている（図表 3-2-5, 図表 3-2-7）。

図表 3-2-5 都道府県計画における項目別事業費の実績額

(単位：億円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
緊急措置法 (S45～54)	9,940 (28.2)	22,709 (64.4)	447 (1.3)		314 (0.9)	131 (0.4)		0 (0.0)	1,738 (4.9)	35,279 (100.0)
振興法 (S55～H元)	26,196 (32.9)	50,623 (63.6)		810 (1.0)	1,027 (1.3)	822 (1.0)		10 (0.0)	112 (0.1)	79,600 (100.0)
活性化法 (H2～11)	58,262 (33.7)	95,341 (55.2)	10,994 (6.4)	871 (0.5)	2,442 (1.4)	2,286 (1.3)		442 (0.3)	2,157 (1.2)	172,795 (100.0)
自立促進法	(H12～21)	41,837 (35.8)	61,106 (52.3)	7,788 (6.7)	1,253 (1.1)	1,789 (1.5)	441 (0.4)	189 (0.2)	616 (0.5)	116,802 (100.0)
	(H22～27)	28,689 (42.9)	26,867 (40.2)	4,404 (6.6)	2,466 (3.7)	1,992 (3.0)	444 (0.7)	135 (0.2)	434 (0.6)	66,830 (100.0)
	(H28)	6,013 (47.7)	4,436 (35.2)	856 (6.8)	453 (3.6)	332 (2.6)	299 (2.4)	89 (0.7)	47 (0.4)	12,605 (100.0)
自立促進法 計 (H12～28)	76,539 (39.0)	92,409 (47.1)	13,048 (6.6)	4,172 (2.1)	4,113 (2.1)	3,481 (1.8)	974 (0.5)	371 (0.2)	1,130 (0.6)	196,237 (100.0)
実績合計 (S45～H28)	170,937 (35.3)	261,082 (54.0)	25,299 (5.2)	5,043 (1.0)	7,896 (1.6)	6,720 (1.4)	974 (0.2)	823 (0.2)	5,137 (1.1)	483,911 (100.0)

(備考) 1 総務省調べ。

2 ( ) は構成比である。

3 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。

4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。

図表 3-2-6 平成 22 年度以降の自立促進都道府県計画における計画額

(単位：百万円、%)

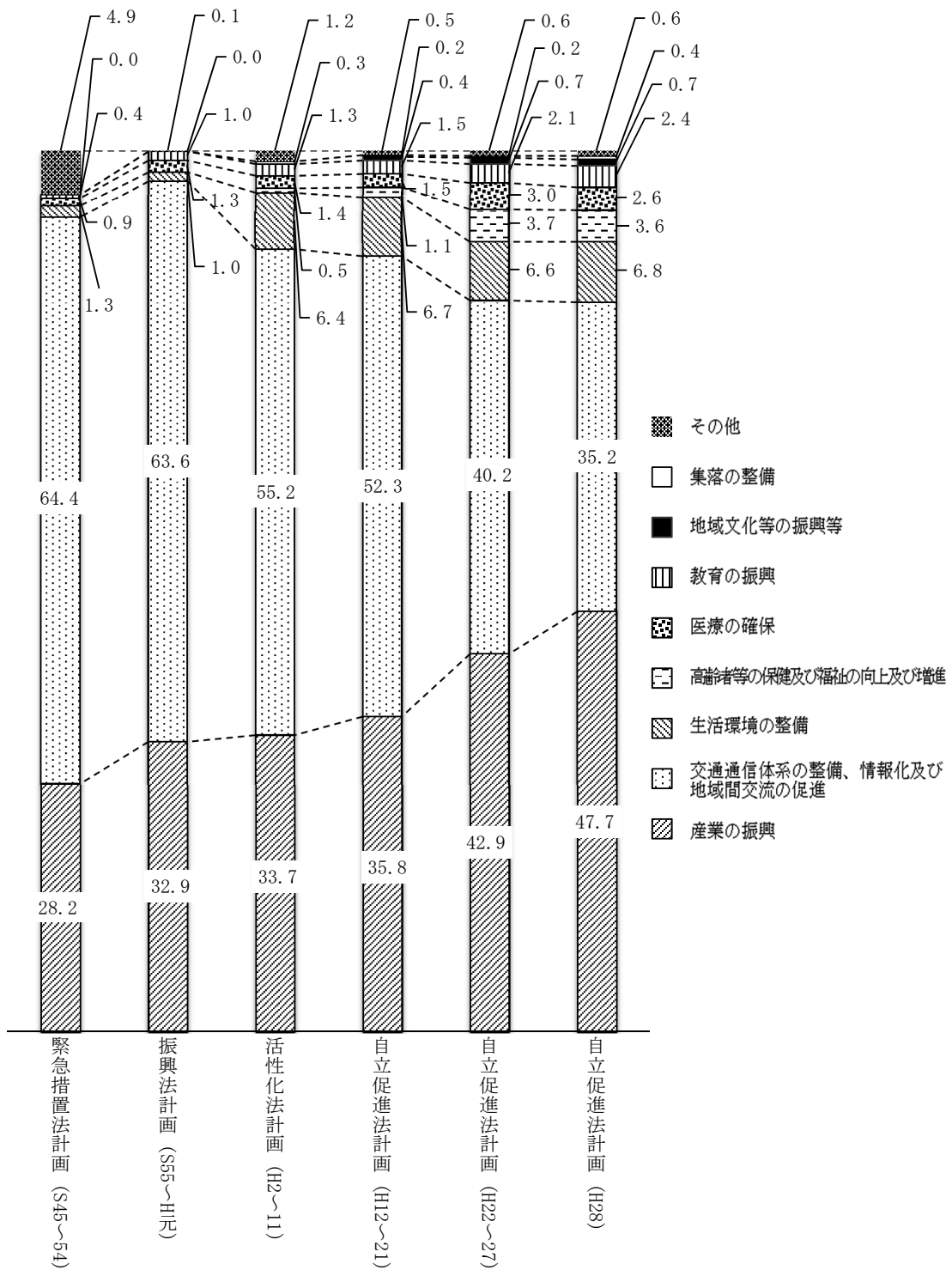
区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成 22 年度	405,194	411,730	53,756	30,551	31,372	26,894	4,953	2,259	6,013	972,670
平成 23 年度	469,428	467,112	62,756	53,676	37,628	21,030	5,635	2,340	8,255	1,127,860
平成 24 年度	480,003	446,652	75,065	45,716	42,784	22,131	6,498	1,654	7,041	1,127,543
平成 25 年度	494,099	461,517	74,348	43,603	31,524	19,489	12,308	1,917	7,588	1,146,391
平成 26 年度	537,230	475,357	88,201	39,444	26,963	23,377	7,852	2,751	8,816	1,209,991
平成 27 年度	482,955	424,331	86,255	33,575	28,908	27,020	7,152	2,597	5,647	1,098,440
平成 28 年度	620,673	480,973	108,797	62,246	38,759	31,038	8,336	5,563	14,877	1,371,263
平成 29 年度	660,550	542,890	107,545	60,758	33,712	28,462	10,634	6,079	8,951	1,459,580
(構成比)										
平成 22 年度	41.7	42.3	5.5	3.1	3.2	2.8	0.5	0.2	0.6	100.0
平成 23 年度	41.6	41.4	5.6	4.8	3.3	1.9	0.5	0.2	0.7	100.0
平成 24 年度	42.6	39.6	6.7	4.1	3.8	2.0	0.6	0.1	0.6	100.0
平成 25 年度	43.1	40.3	6.5	3.8	2.7	1.7	1.1	0.2	0.7	100.0
平成 26 年度	44.4	39.3	7.3	3.3	2.2	1.9	0.6	0.2	0.7	100.0
平成 27 年度	44.0	38.6	7.9	3.1	2.6	2.5	0.7	0.2	0.5	100.0
平成 28 年度	45.3	35.1	7.9	4.5	2.8	2.3	0.6	0.4	1.1	100.0
平成 29 年度	45.3	37.2	7.4	4.2	2.3	2.0	0.7	0.4	0.6	100.0

(備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。

2 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。

3 区分を重複して計上している事例があるため、区分毎の計と合計は一致しない。

図表3-2-7 都道府県計画の項目別事業費における実績額の推移 (%)





図表 3-2-8 都道府県事業実績（項目別内訳）

（単位：百万円、％）

区 分	項 目		平成 27 年度		平成 28 年度	
			事業費	構成比	事業費	構成比
1 産業の振興	(1) 農業の振興		188,672	21.0	264,342	21.0
	(2) 林業の振興		48,015	5.8	45,245	3.6
	(3) 水産業の振興		75,333	7.3	71,326	5.7
	(4) 地場産業の振興		44,201	5.1	113,354	9.0
	(5) 企業の誘致対策		30,976	2.8	50,407	4.0
	(6) 起業の促進		8,866	0.9	8,466	0.7
	(7) 商業の振興		3,488	0.4	13,750	1.1
	(8) 観光又はレクリエーション		11,339	1.0	19,277	1.5
	(9) その他		11,153	0.9	15,128	1.2
	計		422,043	45.2	601,295	47.7
2 交通通信系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	I 基幹的な市町村道等の整備	(1) 市町村道	7,890	0.5	3,562	0.3
		(2) 農道	1,012	0.3	4,235	0.3
		(3) 林道	12,991	1.7	13,578	1.1
		(4) 漁港関連道	0	0.0	296	0.0
		小計	21,893	2.5	21,671	1.7
	II 都道府県道等の整備	(1) 国道	122,528	12.6	141,137	11.2
		(2) 都道府県道	180,263	15.8	186,255	14.8
		(3) 農道	13,805	1.6	11,805	0.9
		(4) 林道	11,759	1.2	11,401	0.9
		(5) 漁港関連道	367	0.0	152	0.0
	小計	328,722	31.2	350,750	27.8	
	III 交通確保対策		40,894	4.3	42,297	3.4
	IV その他	(1) 電気通信施設の整備	1,329	0.1	2,273	0.2
		(2) その他	12,888	1.4	26,590	2.1
小計		14,217	1.5	28,863	2.3	
計		405,726	39.5	443,581	35.2	
3 生活環境の整備	(1) 公共下水道事業		34,038	2.5	4,557	0.4
	(2) その他		42,837	3.4	81,075	6.4
	計		76,875	5.9	85,632	6.8
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者生活福祉センター		6,299	0.6	1,871	0.1
	(2) その他		25,570	2.6	43,436	3.4
	計		31,869	3.2	45,307	3.6
5 医療の確保	I 無医地区対策	(1) 病院、診療所の整備	3,382	0.3	10,518	0.8
		(2) 患者搬送車（艇）の整備	1	0.0	790	0.1
		(3) 巡回診療	365	0.0	399	0.0
		(4) 保健指導等	7	0.0	463	0.0
		(5) その他	11,098	0.6	9,056	0.7
	小計	14,853	0.9	21,226	1.7	
	II その他		12,220	1.3	11,988	1.0
計		27,073	2.2	33,214	2.6	
6 教育の振興		24,885	2.5	29,895	2.4	
7 地域文化の振興等		6,855	0.7	8,871	0.7	
8 集落の整備		2,170	0.2	4,694	0.4	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項		6,962	0.7	8,042	0.6	
総 計		1,004,458	100.0	1,260,531	100.0	

（備考） 1 総務省調べ。

2 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。

(3) 自立促進市町村計画に係る事業費

自立促進法に基づく自立促進市町村計画における事業費の実績額の合計は 22 兆 9,402 億円となっている。

実績額を項目別にみると、「生活環境の整備」が6兆7,844億円（全体事業費の29.6%）で最も多く、以下「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」5兆1,763億円（22.6%）、「産業の振興」4兆6,859億円（20.4%）、「教育の振興」2兆6,216億円（11.4%）となっている（図表3-2-9）。

項目別事業費における実績額をみると、平成28年度において「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の比率が減少し、「産業の振興」、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」等が増加している（図表3-2-11）。

図表3-2-9 市町村計画における項目別事業費の実績額

（単位：億円、%）

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計	
緊急措置法 (S45～54)	7,584 (17.3)	16,488 (37.7)	8,498 (19.4)	639 (1.5)	9,339 (21.4)	190 (0.4)	1,001 (2.3)	43,739 (100.0)			
振興法 (S55～H元)	22,061 (23.5)	35,319 (37.5)	17,173 (18.3)	1,430 (1.5)	16,263 (17.3)	402 (0.4)	1,422 (1.5)	94,070 (100.0)			
活性化法 (H2～11)	48,341 (25.4)	47,332 (24.8)	53,063 (27.9)	10,437 (5.5)	3,769 (2.0)	22,579 (11.9)	744 (0.4)	4,227 (2.2)	190,492 (100.0)		
自立促進法	(H12～21)	27,792 (21.7)	30,813 (24.0)	41,869 (32.6)	8,268 (6.4)	3,541 (2.8)	11,515 (9.0)	1,701 (1.3)	814 (0.6)	2,013 (1.6)	128,326 (100.0)
	(H22～27)	15,864 (18.4)	18,025 (20.9)	22,398 (25.9)	8,536 (9.9)	5,114 (5.9)	12,848 (14.9)	1,366 (1.6)	872 (1.0)	1,344 (1.6)	86,367 (100.0)
	(H28)	3,203 (21.8)	2,925 (19.9)	3,577 (24.3)	1,693 (11.5)	747 (5.1)	1,853 (12.6)	224 (1.5)	225 (1.5)	262 (1.8)	14,709 (100.0)
自立促進法 計 (H12～28)	46,859 (20.4)	51,763 (22.6)	67,844 (29.6)	18,497 (8.1)	9,402 (4.1)	26,216 (11.4)	3,291 (1.4)	1,911 (0.8)	3,619 (1.6)	229,402 (100.0)	
実績合計 (S45～H28)	124,845 (22.4)	150,902 (27.1)	146,578 (26.3)	28,934 (5.2)	15,240 (2.7)	74,397 (13.3)	3,291 (0.6)	3,247 (0.6)	10,269 (1.8)	557,703 (100.0)	

- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 ( ) は構成比である。  
 3 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。  
 4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。  
 5 平成28年度の実績額は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。

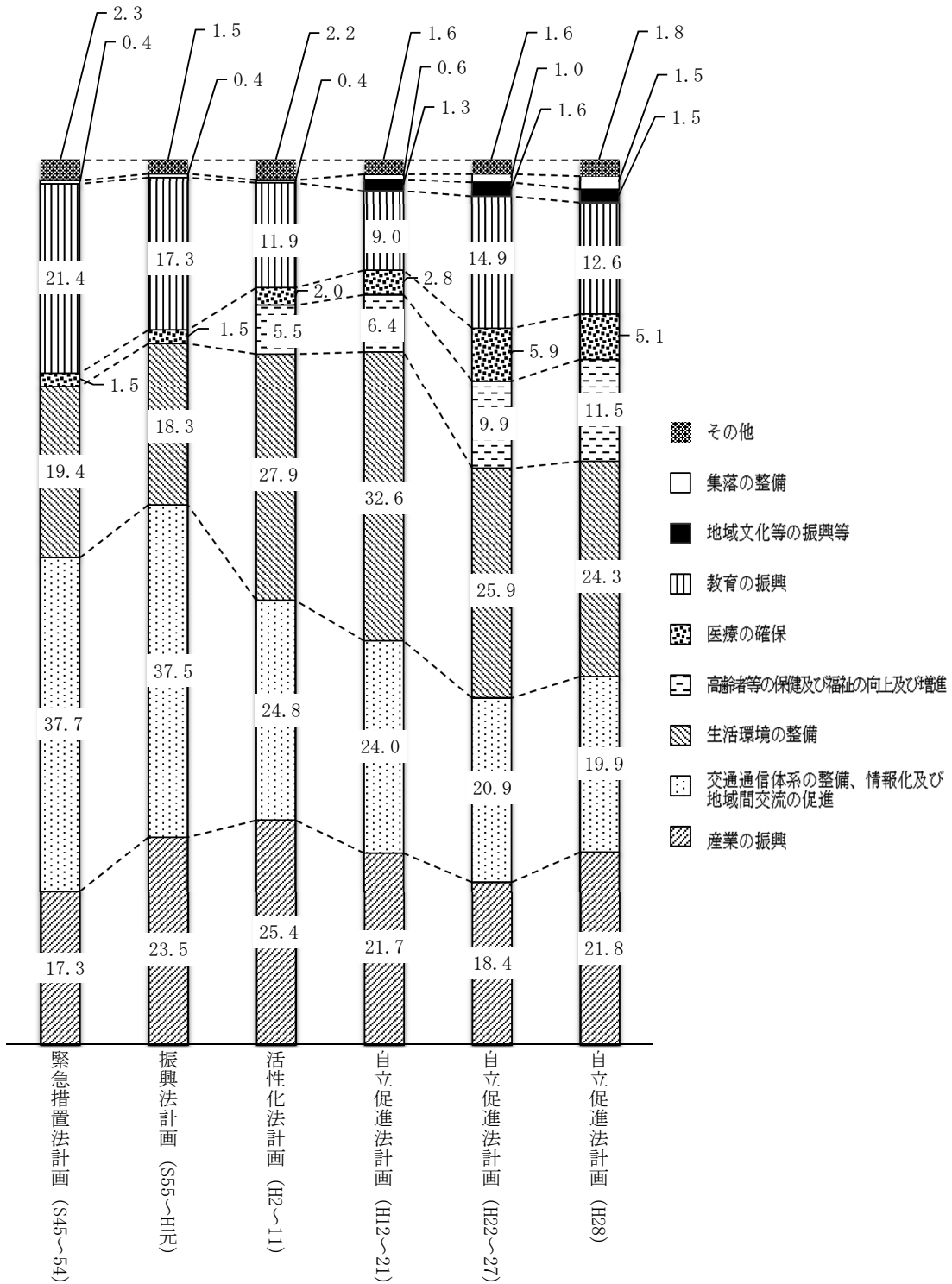
図表3-2-10 平成22年度以降の自立促進市町村計画における計画額

（単位：百万円、%）

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成22年度	261,666	300,094	336,252	121,403	74,285	168,102	14,706	11,447	20,307	1,308,262
平成23年度	274,660	259,649	334,435	119,320	79,218	203,210	14,477	13,019	22,416	1,320,405
平成24年度	243,722	284,012	361,448	127,592	88,951	260,694	44,824	14,681	19,752	1,445,676
平成25年度	256,757	378,598	378,875	140,321	91,894	221,655	15,234	14,526	22,778	1,520,636
平成26年度	258,151	296,630	427,003	148,918	96,346	204,018	24,460	15,167	23,100	1,493,793
平成27年度	291,493	283,501	401,753	196,009	80,744	227,131	22,874	18,348	26,012	1,547,865
平成28年度	374,945	321,016	475,308	170,060	82,821	234,714	29,835	24,835	30,664	1,744,198
平成29年度	363,543	345,609	406,740	203,061	88,129	226,037	29,384	26,653	27,979	1,717,134
(構成比)										
平成22年度	20.0	22.9	25.7	9.3	5.7	12.8	1.1	0.9	1.6	100.0
平成23年度	20.8	19.7	25.3	9.0	6.0	15.4	1.1	1.0	1.7	100.0
平成24年度	16.9	19.6	25.0	8.8	6.2	18.0	3.1	1.0	1.4	100.0
平成25年度	16.9	24.9	24.9	9.2	6.0	14.6	1.0	1.0	1.5	100.0
平成26年度	17.3	19.9	28.6	10.0	6.4	13.7	1.6	1.0	1.5	100.0
平成27年度	18.8	18.3	26.0	12.7	5.2	14.7	1.5	1.2	1.7	100.0
平成28年度	21.5	18.4	27.3	9.8	4.7	13.5	1.7	1.4	1.8	100.1
平成29年度	21.2	20.1	23.7	11.8	5.1	13.2	1.7	1.6	1.6	100.0

- (備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。  
 2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。  
 3 平成29年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市分を除く。

図表3-2-11 市町村計画の項目別事業費における実績額の推移 (%)



図表 3-2-12 市町村事業実績（項目別内訳）

（単位：百万円、％）

区 分	項 目	平成 27 年度		平成 28 年度	
		事業費	構成比	事業費	構成比
1 産業の振興	(1) 基盤整備	66,385	5.1	80,981	5.5
	(2) 漁港施設	14,470	1.1	16,157	1.1
	(3) 経営近代化施設	16,858	1.3	21,129	1.4
	(4) 地場産業の振興	8,095	0.6	9,861	0.7
	(5) 企業誘致	4,462	0.3	7,141	0.5
	(6) 起業の促進	427	0.0	409	0.0
	(7) 商業	8,767	0.7	8,344	0.6
	(8) 観光又はレクリエーション	38,879	3.0	49,581	3.4
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	48,623	3.7	61,860	4.2
	(10) その他	41,651	3.2	64,820	4.4
		計	248,617	19.1	320,284
2 交通通信系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	(1) 市町村道	137,646	10.5	155,203	10.6
	(2) 農道	4,254	0.3	4,363	0.3
	(3) 林道	9,260	0.7	11,272	0.8
	(4) 漁港関連道	96	0.0	5	0.0
	(5) 鉄道施設等	585	0.0	1,122	0.1
	(6) 電気通信施設等情報化のための施設	25,918	2.0	65,833	4.5
	(7) 自動車等	1,754	0.1	1,530	0.1
	(8) 渡船施設	1,087	0.1	2,205	0.1
	(9) 道路整備機械等	4,689	0.4	4,058	0.3
	(10) 地域間交流	3,605	0.3	2,438	0.2
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	38,051	2.9	33,388	2.3
	(12) その他	10,715	0.8	11,093	0.8
		計	237,660	18.2	292,511
3 生活環境の整備	(1) 水道施設	96,332	7.4	108,709	7.4
	(2) 下水処理施設	83,328	6.4	81,440	5.5
	(3) 廃棄物処理施設	44,221	3.4	51,757	3.5
	(4) 火葬場	3,182	0.2	4,574	0.3
	(5) 消防施設	46,443	3.6	34,083	2.3
	(6) 公営住宅	25,825	2.0	35,468	2.4
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	13,135	1.0	16,286	1.1
	(8) その他	25,331	1.9	25,391	1.7
	計	337,797	25.9	357,708	24.3
4 高齢者等の保健及び福祉の向上、増進	(1) 高齢者福祉施設	12,283	0.9	16,053	1.1
	(2) 介護老人保健施設	337	0.0	741	0.1
	(3) 児童福祉施設	16,061	1.2	17,520	1.2
	(4) 認定こども園	12,411	1.0	9,985	0.7
	(5) 障害者福祉施設	460	0.0	1,428	0.1
	(6) 母子福祉施設	332	0.0	34	0.0
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	721	0.1	2,182	0.1
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	59,075	4.5	67,256	4.6
	(9) その他	37,261	2.9	54,125	3.7
	計	138,941	10.6	169,323	11.5
5 医療の確保	(1) 診療施設	43,886	3.4	41,043	2.8
	(2) 特定診療科に係る診療施設	6,136	0.5	1,044	0.1
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	19,462	1.5	24,755	1.7
	(4) その他	10,004	0.8	7,836	0.5
	計	79,488	6.1	74,678	5.1
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	130,834	10.0	108,224	7.4
	(2) 幼稚園	4,704	0.4	1,958	0.1
	(3) 集会施設、体育施設	39,716	3.0	43,702	3.0
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	19,627	1.5	23,592	1.6
	(5) その他	5,916	0.5	7,866	0.5
	計	200,797	15.4	185,342	12.6
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	13,992	1.1	15,385	1.0
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	3,723	0.3	3,875	0.3
	(3) その他	2,774	0.2	3,168	0.2
	計	20,489	1.6	22,428	1.5
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再整備	3,613	0.3	4,763	0.3
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	12,983	1.0	12,142	0.8
	(3) その他	2,551	0.2	5,645	0.4
	計	19,147	1.5	22,550	1.5
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 自然エネルギーを利用するための施設	1,867	0.1	1,881	0.1
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	8,084	0.6	9,560	0.6
	(3) その他	12,130	0.9	14,788	1.0
	計	22,081	1.7	26,229	1.8
	総 計	1,305,017	100.0	1,471,053	100.0

(備考) 1 総務省調べ。

2 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。

3 九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。

図表 3-2-13 平成 28 年度（市町村）施設等整備状況

施設名等		実績		施設名等		実績	
<b>(産業振興)</b>				<b>(高齢者等の健康及び福祉)</b>			
地場産業又は観光・レクリエーション事業を行う者に対する出資で過疎債を充当したもの		63件	(325百万円)	高齢者生活福祉センター	11箇所	(13,004㎡)	
農林漁業経営近代化施設		110箇所	(11,463,716㎡)	老人ホーム	収容人員	847人	
地場産業振興施設				老人福祉センター	6箇所	(5,669㎡)	
技能習得施設		5箇所	(4,117㎡)	介護老人保健施設	5箇所	(5,950㎡)	
試験研究施設		3箇所	(1,403㎡)	保育所		137箇所	
生産施設		57箇所	(19,375㎡)	児童館		16箇所	
加工施設		19箇所	(34,350㎡)	障害児入所施設		1箇所	
流通販売施設		15箇所	(23,038㎡)	認定子ども園		35箇所	
観光・レクリエーション施設				障害者支援施設		7箇所	
自然観察体験施設		15箇所	(80,390㎡)	地域活動支援センター		7箇所	
学習創作施設		2箇所	(136㎡)	福祉ホーム	収容人員	-	
スポーツ・レクリエーション施設		55箇所	(1,561,282㎡)	母子福祉施設		-	
宿泊休養施設		54箇所	(78,909㎡)	市町村保健センター		23箇所	
駐車場		20箇所	(39,455㎡)	母子健康包括支援センター		-	
その他の施設		134箇所	(3,329,113㎡)	<b>(医療)</b>			
<b>(交通通信)</b>				診療施設	病院		38箇所
					診療所		99箇所
				巡回診療車購入			2台
市町村道	新設		48,593m	患者輸送車購入			9台
	改良		462,230m	無医地区解消			3地区
	舗装		428,320m	<b>(教育文化)</b>			
橋りょう	新設		2,618m	学校統合	小学校		286→230校
	改良		16,341m		中学校		84→68校
農道	新設		19,406m		高等学校		2→1校
	改良		50,776m	危険校舎改築	小学校		42校
林道	新設		111,875m		中学校		30校
	改良		103,187m		高等学校		-
漁港関連道	新設		401m	屋内運動場	小学校		91校
	改良		923m		中学校		34校
住民の交通の便に供するための					高等学校		1校
自動車			115台	屋内運動場	小学校		43校
渡船施設			11箇所		中学校		23校
鉄道施設			7箇所		高等学校		1校
鉄道車両			8両	水泳プール	小学校		55校
軌道施設			2箇所		中学校		2校
軌道車両			2箇所		高等学校		-
有線放送			5,499台	へき地集会施設			-
テレビ難視聴解消のための施設			502箇所	寄宿舎			-
通信用鉄塔施設			67箇所	教職員住宅			294戸
テレビ放送中継施設			4箇所	スクールバス・ボート購入			165台
<b>(生活環境)</b>				給食施設			62箇所
給水施設		給水人口	2,574,774人	幼稚園			18箇所
下水処理施設		水洗化人口	1,864,654人	集会施設(1,000㎡以上)			28箇所
廃棄物処理施設	ごみ		49箇所	図書館	13箇所	(15,882㎡)	
	し尿		99箇所	体育館	61箇所	(86,107㎡)	
火葬場			32箇所	運動場・広場等	48箇所	(896,412㎡)	
消防施設	ポンプ自動車		271台	<b>(地域文化)</b>			
	小型動力ポンプ		433台	地域文化振興施設			61箇所
	防火水槽		903基	<b>(集落の整備)</b>			
				過疎地域集落再編整備			
				用地			20,611㎡
				住宅			105戸

(備考) 1 総務省調べ。  
2 九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。

(4) 市町村計画に係る過疎地域自立促進特別事業について

平成22年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、過疎対策事業債の対象がいわゆる「ソフト事業」にも拡充されたところである。

過疎地域自立促進特別事業は、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行ういわゆるソフト事業として市町村計画に位置付けられるものである。

平成22年度からスタートした過疎地域自立促進特別事業の平成29年度までの計画額は、1兆6,059億円であり、自立促進市町村計画の同期間の計画額12兆980億円の13.3%を占めている。

また、同期間における事業区分別の構成比を見ると、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に係る事業費の割合が最も大きく、全体の25.4%を占めており、次いで「産業の振興」(23.8%)、「交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の推進」(14.7%)、「医療の確保」(10.5%)となっている(図表3-2-14)。

図表3-2-14 自立促進市町村計画の自立促進特別事業に係る計画額

(単位：百万円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成22年度	33,775	24,785	7,346	36,598	17,195	11,216	1,909	5,670	5,498	143,992
平成23年度	36,792	24,541	8,676	39,623	19,910	11,925	2,308	7,090	8,375	159,240
平成24年度	39,536	25,473	7,993	38,875	14,936	14,923	4,038	7,060	6,812	159,646
平成25年度	41,428	27,343	10,610	46,191	18,570	16,237	3,055	7,910	7,056	178,400
平成26年度	45,571	29,659	11,788	49,868	21,079	18,618	3,694	8,212	7,736	196,225
平成27年度	49,708	31,033	14,271	52,667	20,734	20,975	4,573	9,891	8,613	212,465
平成28年度	67,653	34,848	17,525	67,729	24,893	25,961	4,135	12,463	11,091	266,298
平成29年度	68,368	37,925	20,930	76,142	30,926	27,329	4,346	14,115	9,987	289,667
(構成比)										
平成22年度	23.5	17.2	5.1	25.4	11.9	7.8	1.3	3.9	3.8	100.0
平成23年度	23.1	15.4	5.4	24.9	12.5	7.5	1.4	4.5	5.3	100.0
平成24年度	24.8	16.0	5.0	24.4	9.4	9.3	2.5	4.4	4.3	100.0
平成25年度	23.2	15.3	5.9	25.9	10.4	9.1	1.7	4.4	4.0	100.0
平成26年度	23.2	15.1	6.0	25.4	10.7	9.5	1.9	4.2	3.9	100.0
平成27年度	23.4	14.6	6.7	24.8	9.8	9.9	2.2	4.7	4.1	100.0
平成28年度	25.4	13.1	6.6	25.4	9.3	9.7	1.6	4.7	4.2	100.0
平成29年度	23.6	13.1	7.2	26.3	10.7	9.4	1.5	4.9	3.4	100.0

- (備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。  
 2 過疎地域自立促進特別事業とは、いわゆるソフト事業で住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として市町村計画に定められたものをいう。  
 3 平成28年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。  
 4 平成29年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。

## 第3節 国の過疎対策

### 概要

自立促進法は、「総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること（第1条）」を目的としており、その目的の達成のため、財政、行政、金融及び税制上の幅広い分野にわたり、特別措置が講じられている（図表3-3-1）。

具体的には、過疎地域自立促進市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に対し、地方債の充当、国庫補助率のかさ上げ、都道府県代行制度や低利融資、課税の特例等の措置とともに、優先的な事業採択、事業採択基準の引き下げ、各種手続きの簡素化等の配慮をすることとされている。また、本法に基づく様々な施策とともに、他の法令等に基づき、過疎地域を対象とする施策のほか、その他過疎地域に関連の深い施策等も、各省庁によって講じられている（図表3-3-2）。

本節では、これらの主要な施策について、過疎地域自立促進計画の分野ごとに、以下の3分類により整理する。

#### 【過疎法による施策】

自立促進法による施策

#### 【過疎地域を対象とする施策】

対象として「過疎地域」を法律・政令・要綱等において明示している施策（自立促進法による施策を除く。）

#### 【過疎地域に関連する施策】

過疎地域が対象となる場合が多いと考えられる施策

図表 3-3-1 過疎法による施策

区 分	過疎法条文	種 類
財 政 上 の 特 別 措 置	第10条・第11条	○国の負担又は補助の割合の特例等 ・適正規模に統合する小中学校等の校舎・屋内運動場の新増 築、教職員住宅の建築 ・保育所 ・消防施設
	第12条	○過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）
	第13条	○資金の確保等
行 政 上 の 特 別 措 置	第14条	○基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（都道府県代 行制度）
	第15条	○公共下水道の幹線管渠等の整備（都道府県代行制度）
	第16条・第17条	○医療の確保
	第18条・第19条	○高齢者の福祉の増進
	第20条	○交通の確保
	第21条	○情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
	第22条	○教育の充実
	第23条	○地域文化の振興等
	第24条 第25条	○農地法等による処分についての配慮 ○国有林野の活用
金 融 上 の 特 別 措 置	第26条	○株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け
	第27条	○中小企業に対する資金の確保
	第28条	○沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け
税 制 上 の 特 別 措 置	第29条	○事業用資産の買換えの場合の課税の特例（所得税・法人税）
	第30条	○減価償却の特例（所得税・法人税）
	第31条	○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補てん）



図表 3-3-2① 過疎対策の具体的施策

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
財政上の主要な施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨資金の確保等（法第13条）</li> <li>⑨過疎地域自立促進のための地方債（法第12条）</li> <li>⑨国の負担又は補助の割合の特例等（法第10、11条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨農林水産関係事業の実施要件の緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨辺地対策事業債</li> <li>⑨地方交付税</li> </ul>
産業の振興		<ul style="list-style-type: none"> <li>①農林漁業振興施策</li> <li>①地場産業の振興・企業誘致施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農林漁業振興施策</li> <li>①地場産業の振興・企業誘致施策</li> <li>①観光又はレクリエーション施設の整備</li> <li>①森林・山村対策</li> <li>①農山漁村地域活性化対策</li> </ul>
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>②道路整備事業</li> <li>②林道の整備に関する補助制度</li> <li>②バス運行対策（地域内フィーダースystem確保維持）</li> <li>②無線システム普及支援事業</li> <li>②情報通信基盤整備推進事業</li> <li>②電気通信に関する施設の維持管理に係る支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②地方公共団体の道路整備に関する事業</li> <li>②農道及び林道の整備に関する補助制度</li> <li>②漁港関連道の整備に関する補助制度</li> <li>②バス運行対策（地域間幹線system維持確保）</li> <li>②離島航路等におけるインフラ整備に関する補助制度</li> <li>②離島航路対策</li> <li>②離島航空路対策</li> <li>②地方公共団体が設置管理者であつて全国航空ネットワーク機能を補完する空港の整備</li> <li>②鉄道軌道整備費等補助金</li> <li>②鉄道施設安全対策事業等補助金</li> </ul>
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>③消防施設に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③空き家再生等推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③污水処理施設関連の事業</li> <li>③簡易水道等施設整備事業</li> <li>③生活貯水池整備事業</li> <li>③雪対策砂防モデル事業</li> <li>③雪崩対策事業</li> <li>③風倒木及び地震による激甚災害地域における急傾斜地崩壊対策事業</li> </ul>

図表 3-3-2② 過疎対策の具体的施策（続き）

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	④高齢者の福祉の増進（法第18条、19条） ④保育所に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）	④離島等サービス確保対策事業	④へき地保育の推進 ④社会福祉施設等施設整備費補助金制度
医療の確保	⑤医療の確保（法第16条、17条）		⑤へき地保健医療対策
教育の振興	⑥学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の新增築に対する国の負担割合の特例（法第10条） ⑥学校統合に伴う教職員住宅の建築に対する国の交付金の算定割合の特例（第11条）	⑥公立学校施設整備事業	⑥へき地集会室等の整備 ⑥へき地児童生徒援助費等補助金 ⑥私立高等学校等経常費助成費補助金
集落の整備等		⑦過疎地域集落再編整備事業 ⑦「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 ⑦過疎地域遊休施設再整備事業	⑦離島振興特別事業
その他		⑧過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ⑧過疎地域等自立活性化推進事業	⑧地域雇用開発対策 ⑧出稼労働者安定就労対策
行政上の特別措置（再掲を含む）	②基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（法第14条） ②交通の確保（法第20条） ②情報の流通の円滑化及び通信体系の充実（法第21条） ③下水道事業の都道府県代行制度（法第15条） ④高齢者の福祉の増進（法第18条・第19条） ⑤医療の確保（法第16条・第17条） ⑥教育の充実（法第22条） ⑥地域文化の振興等（法第23条） ⑩農地法等による処分についての配慮（法第24条） ⑩国有林野の活用（法第25条）	②自家用有償旅客運送	

図表 3-3-2③ 過疎対策の具体的施策（続き）

項 目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
金融上の特別 措置	①資金の確保等（法第13条） ①株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け（法第26条） ①中小企業に対する資金の確保（法第27条） ⑦沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（法第28条）	①農業改良資金等の貸付 ①農村地域への工業等の導入等の施策	①林業就業促進資金の貸付
税制上の特別 措置	①事業用資産の買換えの場合の課税の特例（法第29条） ①減価償却の特例（法第30条） ①地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第31条）	①特別土地保有税の非課税措置（地方税法第586条） ①農村地域への工業等の導入等の施策	
そ の 他		過疎地域対策調査研究	

（備考）1 本節で取り上げた具体的な施策を一覧にしたものである。

2 各項目に付した数値は以下の分類による。

- ①産業の振興、②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、③生活環境の整備、④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑤医療の確保、⑥教育の振興、⑦集落の整備等、⑧その他、⑨財政上の主要な施策、⑩その他の行政措置

1 産業の振興

【過疎法による施策】

●資金の確保等（法第13条）〔金融措置〕

○地域総合整備資金貸付制度（総務省）

地方公共団体は、民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力のある地域づくりを推進するために、地域総合整備財団の支援を得て、金融機関等の融資（有利子）と協調して地域振興に資する民間事業者等に無利子資金（「地域総合整備資金」という。）を貸し付けている。過疎地域（離島地域及び特別豪雪地帯を含む。）市町村については、他の市町村と比較して、融資比率及び融資限度額が引き上げられている。なお、地方公共団体は、地域総合整備資金の原資を地方債で調達し、この地方債の利子の75%（用地取得費に係る部分については50%）は地方交付税で補填される。また、平成27年度より低金利下における措置として、地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して補助額の75%を地方交付税で措置している（図表3-3-3）。

図表 3-3-3 地域総合整備資金貸付制度（総務省）

		内 容			
貸付対象事業	地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件を満たすもの ① 新規雇用者が1人以上増加すること。 ② 用地取得費を除く設備投資総額が1,000万円以上であること。 ③ 用地取得等の契約後5年以内に事業供用を開始すること。 ④ 対象事業が、公益性、適度の事業収益性等の観点から実施されること。				
貸付対象者	第三セクターを含む民間事業者				
貸付額	通常地域		過疎・みなし過疎（旧過疎地域に限る）、離島地域、特別豪雪地帯		東日本大震災被災地域、 連携中枢都市圏、定住自立圏
	一般地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	
通常の施設	10.5億円	13.1億円	13.5億円	16.8億円	16.8億円
複合施設	15.7億円	19.6億円	20.2億円	25.3億円	25.3億円
融資比率	35%		45%		45%

(備考) 1 表は、政令指定都市以外の市町村から融資を受ける場合である。  
 2 「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるもの。  
 3 融資上限額は、対象事業に係る借入総額に融資比率を乗じた額と、各々の融資限度額のいずれか小さい額となる。

○地域産業振興に対する特別融資制度（総務省、農林水産省、国土交通省）

過疎地域の雇用機会の創出と地域の経済力の強化のために、地域産業の振興を図り、地域の自立的発展に資するため、昭和 58 年度から地域産業振興特利制度を、昭和 62 年度から中小企業者を対象とした地域産業振興特別貸付制度を創設している。なお、平成 2 年度からは、地域の経済社会の広域化に対応して、広域的な産業振興による過疎地域の活性化を図るため、広域過疎事業に対する金融の支援措置を講じているが、平成 12 年度からは過疎地域に隣接する市町村も広域過疎地域に加えたところである（図表 3-3-4）。

図表 3-3-4 地域産業振興に対する特別融資制度

	地域産業振興・雇用開発融資制度 (平成 20 年 9 月までで廃止)	企業活力強化貸付制度(地域活性化・雇用促進資金)	
金融機関	日本政策投資銀行	日本政策金融公庫 (中小企業事業本部)	日本政策金融公庫 (国民生活事業本部)
対象地域	過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯、広域過疎地域	過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯、広域過疎地域	本制度としての限定はなし。
対象業種	鉱業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、建設業、サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーション事業	本制度としての限定はなし。	
雇用創出要件	8 名以上。広域過疎事業については 10 名以上、うち過疎地域から 4 名以上。但し、製造業については、要件を 1/2 に緩和。	3 名以上。	新たに 2 名以上（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 4 項第 5 号の特定業種に該当する場合、従業員 20 名以下の企業の場合又は女性、若年者（30 歳未満）若しくは高齢者（60 歳以上）を雇用する場合は 1 名以上）の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う者
投資規模要件	2 億円以上。広域過疎事業については 8 億円以上	貸付限度額：7 億 2,000 万円	貸付限度額：7,200 万円
金利	政策金利Ⅰ。但し、平成 20 年 9 月までは政策金利Ⅱ。（平成 18 年度より、金利体系が整理された。）	基準利率。 但し、設備資金については、2 億 7,000 万円を限度に特別利率②。（但し平成 29 年度までは特別利率③）、2 億 7,000 万円を超えて 5 億 4,000 万円を限度に特別利率①。 広域過疎に係る設備資金については、2 億 7,000 万円を限度に特別利率②、雇用創出 5 名以上（うち過疎地域から 3 名以上）の場合、2 億 7,000 万円を超えて 5 億 4,000 万円を限度に特別利率①。	基準利率。 特別利率①。 特別利率②（特定の過疎地域等において一定の要件を満たす場合の設備資金に限る。）

- (備考) 1 広域過疎地域とは、過疎市町村を含む割合が 30%以上の広域市町村圏に含まれる非過疎市町村（なお、過疎地域市町村数を 30%以上含む広域過疎市町村が、合併により過疎地域を含む割合が 30%未満となった場合は、合併前と同様広域過疎市町村として取り扱う。）及び過疎市町村に隣接する非過疎市町村をいう（ここでいう「広域市町村」とは、従来の広域行政圏施策に基づく地域を指す）。
- 2 日本政策投資銀行では、広域過疎地域のうち政令指定都市は対象外となっている。
- 3 平成 18 年度より日本政策投資銀行の政策金利体系が簡素化され、従来の政策金利Ⅰ～Ⅲは政策金利Ⅰ、Ⅱに変更されている。
- 4 日本政策投資銀行は、平成 20 年 10 月に民営化された。
- 5 過疎地域等とは、過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯をいう。

図表 3-3-5 地域産業に対する特別融資制度の実績

(地域産業振興・雇用開発融資制度の実績)

(単位：件、百万円)

金融機関	日本政策投資銀行				北東公庫				合計	
	過疎地域		広域過疎		過疎地域		広域過疎			
地域	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和58	3	2,090			1	210			4	2,300
昭和59	9	2,820			2	325			11	3,145
昭和60	8	1,690			0	0			8	1,690
昭和61	11	2,705			0	0			11	2,705
昭和62	17	5,277			0	0			17	5,277
昭和63	21	10,470			3	1,040			24	11,510
平成元	22	9,046			7	1,470			29	10,516
平成2	22	8,004	17	7,050	5	670	6	2,380	50	18,104
平成3	39	14,220	18	8,780	2	600	1	750	60	24,350
平成4	36	15,250	13	12,350	3	300	4	1,150	56	29,050
平成5	16	9,530	4	5,300	3	375	0	0	23	15,205
平成6	11	4,970	3	2,500	1	1,000	3	1,220	18	9,690
平成7	4	2,300	1	1,000	0	0	1	1,200	6	4,500
平成8	6	5,700	1	120	1	100	2	3,100	10	9,020
平成9	7	2,890	3	3,220	2	350	3	4,850	15	11,310
平成10	6	5,130	3	4,200	1	300	1	500	11	10,130
平成11上期	3	1,010	1	750	1	1,800	0	0	5	3,560
平成11下期	3	2,200	0	0					3	2,200
平成12	2	1,440	0	0					2	1,440
平成13	3	960	0	0					3	960
平成14	1	120	0	0					1	120
平成15	2	1,820	0	0					2	1,820
平成16	10	3,410	1	2,400					11	5,810
平成17	7	2,205	3	2,900					10	5,105
平成18	14	5,290	4	950					18	6,240
平成19	12	6,690	0	0					12	6,690
平成20	5	3,510	0	0					5	3,510
平成21										

(備考) 平成11年度上期以前は、日本開発銀行による実績。なお、平成7年度以前は、地域産業振興融資制度の実績。

(企業活力強化貸付 地域活性化・雇用促進資金の実績)

(単位：件、百万円)

金融機関	日本政策金融公庫 (中小企業事業本部)				日本政策金融公庫 (国民生活事業本部)		合 計	
	過疎地域		広域過疎		件 数	金 額	件 数	金 額
地 域	件 数	金 額	件 数	金 額				
昭和 62	22	1,870			4	77	26	1,947
昭和 63	105	9,961			15	195	120	10,156
平成元	254	24,133			43	1,333	297	25,466
平成 2	331	27,622	39	4,572	227	5,575	597	37,769
平成 3	186	15,734	100	10,864	215	5,487	501	32,085
平成 4	138	14,710	108	12,299	116	3,226	362	30,235
平成 5	60	7,033	64	10,325	74	2,198	198	19,556
平成 6	24	2,864	37	5,652	35	1,217	96	9,733
平成 7	20	2,030	71	8,485	25	851	116	11,366
平成 8	33	4,012	106	13,888	19	647	158	18,547
平成 9	70	8,699	202	25,601	25	984	297	35,284
平成 10	12	1,210	35	3,803	11	386	58	5,399
平成 11	6	700	10	1,140	5	46	21	1,886
平成 12	8	650	16	2,290	7	161	31	3,101
平成 13	2	215	3	152	2	28	7	395
平成 14	2	220	1	150	7	78	10	448
平成 15	2	160	4	318	2	37	10	515
平成 16	36	4,158	34	8,508	0	0	70	12,666
平成 17	79	7,958	314	29,803	0	0	393	37,761
平成 18	206	16,026	742	64,225	1	30	949	80,281
平成 19	154	13,021	453	32,854	2	45	609	45,919
平成 20	148	11,280	405	33,330	1	15	554	44,625
平成 21	70	6,500	234	23,673	0	0	304	30,173
平成 22	116	8,750	309	24,940	0	0	425	33,690
平成 23	132	9,982	316	25,423	0	0	448	33,405
平成 24	121	9,951	444	39,675	0	0	565	49,626
平成 25	136	13,370	343	30,662			479	44,032
平成 26	116	12,650	289	29,267			405	41,917
平成 27	102	8,490	313	30,512			415	39,002
平成 28	162	15,262	369	35,463			531	50,725

(備考) 1 平成 15 年度までは、地域産業振興資金の実績。

2 国民生活事業本部は、平成 21 年度までは過疎地域及び広域過疎地域の外、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯を合わせた数値。平成 22 年度以降は「図表 3-3-4 地域産業振興に対する特別融資制度」の国民生活事業本部の特別利率②の適用を受けた数値。また、平成 10 年度以前は国民金融公庫の実績。

3 平成 20 年度より、地域雇用促進資金は地域活性化資金と統合され、地域活性化・雇用促進資金となった。

●株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け（法第26条）〔金融措置〕

日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、「振興山村・過疎地域経営改善資金」の貸付けを行うこととしている。

1 目的

本資金は、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法により指定された振興山村又は過疎地域の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。

2 貸付対象者

農林漁業者、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等

3 資金使途

本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業を対象とする。

(1) 農業関係

果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得

(2) 林業関係

素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設（簡易給排水施設、集会施設等）等の改良、造成又は取得

(3) 漁業関係

漁船（20トン未満）、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得

※（1）～（3）の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。

(4) その他

- ①（1）～（3）の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得
- ② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得

4 貸付条件（平成29年3月31日現在）

区分	補助事業	非補助事業
利率	0.45%（共同利用：1.45%）	0.30%
限度額	負担する額の80%以内	負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 （かつこ書きの金額は、一定の要件を満たす場合） ①個人：1,300万円（2,600万円） ②法人・団体：5,200万円（6,000万円、1億円、3億円、5億円）
償還期限	25年（うち据置期間8年）以内	



図表 3-3-6 振興山村・過疎地域経営改善資金貸付実績

(単位：千円)

法区分	年度	農 業		林 業		漁 業		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
振興法	昭 55～平成	11,618	28,713,792	1,341	3,860,559	565	6,413,275	13,524	38,987,626
活 性 化 法	平 2	147	1,201,266	35	356,400	33	812,660	215	2,370,326
	平 3	321	2,832,728	58	1,069,019	25	479,970	404	4,381,717
	平 4	523	3,723,299	55	1,145,497	24	455,000	602	5,327,796
	平 5	527	5,310,772	36	1,666,043	30	1,444,240	593	8,421,055
	平 6	249	3,445,763	29	1,532,201	32	1,538,300	310	6,516,264
	平 7	119	971,721	17	1,251,748	7	299,100	143	2,522,569
	平 8	70	1,219,176	6	103,298	8	838,500	84	2,160,974
	平 9	29	934,147	9	808,600	5	142,180	43	1,884,927
	平 10	29	651,570	8	332,060	4	249,000	41	1,252,630
	平 11	20	1,004,389	5	242,318	—	—	25	1,246,707
自 立 促 進 法	平 12	9	673,580	3	517,200	1	270,000	13	1,460,780
	平 13	6	107,000	3	397,970	1	20,000	10	524,970
	平 14	3	275,950	1	18,000	—	—	4	293,950
	平 15	5	664,800	—	—	—	—	5	664,800
	平 16	2	188,000	—	—	2	555,700	4	743,700
	平 17	3	131,200	1	86,400	1	278,000	5	495,600
	平 18	—	—	3	94,000	1	400,000	4	494,000
	平 19	1	25,000	1	22,000	—	—	2	47,000
	平 20	—	—	—	—	4	263,000	4	263,000
	平 21	—	—	—	—	4	371,000	4	371,000
	平 22	—	—	—	—	—	—	—	—
	平 23	—	—	—	—	2	500,000	2	500,000
	平 24	—	—	—	—	1	120,000	1	120,000
	平 25	—	—	—	—	—	—	—	—
	平 26	2	13,800	—	—	1	4,000	3	17,800
	平 27	—	—	—	—	—	—	—	—
	平 28	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 1 日本政策金融公庫調べ。

2 山村振興法に基づく振興山村分も含む。

●中小企業に対する資金の確保（法第 27 条）〔金融措置〕

過疎地域における中小企業の育成を図るため、過疎地域において中小企業者が経営改善計画に定められた事業等の目的の達成に資する事業を行う場合に、国等が必要な資金の確保に努めるべき旨を規定している。

**●事業用資産の買換えの場合の課税の特例（法第29条）〔税制措置〕**

過疎地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、個人又は法人が非過疎地域内にある土地、建物又は構築物等の事業用資産を譲渡して、過疎地域内にある事業の用に供する土地、建物又は構築物等の事業用資産を取得した場合に、租税特別措置法第37条（特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例）及び第65条の7（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）の規定により、税負担の軽減を図っている。

**●減価償却の特例（法第30条）〔税制措置〕**

前項と同じ趣旨で、過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設又は増設した個人又は法人に対して、当該新增設に係る機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。）並びに建物及びその附属設備について、租税特別措置法第12条及び第45条の定めるところにより特別償却を認め、所得税又は法人税の優遇措置を講じている。

なお、平成29年の自立促進法改正により、対象業種から情報通信技術利用事業（コールセンター）が除外され、農林水産物等販売業が追加されている。

**●地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第31条）〔税制措置〕**

過疎地域内における産業の振興を図るため、製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新增設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を地方公共団体が条例により、課税免除又は不均一課税した場合、若しくは畜産業又は水産業を行う個人に対する個人事業税を地方公共団体が条例により課税免除又は不均一課税した場合には、その減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を基準財政収入額から控除することで普通交付税により補填することとしている（図表3-3-7、減収補填額の実績については図表3-3-8参照）。

図表 3-3-7 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

事業税	<p>a. 製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備で租税特別措置法第12条第1項における表第1号の第3欄又は第45条第1項における表第1号の第3欄の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計が2,700万円を超えるもの（「特別償却設備」という。）を新增設した者について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について、課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置期間は3箇年度。</p> <p>b. 畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、過疎地域として公示された日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税について、課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置期間は5箇年度。</p>
不動産取得税	<p>特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（過疎地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置は、当該年度のみ。</p>
固定資産税	<p>特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域として公示された日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置期間は3箇年度。</p>

図表 3-3-8 普通交付税で措置した減収補填額

(単位：千円)

年 度	事 業 税	不動産取得税	固定資産税	計
(緊急措置法) 昭 45～54	2,290,786	1,084,706	2,450,405	5,825,897
(振 興 法) 昭 55～平成	5,313,484	2,692,001	7,928,100	15,933,585
(活性化法) 平 2 ～11	9,089,165	15,890,410	26,466,369	51,445,944
(自立促進法) 平 12～28	8,976,814	14,607,819	37,673,916	61,258,549
合 計	25,670,249	34,274,936	74,518,790	134,463,975

(備考) 総務省調べ。

【過疎地域を対象とする施策】

●特別土地保有税の非課税措置（地方税法第586条）〔税制措置〕

過疎地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、過疎地域市町村で新設又は増設された一定の製造業の用に供する設備に係る工場用建物（一定の附属施設を含む。）の用に供する土地並びに同期間内に新築又は増築された一定の宿泊施設、集会施設及びスポーツ施設の用に供する土地について、特別土地保有税を非課税としている。（ただし、特別土地保有税は平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われなことをされている。）

●農林漁業振興施策（農林水産省）〔交付金〕

事業名	事業内容	国費率 (平成28年度予算額)
農山漁村振興交付金 (都市農村共生及び地域活性化対策) (農山漁村活性化整備対策)	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組や地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援します。	定額、1/2等 (8,000,000千円の内数)
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差の範囲内で交付金を交付する。  また、高齢化や人口減少が著しい中、農業生産活動が継続できるよう、複数の集落が連携した取組を支援するための集落連携・機能維持加算、特に条件が厳しい超急傾斜地の保全管理を支援するための超急傾斜農地保全管理加算を措置している。	定額 (26,299,601千円)

事業名	事業内容	国費率 (平成28年度予算額)
農山漁村地域整備交付金のうち (106,650,000千円の内数)		
農地防災事業(農村災害対策整備事業)	災害に対し脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を実施する。	整備事業(過疎) 災害防除対策推進地域 内地・北海道・奄美55%、 離島60% 甚大な災害発生地域で実施するもの 内地・北海道55%、 離島60%、奄美70% (通常補助率) 50/100
沖縄振興公共投資交付金のうち (当初80,655,109千円、補正650,687千円の内数)		
農地防災事業(農村災害対策整備事業)	災害に対し脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を実施する。	整備事業(過疎) 災害防除対策推進地域 沖縄80% 甚大な災害発生地域で実施するもの 沖縄75% (通常補助率) 2/3

●農業改良資金等の貸付(農林水産省)〔金融措置〕

事業名	事業内容
農業改良資金	農業改良資金融通法に基づき都道府県知事による貸付資格の認定を受けた一定の農業者等(※)に対し、農業改良措置(農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入すること等)を実施するのに必要な資金を無利子で貸し付けるとともに、過疎地域、振興山村等条件不利地域においては、据置期間の延長の特例措置を講じる。(※農商工等連携促進法など、個別の法律に基づき国又は都道府県から事業計画の認定を受けた者)
就農支援資金	都道府県知事の認定を受けた新規就農者等に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農準備に必要な資金を無利子で貸し付けるとともに、過疎地域、振興山村等条件不利地域に就農する場合には、償還期間の延長等の特例措置を講じる。

●農村地域への工業等の導入等の施策

事業	事業内容
対象地域	過疎地域、振興山村、農業振興地域（大都市圏等を除く。）
税制・金融上の優遇措置	農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区内の農用地等を、農村地域工業等導入実施計画で定める工場用地等に供するため、個人が譲渡した場合における譲渡所得についての所得税の軽減措置がある（農村地域工業等導入促進法第7条）。 その他、企業が行う設備投資等について、日本政策金融公庫から低利融資が受けられる。
工業等の立地に関する情報収集・提供、指導	一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構及び一般財団法人日本立地センターにおいて、農村地域への工業等の導入の促進のために、工業等の立地情報の収集、広報、指導等の業務が行われている。

●地場産業の振興・企業誘致施策（経済産業省）

事業	事業内容
SS過疎地対策	<p>平成27年3月に国、石油元売各社、業界団体等で組織するSS過疎地対策協議会を設置。平成28年5月に第3回を開催し、SS過疎地において地域が一体となって課題解決に取り組む一助となるよう、「SS過疎地対策ハンドブック」を取りまとめた。同ハンドブックは、①SS過疎地での取組の先進事例と共通して見られる「3つのアプローチ（※1）」の抽出、②SS過疎地対策に取り組むための「4段階のプロセス（※2）」の整理、③SS設備更新に必要なコストや国による支援策等のビジネスプラン検討に必要な基礎情報・支援ツールの整理、④関係者の相談窓口等を主な内容としている。引き続き、住民居住地から最寄りSSまでの道路距離分析情報等、SS過疎地対策の検討に必要な情報を自治体と共有するとともに、同ハンドブックをSS過疎地を抱える地域の関係者に周知していくことにより、地域が一体となった課題解決の検討・実践を促していく。</p> <p>（※1）先進事例に共通して見られる3つのアプローチ： ①地域のニーズにきめ細かく対応する総合生活サービス拠点化 ②地域参加型でSSを運営する体制構築 ③ビジネスモデルの大胆な見直し</p> <p>（※2）SS過疎地対策の4段階のプロセス： ①課題の認知、②検討、③実践、④評価・改善</p>
地域エネルギー供給拠点整備事業費	<p>石油製品の安定供給を確保するため、SSの地下タンクの入換えや漏えい防止対策、自家発電機導入、SS過疎地における簡易計量機の設置、地下タンク等の放置防止、土壌汚染の有無に関する検査経費等に係る費用について支援する。</p> <p>更に過疎地等において、自治体が石油製品の安定供給について、過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村計画等に位置付けた場合、支援措置の深掘り（補助率：2/3→3/4（中小企業）、10/10（自治体））を実施する。</p> <p>※28年度予算額：3,050,000（千円）</p>

石油製品流通網維持強化事業（のうち石油製品流通網再構築実証事業）	石油製品の安定供給を確保するため、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業を支援する。 ※28年度予算額：160,000（千円）
----------------------------------	---

### 【過疎地域に関連する施策】

#### ●農林漁業振興施策（農林水産省）〔交付金〕

事業名	事業内容	国費率（平成28年度予算額）
多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るため、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。	定額 (48,250,500千円)
農山漁村振興交付金 (山村活性化対策)	山村の所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜など地域資源の活用等を図るための取組を支援する。	定額 (8,000,000千円の内数)
農山漁村地域整備交付金のうち (106,650,000千円の内数)		
農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず生産条件等が不利な中山間地域で、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象に、農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境等の総合的な整備を実施する。	内地・北海道55%、 離島60%、奄美70%
農地環境整備事業	耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象に保全管理区域と生産区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地の生産性の向上を図るための整備を一体的に実施する。	内地・北海道55%、 離島60%、奄美70%
草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型）	生産条件が不利な中山間地域等において、林地、野草地、草地等の農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備を支援する。	内地・北海道55%、 離島60%、奄美70%
沖縄振興公共投資交付金のうち (当初80,655,109千円、補正650,687千円の内数)		
農山漁村活性化対策整備に関する事業	農山漁村における定住や都市住民による二地域居住、地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農・林・水の縦割りなく、生産基盤や生活環境施設、地域間交流の拠点となる施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援するとともに、地域のそれぞれの実情に応じた、地域の創意工夫による自主的な取組を支援する。	定額 (8/10、2/3等)

農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず生産条件等が不利な中山間地域で、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象に、農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境等の総合的な整備を実施する。	沖縄75%
農地環境整備事業	耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象に保全管理区域と生産区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地の生産性の向上を図るための整備を一体的に実施する。	沖縄75%
草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型）	生産条件が不利な中山間地域等において、林地、野草地、草地等の農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備を支援する。	沖縄75%
森林・林業再生基盤づくり交付金	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一体的な支援を行う。	定額（1/2、4/10等） （6,140,633千円）
林業労働力の確保と林業事業体の育成対策	林業への新規就業者の確保、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者の育成及び林業事業体の育成等を図るため、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業等を推進する。また、林業事業体の経営の合理化を促進し、森林施業を担う人材を確保・育成するため「林業労働力確保支援センター」を中核として、総合的な対策を推進する。	定額、定額（1/2）（当初 5,404,330千円） （次世代林業基盤づくり交付金 6,140,633千円の内数）
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意により設置する活動組織が行う里山林等の森林の保全管理や、森林資源の活用を目的とした伐採等の活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対し、支援を行う。	定額、1/2、1/3以内 （2,452,105千円）

●林業就業促進基金の貸付（農林水産省）〔金融措置〕

事業名	事業内容
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする者の研修等、就業準備に必要な資金を無利子で貸し付ける。



●地場産業の振興・企業誘致施策（経済産業省）

事業	事業内容
JAPANブランド育成支援事業	中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する支援を実施する。
地域産業資源活用事業	中小企業地域資源活用促進法に基づき、地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者が、当該事業計画に沿って実施する、地域産業資源（農林水産物、鉱工業品、観光資源など）を活用した新商品・新サービスの開発等の取組に対し、市場調査、試作品開発、展示会出展等に要する経費の一部を補助する。
金融上の優遇措置	中小企業地域資源活用促進法に基づき、地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者等に対して、日本政策金融公庫等による貸付を行う。また、信用保証協会の保証限度額を拡大する。
戦略産業支援のための基盤整備事業	企業立地促進法に基づき国の同意を受けた「基本計画」の対象区域内において、企業立地促進及び産業集積形成のための基盤として活用され、我が国の産業競争力強化に資する施設・設備の整備事業を支援する。
企業立地促進法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填	都道府県知事から企業立地計画の承認を受けた事業者が、同計画に基づいて、工場用等の建物等を取得等した場合であって、地方公共団体が当該施設に係る不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行ったとき、その減収額の一部を普通交付税により補填する。（企業立地促進法第20条）
企業立地促進法に基づく金融上の優遇措置	企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」に従って企業立地又は事業高度化への取組を行う中小企業者に対して、日本政策金融公庫による貸付を行う。

●観光又はレクリエーション施設の整備（環境省、国土交通省、農林水産省）

〔国庫補助金及び交付金〕

事業名	事業内容	事業主体・補助率等
国立公園、国定公園等の整備	<p>国立公園、国定公園等において、地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を実施し、自然と共生する社会の実現を図ることを目的に、都道府県及び市町村が自然環境整備計画に基づき実施する整備事業に対し、自然環境整備交付金により以下の事業について支援するもの。</p> <p>①国立公園の整備 国立公園において利用施設の国際化対応や老朽化対策のために実施する歩道、園地、休憩所、公衆便所等の整備</p> <p>②国定公園の整備 国定公園において実施する歩道、園地、休憩所、公衆便所、植生復元施設、自然再生施設等の整備。</p> <p>③長距離自然歩道の整備（国立公園・国定公園外） 長距離自然歩道において実施する歩道や標識等の整備。 (環境省)</p>	<p>地方公共団体 1/2（国立公園整備）、45/100（国定公園等整備）</p>

レクリエーション施設等	都市計画区域外の農山漁村地域における生活環境を改善するため、都市公園における地区公園相当規模の公園の整備を行う（国費率：用地費 1/3、施設費 1/2）。 また、河川事業及び砂防事業による地域の人々も散策等で利用できる河川管理用道路等の整備。  (国土交通省)	地方公共団体、1/3・1/2
港湾の整備	人々の生活の安定及び地域の振興を図るため、日常生活物資や地場産品、農水産品等を効率的に輸送するための岸壁の整備等を促進する。また地域住民の足となるフェリーターミナルの整備を行う。  (国土交通省)	地方公共団体等、9.5/10～6/10
海岸の整備	国土保全及び安全の確保を図るため海岸保全施設の整備を促進する。特に、安全で景観にも優れた、地域住民が海辺とふれあえる海岸空間を創出する。  (農林水産省・国土交通省)	地方公共団体等、9/10～1/3

●森林・山村対策（総務省・農林水産省）

森林・山村対策については、森林の有する多面的な公益的機能を今後とも維持し、山村地域の活性化を図っていくため、新たな観点からの抜本的な対策が必要との認識に基づき、平成3年12月に国土庁、林野庁、自治省の間で「森林・山村検討会」を設置し、検討を進めた。その検討結果を踏まえ、平成5年1月に「森林・山村検討会の取りまとめに基づき平成5年度から講じる施策の概要」がとりまとめられ、これに基づいて平成5年度から森林・山村対策として地方交付税措置が講じられた。

平成28年度に講じられた森林・山村対策の概要は次のとおりである。

【地方財政措置】（総務省）

事項	内容
豊かな森林づくりの推進	(1) 公有林等における間伐等の管理に対する財政措置 (2) 公有林における作業道の整備に対する財政措置 (3) 公的管理が必要な民有林について所有者との協定等により一定期間にわたり管理・整備を行う地方公共団体や森林整備法人に対する財政措置 (4) 伐期延長や複層林化による人工林の天然林化を促進する取組に対する財政措置 (5) (4)の取組を行う林業公社に対する地方公共団体の利子補給等に対する財政措置 (6) 森林所有者等による森林の現況調査等の地域活動を支援 (7) 活動組織が行う里山林等の森林の保全管理や、森林資源の活用を目的とした伐採等の活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対する財政措置
担い手の育成と山村の活性化	新たな緑の雇用担い手育成対策 ・森林作業員を育成するためのOJT研修等を実施 ・林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備等

地域材の利用促進	(1) 環境物品（木材製品）の導入等による地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策等の推進 (2) 木材乾燥施設の整備促進等 (3) 地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等 (4) 地域材を利用した住宅建設に対する低利融資
----------	--

●農山漁村地域活性化対策（総務省・農林水産省）

人口の著しい減少や高齢化が進展し、地域の活力の低下が懸念されている農山漁村地域の活性化を一層推進するため、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」（平成5年法律第72号）が、平成5年9月に施行されたが、この法律に基づく農林業等の活性化の基盤整備にあわせて、地理的、自然的条件が不利な地域における後継者の育成・確保対策や若者の定住促進対策等を支援するため、農山漁村対策として、平成6年度から地方財政措置が講じられた。また、平成7年度以降、ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴う影響への懸念等から農山漁村地域の活性化を図るため、農山漁村ふるさと事業として地方交付税措置が講じられてきたが、平成12年度をもってUR対策が終了したことに伴い、これを見直し、平成13年度からの新たな措置として「農山漁村地域活性化事業」が創設された。

平成28年度に講じられた農山漁村地域活性化対策の概要は次のとおりである。

[地方財政措置]（総務省）

事業名	事業内容
農山漁村地域活性化事業	農山漁村地域の活性化を図るため、農林漁業の振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するためのソフト事業に要する経費に対する財政措置 ・地域におけるニーズに応じた地域農畜産物の生産、消費拡大等への取組対策 ・都市と農山漁村の共生・対流、高付加価値の地域特産品の振興等による地域の活性化対策 ・農山漁村の多面的・公益的機能の発揮のための対策
環境保全型農業直接支払交付金	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者の組織する団体等に対する支援に要する経費に対する財政措置
多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るため、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動に対する支援に要する経費に対する財政措置
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、耕作放棄を防止し、多面的機能の維持を図るための直接支払の実施に必要な経費に対する財政措置
離島漁業再生支援事業	販売・生産面で条件が不利な離島において、漁場再生活動を行う漁業集落に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置
水産多面的機能発揮対策事業	水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する活動を行う活動組織に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置

## 2 交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進

## (1) 交通

## 【過疎法による施策】

## ●基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（法第14条）〔行政措置〕

道路交通体系の整備は、過疎対策のうちで最も重要な施策の一つであるが、過疎地域市町村は、財政力が弱く、また技術的能力も十分でない場合が多い。このため、過疎法では、基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定したものについて、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができることとされている。

この代行事業に係る経費は、都道府県が負担するものとされ、国は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の規定に基づき、補助率の嵩上げを行うこととしている。

## 都道府県代行制度の適用件数

(年度、件)

	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
市町村道	266	251	239	226	215	202	191	187	176	153	135	119	99	81	62	50	46	45	41	39	38	34
農道	248	243	239	242	226	215	188	155	132	105	79	59	52	45	38	32	20	21	16	9	8	6
林道	269	273	266	260	251	234	233	217	203	193	200	188	176	163	158	148	148	123	122	120	124	117
漁港 関連道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	785	769	746	729	693	652	613	560	512	451	414	366	327	289	258	230	214	189	179	168	170	157

(備考) 国庫補助金や交付金を充当している路線数。

なお、各基幹道路についての指定基準及び指定路線は、次のとおりである。

	指 定 基 準	指 定 路 線
市 町 村 道 (国土交通省)	過疎地域における市町村道（過疎地域とその他の地域を連絡する道路も含む）のうち、次の各号の一つに該当するものから、国土交通大臣が当該都道府県知事の意見を聞いた上で指定する。	a 都市計画決定された幹線街路 b 主要集落（戸数 50 戸以上）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 c 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な生産施設とを連絡する道路 d 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要な生産施設又は主要な観光地相互において密接な関係を有するものとのを連絡する道路 e 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道又は幹線一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のために必要な道路
農 道 (農林水産省)	土地改良法に基づき実施される農業用道路であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。）	a 受益面積 30ha 以上のものであること。 b 延長 800m以上、かつ、全幅員 4m以上のものであること。
林 道 (農林水産省)	森林法に基づく国庫補助事業により実施される林道であり、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。）	a 利用区域の森林面積が 50ha 以上であること b 地域森林計画において、指定林道として位置づけられ、かつ、次の要件のいずれかを満たすこと (a) 利用区域内に 10 戸以上の集落が存在すること (b) 国道、都道府県道又は基幹道路若しくはこれと同等の要件を持つ既設道路の間を相互に結ぶもの (c) 市町村森林整備計画において、「路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域」内で計画されているものであること
漁港関連道 (農林水産省)	農山漁村地域整備交付金実施要領(沖縄県においては、沖縄振興公共投資交付金交付要綱)に規定する漁港関連道であり、次に該当するものについて農林水産大臣が指定する。（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な漁港関連道を含む。）	その路線が市町村の区域を超えるもの又は延長が 500m以上で、かつ全幅員が 4m以上のものであること。

**●交通の確保（法第20条）〔行政措置〕**

過疎地域の自立促進に当たっては、乗合バス、鉄道、離島航路、離島航空等のうち、地域における通勤、通学、通院、買物などの住民の日常生活に必要な交通について、その安定性の確保を図ることが重要である。

過疎法では、国及び地方公共団体が適切な役割分担と協調関係の下で、地域住民の生活に必要な旅客輸送の安定的な確保について適切な配慮をすることとしている。

**【過疎地域を対象とする施策】****●道路整備事業（国土交通省）〔国庫補助金〕**

過疎地域の自立促進にあたっては、地域の経済社会及び生活行動圏の拡大に対応し、地域間の交流を促進するネットワーク及び交通網の整備が不可欠となっている。

このため、地域間交流を促進し、過疎地域の自立促進を支援するために高規格幹線道路の整備と連携を図り、地域高規格道路をはじめ、一般国道、都道府県道等について、計画的・重点的に整備の推進を図る。

**●自家用有償旅客運送（国土交通省）**

過疎地域においては、過疎化の進行とそれに伴うバス路線の廃止等により、生活交通の確保が大きな課題となっている。

有償で旅客を輸送する場合は、輸送の安全確保及び利用者保護の観点から、本来、バス、タクシー等の事業許可を受けた者により運送が行われているが、山間部等ではバス・タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスが提供されない場合がある。

そのような地域においては、バス・タクシー等の公共交通機関の補完的役割として、国土交通大臣の登録を受けるなど一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等が、自家用自動車を使用して有償旅客運送を行うことができることとしており（自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送等））、地域住民の生活に必要な移動手段の確保を図っている。

●林道の整備に関する補助制度（農林水産省）

【林道】

事業名	事業内容	28年度予算額
森林環境保全整備事業のうち林業専用道整備事業	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一部を助成する（図表3-3-9）。	2,277,000千円
道整備交付金のうち林道	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、地域再生計画に基づき地方公共団体が施行する林道の開設、拡張につきその費用の一部を助成する（図表3-3-9）。	41,568,000千円の内数
農山漁村地域整備交付金のうち森林整備事業 育成林整備事業、共生環境整備事業、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業、山のみち地域づくり交付金事業	都道府県知事がたてる地域森林計画に記載された路線で、農山漁村地域整備計画に基づき地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一部を補助する（図表3-3-9）。	106,650,000千円の内数
沖縄振興公共投資交付金のうち森林整備事業 森林環境保全整備事業及び森林居住環境整備事業	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、森林整備事業計画に基づき地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一部を補助する（図表3-3-9）。	当初80,655,109千円、補正650,687千円の内数

図表 3-3-9 林道事業費補助金国費率一覧表

区 分	開 設								改 良	
	森林基幹道		森林管理道		林業専用道		森林施業道		幹線林道	その他
林道の区分	基本	奥地広域 ※等	基本	過疎・振 興山村・ 特定・準 特定等	基本	過疎・ 振興山 村等	基本	過疎・振 興 山村等		
利用区域面積	1,000ha 以上	500ha 以上	50ha 以上	過疎・特 定・準特 定等では 30ha 以上	10ha 以上		10ha 以上		500ha 以上 (過疎・ 振興山村 200ha 以 上)	50ha 以上 (過疎 30ha 以 上)
国費率	50/100	50/100	45/100	50/100	45/100	50/100	45/100	50/100	50/100	30/100
北海道・離島	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	/	
奄美	2/3	2/3	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100		
奄美過疎基幹	—	—	65/100	—	—	—	—	—		
沖縄	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100		

※「奥地広域」とは、過疎地域・振興山村・半島振興対策実施地域に存し、かつ、当該利用区域の存する市町村が特定又は準特定市町村であること等の要件を満たす区域。

●バス運行対策（地域内フィーダー系統確保維持）（国土交通省）〔国庫補助金〕

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通について支援する（図表 3-3-11）。

○地域内フィーダー系統確保維持に係る補助

補助対象地域間幹線系統を補完する系統又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とする系統の確保維持に係る補助

- ・国は乗合バス事業者等に対して補助（補助率：補助対象経費の 1/2）



区分	補助対象事業者の要件	補助対象経費	備考
地域内フィーダー系統確保維持費補助	一般乗合旅客運送事業者、自家所有有償旅客運送者及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額。ただし、補助対象系統が存する市町村の人口等を基準として算定する額を各市町村の限度額とする。	
車両減価償却費等補助	協議会又は市町村等にて地域内フィーダー系統の確保・維持のために取得が必要と認められた購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）、ただし、下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	協議会又は市町村等にて地域内フィーダー系統の確保・維持のために取得が必要と認められた購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）、ただし、下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左記の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両
公有民営方式車両購入費補助	地方公共団体及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	協議会又は市町村等にて地域内フィーダー系統の維持・確保のために取得が必要と認められた車両の購入に係る費用。ただし、下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両

- (備考) 1 「補助対象経常費用の見込額」とは、地域キロ当たり標準経常費用（又は、地域時間当たり標準経常費用）と乗合バス事業者等キロ当たり経常費用（又は、時間当たり経常費用）とを比較し、いずれか少ない方の額に、補助対象系統の計画実車走行キロ数（又は、計画サービス提供時間数）を乗じて得た額をいう。
- 2 「購入車両減価償却費及び当該購入に係る減価償却費及び金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）」とは、実購入予定費から備忘額として1円を控除した額をいう。

## 【過疎地域に関連する施策】

### ●地方公共団体の道路整備に関する事業（国土交通省）

#### 【社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金】

地域における活力創出等の政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備のほか、関連する社会資本整備やソフト事業についても総合的・一体的に支援する「社会資本整備総合交付金」「防災・安全交付金」により、地方公共団体が実施する道路整備事業を支援している。

●農道及び林道の整備に関する補助制度（農林水産省）

【農道】

農山漁村地域整備交付金

内 容		28年度予算額	国費率
農地整備事業のうち通作条件整備（地域の農業にとって必要な通作のための農道を他の農業生産基盤と一体的に整備するものに限る）		106,650,000千円の内数	内地：50/100 北海道：55/100 離島：55/100 奄美：75/100
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		
農道整備事業（H21以前に採択され着手済みの地区に限る）			
広域営農団地農道整備	広域的営農団地における農道網の基幹となる農道の整備		
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		

沖縄振興公共投資交付金

内 容		28年度予算額	国費率
農地整備事業のうち通作条件整備（地域の農業にとって必要な通作のための農道を他の農業生産基盤と一体的に整備するものに限る）		当初 80,655,109千円、補正 650,687千円の内数	沖縄：85/100
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		
農道整備事業（H21以前に採択され着手済みの地区に限る）			
広域営農団地農道整備	広域的営農団地における農道網の基幹となる農道の整備		
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		

【林道】

事業名	事業内容	28年度予算額
美しい森林づくり基盤整備交付金	「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、市町村長が作成する特定間伐等促進計画において実施する作業路網その他の施設の設置に要する費用について、交付金を交付する。	936,000 千円 の内数

●漁港関連道の整備に関する補助制度（農林水産省）

農山漁村地域整備交付金

事業名	事業内容	28年度予算額
農山漁村地域整備交付金のうち漁港関連道整備事業	漁獲物の流通及び漁業用資材の運送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁港環境の改善を図るために重要な、関連道の新設又は改良を行う事業	106,650,000 千円の内数

沖縄振興公共投資交付金

事業名	事業内容	28年度予算額
沖縄振興公共投資交付金のうち漁港関連道整備事業	漁獲物の流通及び漁業用資材の運送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁港環境の改善を図るために重要な、関連道の新設又は改良を行う事業	当初 80,655,109 千円、補正 650,687千円 の内数

漁港関連道整備事業費交付率一覧表

種 別	主要漁港関連道	主要漁港関連道 附帯関連道改良	一般漁港関連道
補 助 率	1/2	1/2	1/2
北海道及び離島の特例	5.5/10	/	
沖縄県の特例	4/5		
奄美の特例	7/10		

●バス運行対策（地域間幹線系統確保維持）（国土交通省）〔国庫補助金〕

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援する（図表 3-3-11）。

○地域間幹線系統確保維持に係る補助

地域間幹線系統（複数市町村にまたがり、1日の輸送量が15人～150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心市町村等にアクセスする広域的・幹線的な路線）に係る補助

- ・地域間幹線系統は協議会又は都道府県等にて維持・確保が必要と認められたもの。
- ・国は乗合バス事業者等に対して補助（補助率：補助対象経費の1/2）

区分	補助対象事業者の要件	補助対象経費	備考
地域間幹線系統確保維持費補助	一般乗合旅客運送事業者及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。	
車両減価償却費等補助	協議会又は都道府県等にて地域間幹線系統の維持・確保のために取得が必要と認められた購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）、ただし、下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両	
公有民営方式車両購入費補助	地方公共団体及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	協議会又は都道府県等にて地域間幹線系統の維持・確保のために取得が必要と認められた車両の購入に係る費用。ただし、下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両

- （備考）1 「補助対象経常費用の見込額」とは、地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に、補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- 2 「購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）」とは、実購入予定費から備忘価額として1円を控除した額をいう。

●離島航路等におけるインフラ整備に関する補助制度（国土交通省）〔国庫補助金〕

海等により本土から隔絶され、私的交通の利用可能性が乏しい離島における本土との生活交通については、港湾が地域の生活に不可欠な交通基盤であることから、離島航路の就航率の向上等、輸送の安全性を確保するために岸壁、防波堤、航路等の整備推進を図る（図表 3-3-10）。

図表 3-3-10 港湾整備事業の負担率、補助率一覧

所 管	事 業 区 分	水域・外郭 施 設	係留施設	臨港交通 施設	港湾施設 用地等	根 拠 法
北海道局	国際拠点港湾	8.5/10	2/3	2/3	2/3	北海道開発のため にする港湾工事に 関する法律
	重要港湾	7.5/10	6/10	6/10	6/10	
国土政策 局 (離島)	重要港湾	8.5/10	2/3	2/3		離島振興法（北海 道における離島振 興法指定地域を含 む）
	地方港湾	8/10	6/10	6/10 2/3 * 2/3 *		
国土政策 局 (奄美)	重要港湾	9/10	8/10	8/10	2/3	奄美群島振興開発 特別措置法
	地方港湾	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10	
内閣府沖 縄振興局	重要港湾	9.5/10	9.5/10	9.5/10	9.5/10	沖縄振興特別措置 法
	地方港湾	9/10	9/10	9/10	9/10	
	地方港湾	9/10	9/10	9/10	9/10	

(備考) 「\*」は本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものである。

●離島航路対策（国土交通省）〔国庫補助金〕

離島航路のうち、唯一の生活航路であって、かつ、その経営によってやむを得ず欠損が見込まれる等一定の要件を備えた航路については、地域公共交通確保維持改善事業により、その補助対象経費の2分の1に対し国は補助を行うこととしている（図表 3-3-11）。また、離島住民の運賃負担の軽減に資する取組みへの支援として、自治体、事業者等で構成される協議会において決定された運賃引き下げ額の2分の1を補助するなど、離島航路の確保維持に努めている。

さらに、増大する欠損を抑制し持続的な航路運営を図るため、離島航路構造改革補助により、関係者による航路改善協議会の設置、公設民営による船舶建造への支援等を通じて、積極的に航路構造改革を行う離島航路事業者に対し支援を行っている（図表 3-3-11）。

●離島航空路対策（国土交通省）〔国庫補助金〕

離島航空路線対策として、離島住民の福祉の向上並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資する観点から、離島航空路線に就航する航空機及びその部品の購入に要する費用の一部を補助実施しており、併せて、衛星航法を促進し、離島空港における就航率の向上等を図る観点から離島航空路線に就航する航空機に係る衛星航法補強システム(MSAS)受信機及びその部品の購入に要する費用の一部も補助している。

また、離島航空路線において当該地域住民の日常生活に不可欠な路線のうち、一定の要件を備えた路線において、欠損が見込まれる場合には、地域公共交通確保維持改善事業により運航費の補助を実施している。更に、離島住民の運賃負担の軽減に資する取組みへの支援として、自治体、事業者等で構成される地域の協議会において決定された運賃引き下げ額への補助も同事業において実施している(図表 3-3-11)。

●地方公共団体が設置管理者であって全国航空ネットワーク機能を補完する空港の整備

(国土交通省)〔国庫補助金〕

近年の国民の高速志向の高まりにより高速交通機関の不足した地域等において、小型航空機等を地域的に活用しようとする動きが広がっている。これに対し、国土交通省では、過疎地帯を含めて地方公共団体が設置管理者であって全国的航空ネットワーク機能を補完する空港の整備に対し、助成制度を設けている(補助率:国4割)(図表3-3-11)。

●鉄道軌道整備費等補助金(国土交通省)〔国庫補助金〕

○安全性の向上

鉄道軌道における輸送の安全を確保するため、鉄道軌道事業者に対し、安全性向上に資する設備整備等に要した費用の1/3を国から補助する(図表3-3-11)。

●鉄道施設安全対策事業等補助金(国土交通省)〔国庫補助金〕

○災害復旧

洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模な災害を受けた鉄道事業者に対して、「鉄道軌道整備法」に基づき、その災害復旧に要した費用の1/4を国から補助することとし、地方公共団体は国に準ずる助成措置を講ずる(図表3-3-11)。

図表 3-3-11 公共交通に関する補助金の実績

年度	地域間幹線系統確保維持費補助金 (～H22 バス運行対策費補助金)		地域内フィーダー系統確保維持費補助金		離島航路運営費等補助金 (S27～H22 離島航路補助金)		離島航路構造改革補助 (H6～H15 離島航路船舶近代化建造費補助) (H16～H20 パリアフリー化補助)		鉄道軌道整備費等補助金(運営費)		鉄道軌道安全輸送設備等整備補助金(安全性の向上) (S44～H19 近代化補助) (H20～H21 輸送高度化補助) (H22 輸送対策事業費補助)	
	事業者数	補助金額 (百万円)	事業者数	補助金額 (百万円)	航路数	補助金額 (百万円)	航路数	補助金額 (百万円)	事業者数	補助金額 (千円)	事業者数	補助金額 (千円)
平 3	156	9,127	—	—	128	3,804	—	—	22	886,243	25	647,179
平 4	159	9,250	—	—	125	3,997	—	—	20	928,709	34	759,848
平 5	163	9,038	—	—	123	4,184	—	—	18	905,617	43	1,186,744
平 6	163	9,268	—	—	108	4,146	2	75	8	604,019	51	1,824,324
平 7	161	8,924	—	—	107	4,141	4	117	5	377,803	57	2,247,691
平 8	164	8,747	—	—	103	4,085	5	128	2	83,009	59	2,571,356
平 9	163	8,838	—	—	109	4,085	5	138	3	109,337	56	1,967,816
平 10	162	8,006	—	—	107	4,083	3	128	1	10,645	57	2,219,562
平 11	166	7,292	—	—	109	4,073	3	126	2	76,269	59	2,279,802
平 12	164	7,090	—	—	107	4,479	3	114	2	183,901	55	2,357,931
平 13	201	6,962	—	—	106	4,276	1	68	2	190,588	50	2,074,832
平 14	204	7,318	—	—	103	3,929	3	80	2	158,670	53	2,381,185
平 15	212	7,301	—	—	107	3,846	1	11	2	130,929	51	2,448,863
平 16	227	7,264	—	—	109	3,825	3	76	2	93,744	51	2,695,294
平 17	225	7,202	—	—	107	3,838	4	42	1	33,864	56	2,677,403
平 18	223	7,431	—	—	107	4,692	0	0	1	29,594	50	2,602,795
平 19	215	7,682	—	—	111	5,569	1	1	1	39,270	50	2,395,116
平 20	208	8,003	—	—	118	7,080	1	1	1	2,428	50	2,363,185
平 21	202	7,908	—	—	106	5,496	74	1,805	—	—	49	2,157,995
平 22	202	6,453	—	—	102	4,575	25	196	—	—	51	1,931,306
平 23	216	7,605	111	197	104	5,279	16	248	—	—	84	4,868,019
平 24	224	7,777	445	1,549	119	5,823	19	884	—	—	93	4,727,285
平 25	226	8,887	534	2,773	120	5,962	17	495	—	—	93	4,451,842
平 26	229	8,936	614	3,081	119	6,310	27	765	—	—	89	4,460,527
平 27	224	9,290	665	3,407	120	6,230	19	376	—	—	162	7,519,237
平 28	226	9,643	697	3,227	119	6,267	18	453	—	—	182	5,854,331

年度	鉄道軌道近代化設備整備費等補助金 (地方鉄道新線開業)		鉄道施設安全対策事業等補助金 (災害復旧)		地方公共団体が設置管理者であって全国的航空ネットワーク機能を補完する空港の整備			航空機等購入費補助金 機体取得				MSAS受信機		離島航空路運航費補助 (H11～H23 上半期航空機等購入費補助金(運航費))	
	事業者数	補助金額 (百万円)	事業者数	補助金額 (百万円)	箇所数	補助金額 (百万円)	備考	事業者数	補助金額 (千円)	事業者数	補助金額 (千円)	事業者数	補助金額 (千円)	事業者数	補助金額 (千円)
平 2	—	—	—	—	1	40	天草	—	—	—	—	—	—	—	—
平 3	1	85	2	714	1	280	〃	—	—	—	—	—	—	—	—
平 4	—	—	—	—	1	176	〃	—	—	—	—	—	—	—	—
平 5	—	—	2	1,679	1	360	〃	1	50,207	—	—	—	—	—	—
平 6	1	187	10	18,227	1	520	〃	1	46,575	—	—	—	—	—	—
平 7	1	187	5	1,198	1	520	〃	—	—	—	—	—	—	—	—
平 8	2	385	3	135	1	560	〃	2	1,590,840	—	—	—	—	—	—
平 9	3	841	—	—	1	244	〃	2	1,909,485	—	—	—	—	—	—
平 10	1	104	3	420	1	136	〃	—	—	—	—	—	—	—	—
平 11	1	104	1	29	—	—	—	2	1,614,591	—	—	7	478,797	—	—
平 12	1	48	1	8	—	—	—	3	1,621,865	—	—	7	385,738	—	—
平 13	1	379	1	16	—	—	—	3	894,551	—	—	6	384,198	—	—
平 14	—	—	1	16	—	—	—	2	1,403,763	—	—	6	416,779	—	—
平 15	—	—	3	278	—	—	—	1	1,040,143	—	—	7	436,584	—	—
平 16	—	—	6	580	—	—	—	1	1,100,852	—	—	7	360,571	—	—
平 17	—	—	1	3	1	96	名古屋	1	937,079	—	—	7	336,784	—	—
平 18	—	—	2	80	—	—	—	2	1,554,082	—	—	5	253,091	—	—
平 19	—	—	2	17	1	34	名古屋	—	—	1	28,677	6	241,075	—	—
平 20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	116,313	7	317,477	—	—
平 21	—	—	—	—	1	123	名古屋	—	—	3	119,360	7	395,314	—	—
平 22	—	—	2	13	1	61	名古屋	—	382,903	1	90,409	7	385,875	—	—
平 23	—	—	11	2,588	1	7	名古屋	—	—	—	—	8	511,236	—	—
平 24	—	—	2	51	—	—	—	—	—	—	—	8	548,166	—	—

平 25	—	—	1	156	—	—	—	1	467,055	—	—	8	549,830
平 26	—	—	1	4	2	56	名古屋	1	1,475,014	—	—	7	663,232
平 27	—	—	1	42	1	52	名古屋	1	5,302,290	—	—	7	634,166
平 28	—	—	2	783	—	—	—	2	6,423,085	—	—	7	593,395

(2) 通信・情報化の推進

【過疎法による施策】

●情報の流通の円滑化及び通信体系の充実（法第21条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間交流の促進等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとしている。

【過疎地域を対象とする施策】

●無線システム普及支援事業（総務省）〔国庫補助金〕

過疎地域内においても、豊かさを実感できる社会を実現するためには、情報化がバランスのとれた形で進展することが必要であり、公共投資で以下のものに対し、国が一定の補助を行うもの（図表3-3-12）。

（単位：千円）

事業名	事業内容	28年度予算額	補助率 (貸付率)
無線システム普及支援事業	携帯電話等の無線システムによるサービスを過疎地等において提供する場合に必要な基地局施設や伝送路の整備。	1,263,971	1/2、2/3、10/10

図表 3-3-12① 無線システム普及支援事業の実績

年度	無線システム普及支援事業		
	携帯電話等エリア整備事業		
	箇所	事業費 (千円)	国庫補助金 (千円)
平 18	115	6,632,743	3,597,307
平 19	182	8,363,211	5,227,215
平 20	149	7,424,279	4,884,933
平 21	339	5,898,820	3,837,703
平 22	785	21,063,251	13,905,694
平 23	205	5,256,665	3,488,871
平 24	159	3,823,085	2,514,505
平 25	76	2,005,880	1,336,058
平 26	61	1,389,992	923,247
平 27	73	1,967,566	1,305,229
平 28	66	1,675,824	1,075,585



●情報通信利用環境整備推進事業（総務省）〔国庫補助金〕（平成27年度まで）

（単位：千円）

事業名	事業内容	27年度予算額	補助率
情報通信利用環境整備推進事業	医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する。	433,000	1/3（離島2/3）

図表 3-3-12② 情報通信利用環境整備推進事業の実績

年度	箇所	事業費（千円）	補助金額（千円）
平成23	6	3,968,316	1,322,771
平成24	8	2,869,933	956,642
平成25	8	3,092,075	1,482,515
平成26	3	1,273,099	424,365
平成27	8	3,076,357	1,109,846

●情報通信基盤整備推進事業（総務省）〔国庫補助金〕

事業名	事業内容	28年度予算額	補助率
情報通信基盤整備推進事業	地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。	400,000 （当初予算） 199,137 （補正予算）	1/3（（財政力指数が0.3未満の市町村：1/2、離島市町村：2/3））

図表 3-3-12③ 情報通信基盤整備推進事業の実績

年度	箇所	事業費（千円）	補助金額（千円）
平成28年度	3	214,456	107,227

●電気通信に関する施設の維持管理に係る支援（総務省）〔地方財政措置〕

過疎地域等において地方公共団体又は民間事業者等（地方公共団体から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービスや有線テレビジョン放送等に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費の一部について、特別交付税措置を講じている。

## 3 生活環境の整備

## 【過疎法による施策】

## ●消防施設に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）

（総務省消防庁）〔財政措置〕

過疎地域における生活環境施設の設備の一環として、防火水槽等の消防施設の整備に対する通常の補助率は1/3であるが、過疎地域市町村においては5.5/10（昭和59年度まで2/3、昭和60年度6/10、昭和61年度以降現行補助率）としている（図表3-3-13）。

図表3-3-13 消防防災施設等整備費補助金の特別措置の状況（実績）

年 度	事 業 費	国庫補助金	特例により引き上げられた国庫補助金
	千円	千円	千円
〔緊急措置法〕 昭和45～54年度	26,068,983	17,379,321	8,689,659
〔振興法〕 昭和55～平成元年度	63,404,988	39,038,844	17,903,847
〔活性化法〕			
平成2年度	5,568,517	3,062,684	1,206,512
平成3年度	6,275,397	3,451,468	1,359,669
平成4年度	6,222,464	3,422,355	1,348,201
平成5年度	6,698,831	3,684,357	1,451,414
平成6年度	7,088,948	3,898,921	1,535,939
平成7年度	9,247,351	5,086,043	2,003,593
平成8年度	7,643,706	4,204,038	1,656,136
平成9年度	6,543,995	3,599,197	1,417,866
平成10年度	7,569,775	4,163,376	1,640,118
平成11年度	6,747,735	3,711,254	1,462,009
小 計	69,606,719	38,283,693	15,081,457
〔自立促進法〕			
平成12年度	6,262,475	3,444,361	1,356,869
平成13年度	6,246,046	3,432,191	1,350,176
平成14年度	4,299,684	2,363,647	930,419
平成15年度	4,785,787	2,628,553	1,033,291
平成16年度	1,807,833	975,476	243,210
平成17年度	1,062,641	584,452	74,059
平成18年度	103,206	56,763	22,361
平成19年度	57,199	31,459	12,393
平成20年度	70,217	38,619	15,214
平成21年度	78,847	43,366	17,084
平成22年度	52,102	28,656	11,289
平成23年度	10,035	5,517	2,172
平成24年度	24,431	13,437	5,294
平成25年度	46,364	25,500	10,046
平成26年度	39,895	21,942	8,644
平成27年度	47,233	25,978	10,234
平成28年度	54,273	29,850	11,759
小 計	25,048,268	13,749,767	5,114,514
合 計	184,128,958	108,451,625	46,789,477

（備考）消防庁調べ。

## ●下水道事業の都道府県代行制度（法第 15 条）〔行政措置〕

下水道は、生活関連社会資本の中で重要な位置を占めているが、大多数の過疎地域の市町村において整備が遅れており、普及率が低位にとどまっている。しかし、過疎地域市町村の中には、下水道事業を執行するのに十分な技術力がなく、また、過疎債、国の財政的支援の対象となる施設の範囲の拡大等の一般的な支援措置を講じてもおお十分な財政力がないため、下水道事業の整備が遅れている市町村がみられる。

一方、過疎地域の活性化を図るとともに、自然公園、水道水源等の広域的な整備の必要性の観点から下水道整備を促進することは、都道府県としても積極的に取り組むべき課題である。

このため財政力、技術力が不足するため自ら公共下水道に着手することが困難な団体に代わって、都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行うことができる制度が平成 3 年度に創設され、平成 7 年度及び平成 9 年度には、財政力や地域要件に関する要件が緩和された。また、代行制度の対象となる公共下水道を国土交通大臣が指定することとなっているが、当該指定は当該公共下水道を管理する市町村の申請に基づいて行われることとなっている。この申請には前もって当該市町村から都道府県へ協議することとされていたが、平成 22 年度に当該協議義務が廃止された。このため、今後は申請者である市町村と事業主体となる都道府県が、円滑な事業実施のため自発的に密に連携をとりながら進めていくこととなる。

過疎市町村が合併した場合の取扱いについては、合併市町村が、代行制度の人口要件等を合併市町村全体として満足する場合には、合併前の過疎市町村の区域を対象として代行制度を適用することが可能である。また、平成 14 年 3 月 31 日以降に合併を行った市町村については、合併が行われた日から 10 年を経過する日の属する年度末日までの間に限って、合併前の市町村区域の単位で対象要件を判断することができる経過措置がとられている（法第 15 条、第 33 条、法施行令第 11 条、都市・地域整備局長通達（平成 22 年 4 月 1 日付け国都下事第 2 号）を参照のこと）。

### （対象団体）

代行制度の対象団体は、過疎市町村のうち、広域的見地から公共下水道を整備する必要がある地域を有する市町村で、かつ、技術力、財政力の不足から当該市町村のみでは設置することが困難な市町村である。具体的には次の(i)又は(ii)に掲げる要件に該当することが必要とされている。

(i) 次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件に該当するものであること。

(ア) 財政力指数が各都道府県の過疎地域市町村の平均以下であること。

(イ) 行政人口が 8,000 人以下であること。

(ウ) 次の地域要件のいずれかに該当すること。

- ① 自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
  - ② 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
  - ③ 下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画において、「直ちに着手すべきもの」とされた市町村
  - ④ 下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画において、「すみやかに着手すべきもの」とされており、かつ、当該水域が環境基本法の規定により定められた水質環境基準を達成していない地域に係る市町村
  - ⑤ 総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
  - ⑥ 当該市町村の下流における都市用水等の取水量が日量 3,000 立方メートル以上である市町村
  - ⑦ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村
  - ⑧ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の規定による指定地域が存在する市町村
- (ii) (i)の要件に該当しない市町村のうち、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件に該当すること。
- (ア) 行政人口が 8,000 人以下であること。  
ただし、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定する特定被災地方公共団体を除く。
  - (イ) 次の地域要件のいずれかに該当すること。
    - ① 自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
    - ② 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
    - ③ 総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
    - ④ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村
    - ⑤ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法の規定による指定地域が存在する市町村

(対象範囲)

都道府県は、(i)又は(ii)に掲げる要件をもって国土交通大臣に指定された市町村の公共下水道の幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置を行うことができる。一方、事業計画の策定、根幹的施設以外の施設の設置、供用開始後の増設、改築、維持管理等は市町村が行うこととなる。なお、平成 15 年度には、代行制度により整備を実施した箇所に関し、増設についても代行制度で整備できることとなった。

(財政措置)

(ア) 代行事業に係る都道府県と市町村との負担割合

市町村の負担割合を、上記(i)の要件に該当するものにあつては、代行事業費の2分の1以上の額で、上記(ii)の要件に該当するものにあつては、代行事業費の3分の2以上の額で、都道府県と市町村との協議により定めることとしている。

(イ) 市町村に係る財源措置

- ① 代行事業に係る市町村から都道府県への負担金については、市町村が単独で下水道を行う場合と同様に、通常充当率（補助100%、単独100%）により下水道事業債及び過疎債（起債対象額の1/2を限度とする。）を充当する。
- ② 市町村が発行する下水道事業債、過疎債の元利償還金のそれぞれ21～49%（処理区域内人口密度別に事業費補正16～44%と単位費用5%との和）、70%について交付税の基準財政需要額に算入する。

(ウ) 都道府県の代行事業に対する財源措置

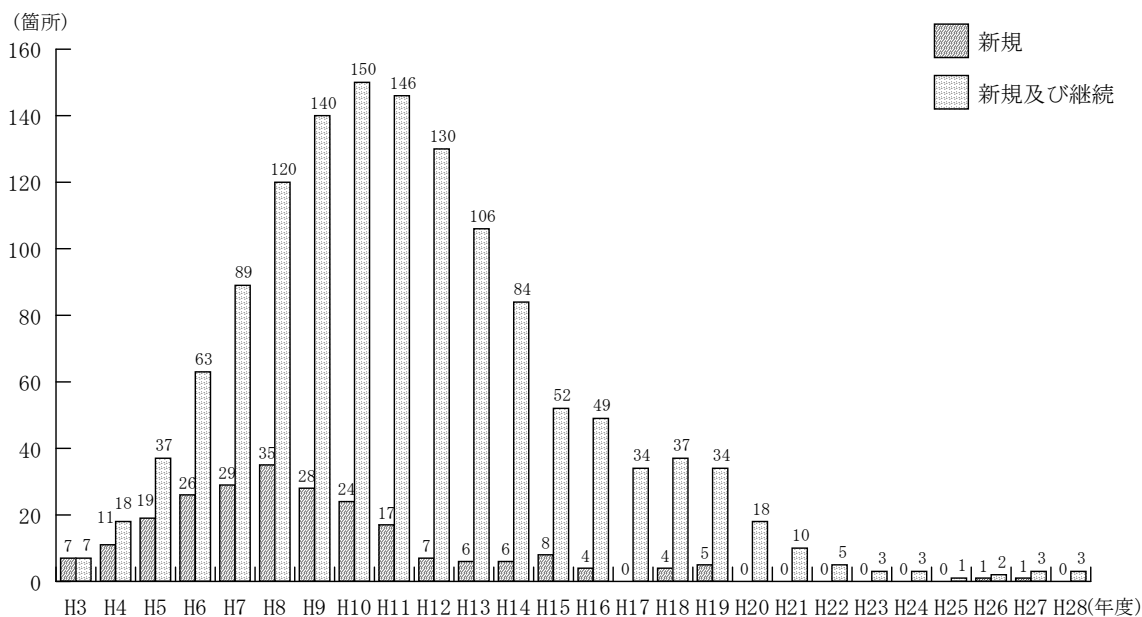
- ① 都道府県の負担については、通常下水道事業債の充当率（補助100%、単独100%）により下水道事業債を充当する。
- ② 都道府県が発行する下水道事業債の元利償還金の49%（事業費補正44%と単位費用5%との和）について交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの財政措置により、市町村が自ら下水道事業を実施する場合と均衡のとれた財政措置が講じられている。

(エ) 国の財政的支援

都道府県が行う代行事業については、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）の規定と同様の国費率の嵩上げが行われることとなっている。

都道府県代行制度実施箇所数の推移



(備考) 国土交通省調べ。

【過疎地域を対象とする施策】

●空き家再生等推進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕

社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業により、空き家住宅等の活用・除却を行う地方公共団体の取組を支援し、居住環境の整備改善や地域の活性化に資する。

<p>採 択 基 準</p>	<p>【不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等対策計画※<sub>1</sub>に定められた空家等に関する対策の対象地区</li> <li>・ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画※<sub>1</sub>または都市再生計画※<sub>2</sub>に定められた区域</li> <li>・ 立地適正化計画※<sub>3</sub>の居住誘導区域※<sub>4</sub>を定めた場合はその区域外で不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域</li> </ul> <p>【空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等対策計画※<sub>1</sub>に定められた空家等に関する対策の対象地区</li> <li>・ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域</li> <li>・ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画※<sub>1</sub>又は都市再生整備計画※<sub>2</sub>に定められた区域（立地適正化計画※<sub>3</sub>の居住誘導区域※<sub>4</sub>を定めた場合はその区域内に限る。）</li> </ul> <p>※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画          ※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画          ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画          ※4 都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画          ※5 都市再生特別措置法第81条第2項第二号に規定する居住誘導区域</p>
<p>補助対象 (国費率)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却費 (2/5)</li> <li>・ 除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用 (2/5)</li> <li>・ 空き家住宅又は空き建築物の活用費 (1/2)</li> <li>・ 活用を行う者に対し活用に要する経費について補助する費用※<sub>5</sub> (1/3)</li> <li>※5 ただし、地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用されるもの</li> <li>・ 所有者の特定に要する費用 (1/2)</li> <li>・ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用 (1/2)</li> </ul>

### 【過疎地域に関連する施策】

#### ●汚水処理施設関連の事業（国土交通省、農林水産省、環境省）〔国庫補助金〕

##### ○下水道（国土交通省）

公共用水域の水質を保全し、良好な生活環境を確保するために、次に掲げる下水道整備事業の経費に対して支援を行う。

事業種別		国費率
公共下水道	管渠等	1/2
	処理場	5.5/10
流域下水道	管渠等	1/2
	処理場	2/3
特定公共下水道事業	—	事業負担金控除後の1/3 ※
特定環境保全公共下水道	管渠等	1/2
	処理場	5.5/10
都市下水路	—	4/10

(備考) ※は公害防止計画区域外の場合。

##### ○集落排水施設（農林水産省）

農業集落及び漁業集落の排水施設整備のために、次に掲げる事業の経費に対して補助する。

事業種別		国費率
排農 水業 施集 設落	農山漁村地域整備交付金のうち	
	(農村集落基盤再編・整備事業のうち集落基盤再編事業)	1/2 (奄美52/100)
	(農業集落排水事業)	1/2 (奄美3/5)
	沖縄振興公共投資交付金のうち	
	(農村集落基盤再編・整備事業のうち集落基盤再編事業)	県が行うもの2/3、市町村が行うもの7/10
	(農業集落排水事業)	3/4
排漁 水業 施集 設落	農山漁村地域整備交付金のうち	
	(漁業集落環境整備事業)	1/2
	(漁村再生交付金事業)	1/2 (北海道6/10、奄美7.5/10、離島6/10)
	沖縄公共投資交付金のうち	
	(漁業集落環境整備事業)	5.5/10
	(漁村再生交付金事業)	7.5/10

##### ○浄化槽（環境省）

生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、市町村等が実施する浄化槽整備事業を支援。

事業種別	補助率
浄化槽設置整備事業	1/3 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、沖縄、離島1/2)
浄化槽市町村整備推進事業	1/3 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、沖縄、離島1/2)

●簡易水道等施設整備事業（厚生労働省、国土交通省、内閣府）〔簡易水道等施設整備費補助金・生活基盤施設耐震化等交付金〕

過疎地域等における飲料水の確保を図るために、一定の基準に従って簡易水道、飲料水供給施設等の整備に要する経費を補助する。

施設名	補助率
簡易水道施設	4/10, 1/3, 1/4, 沖縄 2/3
飲料水供給施設	4/10, 沖縄 2/3

●生活貯水池整備事業（国土交通省※）〔国庫補助金〕

山間部や半島部、島しょ部等の地域における局地的な水需要は、日量数百m<sup>3</sup>程度のものが数多くあり、これらの水源として井戸水や溪流に依存した場合には、渇水時の取水の安定性や水質に問題を生じることがある。また、これらの地域は治水安全度が低く、早急な対策が必要となっている。このような地域に密着した小河川における局地的な治水・利水対策を目的とした生活貯水池の整備に要する経費について補助を行う。

※河川総合開発事業費補助及び治水ダム建設事業費補助の中で実施する。

補助率	9/10～1/2
平成28年度事業実施箇所数	5箇所

●雪対策砂防モデル事業（国土交通省）〔直轄事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金〕※平成21年度までは国庫補助金

豪雪地帯においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策は、地域住民にとって重要な克雪対策の一環である。これらの豪雪地帯において、防災上、住民利便上の観点から雪崩等による土砂流出防止の砂防堰堤及び流雪機能を発揮できる低水路等の整備を総合的・包括的に実施する際に要する経費について補助を行う。

事業対象	除排雪機能を有する低水路、流雪用水確保に寄与する砂防えん堤、土石流かつ雪崩の発生危険箇所を流域にもつ砂防堰堤の設置
負担率	2/3
国費率	1/2, 5.5/10



●雪崩対策事業（国土交通省）〔社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金〕

※平成21年度までは国庫補助金

豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から集落（人命）を守るために、雪崩予防柵等の雪崩防止施設の設置を行う。

採 択 基 準	<p>豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、下記の各項に該当する場合で事業費7,000万円以上のもの</p> <p>①移転適地がないこと</p> <p>②人家おおむね5戸（公共的建物を含む）以上又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p>
国 費 率	1/2

●風倒木及び地震による激甚災害地域における急傾斜地崩壊対策事業（国土交通省）〔社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金〕※平成21年度までは国庫補助金

風倒木の発生が著しい地域や大規模地震により地盤が緩んだ地域において、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するために、急傾斜地崩壊防止施設を設置する。

採 択 基 準	<p>風倒木の発生が著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。）における急傾斜地で、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く）のうち、その事業費が7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもので次の各号に該当するもの</p> <p>①急傾斜地の高さが10m以上であること</p> <p>②移転適地がないこと</p> <p>③人家おおむね5戸（公共的建物を含む）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p>
国 費 率	1/2

**4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進****(1) 高齢者の保健及び福祉に関する施策****【過疎法による施策】****●高齢者の福祉の増進（法第18条、第19条）〔国庫補助金〕**

○生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の整備（厚生労働省）

特に人口の高齢化が著しい過疎地域においては、高齢者に対する福祉サービスの充実が急務である。一方で、これらの地域においては、高齢者世帯が点在し、市町村の在宅福祉対策の推進にも困難を伴うことが多い。

このような状況の下では、特に、地域に残った高齢者が虚弱化してもできるかぎり住み慣れた地域で生活を続けられるための施策を充実させることが極めて重要である。そのためには、在宅生活に不安の増してきた虚弱な高齢者が、地域で安心して生活できる居住機能と食事や入浴等のサービス等の介護支援機能を併せもった施設を整備する必要がある。

過疎法では、このような趣旨に適合した施設を市町村が建設しようとする場合に、国が経費の一部を補助することができることとしており、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）等に基づく「生活支援ハウス」の整備に対する補助（定額）を行っている（医療介護提供体制改革推進交付金）。

**【過疎地域を対象とする施策】****●離島等サービス確保対策事業（厚生労働省）〔国庫補助金〕**

離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する（補助率1/2）。

## (2) 保育所

### 【過疎法による施策】

#### ●保育所に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）（厚生労働省）〔財政措置〕

過疎地域における生活環境施設の整備の一環として児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備に対して、通常の国の負担割合は1/2であるが、過疎地域市町村については、5.5/10までとしている（安心こども基金）（図表3-3-14）。

図表3-3-14 保育所の特別措置の状況（実績）

年 度	箇 所 数	事 業 費	国庫補助金	特例により引き上げられた国庫補助金
		千円	千円	千円
(緊急措置法) 昭和45～54年度	898	24,980,553	16,648,678	4,027,685
(振興法) 昭和55～平成元年度	551	26,842,922	16,884,231	3,462,784
(活性化法)				
平成2年度	46	2,290,202	1,259,611	114,510
平成3年度	55	2,791,916	1,535,554	139,596
平成4年度	49	2,161,449	1,188,797	108,072
平成5年度	66	3,185,424	1,786,664	193,952
平成6年度	52	2,872,327	1,591,218	155,054
平成7年度	93	4,644,996	2,554,748	232,250
平成8年度	49	2,671,798	1,530,944	195,045
平成9年度	50	3,426,438	2,003,854	290,635
平成10年度	147	5,846,195	3,215,407	292,310
平成11年度	97	4,525,876	2,489,232	226,294
小 計	704	34,416,621	19,156,029	1,947,718
(自立促進法)				
平成12年度	99	5,406,153	2,973,384	270,308
平成13年度	201	7,445,615	4,095,088	372,281
平成14年度	179	7,855,033	4,320,268	392,752
平成15年度	103	4,319,243	2,573,054	227,451
平成16年度	58	4,998,806	2,806,144	253,339
平成17年度	30	3,858,608	1,074,688	95,257
平成18年度	12	733,458	278,070	21,635
平成19年度	13	1,871,844	532,001	47,108
平成20年度	12	1,923,115	555,993	45,771
平成21年度	1	193,621	85,747	8,782
小 計	708	38,605,496	19,294,437	1,734,684
合 計	2,861	124,845,592	71,983,375	11,172,871

（備考）厚生労働省調べ。

※保育所整備について、平成22年度以降は、都道府県に造成された「安心こども基金」のみを活用している。

**【過疎地域に関連する施策】****●へき地保育の推進（子どものための教育・保育給付費）（内閣府）〔国庫負担金〕**

山間地及び離島等で認可保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置する「へき地保育所」の運営費に対する補助を行う（補助率：1/2）。

**(3) その他****【過疎地域に関連する施策】****●社会福祉施設等施設整備費補助金制度（厚生労働省）〔国庫補助金〕**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを行うにあたり、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいては、定員要件を緩和し、より小規模な施設での事業実施が可能となっており、社会福祉法人等が障害者関係施設等の整備を行う場合、上記補助金によりその経費の一部を国が補助している。

事業名	内容	補助率
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が施設（障害者施設、保護施設等）を整備しようとする場合、原則としてその整備費の2分の1を補助する。	1/2

## 5 医療の確保

### 【過疎法による施策】

#### ●医療の確保（法第16条、第17条）〔行政措置〕〔財政措置〕

過疎地域における医療確保のため、過疎法は都道府県知事に対し、過疎地域における無医地区に関し、都道府県計画に基づき、診療所の設置、患者輸送車（艇）の整備、定期的な巡回診療、保健師による保健指導等の活動、公的医療機関の協力体制の整備及びその他無医地区の医療の確保に必要な事業を行う責務を課しており、その費用に対し国は、政令で定めるところにより、その2分の1を補助するものとしている。

特に医師、歯科医師の確保等については、国及び都道府県の努力を強調する規定を設けている。

なお、無医地区とは、「医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区」をいう。

### 【過疎地域に関連する施策】

#### ●へき地保健医療対策（厚生労働省）〔国庫補助金〕

へき地保健医療対策については、従来からへき地保健医療計画に基づき、へき地医療拠点病院、へき地診療所及び患者輸送車等の整備、へき地巡回診療の実施等各種の施策を総合的に推進している。

事業名	内 容	補助率
へき地医療支援機構運営費補助金制度	へき地医療対策の各種事業を円滑・効率的に実施するため、都道府県単位で「へき地医療支援機構」を構築し、へき地診療所等からの代診医の派遣要請等のへき地医療支援に係る広域的な調整等を行う。 このため、運営費、へき地勤務医師等の確保経費等を補助する。	1/2
へき地医療拠点病院整備費等補助金制度	へき地医療支援機構の調整・指導のもとにへき地医療に関する各種事業を行うへき地医療拠点病院について、建物整備、医療機器の購入費及びへき地医療活動等の運営費に対して補助する。	1/2

事業名	内容	補助率
へき地保健指導所整備費等補助金制度	無医地区のうち人口規模 200 人以上で、かつ、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 30 分以上を要する地域に保健指導所を設け、そこに専任の保健師を配置し、無医地区住民の保健指導活動を行う。このため、へき地保健指導所の建物整備、巡回保健指導等に必要の小型自動車の購入費並びに運営費に対して補助する。	1/2, 1/3
へき地診療所整備費等補助金制度	無医地区のうち人口が原則として 1,000 人以上で、かつ、最寄りの医療機関まで、通常の交通機関を利用して（交通機関がない場合は徒歩で）30 分以上を要する地域にへき地診療所を設け地域住民の医療を確保する。このへき地診療所として必要な診療部門、当該診療所に勤務する医師・看護師の住宅の建物整備及び医療機器の購入費並びに運営費に対して補助する。	1/2, 2/3
へき地患者輸送車（艇）整備費補助金制度	人口が 50 人以上で、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 15 分以上を要する無医地区について、都道府県又は市町村が患者を最寄りの医療機関まで輸送する目的をもって設置するへき地患者輸送車（艇）の整備に要する費用を補助する。	1/2
へき地巡回診療車（船）整備費等補助金制度	無医地区又は無歯科医地区に対する巡回診療を実施するために必要な巡回診療車（船）の整備に要する経費及び運営費について補助する。	1/2
へき地診療支援システム等の導入	離島等の診療所の医師の診療活動を支援するためへき地医療拠点病院とへき地診療所との間に静止画像伝送装置等を導入し、その運営費を補助する。	1/2, 2/3
離島歯科診療班派遣費補助金制度	歯科診療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療を確保するため、都道府県が実施する離島歯科診療班派遣に要する歯科医療機器整備費及び運営費を補助する。	1/2
過疎地域等特定診療所整備費補助金制度	過疎地域等における眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の特定診療科の医療について、当該市町村内に眼科、耳鼻いんこう科又歯科の診療機能を有する医療機関がない場合は、当該診療所の医療確保を図るために必要な診療所の整備に要する経費を補助する。	1/2

## 6 教育・文化の振興

### 【過疎法による施策】

#### ●教育の充実（法第 22 条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとしている。

#### ●地域文化の振興等（法第 23 条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに地域における文化の振興について適切な配慮をするものとしている。

#### ●学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の新增築に対する国の負担割合の特例（法第 10 条）

（文部科学省）〔財政措置〕

過疎地域市町村において公立小中学校等を適正な規模にするために統合しようとする（又はした）ことに伴い必要となる校舎及び屋内運動場の新增築に要する経費について、通常の国の負担割合は $1/2$ であるが、 $5.5/10$ を負担することとしている（図表 3-3-15、図表 3-3-16①）。

#### ●学校統合に伴う教職員住宅の建築に対する国の交付金の算定割合の特例（法第 11 条）

（文部科学省）〔財政措置〕

市町村計画に基づいて行う、公立小中学校等の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築事業に要する経費について、通常の交付金の算定割合は $1/2$ であるが、当該事業に要する経費の $5.5/10$ を下回らない額の交付金が充当されるように算定することとしている（図表 3-3-15、図表 3-3-16②）。

図表 3-3-15 小中学校等統合による校舎・屋内運動場及び教職員住宅の整備実績（戸数・面積）

校舎・屋内運動場の整備実績			教職員住宅の整備実績		
年 度	校 数	面 積	年 度	戸 数	面 積
(緊急措置法)	校	m <sup>2</sup>	(緊急措置法)	戸	m <sup>2</sup>
昭和 45～54 年度	1,049	1,442,100	昭和 45～54 年度	1,529	76,203
(振興法)			(振興法)		
昭和 55～平成元年度	383	724,483	昭和 55～平成元年度	581	30,911
(活性化法)			(活性化法)		
平成 2 年度	13	25,556	平成 2 年度	2	80
平成 3 年度	18	42,074	平成 3 年度	20	1,045
平成 4 年度	13	27,644	平成 4 年度	0	0
平成 5 年度	19	30,611	平成 5 年度	30	1,406
平成 6 年度	32	74,532	平成 6 年度	3	300
平成 7 年度	25	55,905	平成 7 年度	1	56
平成 8 年度	8	17,287	平成 8 年度	3	150
平成 9 年度	10	29,914	平成 9 年度	3	174
平成 10 年度	19	37,789	平成 10 年度	1	60
平成 11 年度	16	45,784	平成 11 年度	0	0
小 計	173	387,096	小 計	63	3,271
(自立促進法)			(自立促進法)		
平成 12 年度	15	26,673	平成 12 年度	0	0
平成 13 年度	20	42,346	平成 13 年度	0	0
平成 14 年度	35	71,758	平成 14 年度	3	236
平成 15 年度	28	63,591	平成 15 年度	0	0
平成 16 年度	37	80,111	平成 16 年度	0	0
平成 17 年度	21	29,598	平成 17 年度	0	0
平成 18 年度	21	29,932	平成 18 年度	13	1,381
平成 19 年度	24	71,525	平成 19 年度	12	1,872
平成 20 年度	20	51,170	平成 20 年度	13	1,633
平成 21 年度	18	35,255	平成 21 年度	4	320
平成 22 年度	19	46,255	平成 22 年度	19	2,790
平成 23 年度	39	95,383	平成 23 年度	10	1,571
平成 24 年度	40	76,385	平成 24 年度	21	2,908
平成 25 年度	47	72,441	平成 25 年度	6	600
平成 26 年度	49	45,066	平成 26 年度	4	570
平成 27 年度	42	53,990	平成 27 年度	10	1,117
平成 28 年度	16	55,061	平成 28 年度	32	4,164
小 計	491	946,540	小 計	147	19,162
合 計	2,096	3,500,219	合 計	2,320	129,547

(備考) 文部科学省調べ。



図表 3-3-16① 小中学校等統合による校舎及び屋内運動場の整備事業実績

年 度	箇 所 数 箇所	事 業 費 千円	国庫補助金 千円	特例により引き上げら れた国庫補助金 千円
平成 2 年度	13	3,505,089	1,927,792	175,251
平成 3 年度	18	6,379,016	3,508,451	318,947
平成 4 年度	13	5,185,761	2,852,162	259,285
平成 5 年度	19	6,673,867	3,670,618	333,689
平成 6 年度	32	6,995,446	3,847,487	349,768
平成 7 年度	25	14,112,764	7,762,009	705,636
平成 8 年度	8	4,040,397	2,222,217	202,020
平成 9 年度	10	5,106,367	2,808,499	255,317
平成 10 年度	19	8,385,329	4,611,917	419,260
平成 11 年度	16	10,556,213	5,805,907	527,808
平成 12 年度	15	5,856,213	3,220,907	292,806
平成 13 年度	20	9,034,061	4,968,723	451,699
平成 14 年度	35	14,752,969	8,114,112	737,636
平成 15 年度	28	12,909,021	7,099,945	645,443
平成 16 年度	37	13,617,706	7,489,713	680,846
平成 17 年度	21	5,391,103	2,965,098	269,543
平成 18 年度	21	5,236,597	2,880,117	261,825
平成 19 年度	24	12,978,443	7,138,126	648,921
平成 20 年度	20	8,781,698	4,829,917	439,084
平成 21 年度	18	6,743,949	3,709,161	337,197
平成 22 年度	19	7,013,343	3,857,325	350,662
平成 23 年度	39	19,254,308	10,589,842	962,703
平成 24 年度	40	18,472,680	10,159,949	923,609
平成 25 年度	47	17,701,481	9,625,969	775,229
平成 26 年度	49	9,225,686	4,964,412	351,585
平成 27 年度	42	12,548,695	6,854,525	580,190
平成 28 年度	16	11,391,997	6,265,586	569,588
合 計	664	261,850,199	143,750,486	12,825,547

(備考) 実績には、補正予算分を含む。

図表 3-3-16② 小中学校等統合による教職員住宅整備事業実績

年 度	簡 所 数 箇所	事 業 費 千円	国庫補助金 千円	特例により引き上げら れた国庫補助金 千円
平成 2 年度	2	10,689	5,878	534
平成 3 年度	20	598,353	329,089	29,917
平成 4 年度	0	0	0	0
平成 5 年度	30	184,894	101,687	9,242
平成 6 年度	3	50,719	27,894	2,535
平成 7 年度	1	8,937	4,915	447
平成 8 年度	3	28,236	15,529	1,411
平成 9 年度	3	39,429	21,685	1,971
平成 10 年度	1	11,532	6,342	576
平成 11 年度	0	0	0	0
平成 12 年度	0	0	0	0
平成 13 年度	0	0	0	0
平成 14 年度	3	44,415	24,427	2,220
平成 15 年度	0	0	0	0
平成 16 年度	0	0	0	0
平成 17 年度	0	0	0	0
平成 18 年度	13	—	—	—
平成 19 年度	12	—	—	—
平成 20 年度	13	—	—	—
平成 21 年度	4	—	—	—
平成 22 年度	19	—	—	—
平成 23 年度	10	—	—	—
平成 24 年度	21	—	—	—
平成 25 年度	6	—	—	—
平成 26 年度	4	—	—	—
平成 27 年度	10	—	—	—
平成 28 年度	32	—	—	—
合 計	210	977,204	537,446	48,853

(備考) 実績には、補正予算分を含む。

※平成 18 年度からの安全・安心な学校づくり交付金(平成 23 年度からは学校施設環境改善交付金。以下同じ。)化に伴い、個別事業ごとの額の算出はできない。

### 【過疎地域を対象とする施策】

#### ●公立学校施設整備事業(文部科学省)〔国庫補助金〕

事 業 名	内 容	補助率
公立小中学校等(中等教育学校の前期課程を含む)の危険建物及び不適格建物の改築	公立小中学校等の建物で、構造上危険な状態にある建物(危険建物)及び教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの(不適格建物)の改築について、国庫補助率の嵩上げを行っている。	5.5/10 (※通常 1/3)
公立小中学校等の統合に伴う寄宿舎の整備	公立小中学校等を適正な規模に統合することに伴って必要となる寄宿舎の新築又は増築について、国庫補助率の嵩上げを行っている。	5.5/10 (※通常 1/2)
公立小中学校等の統合に伴う改修	公立小中学校等を適正な規模に統合することに伴って必要となる既存の校舎又は屋内運動場の改修について、国庫補助率の嵩上げを行っている。	5.5/10 (※通常 1/2)

## 【過疎地域に関連する施策】

### ●へき地集会室等の整備（公立学校施設整備費補助制度）（文部科学省）〔国庫補助金〕

地方公共団体がへき地集会室等の新築又は増築を行う場合に、その経費の一部を国が補助している。補助率1/2

### ●へき地児童生徒援助費等補助金（文部科学省）〔国庫補助金〕

へき地教育振興法の趣旨により、へき地学校等の教育条件の改善等のため、次の補助を行っている。

事業名	内 容	補助率
スクールバス・ボート等購入費補助	へき地学校等の遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るため必要なスクールバス・ボート等の購入に要する経費を補助する。	1/2
寄宿舎居住費補助	へき地学校等の児童生徒の保護者が負担する寄宿舎居住費（食費・日用品費・寝具費）について、都道府県及び市町村が徴収を免除する場合、これに要する経費を補助する。	1/2
遠距離通学費補助	学校統合に係る遠距離通学児童生徒の通学費について、市町村が負担する場合、これに要する経費を補助する。	1/2
高度へき地修学旅行費補助	へき地度の高い小・中学校の児童・生徒の修学旅行費について市町村が負担する場合、これに要する経費を補助する。	財政力指数に応じ1/2、2/3
保健管理費補助	へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施並びに学校環境衛生の維持改善を図るため医師、歯科医師及び薬剤師の派遣に要する経費及び心電図検診を実施するために要する経費を補助する。	1/2 (ただし、心臓検診事業 1/3)

### ●私立高等学校等経常費助成費補助金（過疎高等学校特別経費）（文部科学省）

〔国庫補助金〕

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の教育条件の維持向上を図るため、都道府県が当該私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部（3分の1以内）を補助。

## 7 集落の整備等

## (1) 集落の整備

## 【過疎法による施策】

## ● 沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（法第28条）〔金融措置〕

市町村計画に基づき、集落整備のため過疎地域の住民が移転し住宅を建設する場合、その移転が円滑に行われるよう、沖縄振興開発金融公庫は個人住宅に対する一般住宅貸付け枠の中で、当該移転に係る住宅の建設、土地の取得に対して次のような特別貸付けを行っている。

貸付対象事業	個人住宅の新築及びこれに必要な土地（借地権を含む。）の取得	
貸付対象となる住宅の規模	床面積 80㎡～175㎡以下	
貸付の相手方	過疎法に基づく集落整備による移転者	
貸付利率（年率）	1.05%（平成29年3月31日現在）	
償還期間	過疎法に基づく集落移転者等に対する特別貸付	その他の貸付
	35年以内（3年以内の償還期間延長及び据置期間を設けることが可能）	35年以内
貸付限度額	建築費 一般貸付と同額	
	土地費 300万円以内（B地域、180㎡以上215㎡未満の場合）	

## 【過疎地域を対象とする施策】

## ● 過疎地域集落再編整備事業（総務省）〔交付金〕

人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落及び基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転すること並びに地域における定住を促進するための住宅団地を造成すること及び漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成することによって集落の再編整備を図る過疎地域集落再編整備事業に要する経費について補助を行う。

採 択 基 準	集落等移転事業	<p>●集落移転タイプ</p> <p>(ア) 次のいずれかの条件を充たす集落であること。</p> <p>a 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。</p> <p>b 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。</p> <p>c 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。</p> <p>(イ) 全体として移転戸数が概ね5戸以上であること。</p> <p>(ウ) 各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること。</p> <p>(エ) 移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において団地を形成すること。</p> <p>●へき地点在住居移転タイプ</p> <p>(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。</p> <p>(イ) 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先地において団地を形成すること。</p>
	定住促進団地整備事業	<p>(ア) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること。</p> <p>(イ) 5戸以上が団地を形成すること。</p>
	定住促進空き家活用事業	<p>(ア) 地域における定住を促進するため基幹的集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。</p> <p>(イ) 空き家を整備する戸数が3戸以上であること。</p> <p>(ウ) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅（以下単に「公営住宅」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する市町村が住宅の用に供している住宅は、対象から除外する。</p>
	季節居住団地整備事業	<p>(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。</p> <p>(イ) 移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること。</p> <p>(ウ) 全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上であること。</p>
実 施 期 間	原則として1箇年度内	

交付対象	集落等移転事業： 移転の円滑化に要する経費、団地造成費、移転先住宅建設等助成費、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業： ①賃貸分は、団地造成費、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 ②分譲分は、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 定住促進空き家活用事業： 空き家の改修に必要な経費(譲渡を予定しているものを除く。)	
交付率	1/2 以内	
交付対象経費	集落等移転事業	1戸当り 6,144 千円を限度
	定住促進団地整備事業	1戸当り 3,877 千円を限度
	定住促進空き家活用事業	1戸当り 4,000 千円を限度
	季節居住団地整備事業	1戸当り 4,738 千円を限度(ただし、生活関連施設整備費として高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合は、3,877 千円)
28年度予算額	90,000 千円	

●「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(国土交通省)〔補助金〕

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって、「小さな拠点」の形成推進に資する以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備(既存公共施設を活用するものに限り、設計、付帯設備等を含む。)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等を対象とする。

補助対象	① 既存公共施設の再編・集約を図る事業 ② 「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持・再生に必要な機能について、①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、当該機能を有する施設の整備を図る事業 ③ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業	
補助率	1/2 以内	
28年度予算額	238,000 千円	

## (2) 都市部等との交流促進

### 【過疎地域を対象とする施策】

#### ●過疎地域遊休施設再整備事業（総務省）〔交付金〕※平成23年度から

過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

事業名	遊休施設再整備事業
採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。</li> <li>② 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。</li> <li>③ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。</li> <li>④ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。</li> <li>⑤ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。</li> </ul>
交付事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域市町村</li> <li>・構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である広域市町村圏の一部事務組合等</li> </ul>
実施期間	・原則として1箇年度以内
交付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>①主要施設改修費 遊休施設の改修に必要な経費。ただし、庁舎等公用に供する部分を除く。</li> <li>②機能拡張にかかる付帯施設・設備 主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの（庁舎等公用に供する部分を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア アトリエ、ギャラリー</li> <li>イ テナント店舗（物販施設、体験工房等）</li> <li>ウ 景観整備施設（景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等）</li> <li>エ その他必要と認められる施設（ただし、施設の整備が本体の施設の機能を拡張するために必要不可欠と認められるものを対象とする。）</li> </ul> </li> <li>(2) 設備費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報通信設備（パソコン・タッチパネル等通信端末を含む） （ただし、専用のシステム構築を伴うもので、システムと一体として活用とされることを目的とし、単体での使用が不可能な端末を対象とする。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
交付率	1/3 以内
交付対象経費	一事業当たり 60,000 千円
28年度予算額	60,000 千円
28年度実績	6 団体

【過疎地域に関連する施策】

●離島振興特別事業

○離島活性化交付金（国土交通省）〔国庫補助金〕

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組に対する支援を行っている。

補助率	都道県、市町村、一部事務組合・・・1/2 民間団体・・・1/3（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。）
平成28年度予算額	1,800,000千円
平成28年度実績	198件

（参考）

○離島体験滞在交流促進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕（平成24年度まで）

離島の創意工夫を生かした自立的発展を支援するための事業に対して国として補助を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図っている。

事業内容	①施設整備 ②活用プログラム作成等 ③交流事業 ④離島振興施設の耐震化、バリアフリー化		
補助率	1/2以内		
平成24年度予算額	178,028千円		
事業実績額	平成16年度	5箇所	212,527千円
	平成17年度	6箇所	201,901千円
	平成18年度	10箇所	191,806千円
	平成19年度	6箇所	182,215千円
	平成20年度	7箇所	183,127千円
	平成21年度	25箇所	1,674,029千円
	平成22年度	6箇所	184,029千円
	平成23年度	5箇所	187,918千円
	平成24年度	5箇所	174,503千円

○コミュニティ・アイランド推進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕（平成14年度まで）

離島において、離島の活性化や都市等との交流の場づくり等を推進し、今後の離島の活力ある地域社会の形成に資するため、市町村が実施するコミュニティ・アイランド推進事業に対し補助を行っている。

1 箇所当たり基準事業費	(施設整備) aタイプ……126,000千円 bタイプ……252,000千円		
	(施設活用促進) 4,200千円		
補助率	1/2（昭和61～平成4年度においては4.5/10）		
平成14年度予算額	201,750千円（3箇所）		
コミュニティ・アイランド推進事業実績	年 度	箇 所 数	国 費
	平成2年度	11	294,088
	平成3年度	11	290,654
	平成4年度	11	322,279
	平成5年度	11	436,879
	平成6年度	11	349,679
	平成7年度	11	349,679
	平成8年度	11	349,679
	平成9年度	10	337,305
	平成10年度	10	431,065
	平成11年度	10	410,639
	平成12年度	8	263,525
	平成13年度	5	224,573
	平成14年度	3	201,750



○離島交流推進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕（平成14年度まで）

自然や文化、芸能など島の特性を生かした経済的・文化的交流活動等を補助し、他地域との交流による島民の意識の高揚を図るとともに、当該事業を契機とした恒常的な交流を形成する。

1箇所当たり基準事業費	21,000千円		
補助率	定額（1/2相当） （昭和61～平成4年度においては4.5/10）		
平成14年度予算額	23,597千円（4箇所）		
離島交流推進事業実績	年 度	箇 所 数	国 費
	平成2年度	4	13,905
	平成3年度	3	13,905
	平成4年度	4	13,905
	平成5年度	3	13,905
	平成6年度	3	13,905
	平成7年度	3	13,905
	平成8年度	4	30,900
	平成9年度	4	30,060
	平成10年度	2	21,000
	平成11年度	6	31,500
	平成12年度	3	21,000
	平成13年度	6	31,500
	平成14年度	4	23,597

8 その他

【過疎地域を対象とする施策】

●過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）

集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（「小さな拠点」）において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援する。

対象地域	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第4に定める地域(過疎地域を含む条件不利地域)
対象事業	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第8に定める事業実施計画に基づき実施するもの。
交付対象経費	次に掲げるものに要する経費 ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。 ア 集落ネットワーク圏計画の策定（複数の生活サービスや地域活動の場を集めた拠点の形成に係るプラン策定を含む。） イ 地域運営組織の体制確立 ウ 活性化プランの策定 エ 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） オ 生活の安心・安全確保対策（有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等） カ 都市と地域の交流・移住促進対策 キ 地域文化伝承対策 ク その他適当と認められるもの
限度額・交付率	2,000万円・定額
28年度予算額	400,000千円

●過疎地域等自立活性化推進事業（総務省）〔交付金〕

過疎地域等が、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するために取り組むソフト事業に要する経費について補助を行う。

対象事業	原則として過疎地域自立促進特別措置法第6条に定める過疎地域自立促進市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業であり、次に掲げるもの。 (1) 産業振興（スモールビジネス振興） (2) 生活の安心・安全確保対策 (3) 集落の維持・活性化対策 (4) 移住・交流・若者の定住促進対策 (5) 地域文化伝承対策 (6) 環境貢献施策の推進
交付対象経費	(1) 調査費 過疎地域における喫緊の諸課題の対策に資すると認められる調査研究事業に要する経費 (2) 自立活性化推進費 自立活性化のための対策に資すると認められる事業で次に掲げるものに要する経費 ア 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） イ 生活の安心・安全確保対策（コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等） ウ 集落の維持・活性化対策 エ 移住・交流・若者の定住促進対策（空き家バンクの創設費用、交流イベント等） オ 地域文化伝承対策 カ 環境貢献施策の推進 キ その他適当と認められるもの (3) 市町村等事務費 調査研究事業又は自立活性化推進事業の実施に要する職員旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等）その他の事務的経費
限度額・交付率	1,000万円・定額
28年度予算額	140,000千円

## 【過疎地域に関連する施策】

### ●地域雇用開発対策（厚生労働省）

能力開発事業	民間機関を活用した委託訓練などにより、対象地域内の求職者に必要な職業能力を付与し、再就職の支援を図る。
地域雇用開発奨励金	地域雇用開発促進法に基づく同意雇用開発促進地域又は雇用保険法施行規則に基づく過疎等雇用改善地域（若壮年層の流出の著しい過疎地域等）において、事業所の設置・整備を行うとともに地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対して、雇入れ規模及び設置・整備費用等に応じた助成を行うことにより、地域の雇用構造の改善を図る。

### ●出稼労働者安定就労対策（厚生労働省）

地元における就労機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対する適格紹介の実施に加え、募集の適正化、また労働条件等の改善指導の実施により、出稼労働者の安全・安定就労を図る。

## 9 財政上の主要な施策

自立促進法第13条においては、国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならないとされており、地方債の充当、地方交付税の配分、国庫支出金の交付、各種金融機関による融資等において、特別の配慮を加えることとされている。また、資金確保のほか、行政上、技術上の助言指導、優先的な事業採択、事業採択基準の引き下げ等の配慮を行うこととされている。

### (1) 地方債

#### 【過疎法による施策】

##### ●資金の確保等（法第13条）〔財政措置〕

国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保に努めるとともに、補助事業採択基準の引下げ、補助事業の優先的な採択、融資制度の特例等を行うこととしている。なお、これらについては、旧過疎活性化法において認められていたものを継続するとともに、融資制度の特例の一部が拡充されている。

##### ●過疎地域自立促進のための地方債（法第12条）〔財政措置〕

過疎地域の市町村は、財政がぜい弱であることに加えて、自立促進のための事業を特に行う必要があるため、特別の地方債が認められている。すなわち、過疎地域市町村が自立促進法に基づき策定した過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に掲げる出資及び施設の整備につき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債（過疎対策事業債）をもってその財源とすることができる。また、法改正により、平成22年度からは第12条第2項に定める地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。）の実施につき当該市町村が必要とする経費についても、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費について、過疎対策事業債をもってその財源とすることができることとなった。

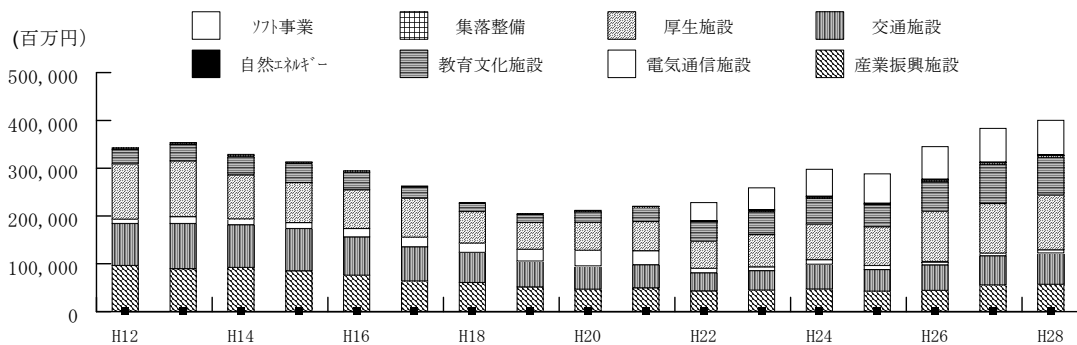
さらに、将来の財政負担を軽減するため、当該地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費については、当該元利償還金の70%を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

地方債計画における過疎対策事業債の計画額及び充当額（平成18年度以降については発行（予定）額）は、図表3-3-17のとおりである。

また、平成27、28年度の過疎対策事業債の施設等別発行（予定）額は、図表3-3-18、19のとおりである。

図表 3-3-17 過疎対策事業債の状況

年度区分	地方債計画額	充 当 額	うちソフト分発行（予定）額	限度額	活用率
(緊急措置法) 昭和 45 年度～54 年度	百万円 655,000	百万円 665,687	百万円 —	百万円 —	—
(振興法) 昭和 55 年度～平成元年度	1,632,000	1,642,999	—	—	—
(活性化法) 平成 2 年度～平成 11 年度	3,152,200	3,151,897	—	—	—
(自立促進法) 平成 12 年度	370,000	342,649	—	—	—
平成 13 年度	354,000	353,800	—	—	—
平成 14 年度	329,000	328,970	—	—	—
平成 15 年度	313,000	313,000	—	—	—
平成 16 年度	294,500	294,404	—	—	—
平成 17 年度	290,000	262,694	—	—	—
平成 18 年度	285,200	227,815	—	—	—
平成 19 年度	280,400	204,472	—	—	—
平成 20 年度	272,000	211,813	—	—	—
平成 21 年度	275,700	220,320	—	—	—
小 計	3,063,800	2,759,937	—	—	—
(改正自立促進法) 平成 22 年度	270,000	228,111	37,905	66,207	57.3%
平成 23 年度	290,000	258,859	45,782	70,207	65.2%
平成 24 年度	311,500	297,540	56,559	72,688	77.8%
平成 25 年度	313,900	287,987	61,587	74,542	82.6%
平成 26 年度	372,800	345,179	68,621	76,874	89.3%
平成 27 年度	424,000	383,242	70,923	76,900	92.2%
平成 28 年度	420,000	400,266	72,888	76,358	95.5%



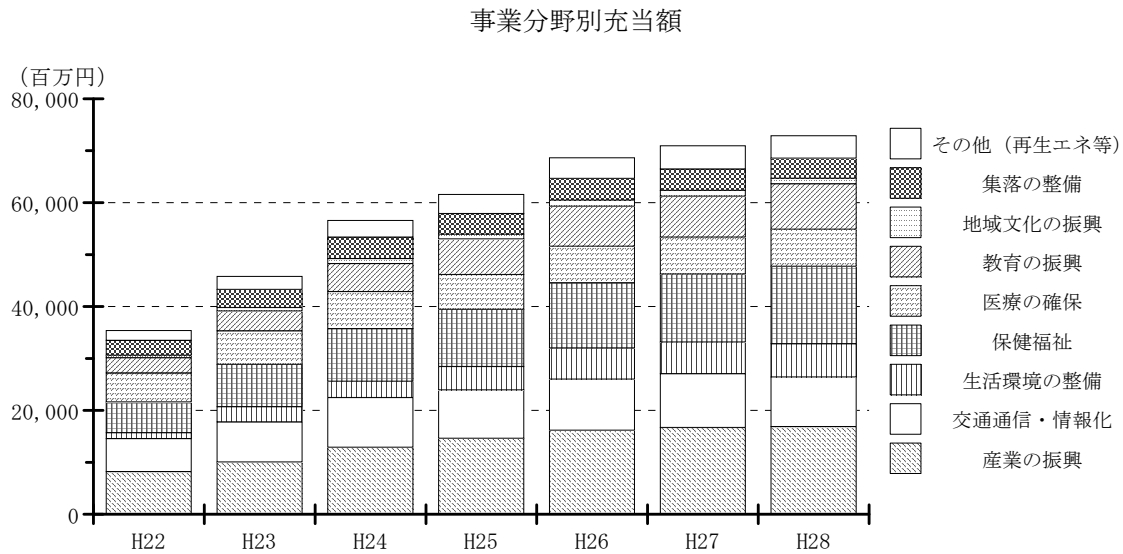
過疎対策事業債施設別充当額

平成 12 年度を 100 とした場合の充当額の推移

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
産業振興施設	100.0	93.1	95.8	88.6	78.7	66.3	63.0	53.3	48.5	51.5	44.6	46.3	48.9	44.3	45.7	57.9	59.0
交通施設	100.0	107.5	101.7	100.6	91.5	81.5	71.6	61.7	55.5	55.0	43.2	46.6	59.1	51.4	61.1	59.9	74.7
電気通信施設	100.0	162.3	137.1	140.2	198.8	227.4	223.7	277.7	370.3	333.1	107.9	90.8	105.0	97.3	77.2	69.6	76.3
厚生施設	100.0	100.9	79.8	72.4	70.2	70.5	57.1	48.7	50.7	52.7	48.9	58.1	64.4	70.1	90.8	89.5	98.9
教育文化施設	100.0	113.0	127.4	131.9	121.1	78.9	57.2	54.6	78.0	101.3	137.7	162.2	179.9	152.4	205.9	273.6	261.4
集落整備	100.0	118.6	117.9	88.9	77.3	48.8	32.0	44.9	41.6	38.8	26.8	56.6	71.4	49.2	89.6	91.7	110.0
自然エネルギー施設・設備	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	100.0	186.3	199.7	162.4	232.7	98.4	107.1
過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	100.0	120.8	149.2	162.5	181.0	187.1	192.3
合 計	100.0	103.3	95.9	91.3	85.9	76.7	66.5	59.7	61.8	64.3	66.6	75.5	86.8	84.0	100.7	111.8	116.8

※自然エネルギー施設・設備及び過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）については、平成 22 年度から対象となっているため同年度を 100.0 とした。

過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）の内訳



事業分野別充当額構成比率

(単位：%)

年度 \ 分野	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
産業の振興	23.2	21.9	22.8	23.7	23.6	23.5	23.2
交通通信・情報化	17.9	16.9	16.9	15.1	14.3	14.6	13.1
生活環境の整備	3.3	6.4	5.6	7.3	8.8	8.6	8.8
保健福祉	16.7	17.8	17.9	17.9	18.3	18.4	20.4
医療の確保	15.9	14.1	12.6	10.9	10.2	10.0	9.8
教育の振興	8.3	8.3	9.5	11.1	11.3	11.1	12.0
地域文化の振興	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.5	1.5
集落の整備	8.1	7.6	7.3	6.4	6.1	5.9	5.3
その他（再生エネ等）	5.4	5.5	5.7	6.0	5.8	6.3	6.0
小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図表 3-3-18 平成 27 年度過疎対策事業債施設別発行（予定）額

全市町村分

(単位：百万円、%)

	施設名	対象事業費	発行（予定）額	構成比
産業振興施設	1 法人に対する出資	387.9	387.9	0.1
	2 市町村道・橋りょう	2,412.1	1,354.2	0.4
	3 農道・林道	5,390.0	3,523.3	0.9
	4 漁港関連道	133.0	113.7	0.0
	5 漁港施設	8,056.0	3,571.5	0.9
	6 港湾施設	4,662.6	3,276.7	0.9
	7 地場産業振興施設	7,281.9	5,658.6	1.5
	8 貸工場・貸事務所	3,377.5	3,335.0	0.9
	9 観光・レクリエーション施設	29,770.5	22,126.7	5.8
	10 市町村管理都道府県道・橋りょう	0.0	0.0	0.0
	11 林業用作業路	206.3	100.2	0.0
	12 農林漁業経営近代化施設	16,963.4	11,662.5	3.0
	13 商店街振興施設	777.6	630.4	0.2
	小計	79,418.8	55,740.7	14.5
交通通信施設	14 市町村道・橋りょう	91,034.7	53,980.8	14.1
	15 農道・林道	6,030.5	3,311.6	0.9
	16 地域鉄道	129.3	87.6	0.0
	17 電気通信施設	7,838.6	5,291.4	1.4
	18 市町村管理都道府県道・橋りょう	469.3	295.3	0.1
	19 自動車・雪上車	1,083.7	881.8	0.2
	20 渡船施設	185.1	157.0	0.0
	21 除雪機械	4,327.1	2,305.2	0.6
	小計	111,098.3	66,310.7	17.3
厚生施設	22 下水処理施設	52,728.8	15,144.1	4.0
	23 一般廃棄物処理施設	18,300.3	15,663.5	4.1
	24 火葬場	2,403.5	2,307.6	0.6
	25 消防施設	13,261.3	11,493.8	3.0
	26 高齢者保健福祉施設	10,514.7	7,140.0	1.9
	27 保育所・児童館	7,953.1	5,415.2	1.4
	28 認定こども園	7,893.5	5,182.0	1.4
	29 障害者（児）施設	485.4	317.4	0.1
	30 診療施設	33,601.3	19,220.3	5.0
	31 市町村保健センター及び母子保健センター	368.8	362.5	0.1
	32 簡易水道施設	57,362.2	21,324.5	5.6
	小計	204,872.9	103,570.9	27.0
教育文化施設	33 公民館	5,377.2	4,746.0	1.2
	34 その他の集会施設	16,006.8	11,770.0	3.1
	35 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎	55,984.1	41,144.1	10.7
	36 小・中学校屋外運動場・プール	5,375.6	4,812.7	1.3
	37 市町村立高等学校校舎・屋体・寄宿舎	1,378.0	1,253.0	0.3
	38 市町村立高等学校屋外運動場・プール	0.0	0.0	0.0
	39 小・中学校教職員住宅	970.3	661.4	0.2
	40 市町村立高等学校教職員住宅	0.0	0.0	0.0
	41 小・中学校スクールバス・ボート	1,609.1	1,237.7	0.3
	42 市町村立高等学校スクールバス・ボート	0.0	0.0	0.0
	43 図書館	2,249.2	1,591.8	0.4
	44 地域文化振興施設	8,660.3	6,683.3	1.7
	45 市町村立の幼稚園	414.7	312.4	0.1
	46 小規模中等教育学校前期課程危険改築	0.0	0.0	0.0
	47 学校給食施設	9,009.1	8,341.1	2.2
	小計	107,034.4	82,553.5	21.5

施設名		対象事業費	発行(予定)額	構成比
集 落 整 備	48 移転跡地	4.5	4.4	0.0
	49 移転先地	130.8	121.0	0.0
	50 定住促進団地	4,749.2	3,412.4	0.9
	小計	4,884.5	3,537.8	0.9
51 自然エネルギーを利用するための施設・設備	1,305.6	605.1	0.2	
ハード分 小計		508,614.5	312,318.7	81.5
過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)		91,595.4	70,923.1	18.5
うち基金積立分		8,625.9	8,291.5	2.2
合計		600,209.9	383,241.8	100.0
普通会計債補助事業分		223,706.6	121,908.5	
普通会計債単独事業分		248,279.3	216,735.3	
公営企業債補助・単独分		128,224.0	44,598.0	



図表 3-3-19 平成 28 年度過疎対策事業債施設別発行（予定）額

全市町村分

（単位：百万円、％）

施設名		対象事業費	発行（予定）額	構成比
産業振興施設	1 法人に対する出資	358.8	334.0	0.1
	2 市町村道・橋りょう	1,969.4	1,280.3	0.3
	3 農道・林道	6,043.0	3,715.6	0.9
	4 漁港関連道	226.9	140.6	0.0
	5 漁港施設	9,336.5	4,240.7	1.1
	6 港湾施設	4,963.6	3,457.7	0.9
	7 地場産業振興施設	9,826.7	6,680.2	1.7
	8 貸工場・貸事務所	1,046.2	1,008.4	0.3
	9 観光・レクリエーション施設	30,915.8	24,705.6	6.2
	10 市町村管理都道府県道・橋りょう	45.3	11.5	0.0
	11 林業用作業路	322.0	171.0	0.0
	12 農林漁業経営近代化施設	17,672.3	10,504.1	2.6
	13 商店街振興施設	1020.9	598.2	0.1
小計		83,747.4	56,847.9	14.2
交通通信施設	14 市町村道・橋りょう	96,435.7	56,971.4	14.2
	15 農道・林道	5,774.8	3,481.3	0.9
	16 地域鉄道	427.2	349.4	0.1
	17 電気通信施設	9,105.4	6,734.5	1.7
	18 市町村管理都道府県道・橋りょう	568.1	438.2	0.1
	19 自動車・雪上車	1,085.8	869.7	0.2
	20 渡船施設	3,027.1	1171.7	0.3
	21 除雪機械	3,937.2	2,273.8	0.6
小計		120,361.3	72,290.0	18.1
厚生施設	22 下水処理施設	52,775.0	16,326.6	4.1
	23 一般廃棄物処理施設	24,261.7	22,026.1	5.5
	24 火葬場	3,255.4	2,718.8	0.7
	25 消防施設	13,082.0	11,235.5	2.8
	26 高齢者保健福祉施設	12,049.4	8,977.5	2.2
	27 保育所・児童館	8,730.0	6,100.5	1.5
	28 認定こども園	5,853.8	3,950.2	1.0
	29 障害者（児）施設	1,344.1	1,111.2	0.3
	30 診療施設	30,317.5	16,257.1	4.1
	31 市町村保健センター及び母子保健センター	1,741.5	947.5	0.2
	32 簡易水道施設	65,285.1	24,808.0	6.2
小計		218,695.5	114,459.0	28.6
教育文化施設	33 公民館	4,769.7	4,168.9	1.0
	34 その他の集会施設	18,525.6	14,302.7	3.6
	35 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎	49,788.0	37,029.7	9.3
	36 小・中学校屋外運動場・プール	4,148.7	3,208.8	0.8
	37 義務教育学校校舎・屋体・寄宿舎		221.1	0.1
	38 義務教育学校屋外運動場・プール		140.8	0.0
	39 市町村立高等学校校舎・屋体・寄宿舎	674.9	581.0	0.1
	40 市町村立高等学校屋外運動場・プール	123.0	123.0	0.0
	41 小・中学校教職員住宅	1060.1	566.1	0.1
	42 義務教育学校教職員住宅		105.5	0.0
	43 市町村立高等学校教職員住宅	70.4	67.2	0.0
	44 小・中学校スクールバス・ボート	1,247.9	929.0	0.2
	45 義務教育学校スクールバス・ボート		33.1	0.0
	46 市町村立高等学校スクールバス・ボート	0.0	0.0	0.0
	47 図書館	2,998.6	2,345.6	0.6
	48 地域文化振興施設	10,711.8	8,917.4	2.2
49 市町村立の幼稚園	588.8	582.5	0.1	

	施設名	対象事業費	発行(予定)額	構成比
	50 小規模中等教育学校前期課程危険改築	0.0	0.0	0.0
	51 学校給食施設	6,845.8	5,555.6	1.4
	小計	101,553.3	78,878.0	19.7
集 落 整 備	52 移転跡地	44.7	22.0	0.0
	53 移転先地	14.5	7.5	0.0
	54 定住促進団地	6,416.1	4,215.2	1.1
	小計	6,475.3	4,244.7	1.1
	55 自然エネルギーを利用するための施設・設備	1,192.1	658.0	0.2
	ハード分 小計	532,024.9	327,377.6	81.8
	過疎地域自立促進特別事業(ワ分)	96,883.0	72,888.1	18.2
	うち基金積立分	9,016.1	8,253.9	2.1
	合計	628,907.9	400,265.7	100.0
	普通会計債補助事業分	235,865.7	128,286.2	
	普通会計債単独事業分	256,323.9	221,991.2	
	公営企業債補助・単独分	136,718.3	49,988.3	

(備考) 集計の関係上、不明な箇所については空白としている。

## 【過疎地域に関連する施策】

### ● 辺地対策事業債（総務省）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により辺地（交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当する地域をいう。）を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下、「総合整備計画」という。）を定め、この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費については、地方財政法第 5 条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債（辺地対策事業債）をもってその財源とすることができ、さらに、将来の財政負担を軽減するため、当該地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費については、当該元利償還金の 80%を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

地方債計画における辺地対策事業債の計画額及び充当額（平成 18 年度以降については発行（予定）額）は、図表 3-3-20 のとおりである。

図表 3-3-20 辺地対策事業債の状況

年度区分	地方債計画額	充当額
	百万円	百万円
平成 2 年度～11 年度	782,100	782,037
平成 12 年度	79,000	78,907
平成 13 年度	74,000	73,903
平成 14 年度	65,000	64,998
平成 15 年度	62,000	61,966
平成 16 年度	58,000	57,123
平成 17 年度	55,600	47,077
平成 18 年度	53,800	44,229
平成 19 年度	50,800	41,621
平成 20 年度	49,300	40,500
平成 21 年度	49,900	40,708
平成 22 年度	43,300	36,700
平成 23 年度	41,200	36,873
平成 24 年度	42,700	40,082
平成 25 年度	42,800	39,851
平成 26 年度	42,500	39,978
平成 27 年度	48,100	43,117
平成 28 年度	46,500	44,840

(2) 国庫補助金等

【過疎法による施策】

●国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）

現行法においては、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う以下の事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合を過疎地域について引き上げるものとしている（事業の詳細は各々既出）（※）。

（※）政令で定める交付金（次世代育成交付金）を交付する場合には、国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとしている（国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第25号）による改正後の自立促進法第10条第2項）。

補助率の嵩上げ措置

事業の区分	一般の補助率等	過疎法による補助率等
公立の小中学校等を適正な規模にするため統合しようとする（又はした）ことに伴い必要となる公立の小中学校等の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。）	2分の1	10分の5.5
保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	2分の1	10分の5.5
消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	3分の1	10分の5.5

●学校統合に伴う教職員住宅の整備に対する国の負担割合の特例（法第11条）

市町村計画に基づいて行う、公立の小・中学校等の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築事業に要する経費について、国が交付する交付金の通常の算定割合は1/2であるが、当該事業に要する経費は5.5/10を下回らない額の交付金が充当されるように算定することとしている（事業の詳細は既出）。

※三位一体の改革に伴う過疎地域補助金の取扱いについて

平成14年度から平成18年度にかけて行われた、いわゆる三位一体の改革（国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直し）に伴い、過疎地域において嵩上げ措置のある補助金等が交付金化された場合には、従前の補助率を参酌して当該交付金の額を算定する措置がとられている。また、廃止された場合には、特別な地方債（施設整備事業（一般財源化分））で対応することとされた。以上のことを整理すると次ページの表のとおりである。

なお、施設整備事業（一般財源化分）において、従来の補助金等相当部分（補助率嵩上げ部分を含む。）に地方債を充当した場合、元利償還金については、後年度に一定割合が普通交付税の基準財政需要額に算入される（算入率は当初100%であったが、平成23年度同意・許可債からは70%（一部は平成24年度同意・許可債から）となっている。次ページの図を参照）。また、施設整備事業（一般財源分）のうち、公立学校施設整備補助金（不適格建築改築事業）に係るものについては、平成23年度から学校教育施設等整備事業の対象とされている。

○過疎法10条（【法】）及び予算補助（【予】）

事業名		補助率※ 一般→過疎	対応状況
公立の小・中学校等の統合に伴う校舎等の 新增築【法】		1/2→5.5/10	従来どおり（公立学校施設整備費負担金）
保育所の新設等 【法】	公立	1/2→5.5/10 まで	廃止→施設整備事業（一般財源化分）で対応【平成18年度から】
	その他	1/2→5.5/10 まで	従来どおり（次世代育成支援対策施設整備交付金）【平成17年度から】 →安心こども基金【平成20年度から】 →保育所等整備交付金【平成26年度補正から】
消防設備の整備【法】	常備消防分	1/3→5.5/10	廃止→施設整備事業（一般財源化分）【平成18年度から】
消防設備の整備【予】	消防団分	1/2→5.5/10	
公立小・中学校等の施設の整備【予】	不適格建物改築（下記部分を除く）	1/3→5.5/10	廃止→施設整備事業（一般財源化分）【平成18年度から】→学校教育施設等整備事業【平成23年度から】 交付金化（安全・安心な学校づくり交付金）【平成18年度から】→学校施設環境改善交付金【平成23年度から】
	不適格建物改築のうち、耐震力不足等に関する部分	1/3→5.5/10	
	危険建物改築	1/3→5.5/10	
公立へき地小・中学校等の統合に伴う寄宿舎の新增築【予】		1/2（へき地） →5.5/10	

※三位一体の改革以前の補助率

○過疎法11条

事業名	算定割合	対応状況
公立小・中学校等の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築	5.5/10	交付金化（安全・安心な学校づくり交付金）【平成18年度から】→学校施設環境改善交付金【平成23年度から】

[施設整備事業（一般財源化分）の仕組み]

(従来)	国庫補助金 1/3	嵩上げ部分	過疎対策事業債
	補助率 5.5/10		

(三位一体の改革に伴う措置)

特別の地方債（施設整備事業（一般財源化分）） 交付税措置（H22まで100%、H23以降70%※）	過疎対策事業債
--	---------

※施設整備（一般財源化分）のうち、一部事業については平成24年度から70%となる。

【過疎地域を対象とする施策】

現行法に基づくもののほかにも、過疎地域を対象として補助率の嵩上げが行われている（例：危険校舎の改築事業、林道開設事業等）。

なお、特に農林水産省関係の事業については、過疎地域で実施する場合に、実施要件の緩和を行っている（図表 3-3-21）。

●農林水産関係事業の実施要件の緩和

図表 3-3-21 実施要件の緩和

事業名	緩和事項	一般基準	緩和基準	緩和区域
1 農道等に係る土地改良事業等				
(1) 農山漁村地域整備交付金のうち農地整備事業 (通作条件整備) (基幹農道整備)	{ 受益面積 幅員(車道)	50ha 以上 4m 以上	30ha 以上 3m 以上	{ 過疎(受益のみ)、山村、半島 、離島(幅員のみ)、鹿児島 県奄美市及び大島郡(幅員の み)
(一般農道整備)	{ 受益面積 幅員	50ha 以上 4.5m 以上	30ha 以上 4m 以上	{ 過疎、山村、半島、急傾斜(幅員 のみ)、特豪(幅員のみ)
(2) 農山漁村地域整備交付金のうち農地防災事業 (ため池等整備事業)				
[大規模]	受益面積	100ha 以上	70ha 以上	{ 過疎、山村、半島
[小規模]	受益面積	10ha 以上	5ha 以上	
(地域ため池総合整備事業)	受益面積	10ha 以上	(合計)10ha 以上	{ 過疎、山村、離島、半島、 特定農山村
(3) 沖縄振興公共投資交付金のうち農地整備事業 (通作条件整備) (基幹農道整備)	{ 受益面積 幅員(車道)	50ha 以上 4m 以上	30ha 以上 3m 以上	{ 過疎
(一般農道整備)	{ 受益面積 幅員	50ha 以上 4.5m 以上	30ha 以上 4m 以上	{ 過疎、急傾斜(幅員のみ)
(4) 沖縄振興公共投資交付金のうち農地防災事業 (ため池等整備事業)				
[大規模]	受益面積	60ha 以上	20ha 以上	{ 過疎、特定農山村、沖縄
[小規模]	受益面積	10ha 以上	5ha 以上	
(地域ため池総合整備事業)	受益面積	10ha 以上	(合計)10ha 以上	

事業名	緩和事項	一般基準	緩和基準	緩和区域
(5) 農村地域防災減災事業 (ため池整備事業のうちため池整備工事)				
[大規模]	受益面積	100ha以上	70ha以上	} 過疎、山村、離島、半島、 特定農山村、沖縄、特豪
[小規模]	受益面積	10ha以上	5ha以上	
[複数のため池を対象とする場合]	受益面積	10ha以上	(合計)10ha以上	
(用排水施設等整備事業のうち用排水施設整備事業)				
[大規模]	受益面積	400ha以上	200ha以上	} 過疎、山村、離島、半島、 特定農山村、沖縄、特豪
[小規模]	受益面積	20ha以上	10ha以上	
2 草地等に係る土地改良事業等				
(1) 農業競争力強化基盤整備事業のうち草地畜産基盤整備事業				
(道営草地整備事業)	受益面積	500ha以上	250ha以上	} 過疎、山村、離島、半島、 特定農山村
(公共牧場整備事業)	受益面積	200ha以上	100ha以上	
うち北海道		300ha以上	150ha以上	
(再編整備事業)	受益面積	200ha以上	100ha以上	
(2) 農山漁村地域整備交付金のうち草地畜産基盤整備事業				
(道営草地整備事業)	受益面積	500ha以上	250ha以上	} 過疎、山村、離島、 半島、特定農山村
(公共牧場整備事業)	受益面積	60ha以上	30ha以上	
うち北海道		300ha以上	150ha以上	
(再編整備事業)	受益面積	30ha以上	15ha以上	
(水田地帯等担い手育成整備事業)	受益面積	30ha以上	15ha以上	
3 森林整備事業(林道)				
(1) 農山漁村地域整備交付金のうち森林整備事業				
(森林管理道開設)	利用区域の森林面積	50ha以上	30ha以上	過疎等※
(幹線林道の改良)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	過疎、山村
(その他の林道の改良)	利用区域の森林面積	50ha以上	30ha以上	過疎
(幹線林道の舗装)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	過疎、山村
(2) 沖縄振興公共投資交付金のうち森林整備事業				
(幹線林道の改良)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	過疎、山村
(その他林道の改良)	利用区域の森林面積	50ha以上	30ha以上	過疎
(幹線林道の舗装)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	過疎、山村
				(※特定又は準特定市町村であること等の要件を満たす場合に限る)

(3) 地方交付税（総務省）

**【過疎地域に関連する施策】**

過疎地域に対する地方交付税の措置の主な事項は、次のとおりである。

ア 過疎対策事業債、辺地対策事業債の元利償還費（市町村分）

イ 人口急減補正（市町村分）

ウ 過疎代行事業費（都道府県分）

エ 集落対策に要する経費（都道府県分、市町村分）

その他 スクールバス・ボートに要する経費（市町村分）、診療所・患者輸送車等の運営に係るべき地医療対策（都道府県分、市町村分）、簡易水道の建設改良費（市町村分）等



## 10 その他の行政措置

### 【過疎法による施策】

#### ●農地法等による処分についての配慮（法第24条）〔行政措置〕

過疎対策事業として集落整備、産業振興の観点から農地の転用又は権利移転等を必要とする場合があるので、市町村計画に定める用途に供するための農地等の処分については、計画の策定及び実施に際して都道府県知事等と調整を図り、農地の権利の設定、移転、転用等が円滑に行われるよう配慮することとしている。

#### ●国有林野の活用（法第25条）〔行政措置〕

国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民福祉の向上のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律の他、国有林野の管理経営に関する法律の関係法令に基づき処理されているが、過疎地域についても、市町村計画の実施が促進されるよう、当該市町村及び住民に対する国有林野の売払い、貸付け・使用等について適切な配慮をすることとしている。

# 資 料



# 過疎対策の概要

## 過疎法による過疎対策について

### I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。

### II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年度～平成32年度)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、**過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。**

- 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、実効性ある対策を切れ目なく講じる必要から、平成22年に法改正し、**平成17年国勢調査結果による過疎地域の要件を追加**するとともに、法の期限を平成28年3月末日まで延長(6年間)。
- さらに東日本大震災による過疎対策事業の進捗の遅れ等を踏まえ、平成24年に法の期限を平成33年3月末日まで再延長(5年間)。
- 平成22年法改正時の衆参両院総務委員会の決議等を踏まえ、平成26年に法改正し、**平成22年国勢調査結果による過疎地域の要件を追加**。
- 最近の人口動向を反映するため、**平成27年国勢調査結果による過疎地域の要件を追加**。

### III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より、人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

#### 【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H29.4.1)	817	1,718	47.6 %
人口(平成27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平成27国調: km <sup>2</sup> )	225,468	377,971	59.7 %

※市町村合併に関する特例による指定(合併前の過疎地域市町村の人口又は面積が一定以上の「みなし過疎」及び合併前の旧町村のみが過疎地域として指定される「一部過疎」を含む。)

### IV 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援(H29計画額4,500億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置))  
・H22年の改正過疎法により、ハード事業を拡充するとともに、新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とした。
- ②国庫補助金(補助率のかさ上げ等) ③都道府県代行制度 ④金融措置 ⑤税制特例措置
- ⑥地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置

# 過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成2年3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月31日法律第15号)			
制定経緯	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)			
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成32年度(※法制定当初の期限(～平成21年度)から11年間延長)			
目的	○ 人口の過度の減少防止 ○ 地域社会の基盤を強化 ○ 住民福祉の向上 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の振興 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の活性化 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	○ 過疎地域の自立促進 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 ○ 美しく風格ある国土の形成			
法制定(改正)時の過疎地域の要件	人口要件 昭和35年～昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上	人口要件 昭和35年～昭和50年(15年間) 人口減少率 20%以上	人口要件(以下のいずれか) ①昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 25%以上 ②昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上かつ昭和60年の高齢者(65歳以上)比率 16%以上 ③昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上かつ昭和60年若年者(15歳以上30歳未満)比率 16%以下	人口要件(以下のいずれか) <H12.4.1～> ①昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上 ②昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上かつ平成7年高齢者比率 24%以上 ③昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上かつ平成7年若年者比率 15%以下 ④昭和45年～平成7年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①～④は、昭和45年から55年間で人口が10%以上増加している団体は除く。)	<H22.4.1～>(※新たに追加) ①昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 33%以上 ②昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成17年高齢者比率 29%以上 ③昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成17年若年者比率 14%以下 ④昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 17%以上 (①～④は、昭和55年から55年間で人口が10%以上増加している団体は除く。)	<H26.4.1～>(※新たに追加) ①昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 33%以上 ②昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成22年高齢者比率 32%以上 ③昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 28%以上かつ平成22年若年者比率 12%以下 ④昭和60年～平成22年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①～④は、昭和60年から55年間で人口が10%以上増加している団体は除く。)	<H29.4.1～>(※新たに追加) ①昭和45年～平成27年(45年間) 人口減少率 32%以上 ②昭和45年～平成27年(45年間) 人口減少率 27%以上かつ平成27年高齢者比率 36%以上 ③昭和45年～平成27年(45年間) 人口減少率 27%以上かつ平成27年若年者比率 11%以下 ④平成2年～平成27年(25年間) 人口減少率 21%以上 (①～④は、平成2年から55年間で人口が10%以上増加している団体は除く。)
	人口要件かつ財政力要件	財政力要件 ●S41-S43 財政力指数 0.4未満	財政力要件 ●S51-S53 財政力指数 0.37以下 ●公営競技収益 10億円以下	財政力要件 ●S61-S63 財政力指数 0.44以下 ●公営競技収益 10億円以下	財政力要件 ●H8-H10 財政力指数 0.42以下 ●公営競技収益 13億円以下	財政力要件 ●H18-H20 財政力指数 0.56以下 ●公営競技収益 20億円以下	財政力要件 ●H22-H24 財政力指数 0.49以下 ●公営競技収益 40億円以下
公示市町村数(過疎市町村/全市町村)	当初(S45.5.1) 776/3,280 最終 1,093/3,255	当初(S55.4.1) 1,119/3,255 最終 1,157/3,245	当初(H2.4.1) 1,143/3,245 最終 1,230/3,229	当初(H12.4.1) 1,171/3,229 追加(H14.4.1) 1,210/3,218 法延長前(H22.3.31) 718/1,727	法延長当初(H22.4.1) 776/1,727 (H25.4.1現在) 775/1,719	法改正当初(H26.4.1) 797/1,719	法改正当初(H29.4.1) 817/1,718

## 都道府県別過疎関係市町村数(平成29年4月1日時点)(県庁所在地・政令市・中核市の該当団体の注釈入り)

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	備考
北海道	179	149	144	0	5	函館市[中核](過疎)
青森	40	29	23	1	5	
岩手	33	24	20	1	3	
宮城	35	10	7	0	3	
秋田	25	23	18	4	1	秋田市[中核](一部過疎)
山形	35	21	18	2	1	
福島	59	31	27	1	3	
茨城	44	5	2	0	3	
栃木	25	4	3	0	1	
群馬	35	14	9	0	5	高崎市[中核](一部過疎)
埼玉	63	4	2	0	2	
千葉	54	7	6	0	1	
東京	39	6	6	0	0	
神奈川	33	1	1	0	0	
新潟	30	14	9	1	4	
富山	15	4	3	0	1	富山市[中核](一部過疎)
石川	19	10	6	0	4	
福井	17	6	3	0	3	福井市[県庁](一部過疎)
山梨	27	15	7	0	8	甲府市[県庁](一部過疎)
長野	77	37	29	0	8	長野市[中核](一部過疎)
岐阜	42	14	7	1	6	
静岡	35	9	5	0	4	浜松市[政令](一部過疎)
愛知	54	5	3	0	2	豊田市[中核](一部過疎)
三重	29	9	7	0	2	津市[県庁](一部過疎)
滋賀	19	2	0	0	2	

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	備考
京都	26	10	7	1	2	京都市[政令](一部過疎)
大阪	43	1	1	0	0	
兵庫	41	10	7	0	3	
奈良	39	18	18	0	0	
和歌山	30	18	15	2	1	
鳥取	19	12	8	0	4	鳥取市[県庁](一部過疎)
島根	19	19	15	2	2	松江市[県庁](一部過疎)
岡山	27	20	13	1	6	岡山市[政令](一部過疎)
広島	23	16	10	0	6	呉市[中核](一部過疎) 福山市[中核](一部過疎)
山口	19	12	6	0	6	山口市[県庁](一部過疎) 下関市[中核](一部過疎)
徳島	24	13	11	0	2	
香川	17	8	6	0	2	高松市[中核](一部過疎)
愛媛	20	17	11	1	5	松山市[中核](一部過疎)
高知	34	28	24	0	4	高知市[中核](一部過疎)
福岡	60	21	16	2	3	
佐賀	20	9	5	0	4	佐賀市[県庁](一部過疎)
長崎	21	13	10	1	2	長崎市[中核](一部過疎) 佐世保市[中核](一部過疎)
熊本	45	27	22	2	3	
大分	18	16	12	1	3	大分市[中核](一部過疎)
宮崎	26	17	13	0	4	
鹿児島	43	41	35	0	6	鹿児島市[中核](一部過疎)
沖縄	41	18	17	1	0	
全国	1,718	817	647	25	145	

- (備考) 1 市町村数は平成29年4月1日現在  
2 過疎関係市町村数計は、本則適用(第2条第1項)、みなし過疎(第33条第1項)、一部過疎(第33条第2項)のすべてを合算。  
3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在地であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。  
4 東京都特別区は市町村数に含まない。

市町村別団体数	市	町	村
	279	410	128

# 過疎対策事業債(ソフト分)について

## 過疎対策事業債(ソフト分)について

### 1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象(出資及び施設整備費を除く)
  - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
  - ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
  - ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

#### ①地域医療の確保

- 医師確保事業(診療所開設費用補助)
- ICTを活用した遠隔医療



#### ②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



#### ③集落の維持及び活性化

- 集落点検や集落課題の話し合いの実施、住民による活動の支援
- 移住・交流事業(インターネット広報や空き家バンク等)



※その他 高齢者支援(配食サービス、通報システム)、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

#### ④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策(コミュニティビジネスの起業等)

### 2 発行額

市町村ごとに総務省令により算定した額※の範囲内で発行が可能。

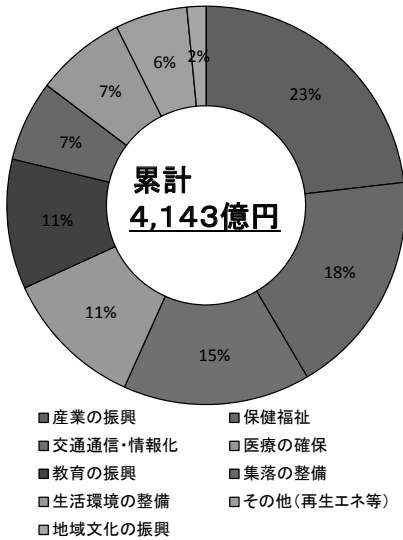
※基準財政需要額と財政力指数を用いて算出  
最低限度額は3,500万円

## 過疎対策事業債（ソフト事業）の活用分野

### ◆ポイント

○事業分野別では、「産業の振興」が最も活用されていて、次いで「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」となっている。

H22～H28年度事業分野別の発行状況



<b>①産業の振興</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品開発事業</li> <li>・企業支援補助事業</li> <li>・地域通貨創設事業</li> <li>・町産材活用促進補助事業</li> <li>・鳥獣害防護柵設置事業</li> <li>・漁業燃油高騰対策事業</li> </ul>	<b>⑤教育の振興</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒相談員設置補助事業</li> <li>・給食センター調理施設環境改善事業</li> <li>・少人数学級確保事業</li> <li>・公設塾運営補助事業</li> </ul>
<b>②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシー利用助成事業</li> <li>・生活習慣病予防教室実施事業</li> <li>・子育て支援事業</li> <li>・妊婦健康検診補助事業</li> <li>・高齢者日常生活支援事業</li> </ul>	<b>⑥集落の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落支援員導入補助事業</li> <li>・移住、交流促進事業</li> <li>・集落再生・活性化支援事業</li> </ul>
<b>③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス、デマンドタクシー運行事業</li> <li>・バス路線再編事業</li> <li>・通学バス運賃補助事業</li> <li>・橋りょう長寿命化計画作成事業</li> </ul>	<b>⑦生活環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険家屋解体事業</li> <li>・ハザードマップ作成事業</li> <li>・景観まちづくり整備補助事業</li> </ul>
<b>④医療の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児等医療費助成事業</li> <li>・医師確保事業（専門医招へい対策事業）</li> <li>・看護師スキルアップ事業</li> </ul>	<b>⑧地域文化の振興等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化伝承補助事業</li> <li>・芸術家招聘補助事業</li> <li>・無形民俗文化財支援補助事業</li> </ul>
	<b>⑨その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環型施設等運営補助事業</li> <li>・地域後継者結婚対策事業</li> </ul>

## 過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額について

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令

### <発行限度額の算定>

#### ・算式

$$A \times (0.56 - B) \times 1 / 15$$

#### 算式の符号

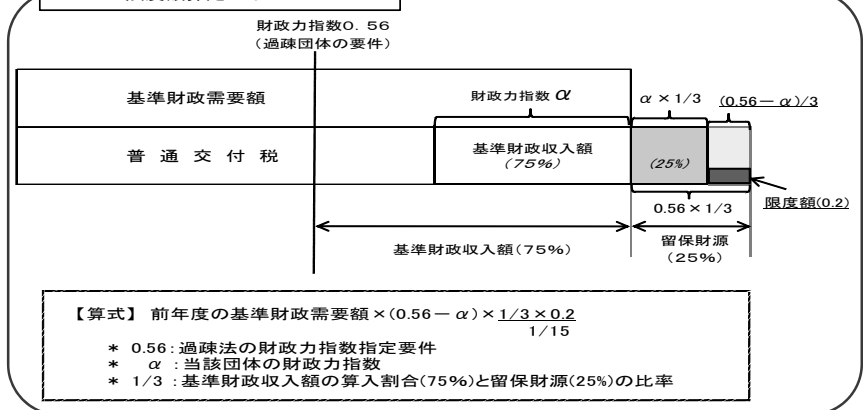
A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額

B 当該市町村の財政力指数（発行限度額を算定する年度前3年度の平均）

※ 財政力の弱い市町村に配慮するとの考えから、基準財政需要額と財政力指数を基礎数値とした。

・最低限度額3,500万円

### 限度額算定のイメージ



### <H24年度からの運用弾力化>

○ハード分及びソフト分の起債要望額の合計額が地方債計画額(H29年度:4,500億円)の範囲内で、かつ、  
○ソフト分の起債要望額の合計額がソフト分の発行限度額の合算額(H29年度:765億円)に達しない場合、

財政力指数0.56以下の市町村について、**現行の発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算**  
(最大で現行発行限度額の2倍)

※同意等の際に、個々の事業内容を考慮するものではない。

※基金への積立は、対象外。

を行うことができることとする。





# 過疎地域等自立活性化推進交付金(H29年度)

## 過疎地域等自立活性化推進交付金

平成29年度予算 6.9億円

○ 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等の自立活性化を推進。

### ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における地域運営組織の取組を支援
  - ・生活の営み(日常生活支援機能)の確保
  - ・生産の営み(地域産業)の振興
- 平成29年度予算積算額 4.0億円  
<1事業当たり2,000万円以内>

### ② 過疎地域等自立活性化推進事業

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援
  - ・生活の安心・安全確保対策
  - ・移住・交流・若者の定住促進対策
  - ・地域文化伝承対策 等
- 平成29年度予算積算額 1.4億円  
<1事業当たり1,000万円以内>

### ③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助
  - ・定住促進団地整備事業
  - ・定住促進空き家活用事業
  - ・集落等移転事業
  - ・季節居住団地整備事業
- 平成29年度予算積算額 0.9億円<交付率1/2>

### ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

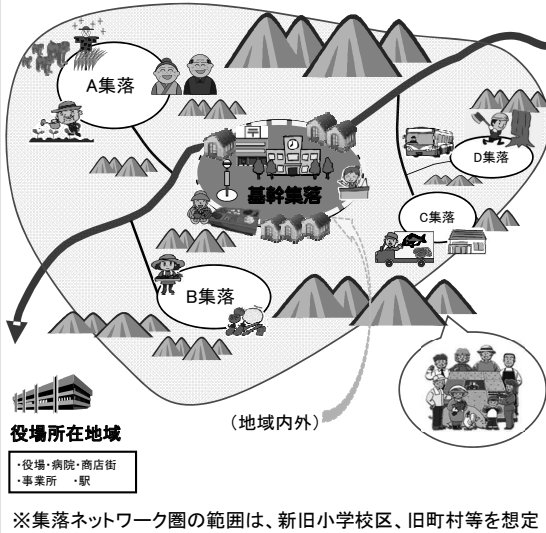
- 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備に対して補助
  - ・生産加工施設
  - ・資料展示施設
  - ・教育文化施設
  - ・地域芸能・文化体験施設 等
- 平成29年度予算積算額 0.6億円<交付率1/3>

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

平成29年度予算 4.0億円

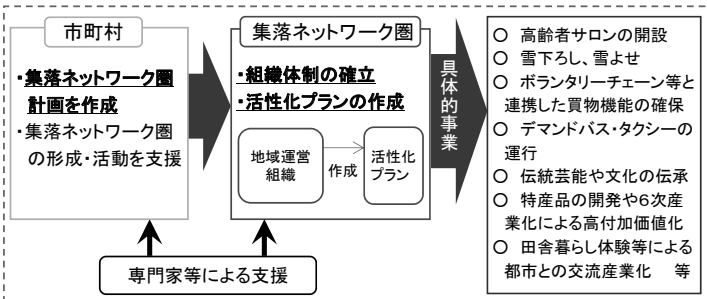
○ 集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援。

集落ネットワーク圏における取組イメージ



施策の概要

- (1) 事業実施主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織)  
※ 交付金の申請は市町村が行う。
- (2) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (3) 平成29年度予算積算額 400,000千円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業



平成28年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

～地域の課題に総合的に取り組む事例①～

とうぶ かわかみむら 東部地区集落ネットワーク圏(奈良県川上村)

- 《ネットワーク圏の概要・現状》
- ・15集落(約280世帯、約590人)
  - ・高齢化(高齢化率:約67.6%)
  - ・地区人口の4割が75歳以上の後期高齢者
  - ・H29.3に廃業する村内唯一のガソリンスタンド

- 《課題》
- ・廃業を表明したガソリンスタンド事業の継承
  - ・出荷、荷さばき機能整備による宅配業務の強化

《主な事業内容》

- 生活の安全・安心対策
  - ・働く場と活躍の場としての機能を併せ持つガソリンスタンドの経営形態について検討調査
  - ・住民代表と行政(県・村)、業界団体、石油類販売企業等による国内初の協議会を設置し、村民の利便性を維持する経営形態、新サービス等を検討
  - ・奈良県で初めてとなる公営ガソリンスタンドを設置
- 産業の振興
  - ・出荷、荷仕分け場を設置し、高齢者等を対象に生鮮食品等の買物支援を行う「移動スーパー事業」及び日用品等を取り扱う「宅配事業」等を実施



つばき いいでまち 樺地区集落ネットワーク圏(山形県飯豊町)

- 《ネットワーク圏の概要・現状》
- ・10集落(約370世帯、約1,190人)
  - ・高齢化(高齢化率29.7%)
  - ・地区内に生鮮食品を取り扱う商店がない
  - ・地区内の交流拠点であった老舗和菓子店が他地区に移転

- 《課題》
- ・空き店舗を利活用した住民の活動、交流の場とする拠点施設の設立
  - ・創業80年余の歴史を誇る「樺味噌」の品質向上・販路拡大

《主な事業内容》

- 産業振興
  - ・空き店舗を拠点施設として整備した農産物直売「産直ホープ館つばき」を開業
  - ・拠点施設内に加工所機能を追加し、地域農産物を活用した特産品を開発
  - ・冷蔵設備や包装機器整備導入により、樺味噌の安定的な供給量と高度均一な品質の確保
- 生活の安全・安心確保対策
  - ・世代間交流を行える環境を整備するため、喫茶機能の付加や、社会福祉協議会等と協力し、健康教室「ほのほのサロン」の実施の検討



## 平成28年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

### ～地域の課題に総合的に取り組む事例②～

にしうち

うえだし

#### 西内地区集落ネットワーク圏(長野県上田市)

##### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・5集落(約320世帯、約690人)
- ・高齢化(高齢化率:41%)
- ・児童数の減少(H18:89人→H27:47人)
- ・地区内中心地は鹿教湯温泉であり、来客は減少傾向
- ・温泉観光客の減少から温泉街メイン通りの閉鎖店舗が増加

##### ＜課題＞

- ・子育て世代を主な対象者とした移住者の促進
- ・移住者を含めた多世代による地域づくりと伝統文化の継承

##### ＜主な事業内容＞

###### ●温泉移住～ウエルカムシングルマザー事業～

- ・鹿教湯温泉のメインストリートの空き家を改装し、地域住民や移住者、観光客が交流できる拠点を整備
- ・インターネット等を活用し、移住希望者に実際に地区内で宿泊してもらう移住体験を実施
- ・移住者や交流者の満足度向上を目的とした受け例側の研修を実施

###### ●伝統文化継承と魅力ある地域づくり促進事業

- ・地域の伝統芸能である和太鼓を首都圏住民と交流ツールとして演奏体験を通じた交流を推進

###### ●地域活性化プランの見直し・策定支援

- ・既存の地域活性化プランを検証し、新たなプランを策定



はままつし

#### 龍山地区集落ネットワーク圏(静岡県浜松市)

##### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・34集落(約340世帯、約720人)
- ・高齢化(高齢化率:約57.4%)
- ・地区人口の4割が75歳以上の後期高齢者
- ・森林が地区内の面積の94%を占める

##### ＜課題＞

- ・交流人口の増加による伝統文化の継承や移住定住の促進
- ・新たな特産品の開発・販売による地域の活性化

##### ＜主な事業内容＞

###### ●都市住民との交流促進

- ・廃止キャンプ場を再生し、自然体験活動だけでなく、都市間交流及び集う場としても利用することで、地域住民との交流を推進
- ・ボーイスカウト団体等に観光PR

###### ●特産品づくり開発・販売

- ・新たに野生鳥獣の革や木、竹を利活用したデザイン加工品を開発及び販売

###### ●郷土食の保存

- ・耕作放棄地(ネットハウス等)を再生し、在来作物(里芋等)を生産及び販売
- ・在来作物を利用した郷土料理を開発及び販売



## 平成28年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

### ～住民自治力の強化に取り組む事例～

しもかわちよう

しもかわちよう

#### 下川町集落ネットワーク圏(北海道下川町)

##### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・3集落(約1,770世帯、約3,410人)
- ・高齢化(高齢化率39.5%)
- ・9割ほど森林に覆われた林業・農業を基幹産業とする過疎地域

##### ＜課題＞

- ・超高齢化の進行に伴う買物や除雪など生活支援ニーズの増加対策
- ・公区を基盤とする互助・共助の強化
- ・総合的な住民自治機能の再確立

##### ＜主な事業内容＞

###### ●小規模多機能自治推進事業

- ・公区アンケートの実施、結果分析・共有、地域計画策定支援
- ・先進地(島根県雲南市)視察
- ・住民発意の自治活動の共有(取組ヒアリング、取組事例発表会)

###### ●社会的企業研究事業

- ・行政組織以外の新たな課題解決に向けた担い手として、社会的起業設立委員会を立ち上げ、本町の課題を調査・議論するとともに、先進地の調査、社会的起業立ち上げを支援

→ 社会的起業3件設立



### ～産業振興に取り組む事例～

かみみやづ

みやづし

#### 上宮津地域集落ネットワーク圏(京都府宮津市)

##### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・6集落(約550世帯、約1,140人)
- ・高齢化(高齢化率:43.8%)
- ・基幹産業であった農業は、鳥獣被害や農業従事者の高齢化が進み、休耕地が増加傾向
- ・外材の輸入、国内需要の低迷等による森林資源の資産価値の低下

##### ＜課題＞

- ・産業起こしによるターンの出現
- ・自然環境と観光開発の推進・農林業の活性化

##### ＜主な事業内容＞

###### ●ホンモロコ(地魚)休耕地養殖栽培実証

- ・養殖実証は場を造成し、養殖に必要な機材を整備
- ・地域住民の意識醸成を図るワークショップを開催

###### ●湧き水活用のワサビ活用事業

- ・湧き水を活用した栽培実証は場を造成し、苗の栽培実証を開始
- ・先進地の視察を行い、基礎技術の知識を習得

###### ●木材粉碎機による森林資源活用研究

- ・樹木粉碎機を活用した堆肥・燃料化等による新産業起こしのため先進地研修や専門家を招聘、安全技術講習を開催





### ③ 過疎地域集落再編整備事業

平成29年度予算 0.9億円

○ 過疎地域市町村を対象に、過疎地域における集落再編を図る取組を支援。

#### 事業の内容

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する経費に対して補助を行う。

② 定住促進空き家活用事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する経費に対して補助を行う。

③ 集落等移転事業

基礎的條件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるための経費に対して補助を行う。

④ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する経費に対して補助を行う。

(2) 事業主体

過疎地域市町村

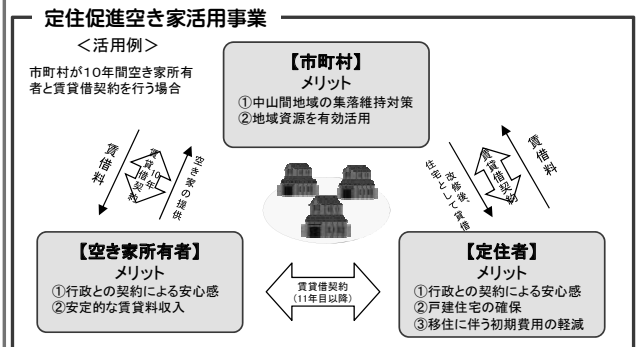
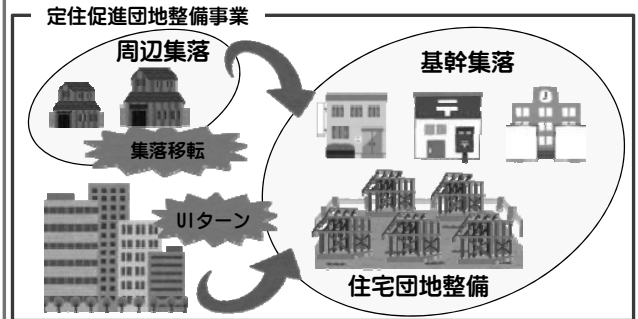
(3) 交付率

1/2以内

(4) 平成29年度予算積算額

89,652千円

#### 事業のイメージ図



### ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

平成29年度予算 0.6億円

○ 過疎市町村等を対象に、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図る取組を支援。

#### 事業の内容

過疎地域には、廃校舎や使用されていない家屋等が数多く存在している。こうした遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

(1) 事業主体

過疎地域市町村等

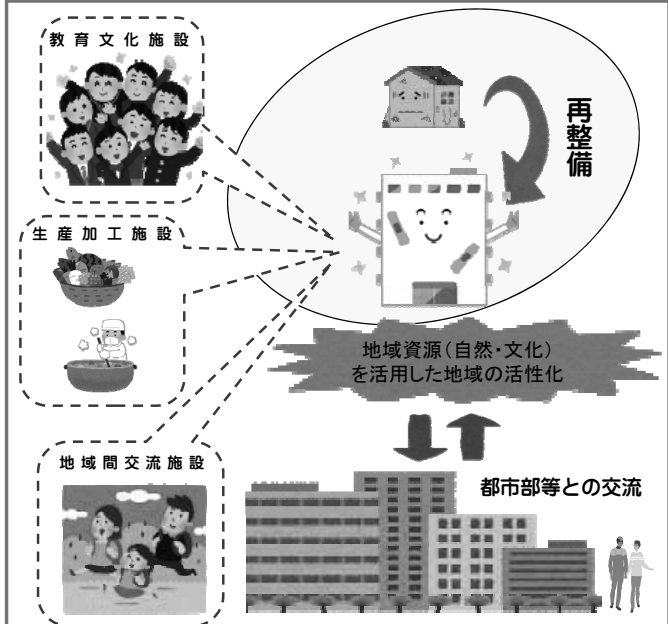
(2) 交付率

1/3以内

(3) 平成29年度予算積算額

60,000千円

#### 事業のイメージ図



# 地域おこし協力隊・集落支援員等

## 地域おこし協力隊について

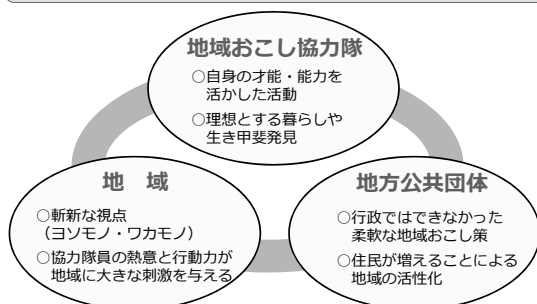
### 地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **地方財政措置**：
  - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
    - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限  
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)  
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
    - ② 地域おこし協力隊員の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
    - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
  - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



### 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



### 隊員数、取組団体数

平成28年(平成28年1月1日～12月31日)に活動した隊員数：

**4,158名(863団体)** (前年比 +1,415名、+203団体)

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数：3,938名

隊員の  
約4割は  
女性

隊員の  
約7割が  
20歳代と30歳代

任期終了後、  
約6割が  
同じ地域に定住  
※H27.3末調査時点

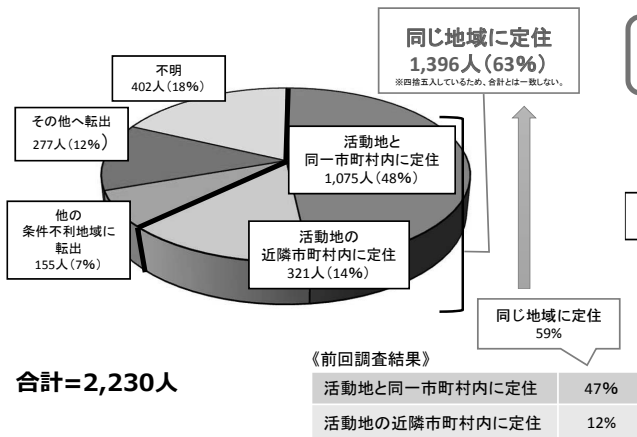
## 地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要

○平成29年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。

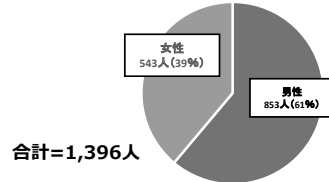
任期終了した隊員は累計で2,230人  
女性は約4割、20代・30代が約3/4

- ・男性1,395人(63%) : 女性835人(37%)
- ・20代816人(37%)、30代862人(39%)

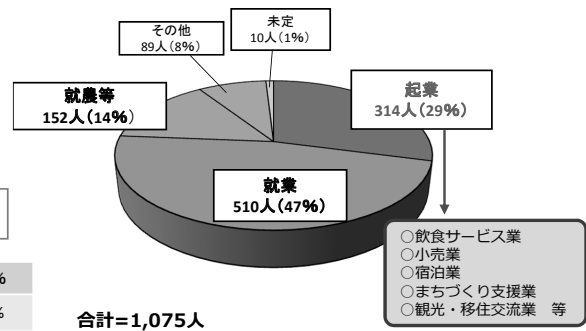
任期終了後、約6割の隊員が同じ地域に定住



定住者の男女比



同一市町村内に定住した者の約3割は起業  
前回調査時(17%)から大幅に増加



## 地域おこし協力隊～取組事例～①

### 北海道弟子屈町

(平成28年度:5名)

#### 【概要】

- ・町の新たな特産品の開発(町産ワインの醸造)

#### 【活動内容】

- ・町産ワインの開発・醸造とワイン醸造用ブドウの栽培に取り組んでいる。
- ・町内の飲食店で町産ワインを味わうイベントを開催。
- ・ワイン以外の特産品として、間伐材材の活用、ワイン醸造に適さないブドウを使ったジャムの開発にも取り組んでいる。

#### 【ポイント】

- ・地域産品を活用した新商品の開発に積極的に取り組んでいる。
- ・ブドウの栽培・収穫やイベント開催により地域住民との交流を深めている。



### 宮城県丸森町

(平成28年度:2名)

#### 【概要】

- ・丸森町への移住定住推進活動として、移住・定住サポートセンターで相談員業務を行うほか、観光関連会社に勤めていたスキルを活かし、地元のローカルビジネスを体験するツアーを企画。

#### 【活動内容】

- ・まるもり移住・定住サポートセンターの運営
- ・移住希望者向け相談業務・ツアーの企画・運営
- ・まるもりローカルベンチャーツアーの企画・運営
- ・お試し移住のための施設運営

#### 【ポイント】

- ・地元農家やインバウンド企業との連携を通じて地域住民との交流を深めている。



### 青森県田子町

(平成28年度:3名)

#### 【概要】

- ・農産物の6次産業化に取り組むとともに、空き店舗を活用し、農産物の加工拠点を兼ねたカフェをオープン。カフェ内の加工場は、地域住民のコミュニティスペースとしても利用されている。

#### 【活動内容】

- ・地場産食材を生かした手作りのランチカフェの運営。夏秋イチゴの栽培、ジャム等の加工。町内産の野菜・果物を活用した菓子の製造販売。地域住民との交流会(お菓子作り教室等)開催。
- ・地方紙の市民記者として町の情報発信。SNSによる情報発信。

#### 【ポイント】

- ・地域の食材を活用・消費するスキームを構築し、併せて地域住民の交流の場を創出している。



### 群馬県富岡市

(平成28年度:7名)

#### 【概要】

- ・観光客のおもてなしをする「まちなか隊員」と、養蚕業に従事する「地域隊員」とで活動。

#### 【活動内容】

- ・「まちなか隊員」は、「富岡製糸場」を核とする観光案内や、養蚕農家の写真展示等を企画し、観光客のおもてなしに取り組んでいる。
- ・「地域隊員」は、養蚕文化の伝承や情報発信、富岡シルクのブランド化などに取り組んでいる。
- ・いずれも、各地区の地域づくり協議会を応援するため、軽トラ市など地域活動への支援や情報発信を行っている。

#### 【ポイント】

- ・「まちなか隊員」、「地域隊員」の任務と地域活動支援を両立している。



## 地域おこし協力隊～取組事例～②

### 石川県輪島市

(平成28年度:5名)

#### 【概要】

・農家によるイベントの企画運営を行う組織の立ち上げや新商品開発、販売等を行っている。また都市交流としてツアーや体験メニューの開発等、地域一帯となつての取組を実施している。

#### 【活動内容】

・季節に応じた仕事をまとめた「生業カレンダー」の作成。  
・首都圏を対象としたツアーやインターンシップの受け入れを実施。

#### 【ポイント】

・里山資源を活かした複数の仕事で収入を得る「多業ライフ」を提案。  
・地域の交流人口の増加・PR  
・移住者交流会



### 三重県尾鷲市

(平成28年度:10名)

#### 【概要】

・女性の雇用機会を創出するための会社組織を立ち上げ、活動を行っている。

#### 【活動内容】

・クラウドファンディングによって出資金を募り地域資源である魚の通信販売やトラックでの移動販売を行う合同会社を設立。  
・魚の捌き方や料理方法などを紹介するイベントを開催し、販路を拡大

#### 【ポイント】

・新たな手法を用いた起業。  
・地域資源を活用した女性の活躍の場の創出。



### 愛知県新城市

(平成28年度:5名)

#### 【概要】

・スポーツツーリズムイベント等の企画運営による誘客・交流事業を行っている。

#### 【活動内容】

・「新城スポーツツーリズム推進実行委員会」の設立に参画。  
・トレイルランニングイベントを継続して開催し、1000名を超える参加者の誘客と定期的な人の流れを創出。  
・廃校を活用し、自転車のショーレースを開催し各種メディアに掲載。

#### 【ポイント】

・遊休施設(廃校)を利用した取組とイベントの定期的な開催により交流人口を増やしている。



### 滋賀県東近江市

(平成28年度:10名)

#### 【概要】

・紫草や木地師などの地域資源を活かし、地域活性化や歴史・伝統の継承を行っている。

#### 【活動内容】

・地域資源である紫草を耕作放棄地で栽培し、加工品の開発を実施。  
・木地師発祥の地PRや木地師の歴史・伝統の継承のための活動を実施

#### 【ポイント】

・地域資源を活用した耕作放棄地の解消と、3年後の定住に向けた生業づくり。



## 地域おこし協力隊～取組事例～③

### 奈良県川上村

(平成28年度:11名)

#### 【概要】

・隊員が協力しながら朝市や農家民宿、エコツアーなどを展開し、起業による定住を模索しながら地域活性化に取り組んでいる。

#### 【活動内容】

・村産野菜を販売する朝市の実施。また吉野川・紀ノ川流域の生産者との連携。  
・カヌーや洞窟探検などエコツアーの開催。  
・古民家を改修して農家民宿の運営。  
・吉野杉を活用した木製家具の製作。

#### 【ポイント】

・各隊員の得員分野と地域資源の活用による仕事の創出。



### 兵庫県朝来市

(平成28年度:9名)

#### 【概要】

・狩猟及び鹿肉の食肉加工所の経営を行っている。また、シェアハウスの開設に向けて準備を進めている。

#### 【活動内容】

・農産物への被害が著しい鹿を使った食肉処理・販売施設の開設。  
・移住者の雇用創出に向けた、農業・狩猟・宿泊業・観光業・イベント興行を生業とした中山間地域での生活モデルの構築。

#### 【ポイント】

・兵庫県の「地域おこし協力隊等起業化モデル事業」を活用して起業。  
・隊員が共同で食肉処理施設を運営。



### 山口県防府市

(平成28年度:2名)

#### 【概要】

・地域資源である「藍」をテーマとして、地域の文化産業となることを目指している。

#### 【活動内容】

・原料である藍の休耕田での栽培。  
・「すくも(染料)」の生産と販売。  
・藍染製品のデザイン、製造、販売。

#### 【ポイント】

・藍の栽培による休耕田の利用。  
・原料の栽培から加工、藍染製品の製作まで一貫した地元生産による地域の文化産業を創出している。



### 熊本県菊池市

(平成28年度:10名)

#### 【概要】

・市民の健康をサポートする「地域健康プランナー」として、地域の健康づくりや健康長寿社会の形成に取り組む。

#### 【活動内容】

・整体師、フィットネスインストラクターの資格を生かし、各公民館での健康づくり教室や健康づくりについての講話などを通して、自分でできる健康づくり、病気の予防法を周知。  
・市の健康づくり大会では、薬草茶とセルフ全体のワークショップを開催。

#### 【ポイント】

・熊本地震後は、市内の5つある避難所を回り、避難者の身体のケアや簡単な運動・体操指導を行うなど、地域活動に積極的に取り組んでいる。





## 地域おこし協力隊～「任期終了後」の活躍事例

### 島根県雲南市

40代女性 起業

#### 【定住状況】

・任期終了した4名の隊員のうち3名が定住。(平成29年7月1日時点)

#### 【活動内容】

・隊員期間中は小学校が閉校した地域に入り、地域づくりに携わっていた。  
・任期終了後、農地付き空家を購入し、農村民泊やカフェをしている。また、専門性を活かして、小中学校でのダンス授業や、幅広い世代への体づくりのワークショップや施術を行なうほか、ラジオで地域情報番組のパーソナリティをする等している。

#### 【ポイント】

・元々の専門である体づくりの仕事と、協力隊の経験を活かした仕事を組み合わせ「多業」。



### 新潟県十日町市

30代男性 就業

#### 【定住状況】

・任期終了した40名の隊員のうち27名が定住。(平成29年8月1日時点)

#### 【活動内容】

・任期活動中は、地場農産物の地産地消活動、出張販売、春夏秋冬体験アクティビティの開発、支援世帯の病院送迎、除雪などに取り組んでいた。  
・任期終了後は、里山体験に特化した法人を立ち上げ、自身もガイドとして、様々な里山体験ツアーなどを開催している。

#### 【ポイント】

・任期中の隊員活動の実績を元にした、活動地での起業と就業。



### 岡山県美作市

20代男性 就農

#### 【定住状況】

・任期終了した17名の隊員のうち12名が定住。(平成29年6月1日時点)

#### 【活動内容】

・任期期間中は、棚田の再生が活動の軸となり、再生した棚田で農業や、周辺の森林資源を活かした林業を行う。また古民家を利用したコミュニティスペースづくりやイベントへの参加・協力・企画などの活動に取り組んでいた。  
・任期終了後は、再生した棚田での米作りやにんにくなど農作物の生産を行いながら広葉樹施業、シタケの原木栽培なども行っている。

#### 【ポイント】

・過疎化で衰退してしまった棚田での米作りを再生した。



### 鳥取県八頭町

20代女性 就業

#### 【定住状況】

・任期終了した6名の隊員のうち4名が定住。(平成29年7月1日時点)

#### 【活動内容】

・任期活動中は、志子部集落で特産品の開発や交流体験事業の企画提案を行っていた。また地域の特産品を売る販路づくりなどを通して、地域のPR活動を行っていた。  
・任期終了後はきのこの研究機関にコーディネーターとして就業。広報や企画の仕事を通じてキノコの美味しさや魅力を発信している。

#### 【ポイント】

・地元の人から信頼を得て、活動を行っていた地で就業。



## 集落支援員について

### 集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成28年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,158人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,276人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人当たり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等を実施

※特別交付税の対象経費…集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

### 地方自治体の取組のフロー

#### ■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「集落支援員」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

#### 集落支援員による支援

#### ■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施
- ※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、Uターン、他集落との連携の状況」、など

#### ■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

#### 《集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

総務省  
支援

## 集落支援員～取組事例～①

(人数は特交ベース、専任のみ)

### 福島県喜多方市

(平成28年度:5名)

#### 【概要】

・人口減少と高齢化の進む集落の現状を把握するため、集落支援員を設置。

#### 【活動内容】

- ・集落巡回、集落点検による集落の状況や課題の把握。
- ・集落訪問による集落活性化への助言。
- ・イベント支援による集落の活性化対策。
- ・有害鳥獣対策に向けた助言、対策支援。

#### 【ポイント】

- ・喜多方市農山村集落元気塾の実施により、現役支援員がスキルを上げると共に、住民から次に続く支援員を育成。
- ・世話役支援員の設置により全体の調整機能を強化。



### 北海道松前町

(平成28年度:1名)

#### 【概要】

・廃校の小学校を利用した「交流の里づくり館」を活動拠点として、地域の活性化に向けて様々な取組を実施。

#### 【活動内容】

- ・地域の女性(40代～60代)の参加を促した「モノづくり女子会“新真姫(さらまぎ)”」を結成。ものづくりのほか、各種イベントを開催。
- ・交流の里づくり館の運営や地域町内会主催のイベントなどに積極的に関わり、地域の橋渡し役として活躍。

#### 【ポイント】

- ・「交流の里づくり館」を活動拠点として地域活動に積極的に関わり、高齢化が進み女性の社会進出が減退する中で、地域づくりと情報交換の場づくりをとおし地域の元気づくりに貢献。



### 奈良県吉野町

(平成28年度:2名)

#### 【概要】

・地域活性化ビジョン等が策定されている集落を中心に、元地域おこし協力隊である集落支援員を配置し、外部人材の視点から集落の活性化に取り組む。

#### 【活動内容】

- ・貯木地域である地域の特性を活かして吉野貯木まちあるきなどを行う「木のまち」プロジェクトを推進。
- ・吉野町の杉を使用した家を未来型住宅展示場に出展し、全国各地吉野杉をPR。

#### 【ポイント】

- ・地域おこし協力隊で取り組んでいた内容を集落支援員としての活動にも活かして地域の活性化に寄与。



### 島根県益田市

(平成28年度:22名)

#### 【概要】

・地区振興センターを単位としてそれぞれに集落支援員を配置して、買物弱者対策や有害鳥獣対策など、地域のニーズに沿った支援活動を行う。

#### 【活動内容】

- ・地域自治組織の設立支援及び地域自治組織との協働や活動の支援。
- ・住民同士の話し合いの促進等により、それぞれの地域の課題を明らかにし、解決策の提案を支援等。

#### 【ポイント】

- ・買物弱者対策、有害鳥獣対策、食育など各地区それぞれの特徴等を活かして自治組織の主体的な運営に貢献。



## 集落支援員～取組事例～②

(人数は特交ベース、専任のみ)

### 岩手県住田町

(平成28年度:5名)

#### 【概要】

・旧小学校区(5カ所)に集落支援員と地域おこし協力隊をそれぞれ1名ずつペアで配置。地域おこし協力隊と連携して、地域の課題解決、産業の創出・活性化に取り組んでいる。

#### 【活動内容】

- ・木造校舎を活用した交流人口拡大を図るイベント等の企画を実施。
- ・遊休農地を活用し、都市部から農業体験希望者を受け入れ。
- ・地域資源(観光、特産品等)のプロモーション。

#### 【ポイント】

- ・集落支援員はコミュニティを“守る”役割、地域おこし協力隊は新しいビジネスを“拓く”役割を担い、互いに補完し合うことにより、多様な視点で諸課題を解決。



### 長野県伊那市

(平成28年度:3名)

#### 【概要】

・住民が主体となった田舎暮らしモデル地域事業の推進や市内集落の空き家を活用した移住・定住の促進により、年間20～30件の移住を実現。

#### 【活動内容】

- ・田舎暮らしを促進するための集落状況のリサーチと課題解決。
- ・移住・定住に向けた相談・支援活動。空き家バンク制度の推進。
- ・地域おこし協力隊員への助言、活動支援。

#### 【ポイント】

- ・民間の立場・経験を活かして、機動性の高い相談活動や従来の枠にとらわれない集落支援を実施。



### 長野県小谷村

(平成28年度:7名)

#### 【概要】

・村内全域の総合的な集落支援に取り組む役場配置支援員と特定地域で活動する地域づくり応援団の2タイプの集落支援員が活動。

#### 【活動内容】

- ・将来を担う子育て世代の交流の場づくり。
- ・伝統技術、伝統文化、食文化等の伝承活動。
- ・スキー場等を利用した観光振興、地活性化支援。
- ・広報誌、フェイスブック等による情報発信。

#### 【ポイント】

- ・他地域に比べ、若い支援員を導入することで柔軟な活動を展開。
- ・地域おこし協力隊とペアで活動することで、地域内外の視点を活かし、補い合って活動。



### 兵庫県朝来市

(平成28年度:30名)

#### 【概要】

・小学校区単位に複数人ずつ配置し、地域との相談や話し合いにより地域の課題を見つけ、遊休農地対策や高齢者の健康増進事業等、持続可能な集落づくりに尽力。

#### 【活動内容】

- ・遊休農地を活用した収穫体験等による都市との交流、魅力発信。
- ・地元の子供と地域の関わりを深めるための遊び・学びの場の提供。
- ・地域おこし協力隊が実施する地域の課題解決活動の支援。
- ・高齢者を対象とした健康教室の開催。

#### 【ポイント】

- ・集落支援員が複数人でチームを組み、地域自治協議会と共に活動。集落点検等により見えてきた課題を地域おこし協力隊と連携して解決。



# 集落支援員の活躍先

都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数							
北海道 (34)	深川市	1	群馬県 (12)	茨城町	5	岐阜県 (18)	関市	5	徳島県 (71)	美馬市	1	熊本県 (7)	巻城市	1	大分県 (43)	豊後市	11	宮崎県 (33)	西原村	1				
	松前町	1		沼田町	4		中津川市	3		八幡町	9		三好市	18		西原村	1		鹿児島県 (40)	山都町	2	沖縄県 (6)	多良木町	1
	乙部町	1		富岡町	4		瑞浪市	5		大山町	6		上勝町	49		山都町	2			合計	1158			
	黒松内町	2		碓氷村	4		恵那市	5		南郷町	17		牟婁町	2		山都町	1							
	置継町	1		秩父市	6		静岡市	8		伯耆町	1		さぬき市	2		山都町	1							
	二子町	5	南厚狭市	14	浜松市	3	日南町	1		まんのう町	2		多良木町	1										
	北島町	2	山城市	2	小山市	2	出雲市	3		愛媛県★	1		相良村	1										
	安部町	1	柏崎市	2	高島市	3	益田市	22		東温市	1		中津市	4										
	東川町	10	小千谷市	1	藤野市	20	大田市	1		高知市	2		日田市	5										
	南富良野町	1	十日町市	2	長浜市	21	安来市	1		室戸市	1		佐伯市	8										
	和美町	1	見附市	11	守山市	2	飯南町	4		南国市	3		日杵市	5										
	下川町	1	糸魚川市	7	京都府★	5	飯野町	2		宿毛市	1		津久見市	1										
	奥深町	1	妙高市	6	京都市	2	川本町	22		香南市	1		小林市	4										
	白老町	3	上越市	8	福和山市	2	美郷町	15		香美市	6		豊後高田市	1										
	厚真町	2	佐渡市	1	綾部市	2	島野町	6		奈半利町	3		宇佐市	15										
	むかわ町	1	魚沼市	10	京丹後市	3	津和野町	20		安田町	1		宮崎市	4										
	岩手県 (39)	大船渡市	2	阿賀町	2	南丹市	6	吉賀町		2	馬路村		1	小津市		19								
久慈市		2	珠洲市	6	笠置町	1	海上町	23	雲西村	2	串間市	1												
遠野市		11	白山市	3	豊岡市	25	西ノ島村	2	大豊町	4	えびの市	5												
一関市		24	福井市	2	妻文市	35	知夫村	1	土佐町	3	種葉村	2												
宮城県 (20)	登米市	20	坂井市	2	丹波市	25	隠岐の島町	1	大川村	1	日之影町	2												
	秋田県★	2	越前町	2	朝来市	30	笠岡市	4	いの町	2	鹿兒島市	22												
山形県 (17)	五城目町	1	山形県 (1)	南アルプス市	1	刈谷市	8	備前市	1	中土佐町	2	鹿屋市	2											
	鶴岡市	3	伊那市	3	神戸町	2	瀬戸内市	2	佐川町	2	指宿市	2												
	寒河江市	2	茅野市	2	奈良県★	3	真庭市	2	越知町	1	西之表市	3												
	朝日町	1	東御市	4	宇陀市	4	矢掛町	7	白高村	1	鹿島市	6												
	大江町	1	佐久間町	1	高取町	2	新住村	1	津野町	1	三島村	1												
	金山町	1	鹿野町	1	吉野町	2	栗狭町	2	四万十町	2	湧水町	1												
	最上町	3	飯島町	4	鹿嶋村	1	三原市	3	三原市	3	東串良町	2												
	舟形町	3	松山町	4	十津川村	1	三次市	10	瀧瀬町	1	中種子町	1												
	川西町	1	高森町	2	下北山村	3	庄原市	22	うきは市	2	名護市	5												
	遊佐町	2	阿賀村	4	上北山村	1	甘日市	2	船倉市	1	北大東村	1												
福島県 (21)	喜多方市	5	先木村	4	川上村	11	安芸高田市	2	那珂川町	1														
	二本松市	5	桑原村	1	紀美野町	10	大島上町	1	大刀佐町	4														
	田村市	2	大庭村	1	高野町	1	安芸太田町	3	みやこ町	2														
	只見町	3	麻績村	2	すまみ町	2	北広島町	4	唐津市	6														
	南会津町	3	生坂村	7	那智梯津町	2	神石高原町	20	多久市	1														
	西会津町	1	小谷村	7	鳥取市	6	宇都市	5	基山町	4														
	会津美里町	2	高山村	1	倉吉市	4	岩国市	5	平井市	5														
茨城県 (33)	常陸大宮市	28	飯綱町	1	磐前町	7	長門市	7	長崎県 (21)	対馬市	4													

表中の★は、府県が直接実施。

参考	専任	兼任	自治体数	専任	兼任	自治体数	専任	兼任	自治体数
平成28年度	1,158名	3,276名	281自治体 (4府県277市町村)	597名	3,700名	158自治体 (9府県149市町村)	858名	3,850名	221自治体 (5府県216市町村)
平成27年度	994名	3,096名	241自治体 (3府県238市町村)	500名	3,600名	147自治体 (13府県134市町村)	741名	3,764名	196自治体 (7府県189市町村)
平成26年度	858名	3,850名	221自治体 (5府県216市町村)	449名	3,500名	122自治体 (9府県113市町村)	694名	3,505名	192自治体 (6府県186市町村)
平成25年度	741名	3,764名	196自治体 (7府県189市町村)	199名	2,000名	77自治体 (11府県66市町村)			
平成24年度	694名	3,505名	192自治体 (6府県186市町村)						

## 「移住・交流情報ガーデン」

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。  
(※都道府県間での連携や市町村間での連携(定住自立圏構想等の取組団体)等複数団体で協力して実施する団体の利用を優先)

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

＜移住・交流情報ガーデン＞  
ワンストップ支援窓口



(ガーデン館内)



(移住フェアの様様)

※国の各府省とも連携  
・厚生労働省(しごと情報)  
・農林水産省(就農支援情報)等



全国移住ナビとは?

自分に合った暮らし探しを「全国移住ナビ」でお手洗い  
総務省所管の全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」内

仕事から探してみる  
気になる地域の仕事を  
いろいろ条件から検索できます

住まいから探してみる  
気になる地域の物件を  
いろいろ条件から検索できます

生活環境・交通から探してみる  
気になる周辺施設を  
地図上から検索できます

このほか、こだわり観光情報や移住者の体験談などから情報を検索することができます。  
また、全国の自治体で作成したPR動画から探すこともできます。

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可

[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル  
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分  
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分  
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

# 「田園回帰」に関する調査研究会

## 「田園回帰」に関する調査研究中間報告書（概要）

平成29年3月

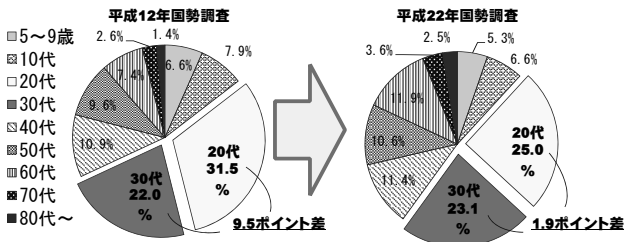
### 過疎地域への移住者の状況

- 平成12年国勢調査では、約107万人（全国移住者約1,622万人のうちの6.6%）
- 平成22年国勢調査では、約84万人（全国移住者約1,306万人のうちの6.5%）

### 都市部から過疎地域への移住者の状況

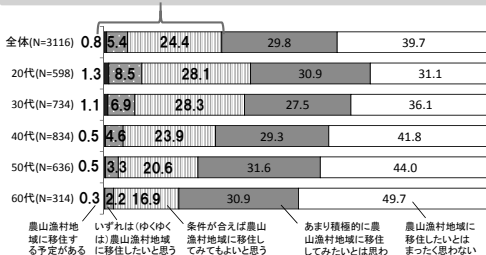
- 移住者の年代別内訳は、平成12年、平成22年ともに、20代の割合が最も高い。
- 平成22年国勢調査では、20代の割合と30代の割合の差が縮小。
- 過疎地域への移住の志向が30代にも拡大。
- 転入元が他の都道府県の都市部からの移住者が約7割。
- 転入元が他の地域ブロックの都市部からの移住者は約5割。

### 【都市部から過疎地域への移住者の年代別内訳】



### 都市部の住民の意識調査

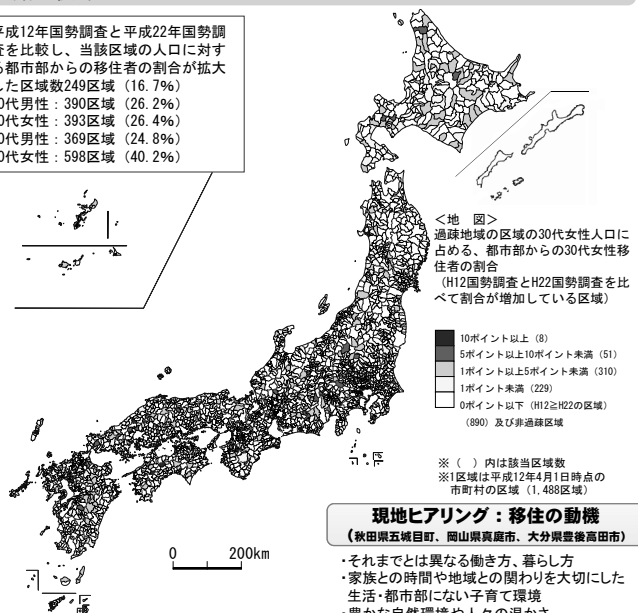
- 農山漁村地域に移住してみたいと回答した割合は、全体では30.6%、20代で37.9%、30代で36.3%であり、若い世代ほど移住の意向が強い。



### 地図でみる都市部から過疎地域への移住の状況

- 平成12年、平成22年ともに、全国の過疎地域の全ての区域で都市部からの転入者がある。
- 過疎地域の区域の40.2%（598区域）で、30代女性人口に占める都市部からの30代女性移住者の割合が拡大。

平成12年国勢調査と平成22年国勢調査を比較し、当該区域の人口に対する都市部からの移住者の割合が拡大した区域数249区域（16.7%）  
 20代男性：390区域（26.2%）  
 20代女性：393区域（26.4%）  
 30代男性：369区域（24.8%）  
 30代女性：598区域（40.2%）



### 現地ヒアリング：移住の動機

（秋田県五城目町、岡山県真庭市、大分県豊後高田市）

- ・それまでとは異なる働き方、暮らし方
- ・家族との時間や地域との関わりを大切にしたい生活・都市部にはない子育て環境
- ・豊かな自然環境や人々の温かさ

過疎地域の「暮らしの場」、  
 「自己実現ができる場」としての価値を見出している。

### 【移住したい理由】

- ・「気候や自然環境に恵まれたところで暮らしたいから」（46.7%）
- ・「環境にやさしい暮らし（ロハス）やゆっくりとした暮らし（スローライフ）、自給自足の生活を送りたいから」（28.3%）

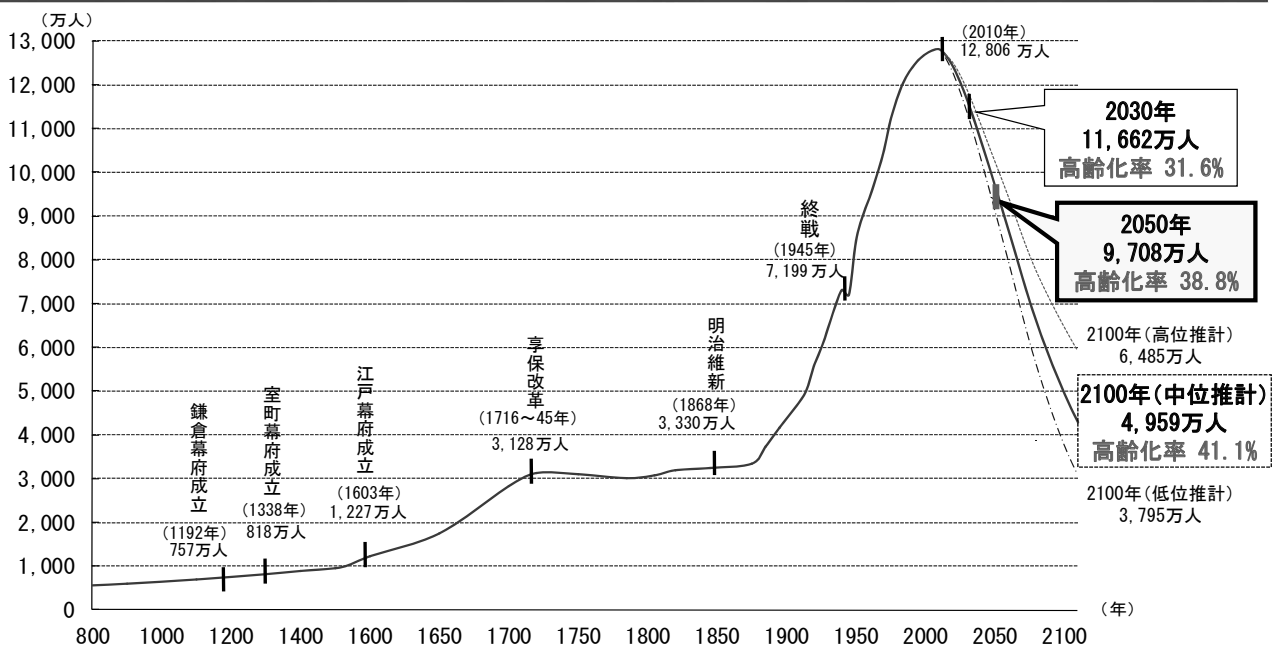
### 【移住後にしたい仕事】

- ・「持っている資格や知識、スキルが活かせる仕事に就きたい」（26.3%）

# 人口動態について

## ●総人口の長期的推移と将来推計

●日本の総人口は、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく可能性。この変化は千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。

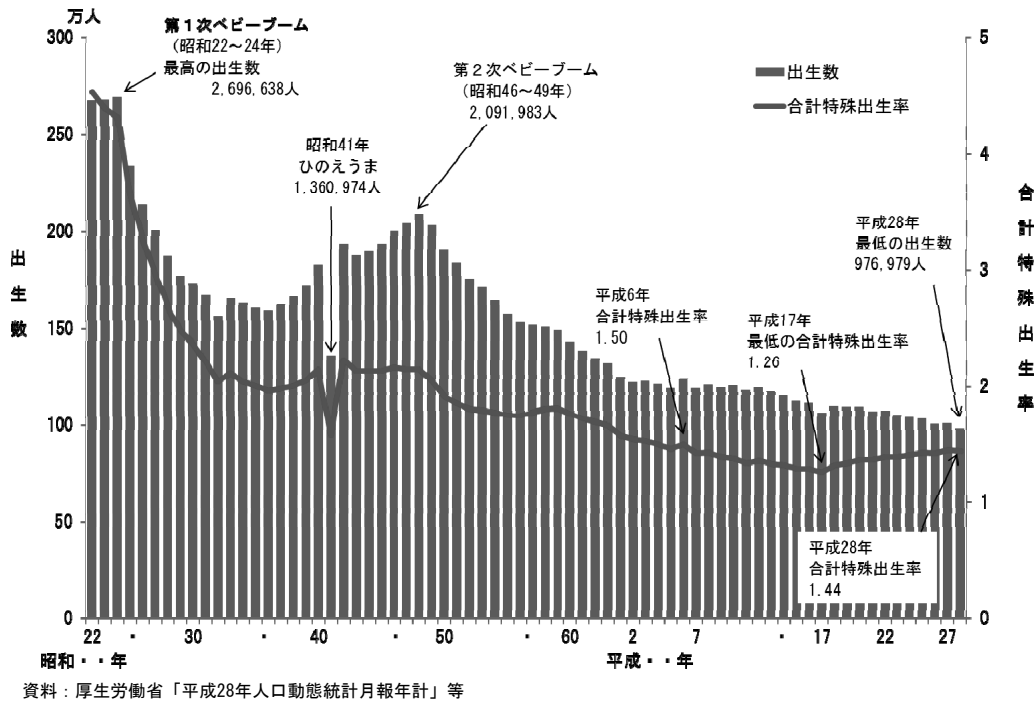


(出典) 2010年以前の人口: 総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土政策局作成  
それ以降の人口: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局作成資料)

## 日本の出生率・出生数の推移

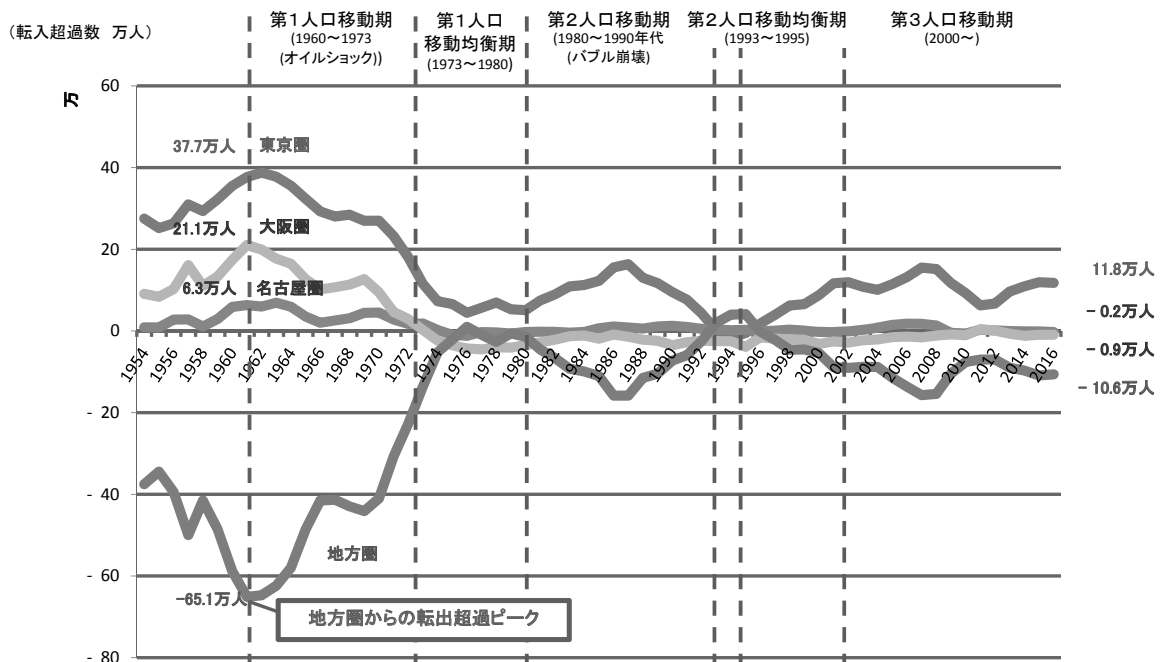
- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。
- 合計特殊出生率は、人口置換水準(人口規模が維持される水準)の2.07を下回る状態が、1975年以降、約40年間続いている。



## 人口移動の状況

- これまで3度、地方から大都市(特に東京圏)への人口移動が生じてきた。

### 三大都市圏及び地方圏における人口移動(転入超過数)の推移



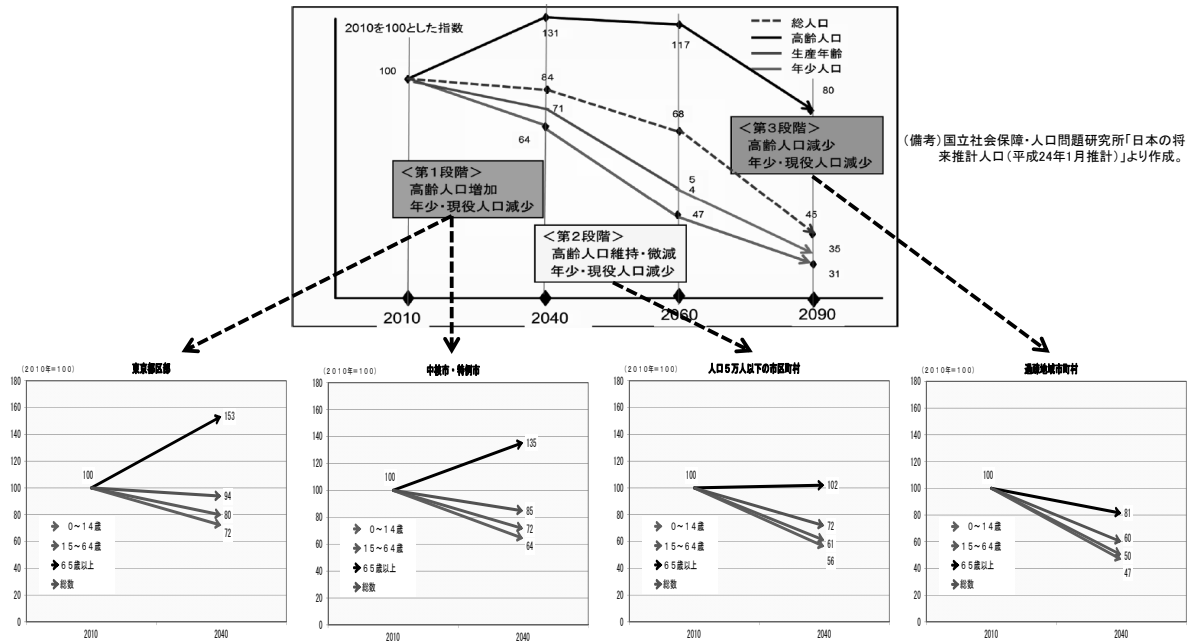
(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(注)上記の地域区分は以下の通り。

東京圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏:岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏:京都府、大阪府、兵庫県、奈良県  
三大都市圏:東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏:三大都市圏以外の地域

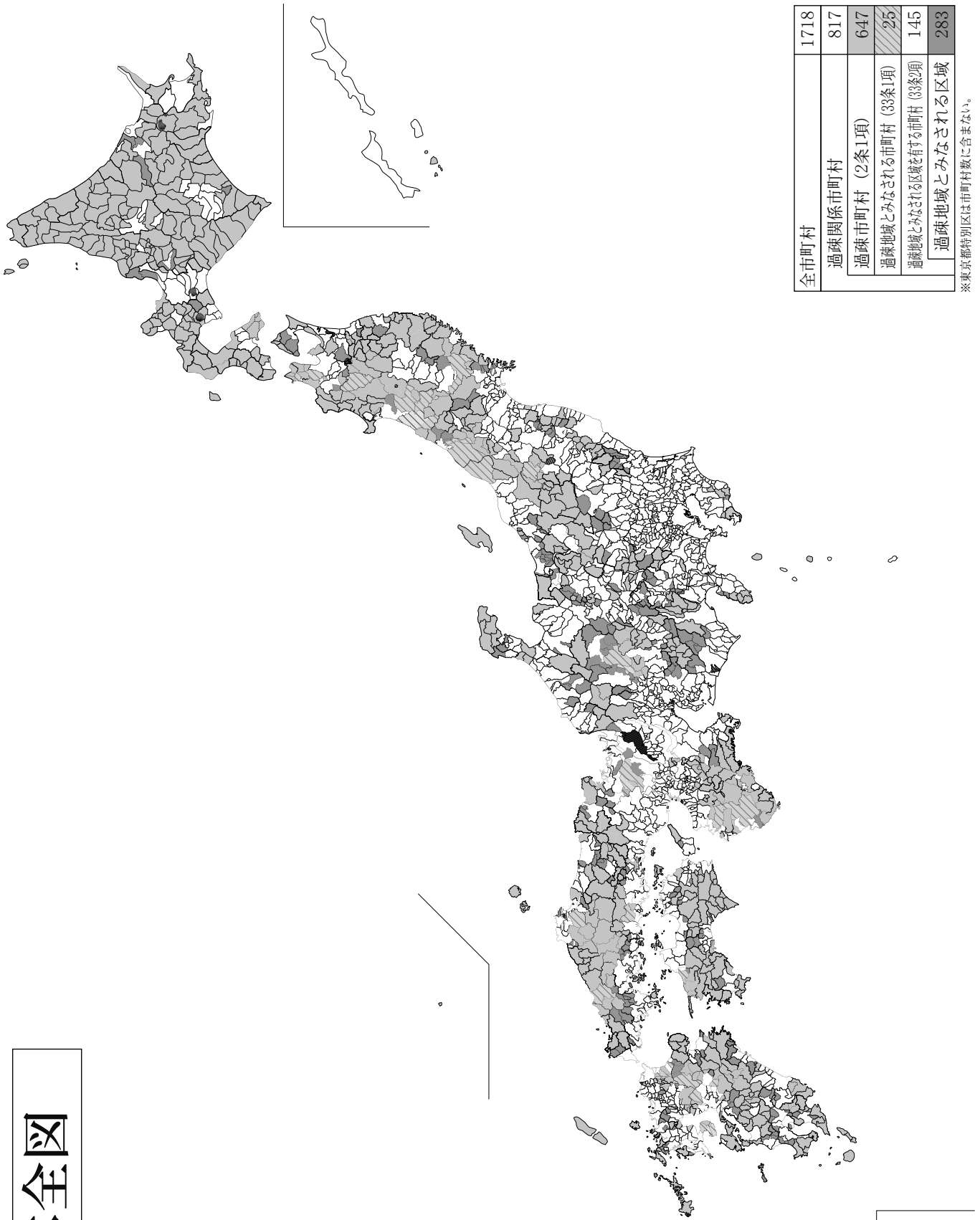
## 地域によって異なる将来人口動向

○ 地域によって人口の「減少段階」は大きく異なる。東京圏や大都市などは「第1段階」にあるのに対して、地方はすでに「第2・3段階」になっている。



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成。  
2. 上記地域別将来推計人口の推計対象となっている市区町村について、カテゴリー(人口5万人以下の市区町村は2010年の人口規模、中核市・特例市は平成26年4月1日現在、過疎地域市町村は平成26年4月5日現在でみたもの)ごとに総計を求め、2010年の人口を100とし、2040年の人口を指数化したもの。

# 日本全国

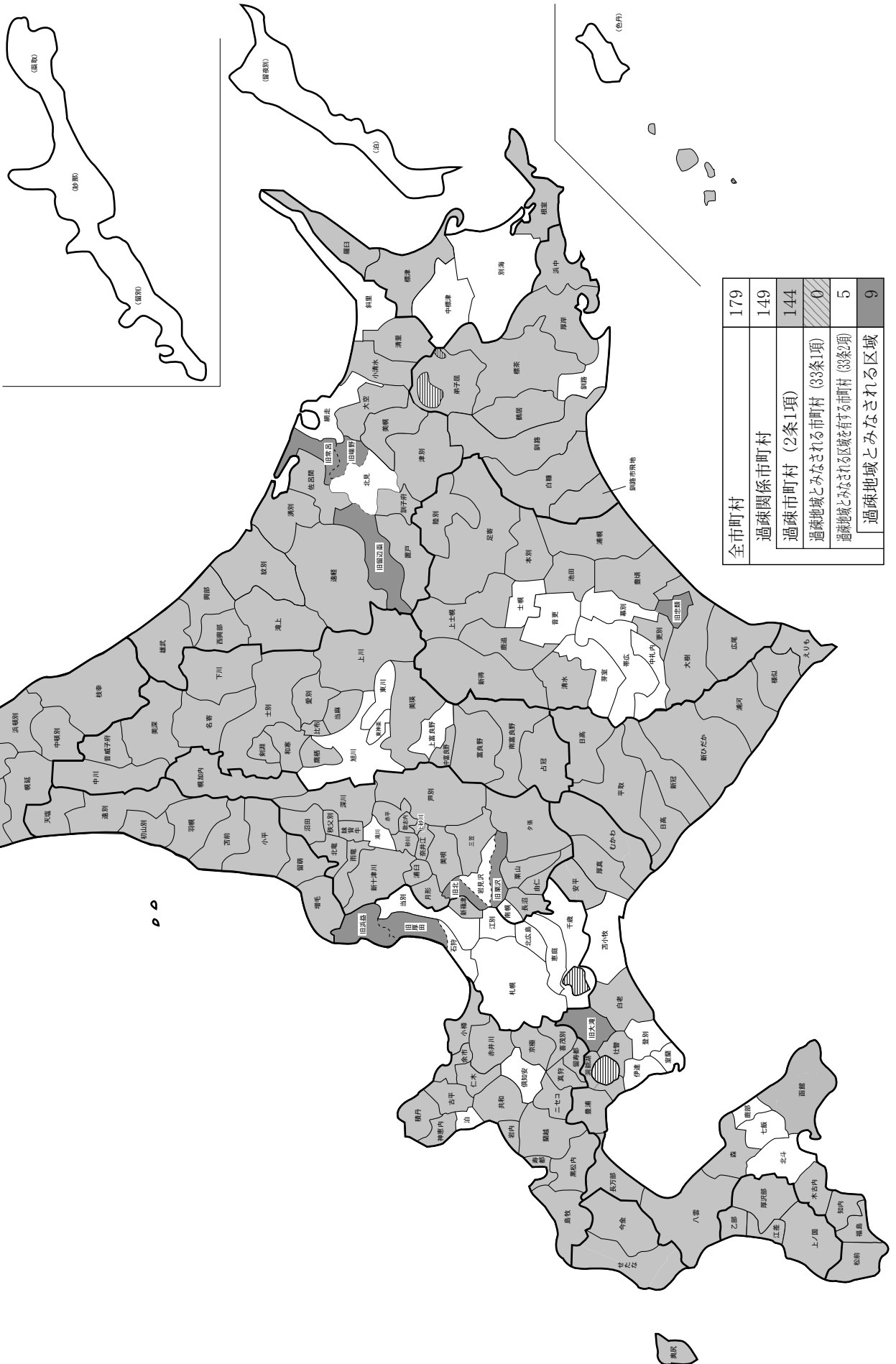


全市町村	1718
過疎関係市町村	817
過疎市町村 (2条1項)	647
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	25
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	145
過疎地域とみなされる区域	283

※東京都特別区は市町村数に含まない。

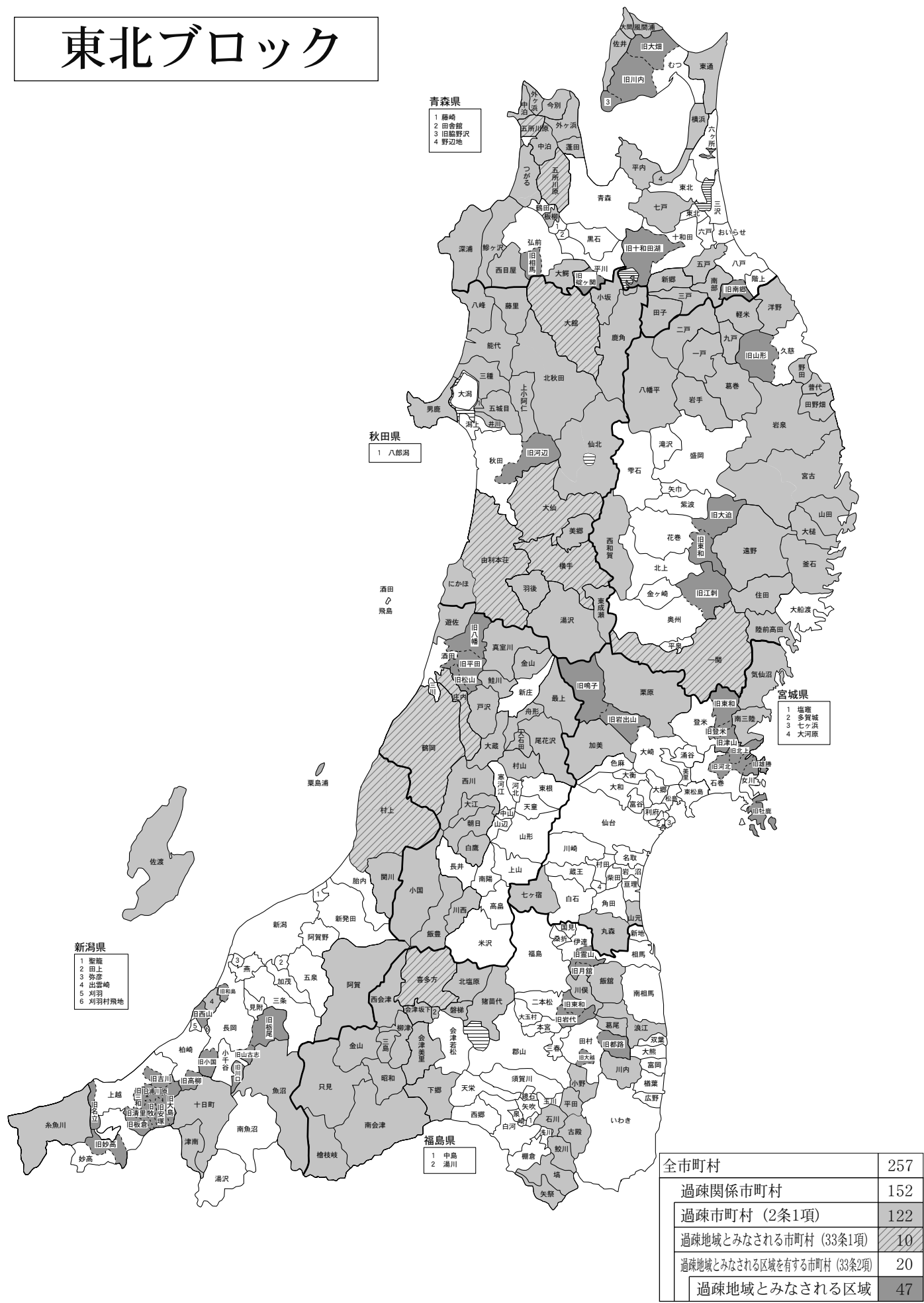


# 北海道ブロック

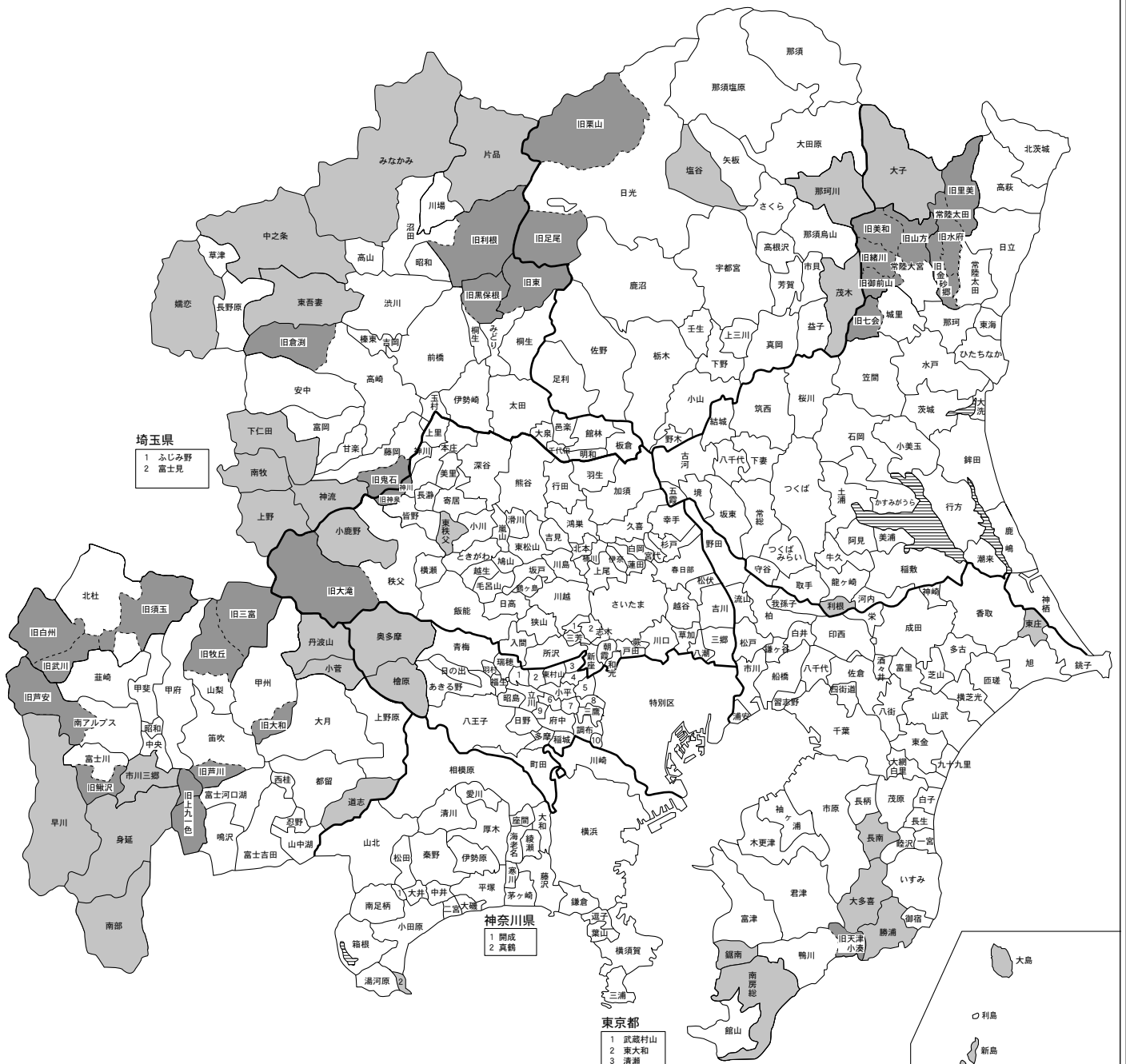


全市町村	179
過疎関係市町村	149
過疎市町村 (2条1項)	144
過疎地域とみなされる市町村 (3条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (3条2項)	5
過疎地域とみなされる区域	9

# 東北ブロック



# 関東ブロック



埼玉県  
1 ふじみ野  
2 富士見

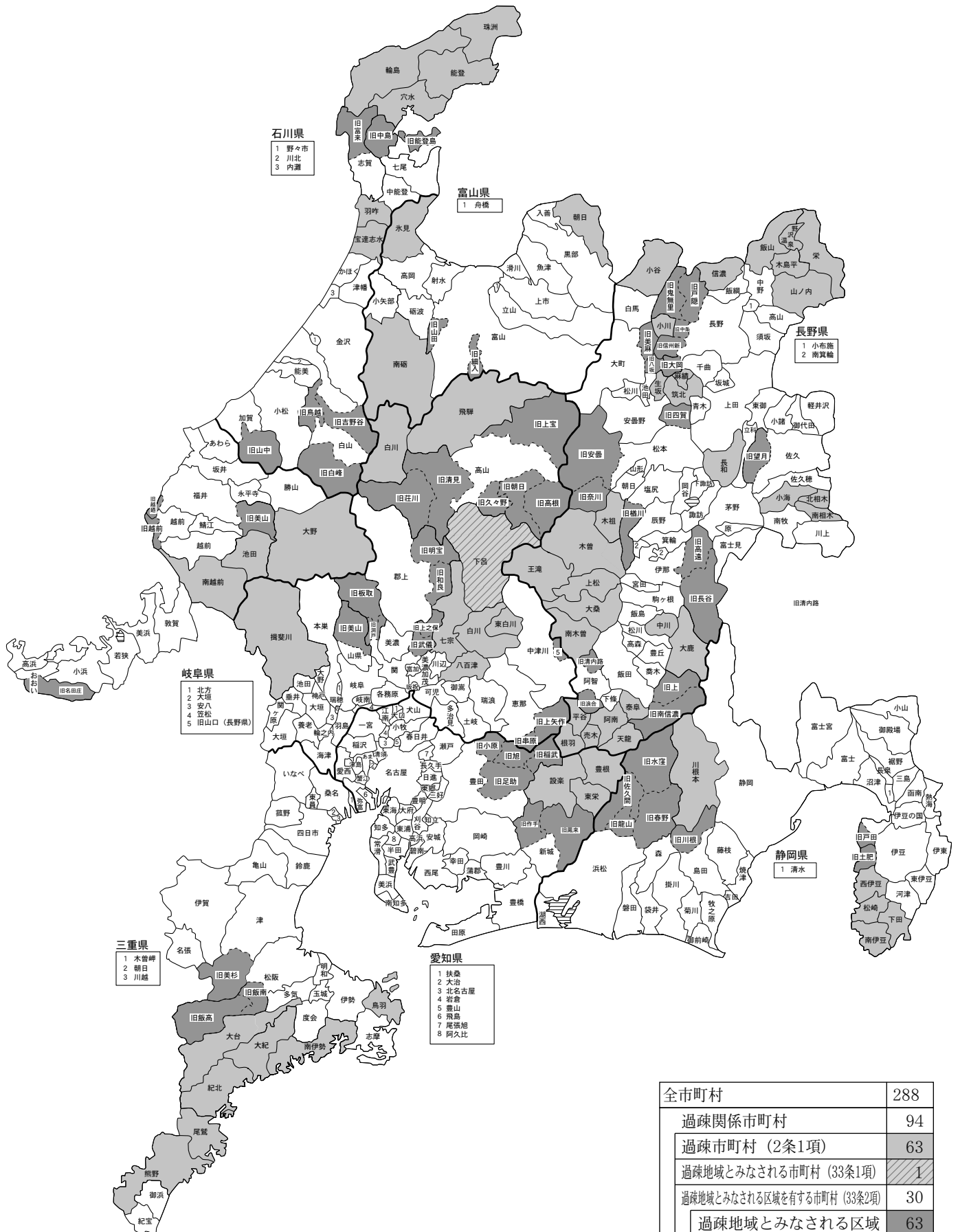
神奈川県  
1 開成  
2 真鶴

東京都  
1 武蔵村山  
2 東大和  
3 清瀬  
4 東久留米  
5 西東京  
6 国分寺  
7 小金井  
8 武蔵野  
9 国立  
10 狛江

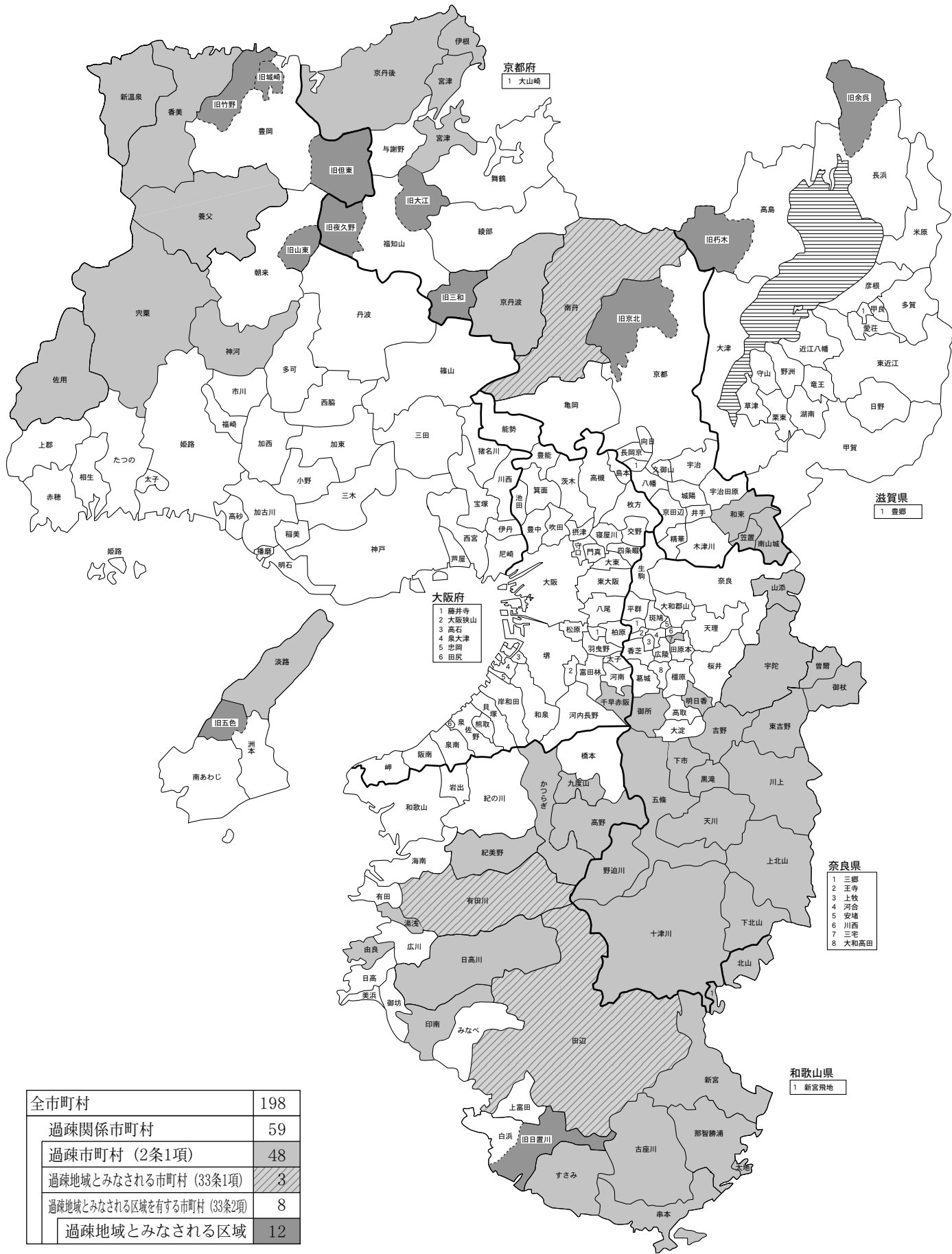
全市町村	320
過疎関係市町村	56
過疎市町村 (2条1項)	36
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	20
過疎地域とみなされる区域	29

※東京都特別区は市町村数に含まない。

# 東海・北陸ブロック



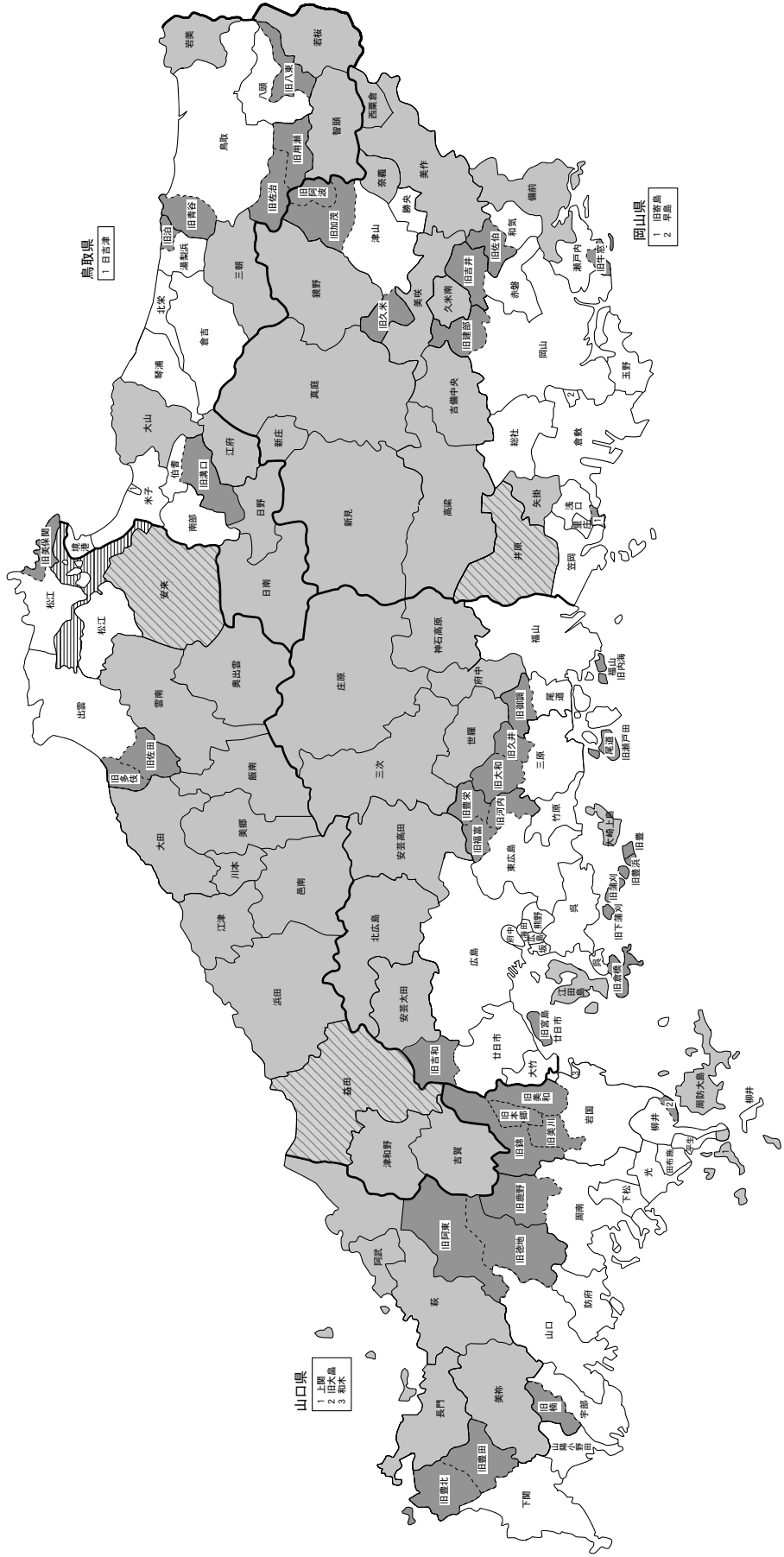
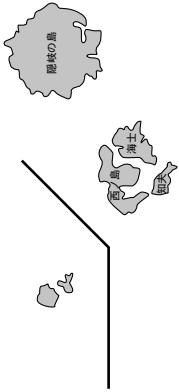
# 近畿ブロック



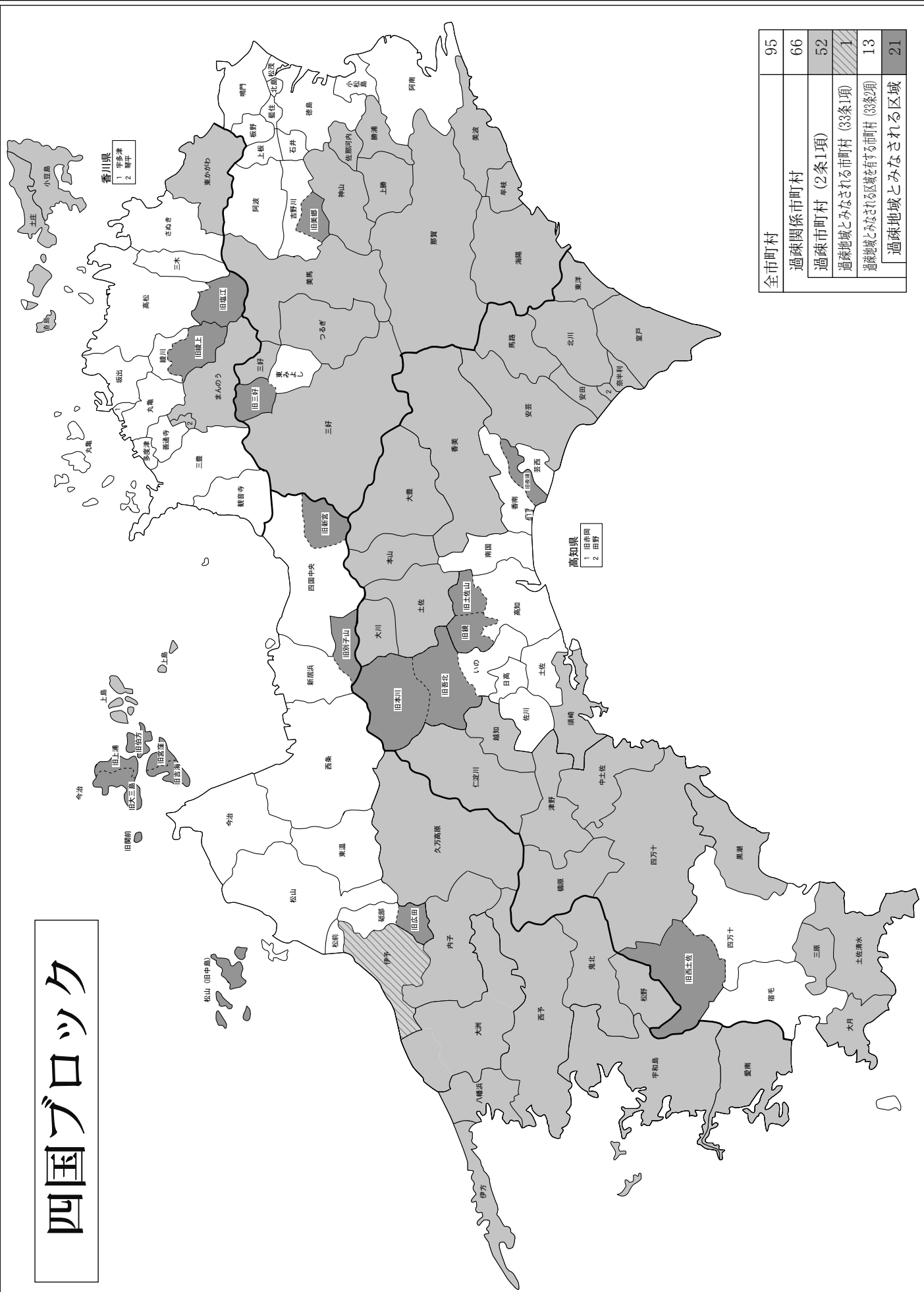
全市町村	198
過疎関係市町村	59
過疎市町村 (2条1項)	48
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	3
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	8
過疎地域とみなされる区域	12

# 中国ブロック

全市町村	107
過疎関係市町村	79
過疎市町村 (2条1項)	52
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	3
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	24
過疎地域とみなされる区域	43

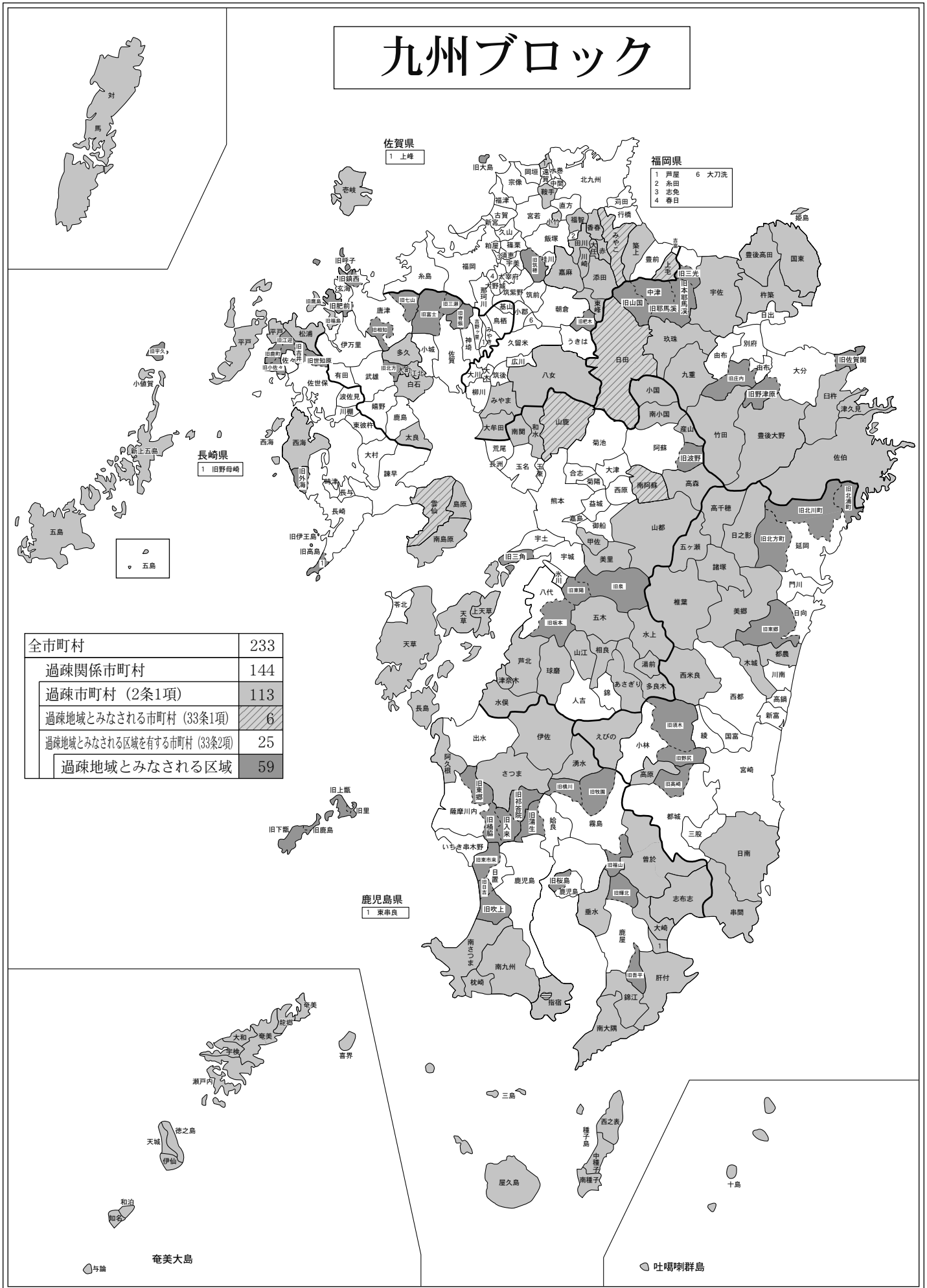


# 四国ブロック



全市町村	95
過疎関係市町村	66
過疎市町村 (2条1項)	52
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	13
過疎地域とみなされる区域	21

# 九州ブロック



佐賀県  
1 上峰

福岡県  
1 芦屋 6 大刀洗  
2 糸田  
3 志免  
4 春日

長崎県  
1 旧野母崎

鹿児島県  
1 東串良

全市町村	233
過疎関係市町村	144
過疎市町村 (2条1項)	113
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	6
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	25
過疎地域とみなされる区域	59



# 沖 縄 県

